

**第25回
燕市都市計画審議会議案**

日時 令和6年2月16日（金） 午後3時から
場所 燕市役所3階 会議室301

燕市都市整備部都市計画課

目 次

燕市都市計画審議会委員名簿	1
審議会への付議について	2
第1号議案 燕市立地適正化計画《改定》(案)について	3

燕市都市計画審議会委員名簿

任期 令和4年5月1日～令和6年4月30日

区分	氏名	役職名	備考
都道府県及び市町村の市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項・2項	学識経験者	桜井 甚一	前新潟県議会議員
		三部 正哉	三部正哉司法書士事務所
		樋口 秀	新潟工科大学工学部工学科 建築・都市環境学系 教授
	市議会議員	田澤 信行	産業建設常任委員長
		土田 昇	産業建設常任委員
		稻村 隆行	産業建設常任委員
	関係行政機関の職員	上村 康司	新潟県三条地域振興局 地域整備部長
		渋谷 美浩	新潟県三条地域振興局 農業振興部長
		和田 正春	燕市農業委員会長
	公共団体及び公共的団体役職員	田野 隆夫	燕商工会議所会頭
		池田 弘	日本金属ハウスウェア 工業組合理事長
		阿部 恭裕	JA新潟かがやき吉田支店長
		石田 仙一	西蒲原土地改良区 地域担当理事
	住民代表	丸山 朝子	
		小林 理恵子	
		山田 直子	

※ 条例定数16名 現在委員数16名

(敬称略)

燕都第1469号
令和6年2月16日

燕市都市計画審議会長様

燕市長 鈴木力

審議会への付議について

都市計画法の規定により、下記の案件を付議します。

記

議案番号	都市名	件名
1	燕市	燕市立地適正化計画《改定》(案)について

第1号議案

燕市立地適正化計画《改定》（案）について

(案)

燕市 立地適正化計画



令和6年2月版
新潟県 燕市

目 次

はじめに	1
1. 立地適正化計画策定の背景と目的	1
2. 立地適正化計画の概要	1
3. 立地適正化計画の位置づけ	3
4. 立地適正化計画の区域	4
5. 立地適正化計画の計画期間	4
第1章 燕市を取り巻く現状と課題	5
1. 燕市の人口・世帯数に係る現状	5
(1) 人口・世帯数の動向	5
① 人口・世帯数の推移	5
② 年齢構成別人口の推移	6
③ 自然増減、社会増減の状況	7
④ 人口集積の状況	8
⑤ 人口集中地区（D I D）の変遷	10
(2) 人口の将来見通し	12
① 将来人口推計	12
② 人口密度の変化	13
③ 高齢化率の変化	13
④ 人口増減の現状と見通し	14
⑤ 課題	16
(参考) メッシュ（一辺 500m）毎の人口推計の方法	16
2. 燕市の都市環境に係る現状と課題	17
(1) 土地利用等の動向	17
① 土地利用の動向	17
1) 現状	17
2) 課題	17
② 空き家の動向	18
1) 現状	18
2) 課題	19
③ 開発許可の実態	20
1) 現状	20
2) 課題	21
④ 農地	22
1) 現状	22
2) 課題	23

(2) 公共交通の実態	24
① 現状	24
1) 公共交通網の実態	24
2) 運行頻度の状況	25
3) 利用者数の推移	26
4) 公共交通の利便性	27
② 課題	27
(3) 都市機能の立地状況	28
① 現状と将来見通し	28
1) 医療施設	28
2) 高齢者福祉施設	30
3) 子育て支援施設	32
4) 学校施設	34
5) 商業施設等	36
6) 公民館、図書館	38
② 課題	39
(4) 経済活動・財政の動向	40
① 商業の動向	40
1) 現状	40
2) 課題	40
② 産業の動向	41
1) 現状	41
2) 課題	42
③ 歳入・歳出の状況	43
1) 現状	43
2) 課題	43
第2章 まちづくりの方針	44
1. まちづくりの理念と将来像	44
2. まちづくりの方針	45
3. 目指すべき都市の骨格構造	47
(1) 拠点等の考え方	47
(2) 公共交通の考え方	47
4. 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）	49

第3章 誘導区域、誘導施設の設定	51
1. 都市機能誘導区域の検討	51
(1) 基本的考え方	51
(2) 都市機能誘導区域の設定方針	51
(3) 都市機能誘導区域の検討	52
① 都市機能誘導区域に含めることを基本とする区域の検討	52
② 都市機能誘導区域に含めない区域	54
2. 誘導施設の検討	55
(1) 都市機能の必要性に係る検討	55
(2) 誘導施設の設定	57
3. 居住誘導区域の検討	58
(1) 基本的考え方	58
(2) 居住誘導区域の設定方針	58
(3) 居住誘導区域の検討	59
① 居住誘導区域に含めることを基本とする区域の検討	59
② 居住誘導区域に含めない区域	62
③ 総合的または慎重な判断が必要な区域	63
(4) 居住誘導区域の適正規模の検証	64
(5) 全市的な居住の誘導方針	65
4. 都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定	66
(1) 燕地区	66
(2) 吉田地区	67
(3) 分水地区	68
第4章 誘導施策	69
1. 都市機能誘導区域および居住誘導区域における誘導施策	69
(1) ものづくり産業の活性化	70
(2) 働き盛り世代の移住・定住の促進	71
(3) まちなか居住の促進	72
2. 燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針による 連携生活拠点区域における誘導施策	74
3. 都市機能誘導区域、居住誘導区域における届出・勧告制度	75

(1) 都市機能誘導区域に係る届出・勧告	75
(2) 居住誘導区域に係る届出・勧告	75
第5章 定量的な目標値の設定	76
1. 目標指標の設定	76
2. 従前値・目標値の設定	77
第6章 防災指針	78
防災指針とは	78
1. 災害リスクの分析	79
(1) 燕市における災害履歴	79
(2) 都市レベルの災害リスクの分析	82
① 洪水浸水想定区域	82
1) 信濃川水系信濃川（下流）	84
2) 大河津分水路	86
3) 新川水系大通川	88
② 浸水継続時間	92
1) 信濃川水系信濃川（下流）	93
2) 大河津分水路	94
3) 新川水系大通川	95
③ 家屋倒壊等氾濫想定区	97
1) 信濃川水系信濃川（下流）	98
2) 大河津分水路	99
3) 新川水系大通川	100
4) 信濃川水系中ノ口川	101
④ 津波浸水想定区	102
⑤ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	103
⑥ 大規模盛土造成地	104
(3) 地区レベルの災害リスクの分析	105
① 分析の考え方	105
② 地区レベルの災害リスクの分析	106
1) 燕地区	106
2) 吉田地区	111
3) 分水地区	115
2. 地区ごとの防災上の課題の整理	120
(1) 燕地区	120

(2) 吉田地区	121
(3) 分水地区	122
3. 防災まちづくりの将来像と取組方針の検討	123
(1) 防災まちづくりの基本方針	123
(2) 地区ごとの課題を踏まえた取組方針	123
4. 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討	124
(1) 取組方針に基づく具体的な取組およびスケジュール	124
① 防災まちづくりに係る具体的取組	124
② 具体的取組のスケジュール	124
③ 地区別の取組	126
④ 地区別の取組（主に避難行動について）	128
1) 燕地区	128
2) 吉田地区	130
3) 分水地区	132
(2) 定量的な目標値の設定	134
① 目標指標の設定	134
② 従前値・目標値の設定	135
第7章 施策の達成状況に関する評価方法の検討	137
1. 計画の評価と見直しについて	137
2. 評価方法	138
(参考) 従前値の状況	139

はじめに

1. 立地適正化計画策定の背景と目的

多くの地方都市では、今後、急速な人口減少が見込まれており、一定の人口密度に支えられた医療、福祉、子育て、商業等の生活サービスの提供が、将来困難になる恐れがあります。

また、厳しい財政制約の下、老朽化が進む公共施設への対応も大きな課題となっています。

このような中、今後のまちづくりは、高齢者等の健康・快適な生活を確保すること、現役世代にとっても魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な都市とすること、災害に強いまちづくりを推進すること等が求められています。

このような背景を踏まえ、平成26年8月に都市再生特別措置法の一部が改正され、居住機能や都市機能の誘導、公共交通の充実等により『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の都市構造を目指す立地適正化計画制度が創設されました。

燕市においても、これまで、増加する人口を見込み都市が拡大を続けてきましたが、今後は、人口減少や高齢化の進展、財政的制約等がますます厳しくなると予測されることから、立地適正化計画を策定し、燕市都市計画マスターplanの将来像である『人と自然と産業が共生する夢のある都市　～みんなが輝く持続可能なまちづくり～』を目指すものとします。

2. 立地適正化計画の概要

都市全体を見渡したマスターplan

一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能と、都市全体を見渡したマスターplanとして機能する市町村マスターplanの高度化版です。

都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進します。

都市計画と都市機能の融合

従来からの都市計画に基づく土地利用規制に加えて、すべての人が安心して健康で快適に生活するための都市機能（誘導施設）を設定し、日常生活に必要な機能の維持・確保を図ります。

まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景とした、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちづくりのあり方を見据えた公共施設の再配置など、公的不動産の有効活用を促進します。

時間軸を持ったアクションプラン

居住誘導区域の人口密度を維持していくためには、様々な分野の施策を持続的に展開していくことが必要です。このため、計画の達成状況を評価しつつ、実態に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不斷に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することにより効果的なまちづくりを推進します。

立地適正化計画で定める事項（都市再生特別措置法 第81条の概要）

・立地適正化計画の区域

⇒都市計画区域内でなければならず、都市計画区域全体を区域とすることが基本となります。

・立地の適正化に関する基本的な方針

⇒目指すべきまちづくりの方針（ターゲット）や目指すべき都市の骨格構造、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）を明確にします。

・都市機能誘導区域

⇒医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心部などに誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域を設定します。

・誘導施設

⇒都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）を設定します。

・居住誘導区域

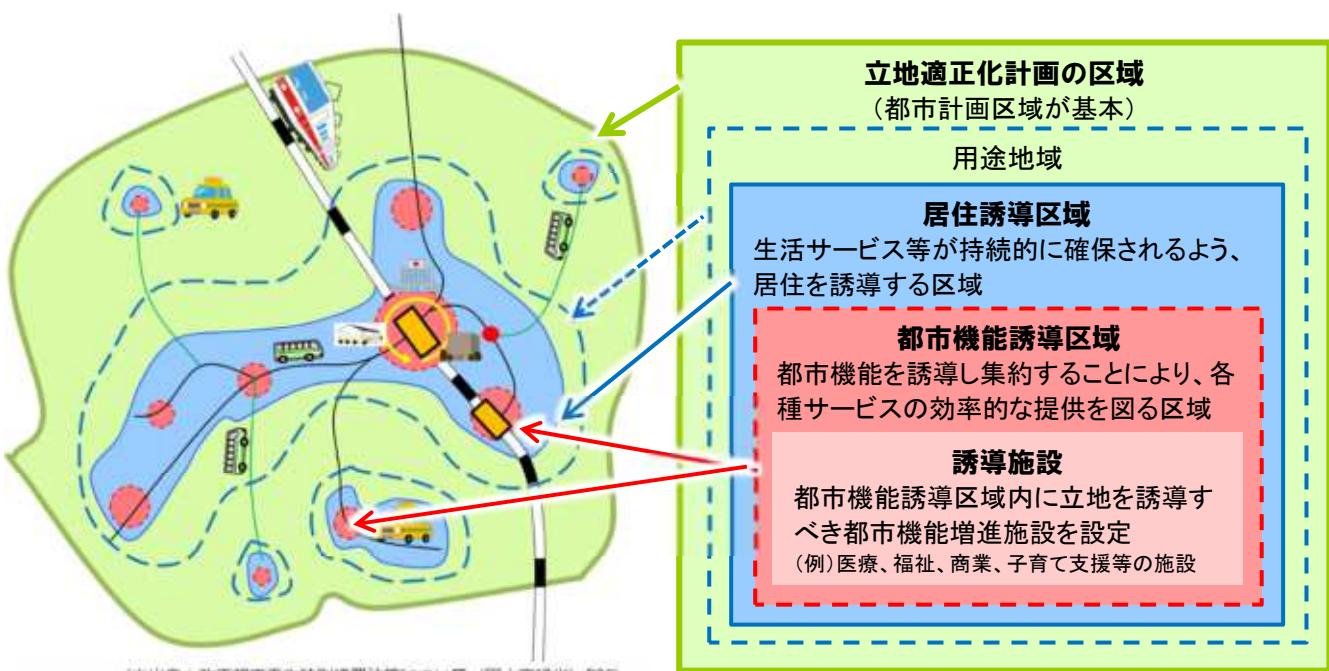
⇒人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を設定します。

・誘導施策

⇒都市機能誘導区域内への都市機能の誘導や、居住誘導区域内への居住の誘導に係る各種支援策など、必要な施策を位置づけます。

・都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）

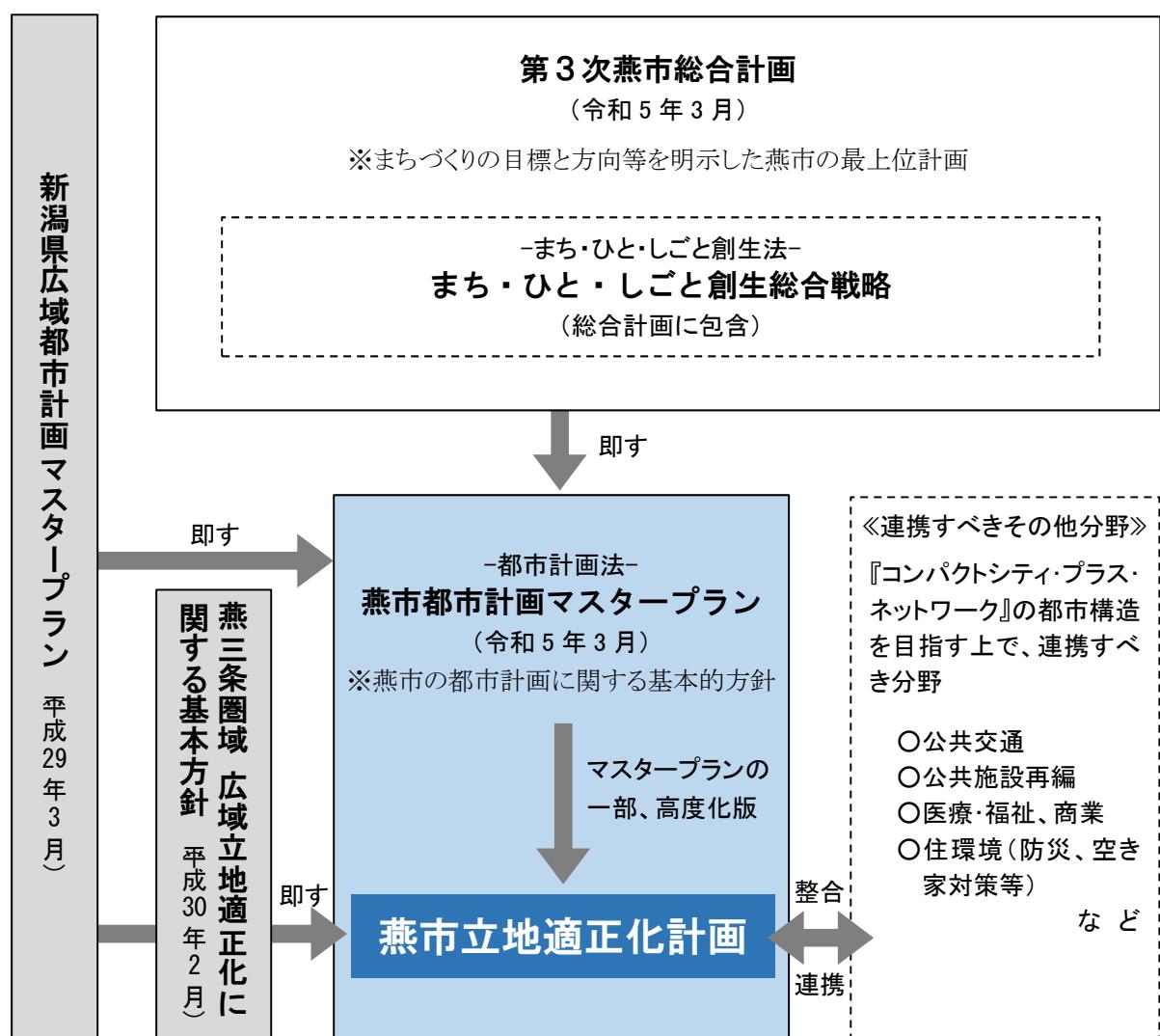
⇒災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを進めるため、災害リスクを回避・低減するための総合的な対策等を位置付けます。



3. 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地等に関し、公共交通の充実、公共施設の再編、医療・福祉の充実、商業等の活性化、防災対策や空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な施策と連携する包括的なマスターplanとして策定するものです。

特に、本計画は、都市計画マスターplanの高度化版である意義と役割を踏まえ、総合計画等に即して作成した燕市都市計画マスターplanの「まちづくりの理念と将来像」に準拠しつつ策定します。



4. 立地適正化計画の区域

立地適正化計画の区域は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、燕市の都市計画区域全域とします。

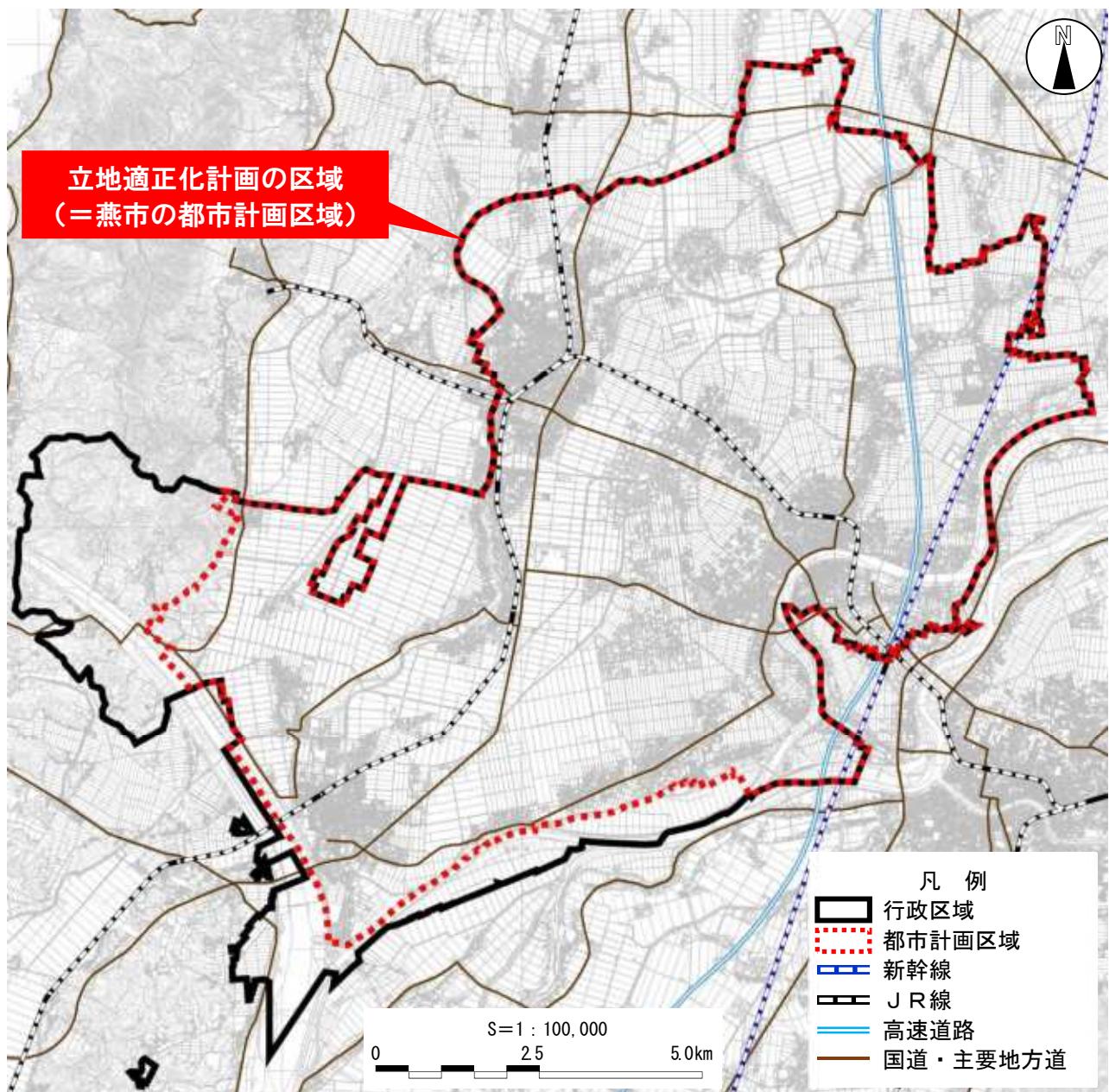


図 0-4-1：立地適正化計画の区域

5. 立地適正化計画の計画期間

立地適正化計画に基づく都市機能や居住の誘導は、短期間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくべきものです。また、都市計画運用指針には、計画の検討にあたっては、一つの将来像として、概ね20年後の都市の姿を展望することが考えられると記載されています。以上を踏まえ、計画期間は概ね20年後の2040年度（令和22年度）までとします。

第1章 燕市を取り巻く現状と課題

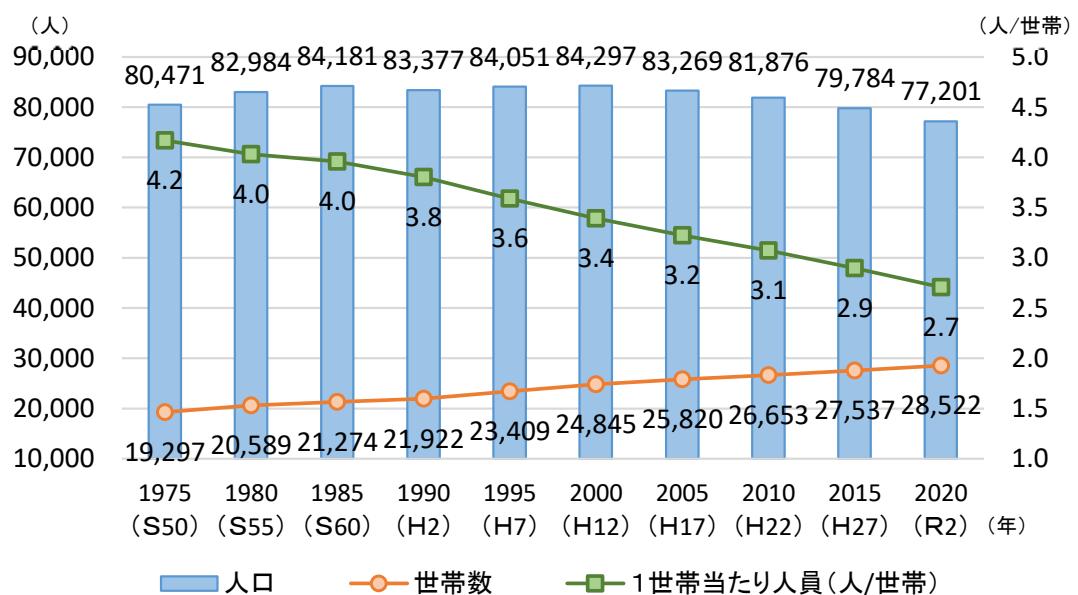
1. 燕市の人口・世帯数に係る現状

(1) 人口・世帯数の動向

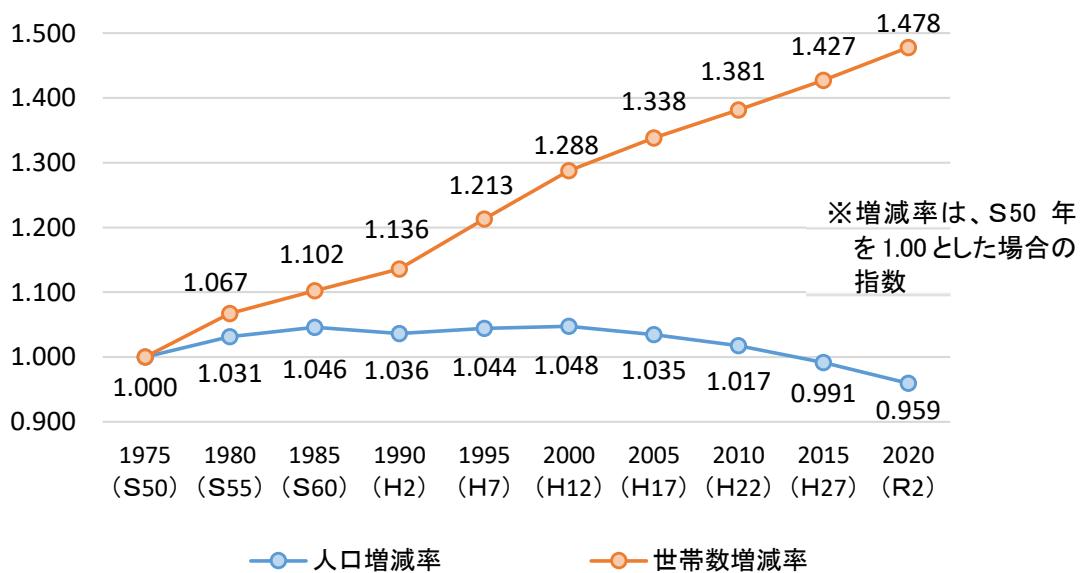
① 人口・世帯数の推移

燕市の人口は、平成12年の84,297人をピークに減少傾向に転じており、令和2年の人口は77,201人となっています。

一方、世帯数は増加傾向を示しています。



グラフ1-1-1：人口・世帯数の推移（資料：国勢調査）



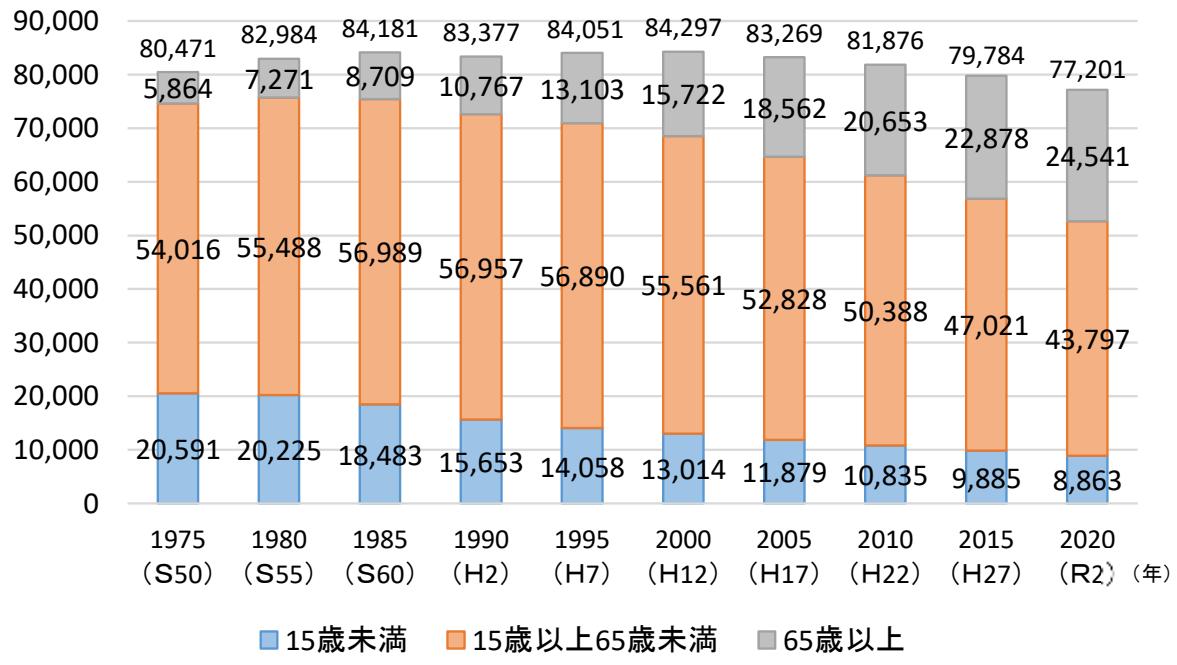
グラフ1-1-2：人口・世帯数の増減率の推移（資料：国勢調査）

② 年齢構成別人口の推移

15歳以上 65歳未満の人口は昭和 60年をピークに減少し、15歳未満の人口と 65歳以上の人口は平成 12年に逆転するなど、少子高齢化が進んでいます。

高齢化率は年々上昇し、令和 2年は 31.8%と全国平均（28.8%）を上回る状況となっています。

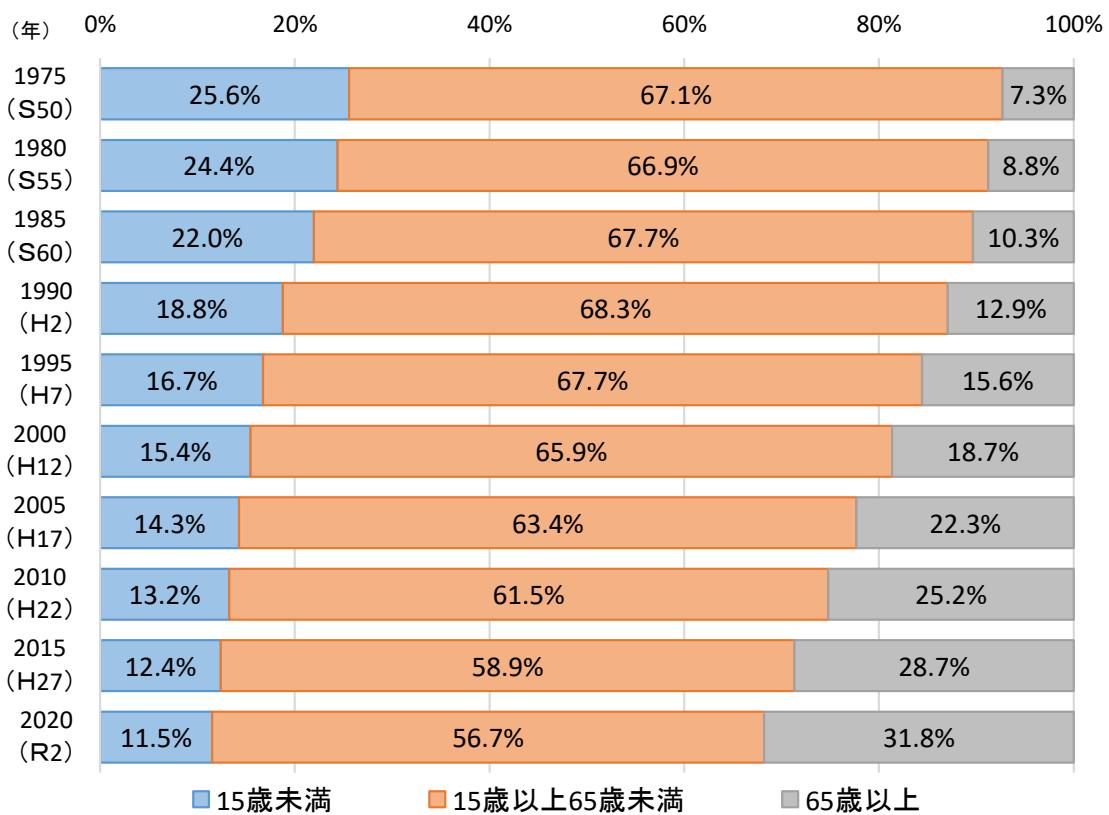
（人）



■ 15歳未満 ■ 15歳以上65歳未満 ■ 65歳以上

グラフ 1-1-3：年齢構成別人口の推移（資料：国勢調査）

※年齢不詳は 65歳以上に含む



■ 15歳未満 ■ 15歳以上65歳未満 ■ 65歳以上

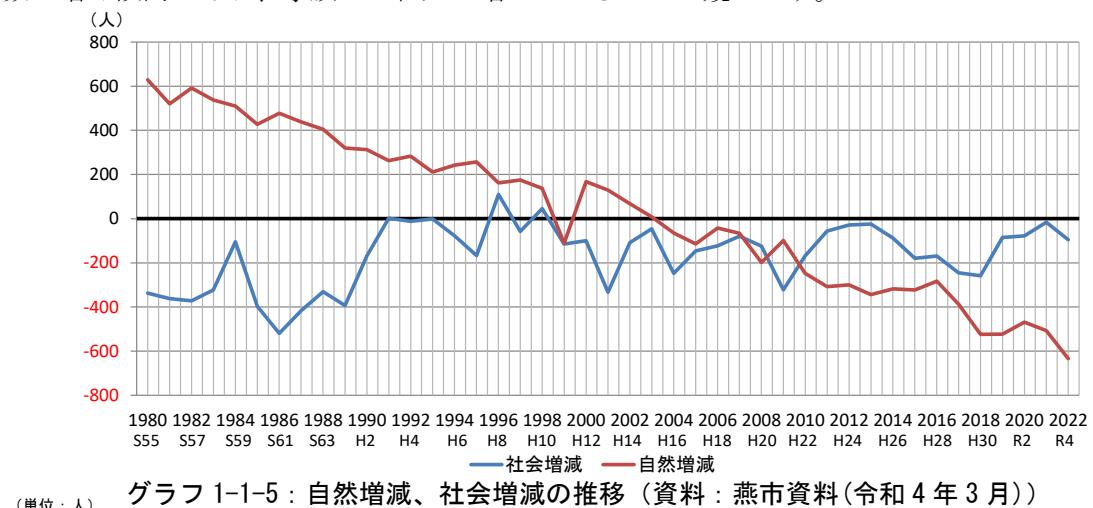
グラフ 1-1-4：年齢構成別人口割合の推移（資料：国勢調査）

※年齢不詳は 65歳以上に含む

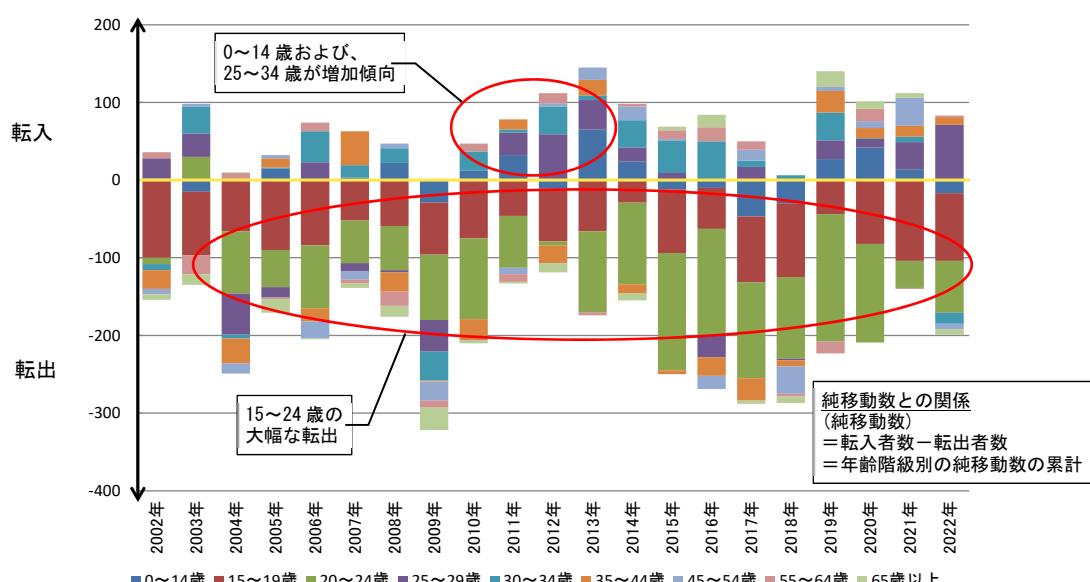
③ 自然増減、社会増減の状況

自然増減と社会増減の推移をみると、自然増減は一貫して減少傾向となっており、2004年にマイナス期に突入しました。また、社会増減は基本的にはマイナス基調で推移しています。

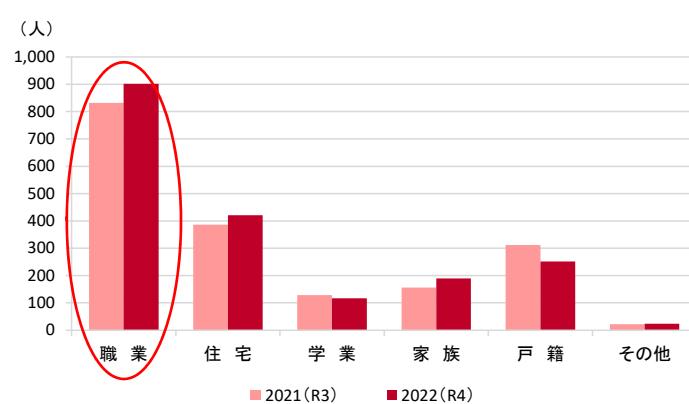
社会増減の状況を年齢階層別に見てみると、15～24歳の転出数が多くなっています。なお、転出の理由は「職業」が最多となっています。一方で、2010年頃から0～14歳および25～34歳で転入数が増加傾向にあり、家族での転入が増えていることが窺えます。



グラフ 1-1-5：自然増減、社会増減の推移（資料：燕市資料(令和4年3月)）



グラフ 1-1-6：年齢階級別的人口移動の状況（資料：新潟県の人口移動 “新潟県人口移動調査結果報告”）



グラフ 1-1-7：転出の理由（資料：新潟県の人口移動 “新潟県人口移動調査結果報告”）

④ 人口集積の状況

燕市の用途地域（住宅の立地が規制されている工業専用地域を除く）は1,620haが指定されており、用途地域内には令和4年3月31日時点で48,413人が居住しています。

これらが都市計画区域（面積9,311ha、人口77,227人）に占める比率は、面積が17.4%、人口が62.7%で、県内他都市の状況と比較すると、用途地域内への人口集積は比較的高いものの、都市計画区域に占める用途地域の割合が高いため、人口集積度が高いとは言えない状況です。また、用途地域内の人団密度についても、人口規模が類似する人口5万人以上10万人未満の市町と比較すると高いとは言えない状況です。

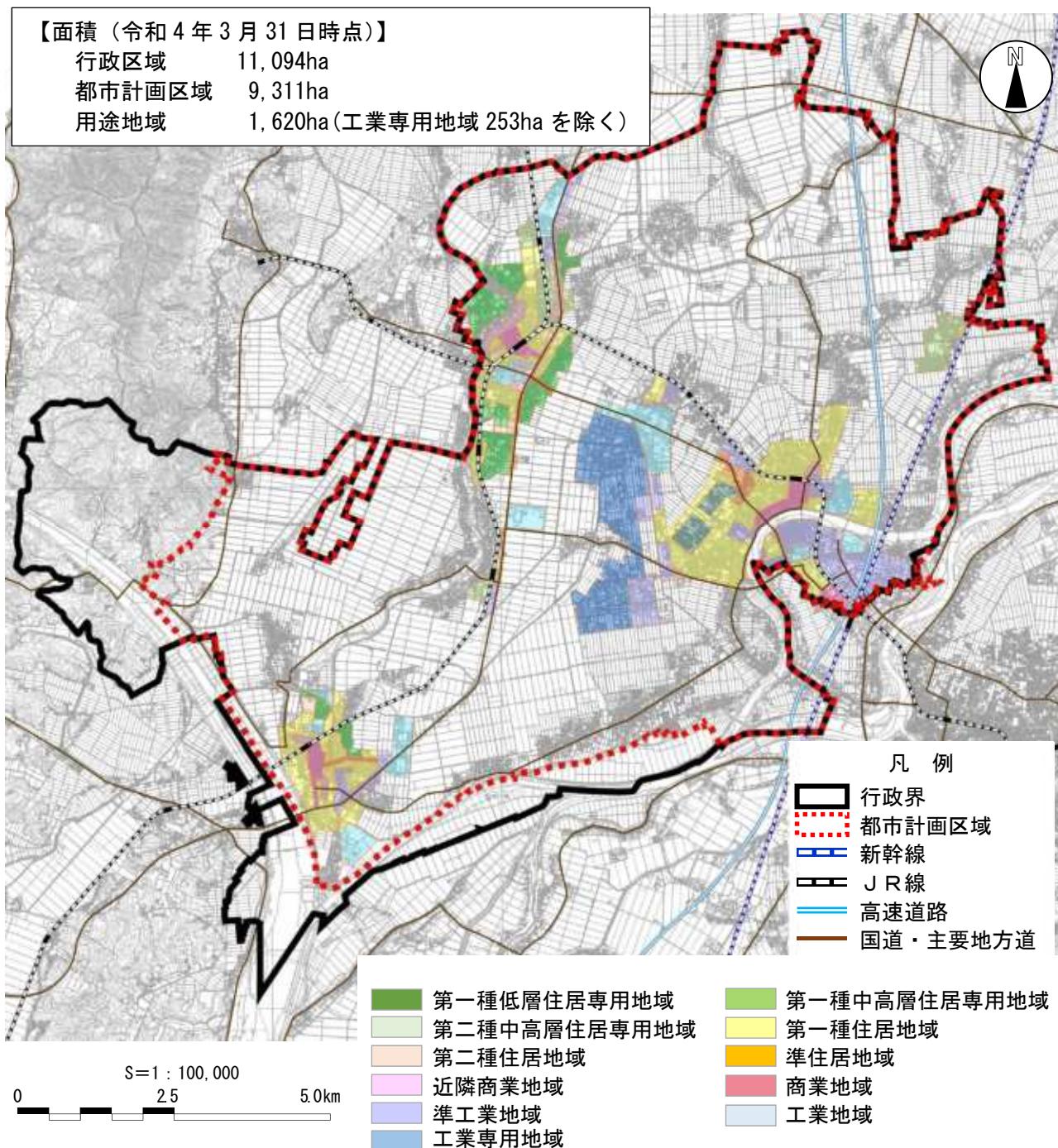


図1-1-1：用途地域の状況

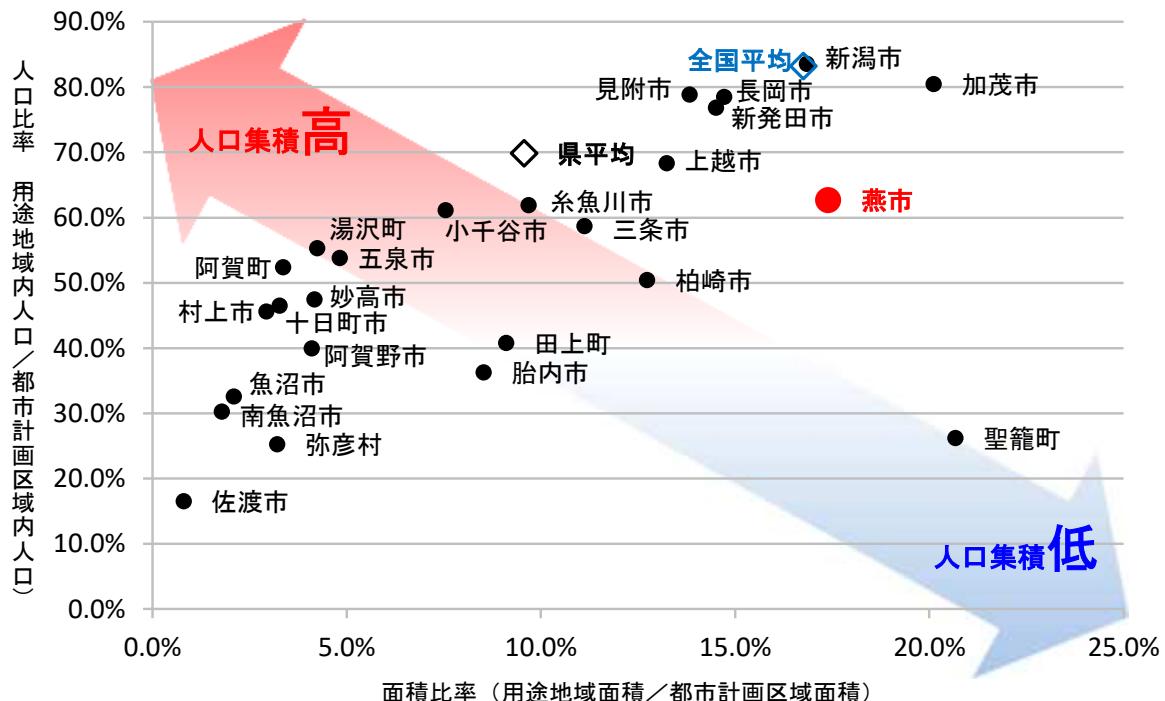
表 1-1-1：行政区域、都市計画区域、用途地域(工業専用地域除く)の面積および人口の状況

(資料：新潟県の都市計画“資料編”(令和4年版))

行政区域		都市計画区域		用途地域(面積は工業専用地域を含まない)				
面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)		人口(人)		人口密度(人/ha)
				県内順位	県内順位	県内順位	県内順位	
11,094	77,687	9,311	77,227	4/25	1,620 (17.4%)	6/25	48,413 (62.7%)	15/25 25.8

※ 用途地域下段()は都市計画区域に対する比率

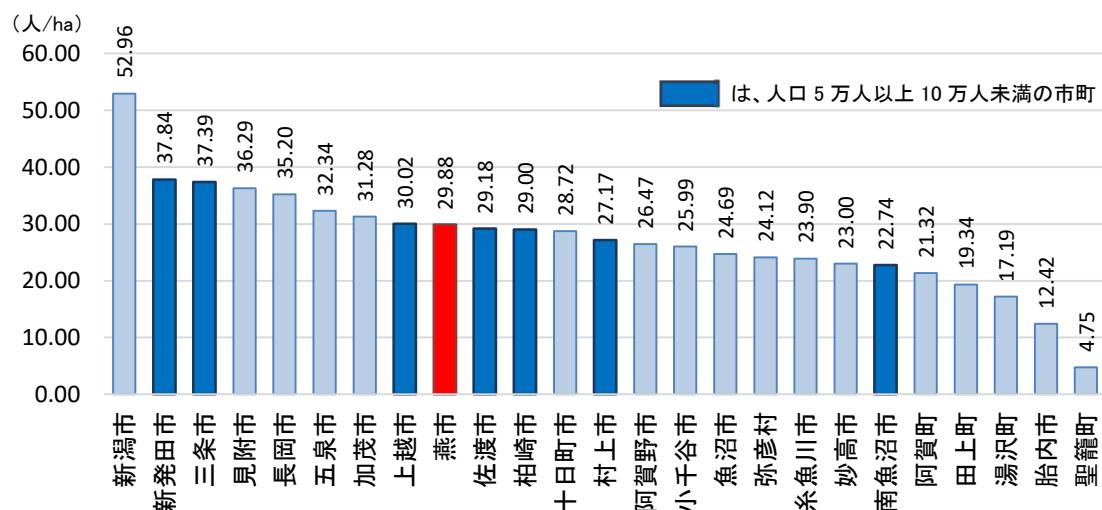
※ 県内順位について、面積は割合が小さい順、人口および人口密度は割合・値が大きい順



※ 都市計画区域が指定されていない出雲崎町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村は除く

グラフ 1-1-8：都市計画区域に対する用途地域(工業専用地域除く)の面積および人口の比率

(資料：新潟県の都市計画“資料編”(令和4年版)、全国平均は令和2年時点)



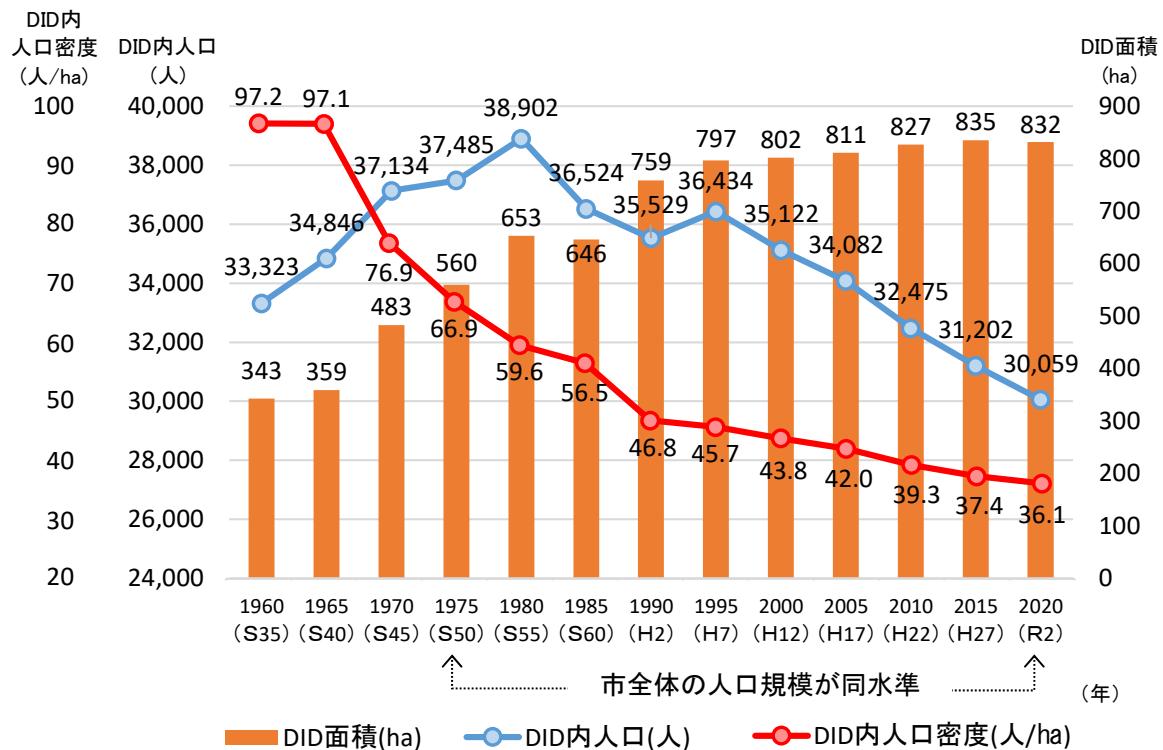
グラフ 1-1-9：新潟県内各市町村の用途地域(工業専用地域除く)内人口密度

(資料：新潟県の都市計画“資料編”(令和4年版))

⑤ 人口集中地区（DID）の変遷

DID内人口は、昭和55年以降、減少傾向に転じており、令和2年では市全体の人口規模が同規模であった昭和50年当時を大きく下回っています。

一方、令和2年のDID面積（832 ha）は、昭和50年（560 ha）の約1.5倍となっており、この結果、DID内の人口密度が低下し、平成22年からDIDの設定基準である4,000人/km²（40人/ha）を下回るなど、市街地の拡散による低密度化が進んでいます。



グラフ1-1-10：DID内人口、DID面積、DID内人口密度の推移（資料：国勢調査）

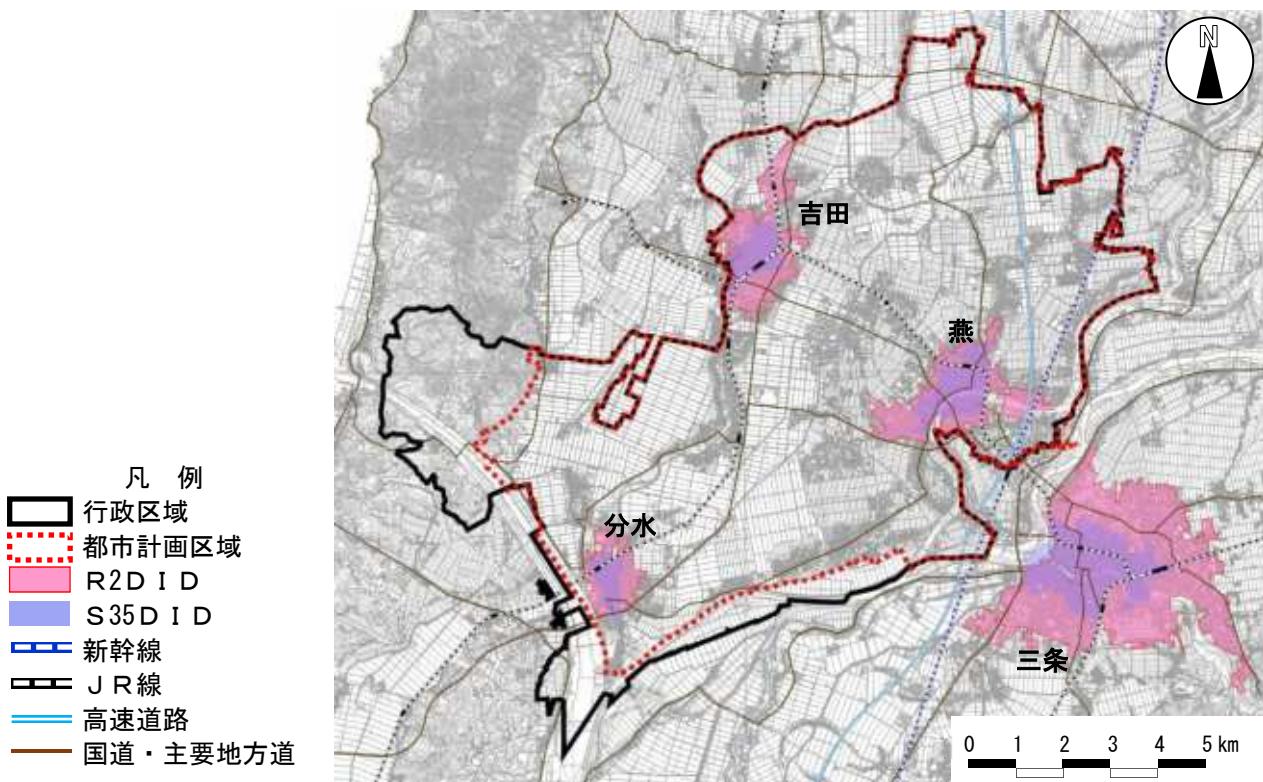


図1-1-2：DIDの変遷（資料：国土数値情報「DID人口集中地区」）

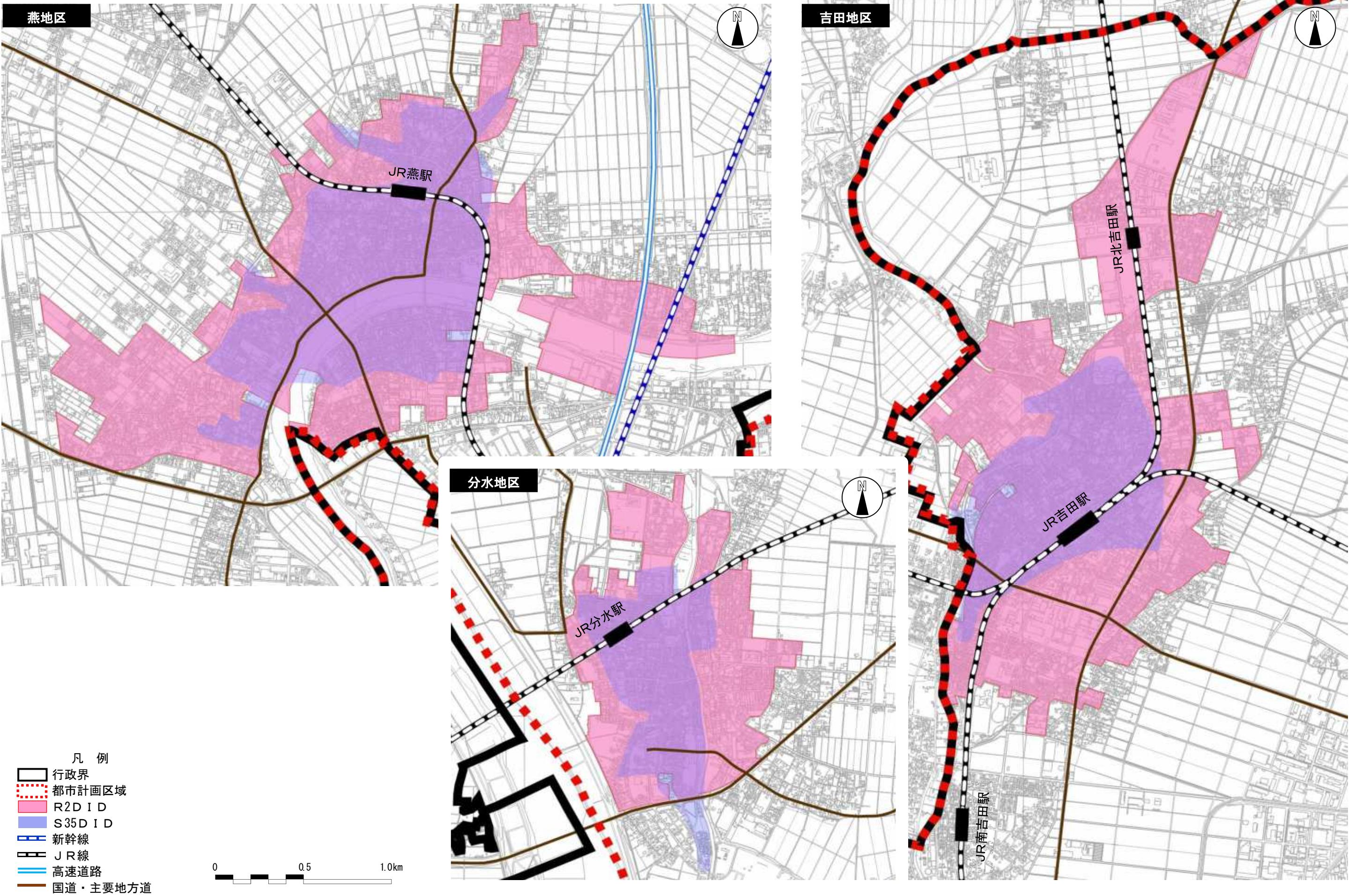


図 1-1-3 : D I D の変遷 (資料 : 国土数値情報「D I D 人口集中地区」)

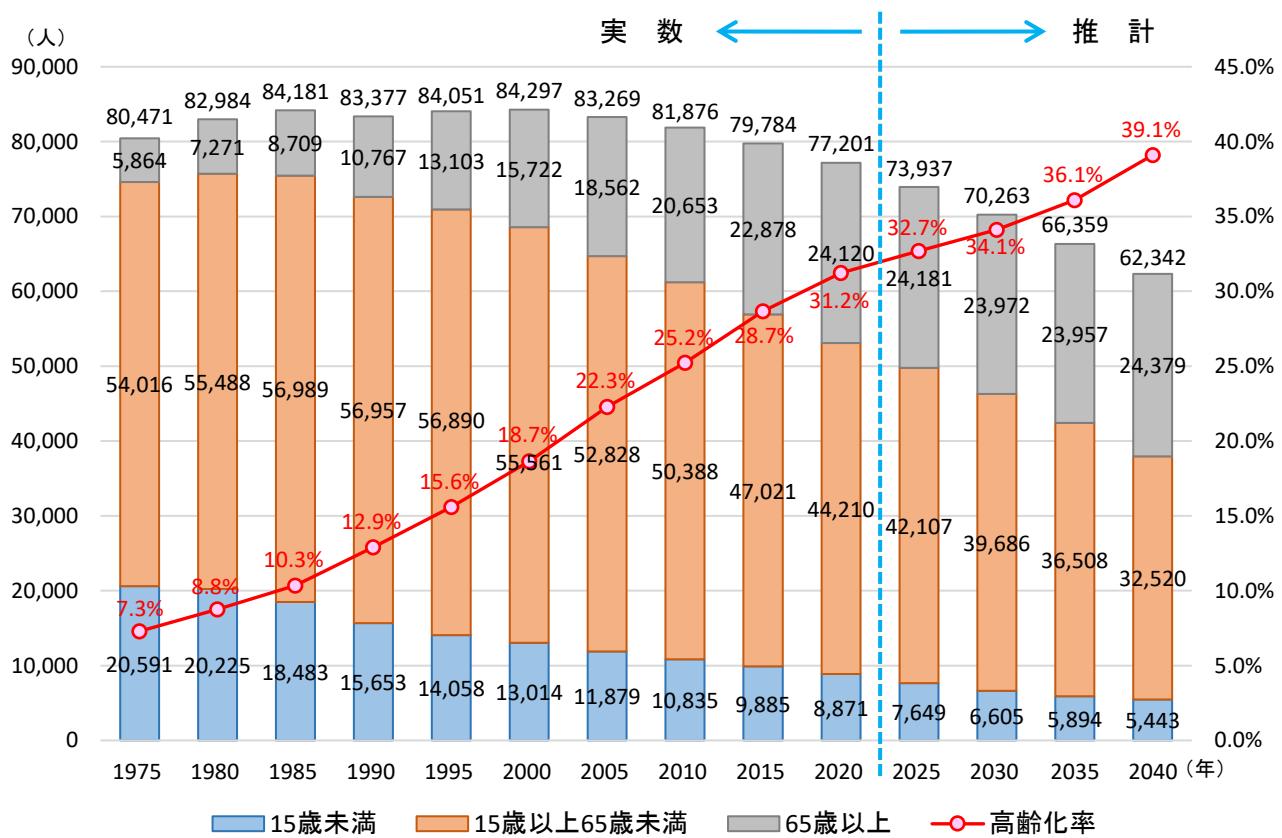
(2) 人口の将来見通し

① 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、燕市では、今後も人口減少が続き、市全体の人口は2040年には62,342人（2020年から14,859人減）になると推計されています。

また、高齢化率は2020年から約7.9ポイント増加し、2040年には39.1%に達すると見込まれています。

なお、65歳未満の人口が一貫して減少していく中で、65歳以上の高齢者人口は、2025年以降も横ばいの傾向が続き、2040年にはこれまでで最も多い24,379人に達する見込みです。



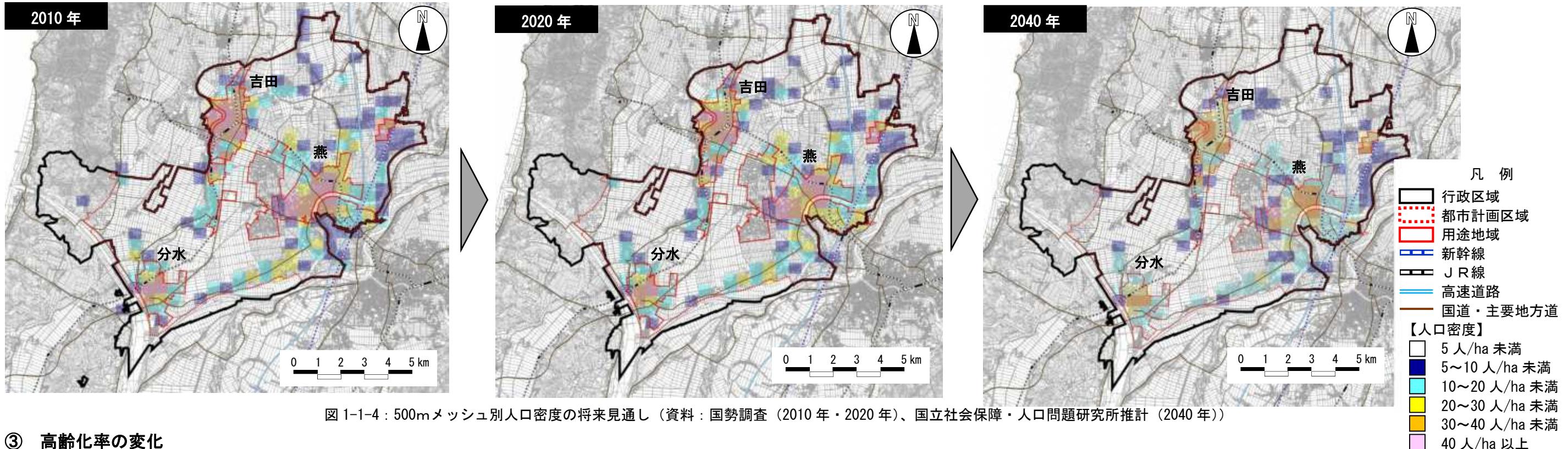
グラフ1-1-11：燕市の将来人口推計（資料：国立社会保障・人口問題研究所）※2020年までは国勢調査

② 人口密度の変化

2010年時点では、人口集中地区（D I D）の目安となる40人/ha以上のエリアが、燕、吉田、分水地区の市街地中心部で確認できます。

2020年時点では、市域全体で低密度化が進んでいますが、用途地域内は、市域全体に比べて比較的緩やかな状況です。

2040年時点では、市街地の低密度化が進み、すべての地区における用途地域内の多くが、30人/ha未満の人口密度になる見通しです。

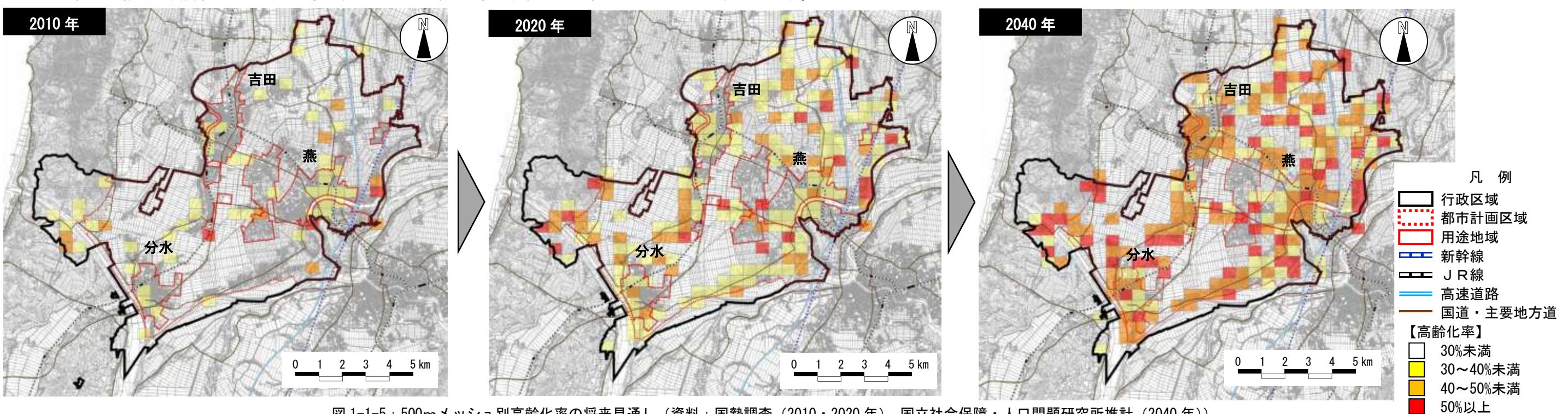


③ 高齢化率の変化

2010年時点(燕市の高齢化率 25.2%)では、燕、吉田、分水地区の市街地中心部や郊外の既存集落において高齢化が進展しています。

2020年時点(燕市の高齢化率 31.2%)では、郊外部において高齢化が更に進展し、高齢化率が 50%以上の区域も確認できます。

2040年時点(燕市の高齢化率 39.1%)では、上記のエリアを中心に、40%以上の区域は全市的に広がる見通しです。



④ 人口増減の現状と見通し

本市の総人口は、2010年から2020年の10年間で、4,675人減少しています。特にJR燕駅、吉田駅、分水駅周辺の市街地中心部における減少が顕著な状況です。一方、燕地区の須頃郷エリアや燕中学校周辺、吉田地区の吉田南小学校周辺等では人口が増加しています。

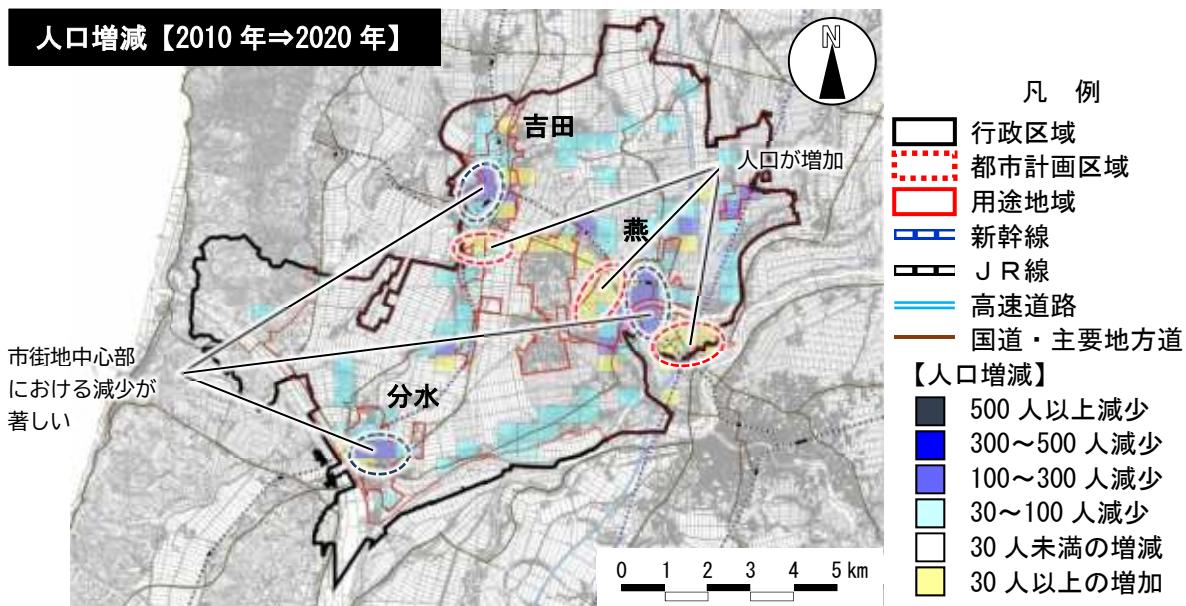


図1-1-6：500mメッシュ別人口増減（2010年⇒2020年）

（資料：国勢調査（2010・2020年））

国立社会保障・人口問題研究所推計によると、2020年以降も全市的に人口は減少すると推計されており、2020年から2040年の20年間で14,859人（約19.2%）減少する見通しです。特に燕、吉田、分水地区の市街地中心部での減少が顕著となる見通しです。

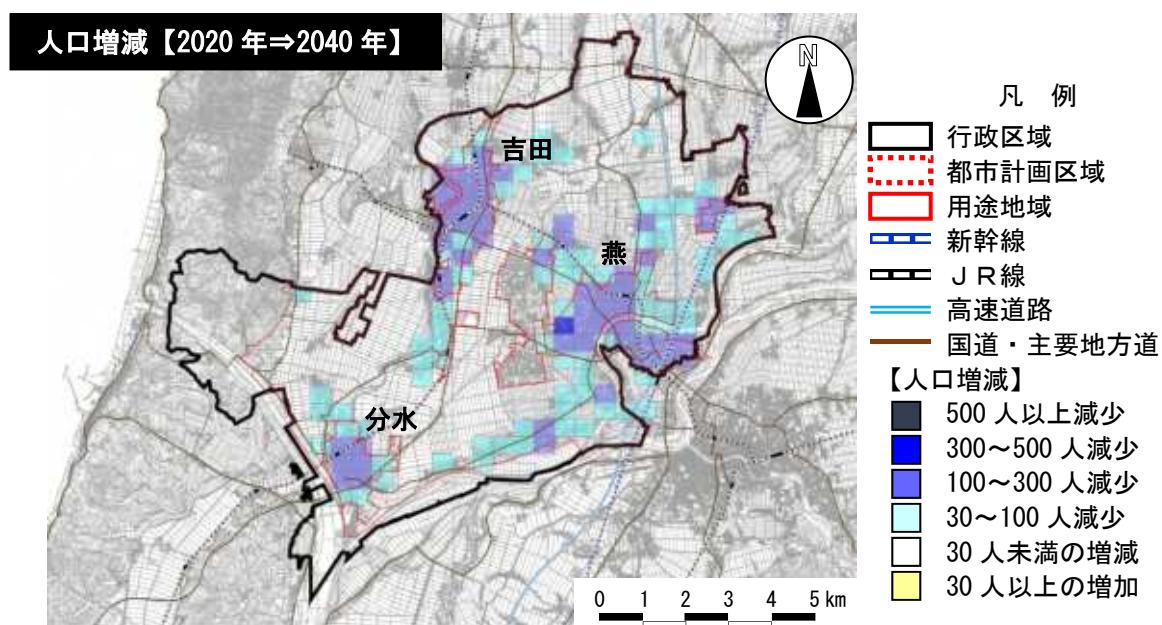


図1-1-6：500mメッシュ別人口増減（2020年⇒2040年）

（資料：国勢調査（2020年）、国立社会保障・人口問題研究所推計（2040年））

本市の高齢者人口は、2010年から2020年の10年間で、3,407人増加しています。特に燕地区、吉田地区、分水地区ともに用途地域の縁辺部における増加が顕著な状況です。一方、JR燕駅、吉田駅、分水駅周辺の市街地中心部では、高齢者数が減少していますが、これは、人口減少が顕著な状況にあることが要因と考えられます。

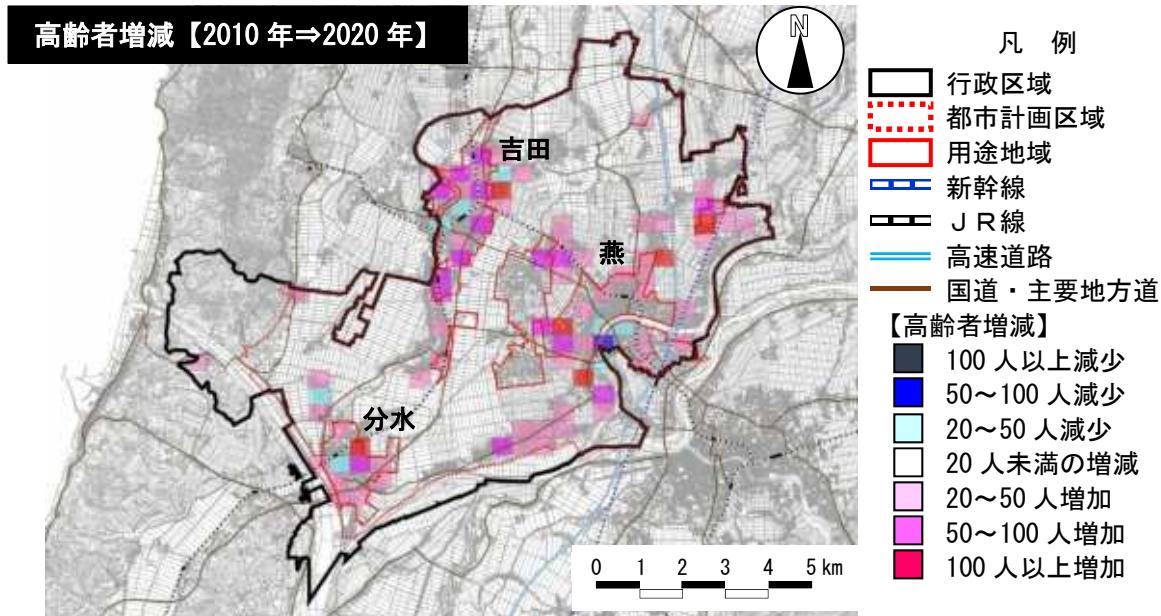


図1-1-7：500mメッシュ別高齢者人口増減（2010年⇒2020年）

（資料：国勢調査（2010・2020年））

2020年以降の本市の高齢者人口は、緩やかに増加すると推計され、2020年から2040年の20年間で、わずかに増加する見通しです。また、特定の地域による顕著な増減は見られない見通しです。

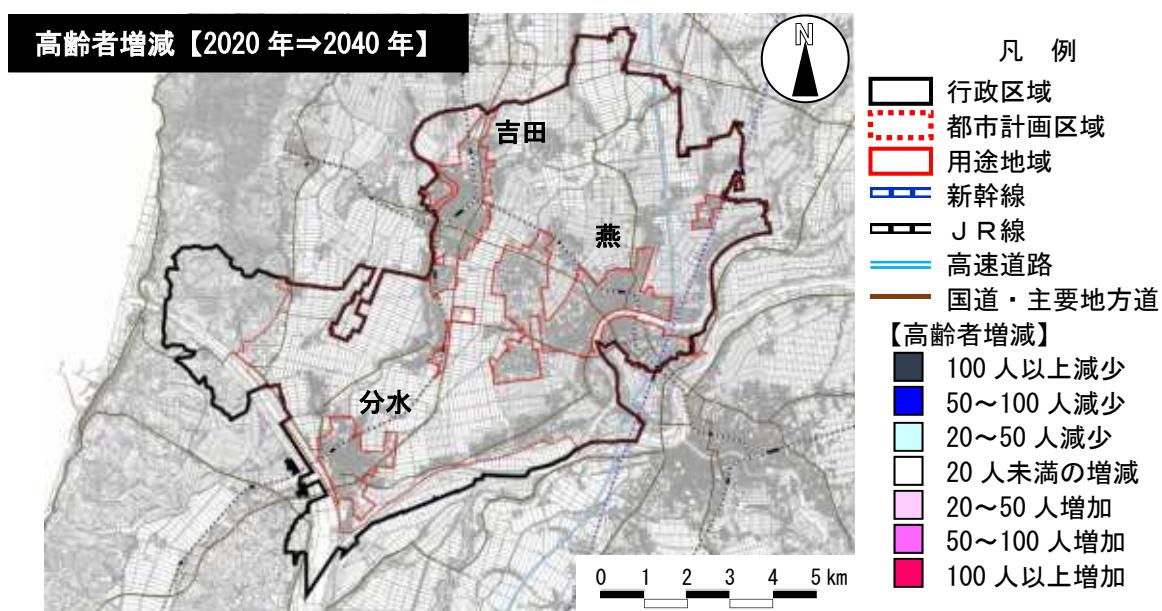


図1-1-7：500mメッシュ別高齢者人口増減（2020年⇒2040年）

（資料：国勢調査（2020年）、国立社会保障・人口問題研究所推計（2040年））

⑤ 課題

- 今後も引き続き進展していく人口減少・高齢化
- 市街地の低密度化等は、燕市の都市環境に様々な面から大きく影響

(参考) メッシュ(一辺 500m)毎の人口推計の方法

- ・令和 2 年度国勢調査のメッシュ（一辺 500m）人口をベースに、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に合わせる形でメッシュ単位で案分（公益財団法人 統計情報研究開発センターから令和 2 年国勢調査ベースの地域メッシュ統計が公表されていないことによる措置）
- ・なお、秘匿対象地域メッシュの各値は、合算先地域メッシュと同等と仮定
 - ※秘匿対象地域メッシュとは、人口等の調査対象が極めて少なく、その地域の個人的な情報が推測できてしまう恐れがあるため、数値を公表していない地域メッシュ
 - ※合算先地域メッシュとは、秘匿対象地域メッシュの値を合算している近隣の地域メッシュ

2. 燕市の都市環境に係る現状と課題

(1) 土地利用等の動向

① 土地利用の動向

1) 現状

燕、吉田、分水地区の旧来からの市街地周辺や主要な道路の沿線を中心に都市的土地利用が拡散（燕市全体の建物用地面積は昭和51年から令和3年で約1.9倍に増加）してきたとともに、市中央部の工業団地やJR燕三条駅周辺の開発により、新たに都市的土地利用に転換された地域もあります。

また、燕、吉田、分水地区の市街地中心部には、都市基盤が脆弱な密集市街地が存在し、宅地面積も狭小なものが多いことから、建物の更新が進まない状況です。

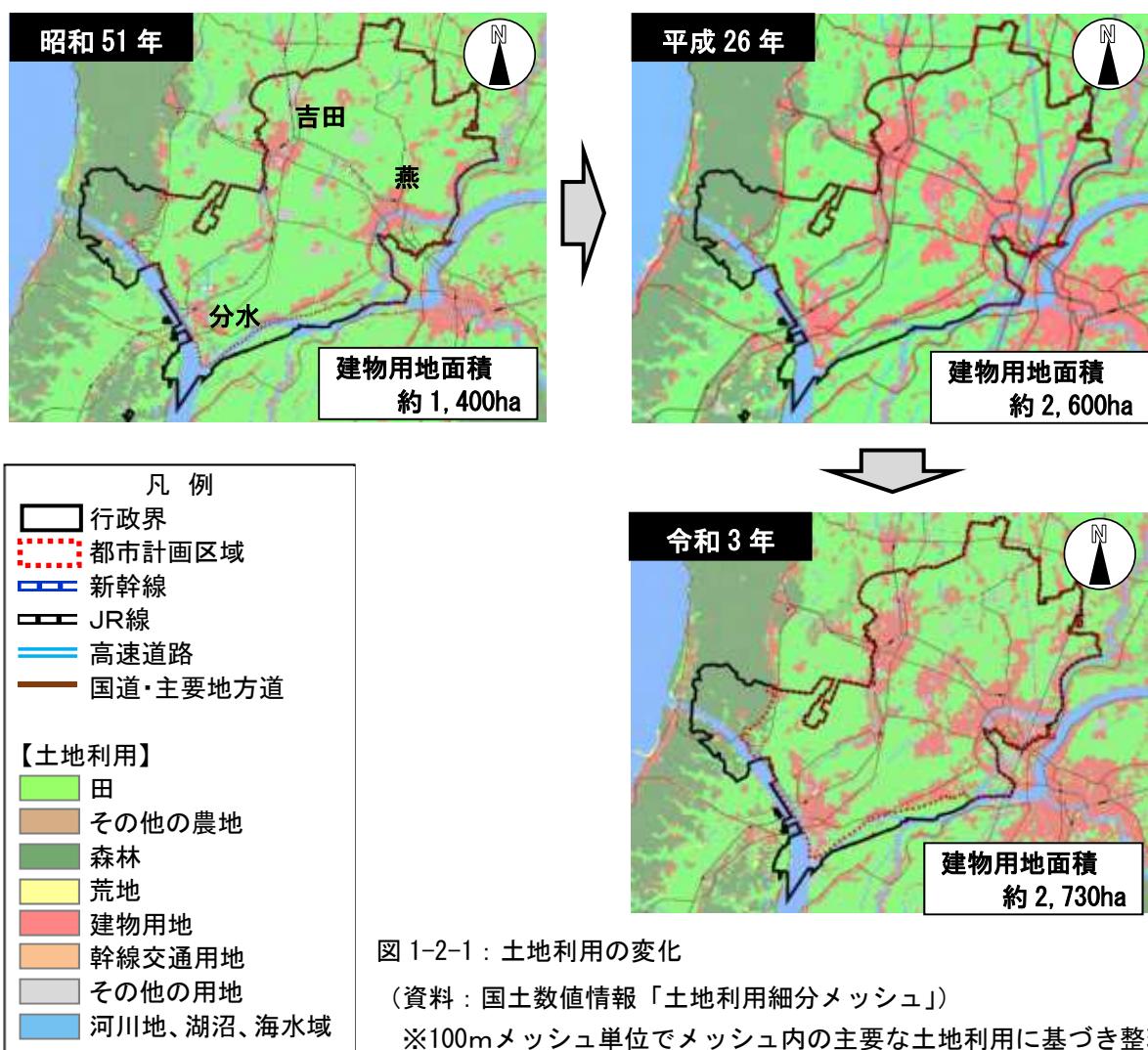


図 1-2-1：土地利用の変化

（資料：国土数値情報「土地利用細分メッシュ」）

※100mメッシュ単位でメッシュ内の主要な土地利用に基づき整理

2) 課題

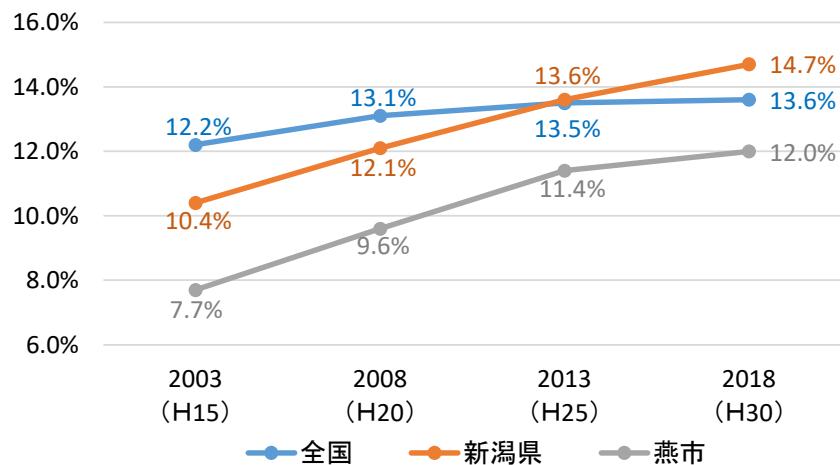
- 拡散した市街地のまま人口が減少することにより、これまでに整備してきた都市基盤の効果が低下、また、維持管理も非効率
- 都市基盤が脆弱な密集市街地からの人口流出により、市街地が更に拡散

② 空き家の動向

1) 現状

人口減少並びに、核家族化の進展による住宅の増加、社会ニーズの変化等に伴い、居住等に使用されていない空き家が増加しています。平成30年住宅・土地統計調査における燕市の空き家率は12.0%で、全国および新潟県全体の平均を下回っていますが、平成25年から平成30年にかけての0.6ポイントの増加は、全国の0.1ポイントの増加に比べて高いものとなっており、大きな増加傾向を示しています。

また、空き家の分布状況をみると、燕、吉田、分水地区とも市街地中心部に多い状況です。



グラフ1-2-1：空き家率の推移（資料：第2次燕市空家等対策計画(令和5年3月)）

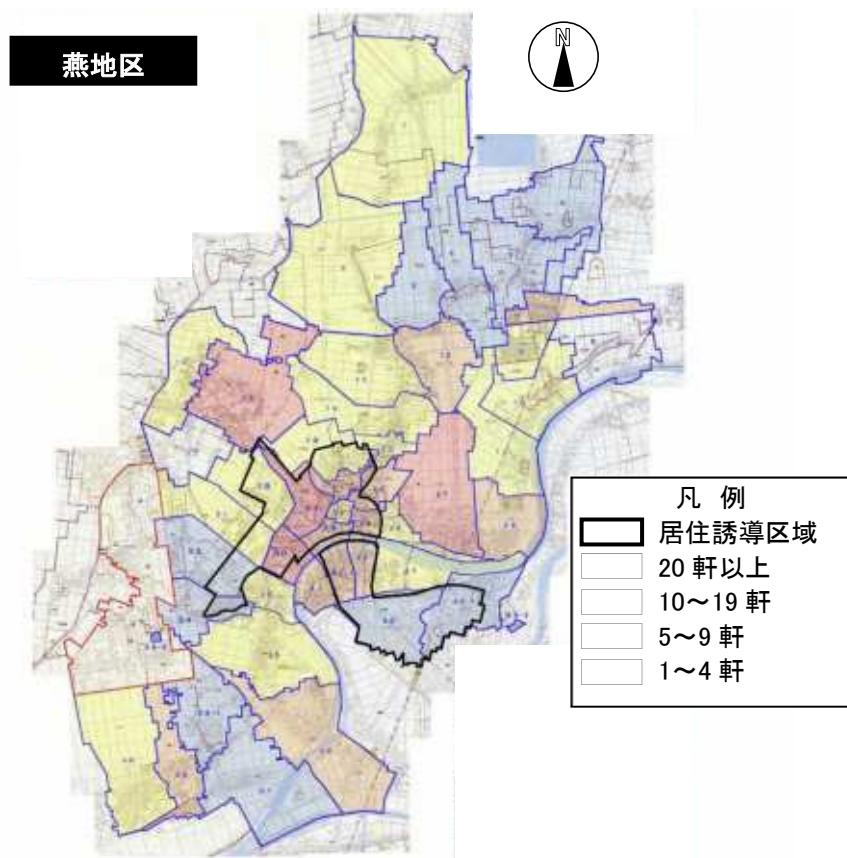
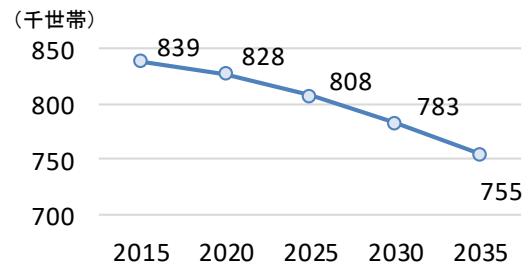
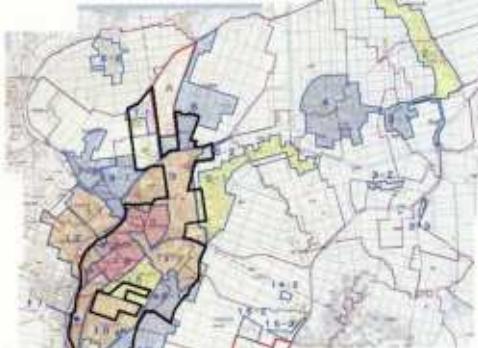


図1-2-2：空き家の分布状況【燕地区（令和4年4月時点）】

(資料：第2次燕市空家等対策計画(令和5年3月)）

吉田地区



グラフ 1-2-2：新潟県の世帯数推計

(資料：国立社会保障・人口問題研究所)

分水地区

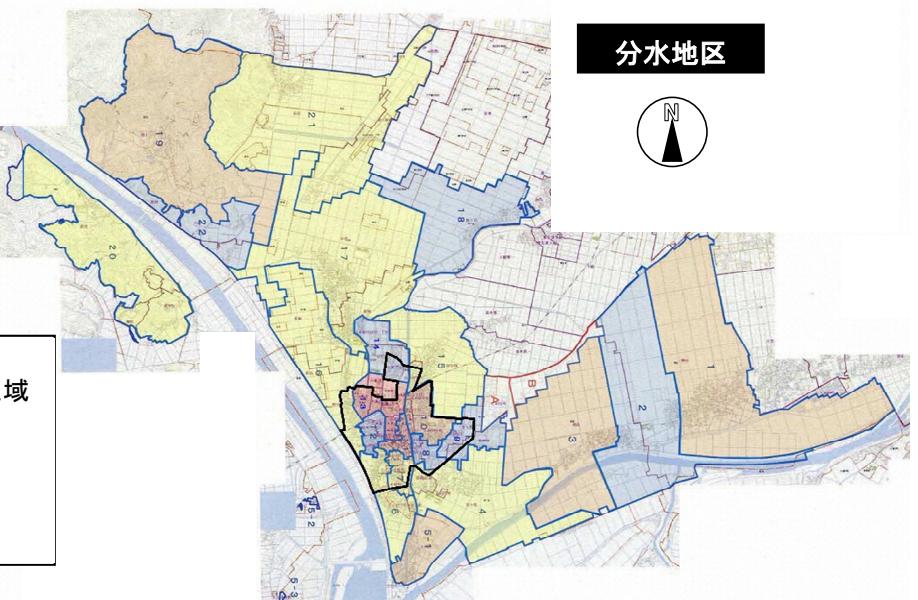


図 1-2-3：空き家の分布状況【吉田・分水地区（令和4年4月時点）】

(資料：第2次燕市空家等対策計画(令和5年3月))

2) 課題

- 今後予想される世帯数の減少によって、市街地を中心に空き家が更に増加し、地域活力の低下、防犯、防災、衛生、景観など都市環境が悪化

③ 開発許可の実態

1) 現状

燕市における昭和 50 年から令和 4 年の約 40 年間の開発行為の動向 (N=340) をみると、燕地区と分水地区では 7 割程度、吉田地区では 8 割超が用途地域内で行われています。また、用途地域外での開発行為の内容をみると、燕地区では住宅施設、分水地区では工場および事務所・倉庫の割合が高い状況です。工場や倉庫などは、「用途地域内では必要な用地が確保できない」等の理由から用途地域外で行われる場合もあります。

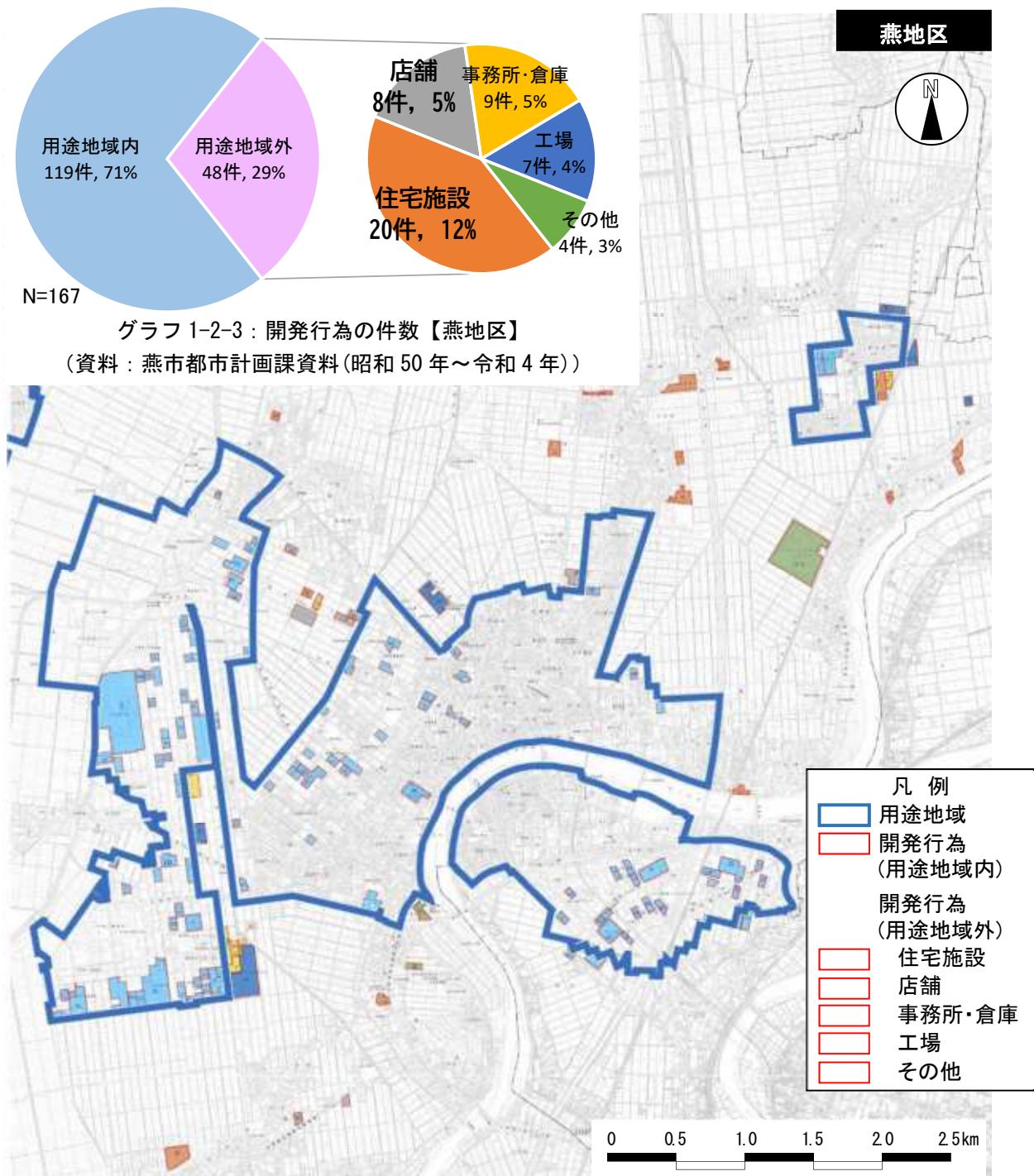


図 1-2-3 : 開発行為の件数【燕地区】
(資料 : 燕市都市計画課資料(昭和 50 年～令和 4 年))

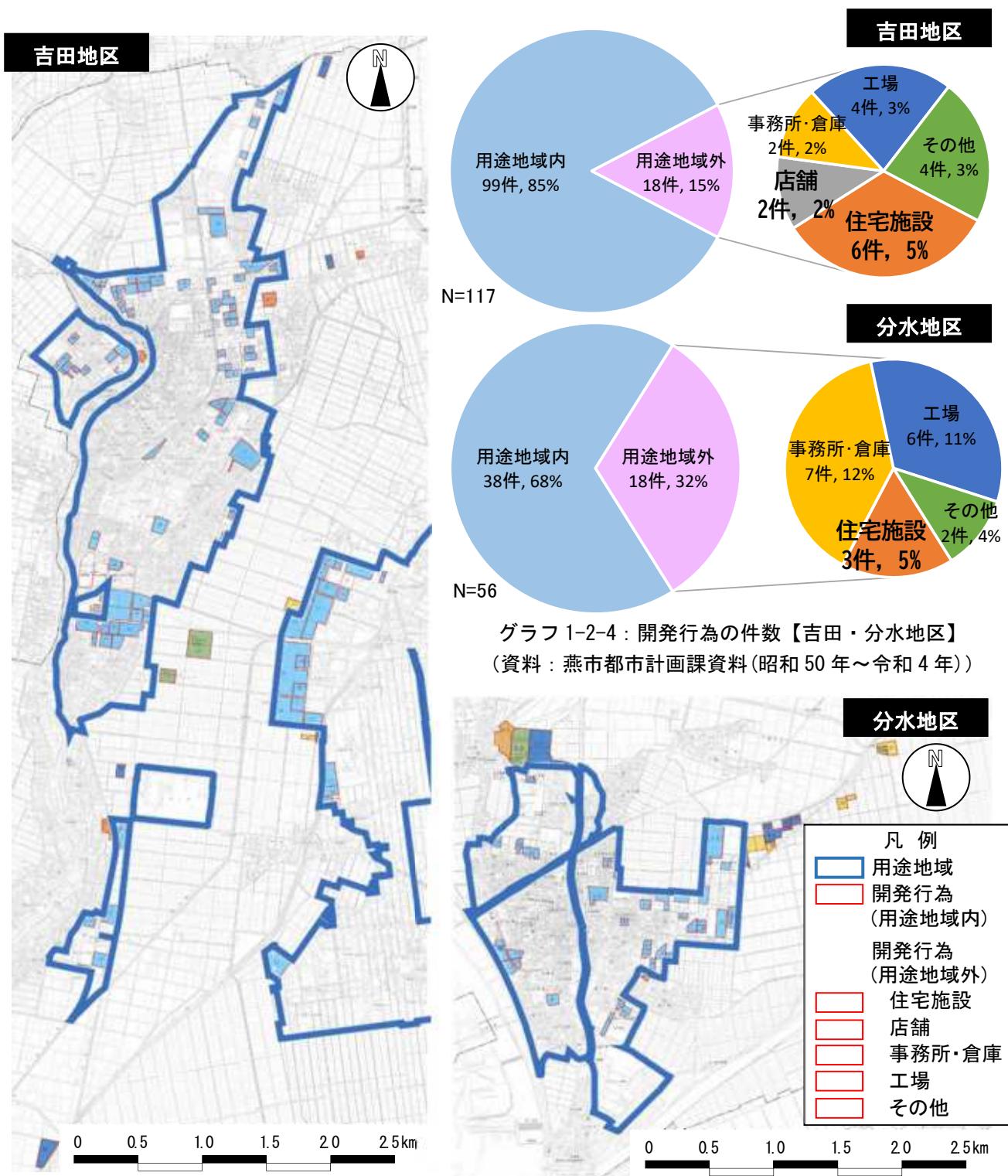


図 1-2-5：開発行為位置図【吉田・分水地区】(資料：燕市都市計画課資料(昭和 50 年～令和 4 年))

2) 課題

- 用途地域外で住宅や店舗等の無秩序な開発が進めば、市街地が更に拡散

④ 農地の状況

1) 現状

用途地域内の農地（納税猶予地※を含む）は、平成30年度時点では約250ha存在しています。地区別の状況をみると、燕地区では工業専用地域および工業地域に指定されている工業団地周辺、第一種低層住居専用地域に指定されている燕中学校周辺、準工業地域に指定されている三条燕IC周辺に多く分布しており、その中には納税猶予地も多く見られます。また、吉田地区では用途地域の外縁部、分水地区では工業系用途およびその周辺に多く分布している状況です。

表 1-2-1：用途地域内農地の状況 (単位 : m²)

地区名	農地	農地 (納税猶予)	合計
燕地区	1,436,645	140,536	1,577,181
吉田地区	493,453	36,265	529,718
分水地区	395,720	5,280	401,000
合計	2,325,818	182,081	2,507,899

(資料：燕市農政課資料(平成30年度))

※ 納税猶予地とは、農業を営んでいた被相続人から相続等により農地を取得した相続人が、農地の相続税のため農業経営が困難にならないよう、農地に対する相続税の猶予措置を受けている農地

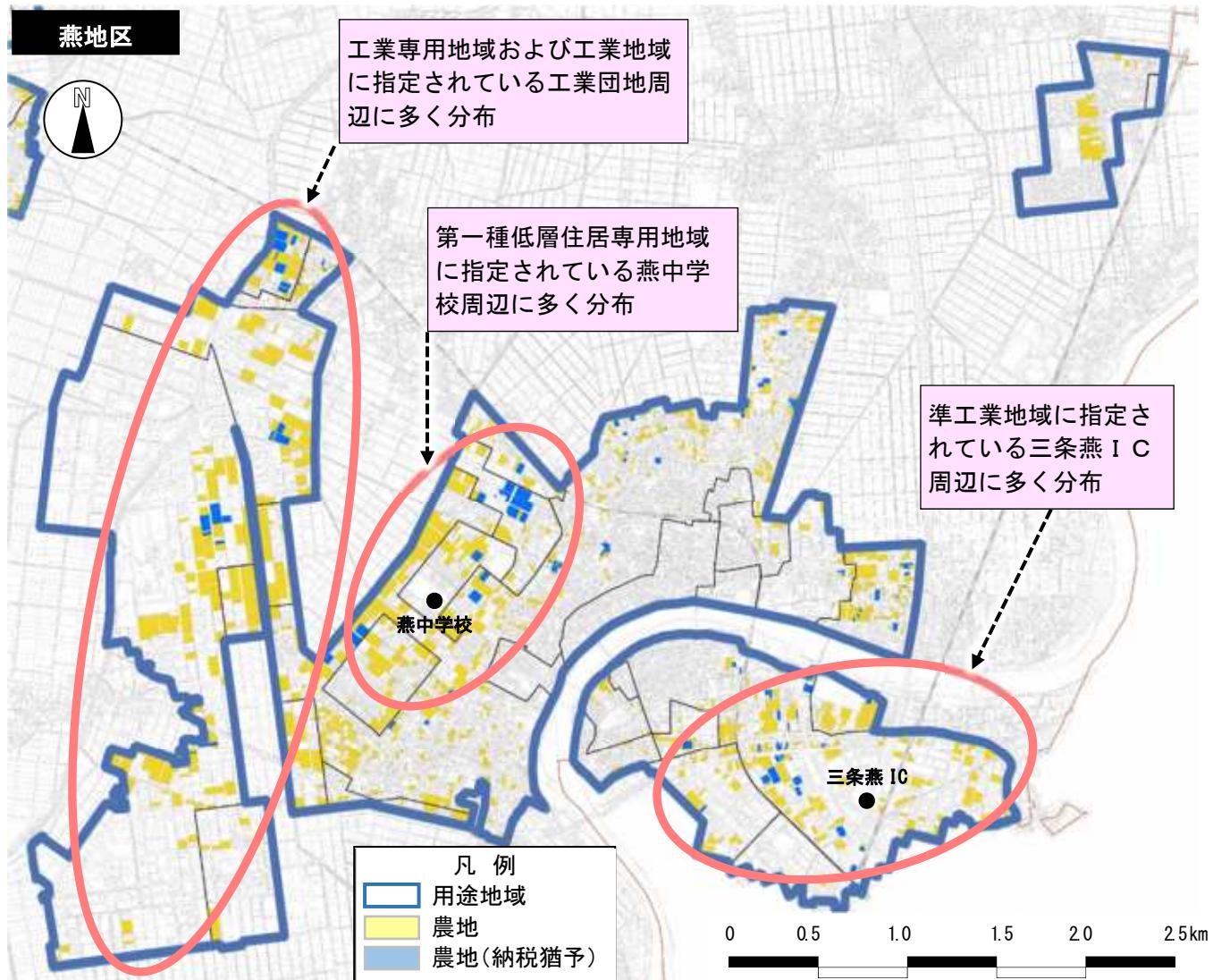


図 1-2-6：用途地域内の農地の状況【燕地区】(資料：燕市農政課資料(平成30年度))

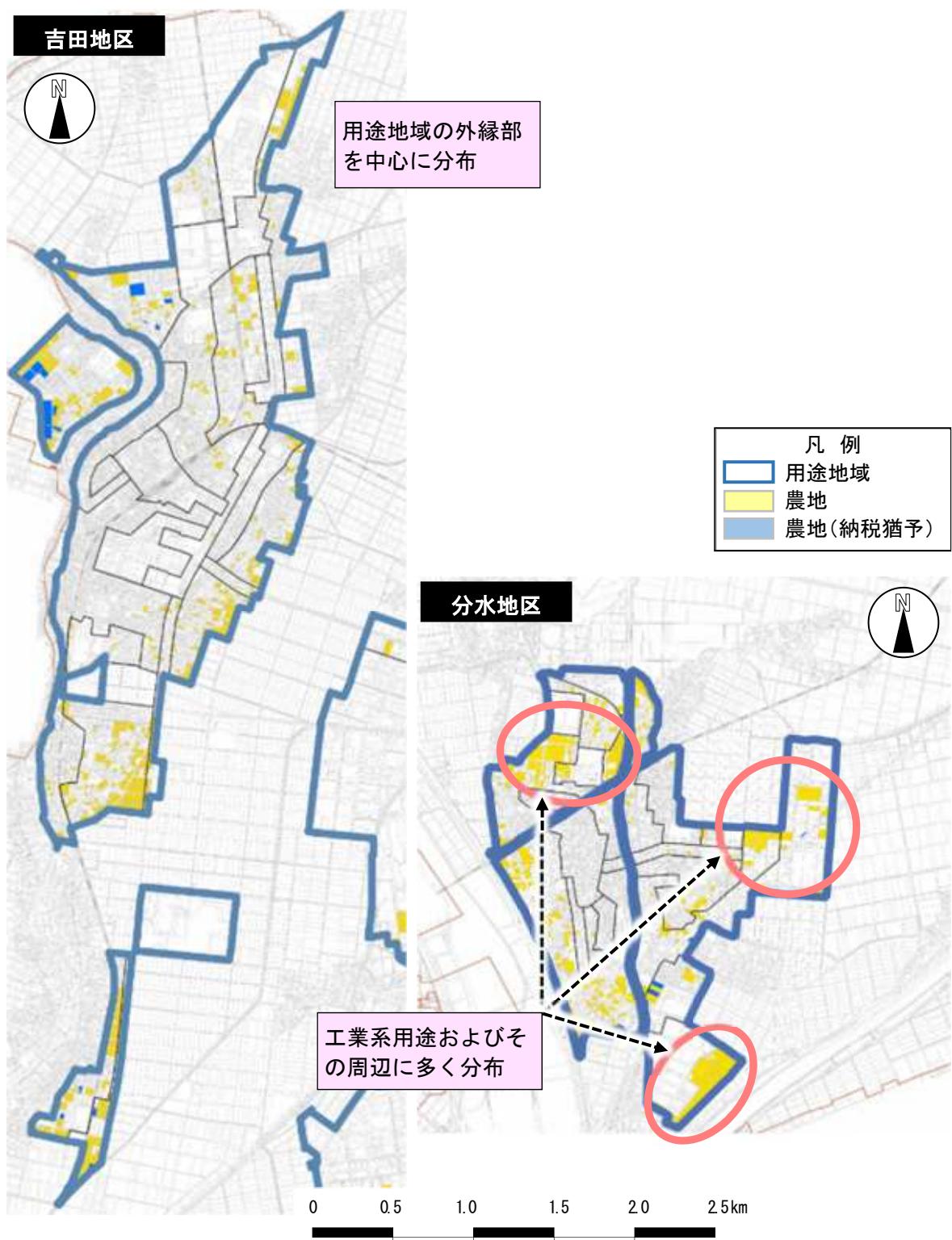


図 1-2-7：用途地域内の農地の状況【吉田・分水地区】（資料：燕市農政課資料（平成 30 年度））

2) 課題

- 用途地域内の農地について、所有者の営農継続に係る意思を確認したうえで、合理的な利用を図っていくことが必要です。

(2) 公共交通の実態

① 現状

1) 公共交通網の実態

燕市の現在の公共交通は、鉄道が2路線（JR越後線、JR弥彦線）運行しており、新潟市や長岡市、三条市、弥彦村などの周辺都市と連絡しています。

また、バスは路線バスが11系統（2事業者）、循環バスが2系統（スワロー号、やひこ号）運行しているほか、デマンド交通（おでかけきららん号）が西エリアと東エリアに分かれて運行しています。

路線バスは燕地区と分水地区で運行していますが、吉田地区では運行されておらず、その空白地をカバーする形で循環バスが運行されています。

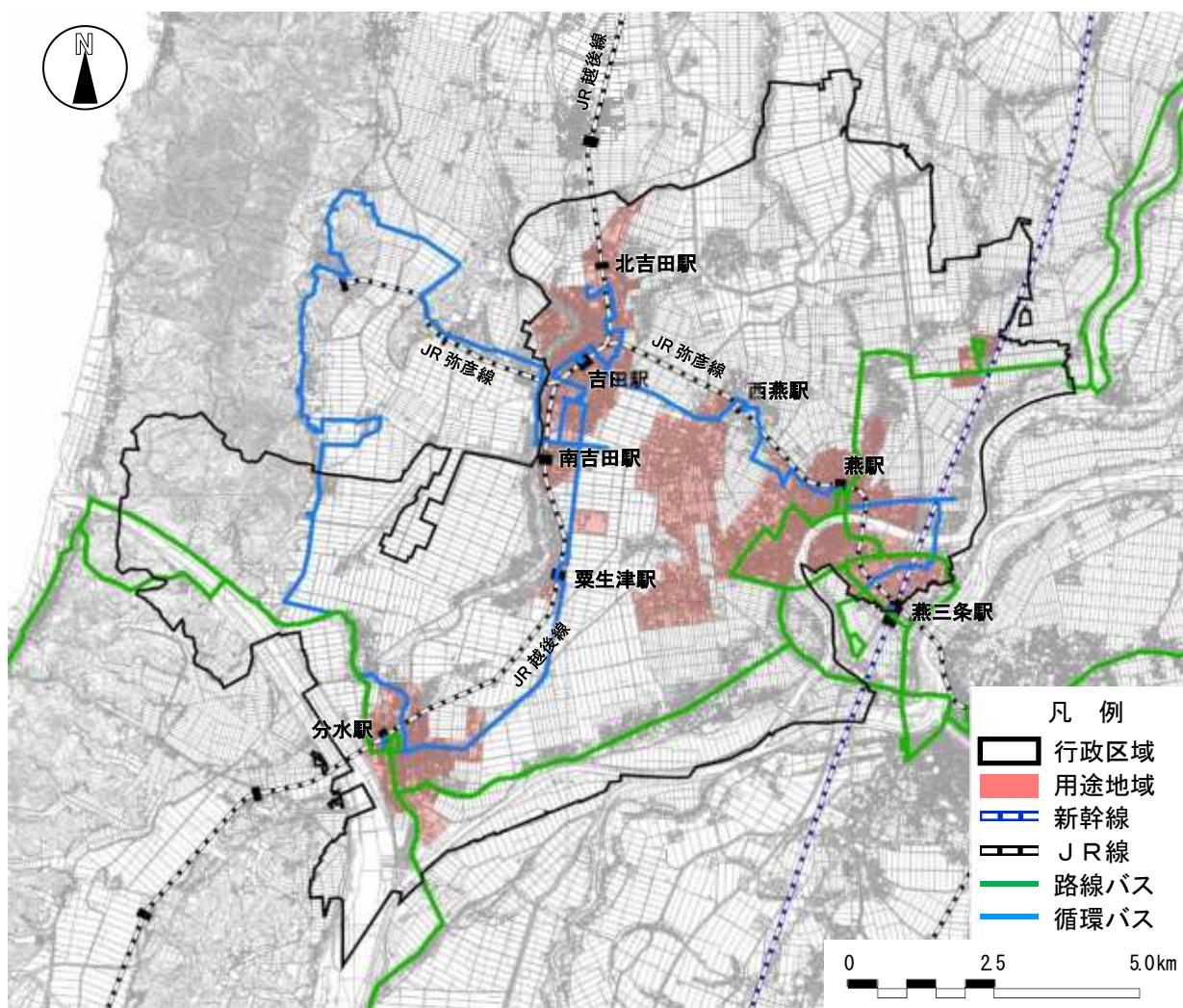


図 1-2-8：公共交通網図（資料：燕市HP（令和5年8月時点））

2) 運行頻度の状況

燕市内の主要駅を中心とした公共交通の運行頻度をみると、鉄道についてはJR吉田駅から新潟方面の頻度が最も多く1日当たり片道20本以上、その他については概ね10本以上20本未満となっています。

バスについては、路線バスがJR分水駅を発着として、JR燕駅に片道1本、JR燕三条駅に片道1本、JR東三条駅に片道3本(JR燕三条駅を経由する1本を含む)運行しています。また、循環バスは鉄道に概ね沿う形で片道5本運行しています。

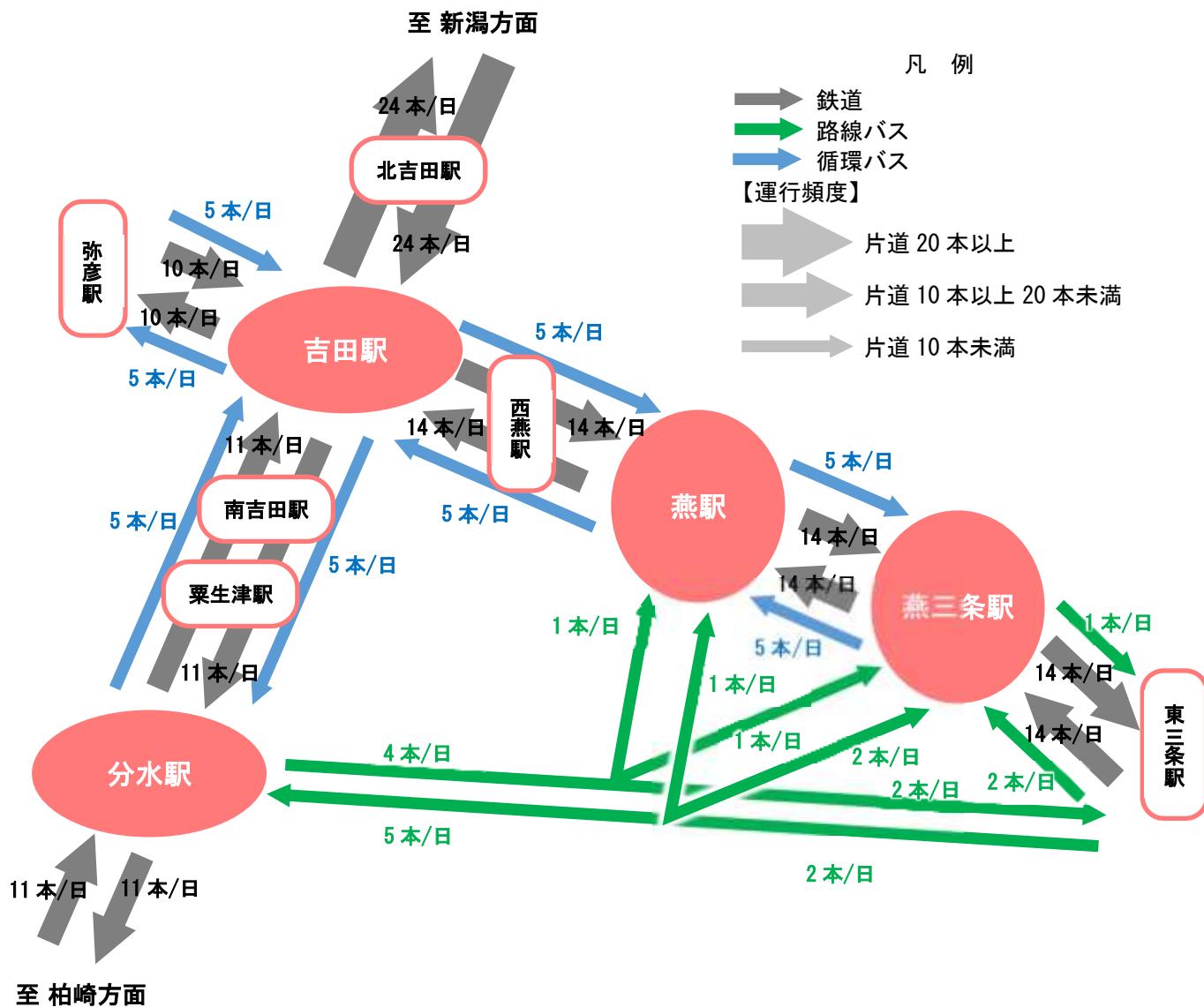


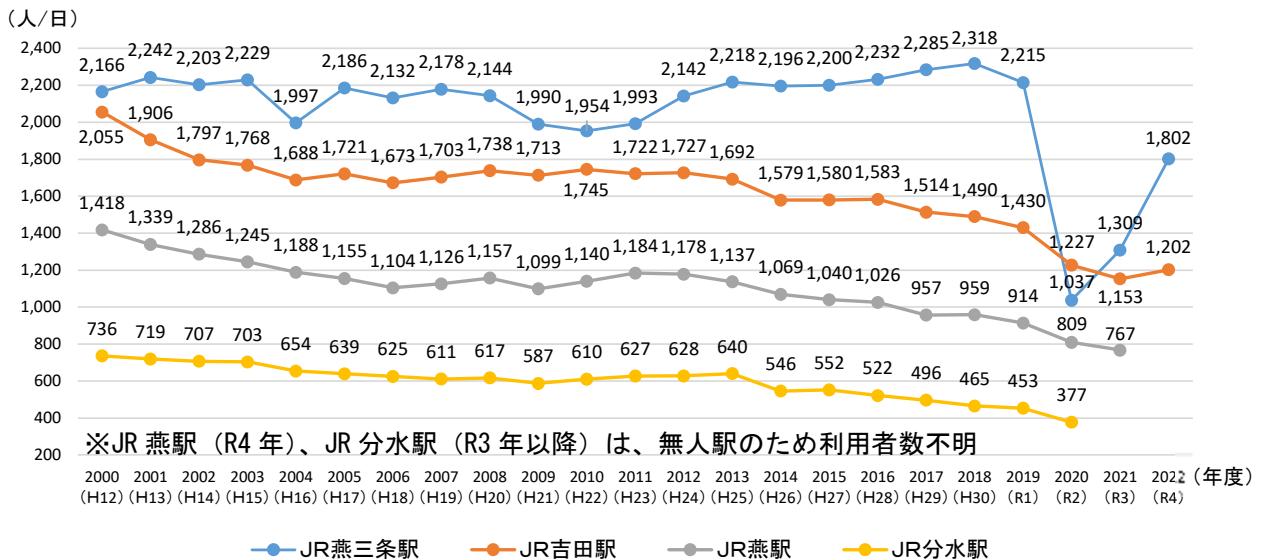
図 1-2-9：市内主要駅間を結ぶ公共交通の運行状況（資料：各交通事業者HPなど(令和5年5月時点)）

3) 利用者数の推移

燕市内の主要駅における令和4年度の乗車人員は、上越新幹線とJR弥彦線が乗り入れるJR燕三条駅で1,802人/日、JR越後線とJR弥彦線が乗り入れるJR吉田駅で1,202人/日、JR燕駅で767人/日(令和3年度)、JR分水駅で377人/日(令和2年度)となっています。

燕市内の主要駅における平成12年度以降の乗車人員は概ね減少傾向にあります。

なお、いずれの駅も令和2~3年にかけて大きく減少しているのは、コロナ禍にあったことが要因と考えられます。

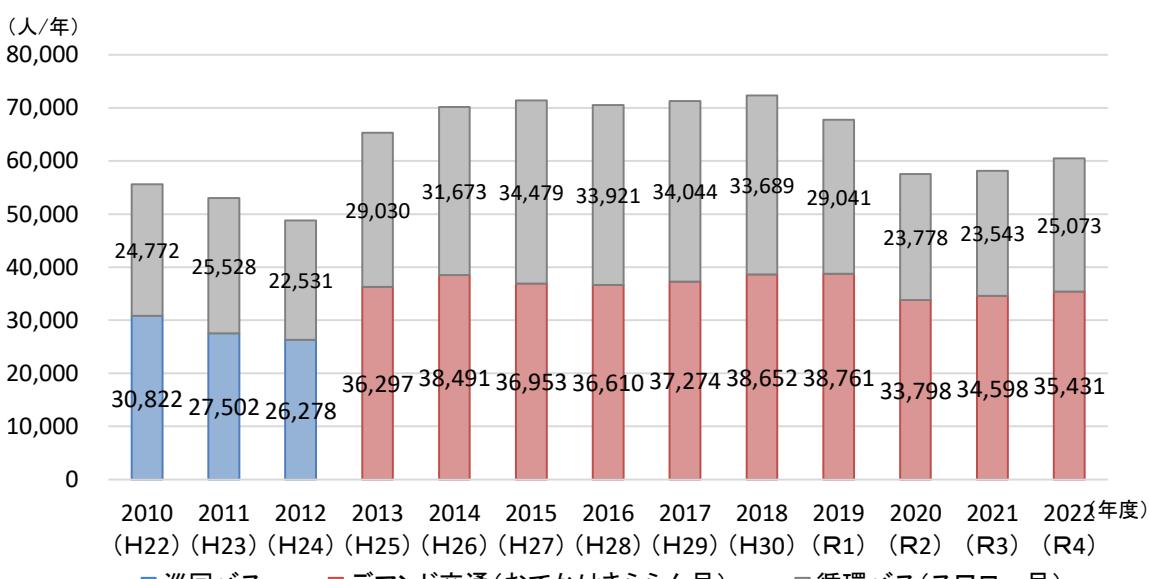


グラフ1-2-5：市内主要駅の乗車人員（1日平均）の推移（資料：東日本旅客鉄道(株)資料）

また、循環バス等の乗車人員は、平成22年度以降、減少傾向にありました。しかし、平成25年度に巡回バスを廃止し、新たにデマンド交通（おでかけきららん号）を導入してからは回復基調にあります。

市民ニーズに応じた運行形態や運行ルートの見直し等により、循環バス（スワロー号）やデマンド交通（おでかけきららん号）は、導入以降、安定して利用者数を伸ばしており、令和4年度では、循環バス（スワロー号）が25,073人/年、デマンド交通（おでかけきららん号）が35,431人/年となっています。

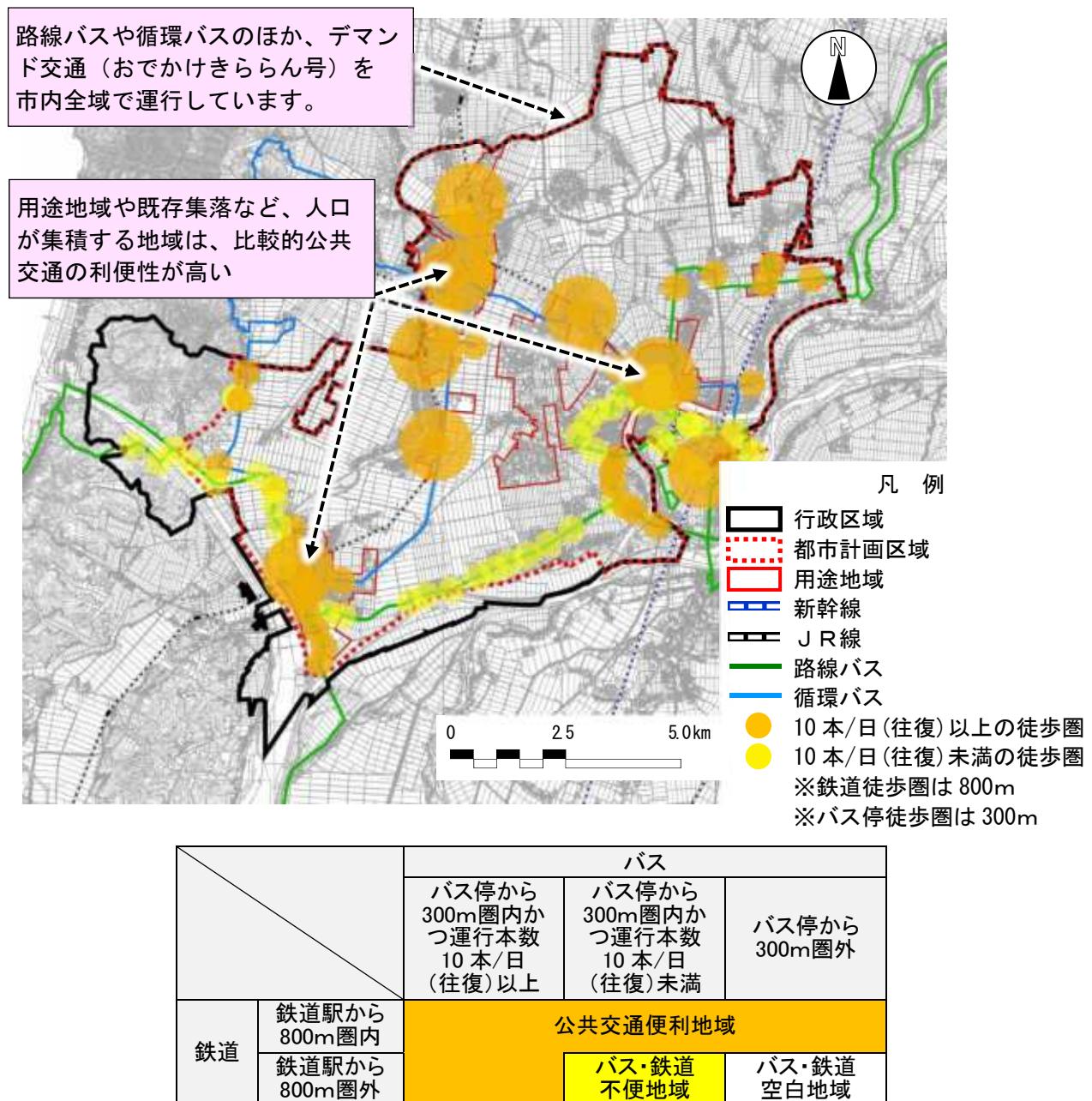
なお、いずれの路線も令和2~3年にかけて大きく減少しているのは、コロナ禍にあったことが要因と考えられます。



グラフ1-2-6：巡回バス、デマンド交通（おでかけきららん号）、循環バス（スワロー号）の乗車人員の推移（資料：燕市都市計画課資料）

4) 公共交通の利便性

公共交通は、用途地域や既存集落など、相対的に人口が集積する地域をカバーしています。特に用途地域は、大部分が10本/日（往復）以上の運行本数があるバス停からの徒歩圏に含まれており、比較的公共交通の利便性が高い状況となっています。



② 課題

今後の人口減少に伴い利用者数が減少した場合、次のような課題が顕在化

- 運行本数の減少などサービス水準の低下により、公共交通便利地域が減少
- 公共交通便利地域の減少により、自家用車に依存したライフスタイルが更に進展
- 鉄道や路線バスといった民間によるサービス水準の低下を公共が補うことにより、燕市の財政を更に圧迫

(3) 都市機能の立地状況

① 現状と将来見通し

1) 医療施設

医療施設（病院、診療所（内科、外科））は、概ね用途地域内に集積しています。特にJR燕駅やJR吉田駅、JR分水駅周辺での立地が目立ち、広いエリアが徒歩圏（800m）に含まれています。

住居系用途地域のうち、一部、吉田市街地の南側が徒歩圏から外れていますが、デマンド交通（おでかけきららん号）や循環バス（スワロー号）等、複数の交通手段が確保されています。

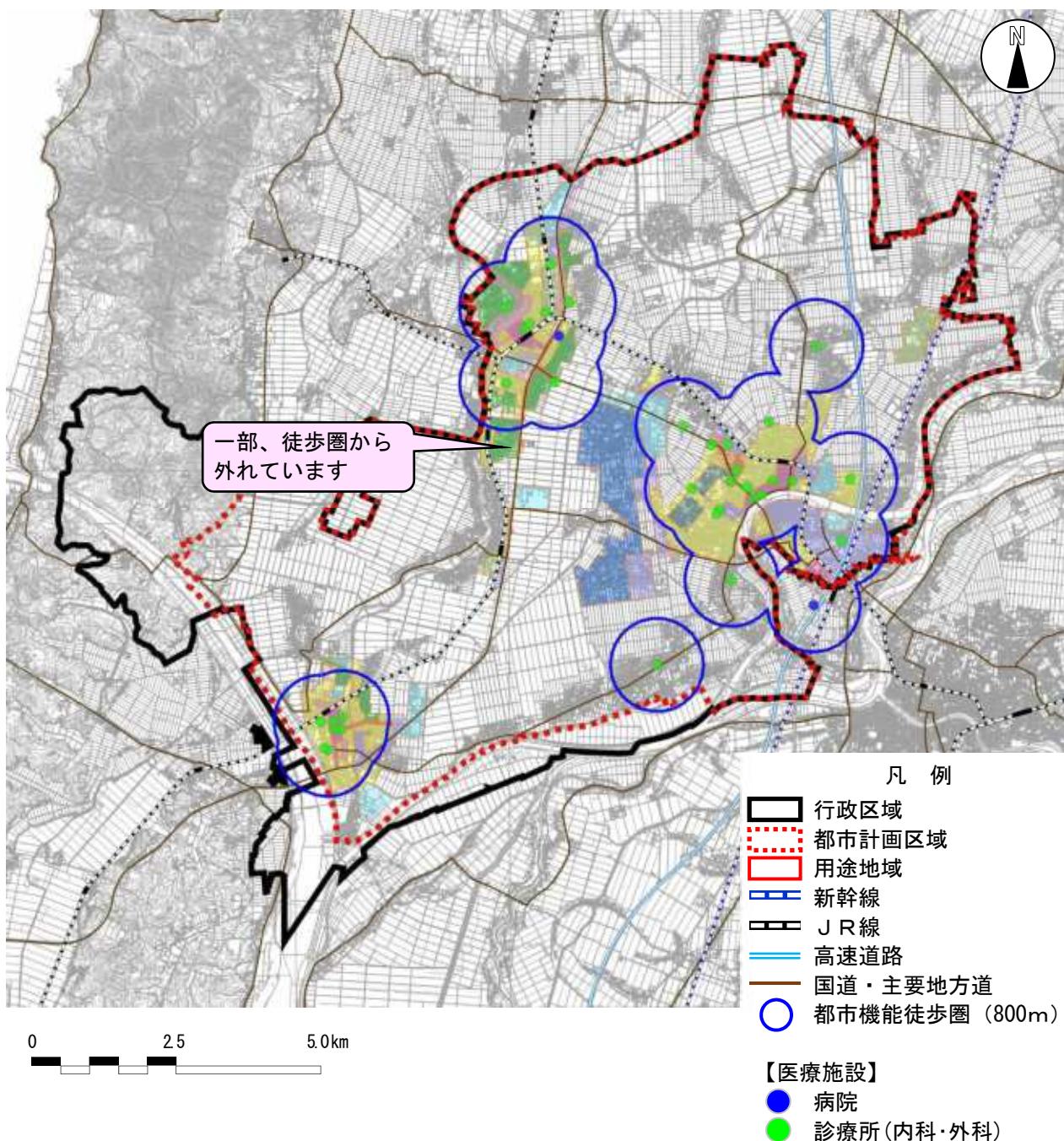


図 1-2-11：医療施設の分布状況[令和 5 年度]（資料：燕市健康づくり課資料）

また、2020年から2040年にかけての人口増減の状況と、医療施設の分布状況を重ね合わせてみると、人口減少が著しいエリアに多くの施設が立地しています。一方、燕市が属する県央圏域では、県央基幹病院の開院のほか、県立吉田病院の現地建替え等、地域医療の再編等が進められています。将来的な人口減少に伴い、診療所の絶対数が減少することも想定されますが、これらの施設との連携を図る中で、地域医療サービスを維持していくことが必要です。

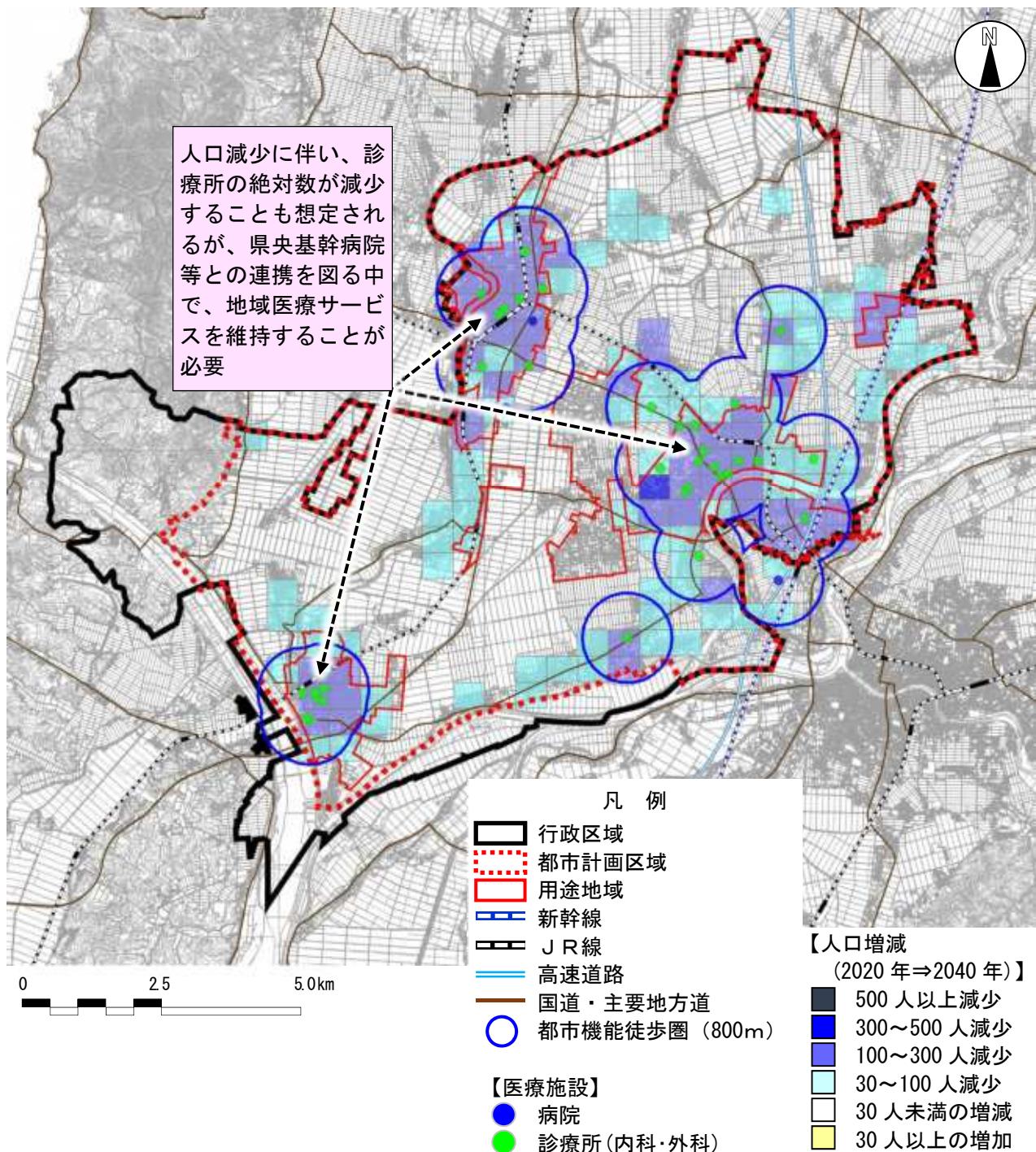


図 1-2-12：医療施設の分布状況と 500m メッシュ別人口増減（2020 年⇒2040 年）

2) 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設は、車両での送迎等があるため、郊外部でも一定の立地が見られますが、多くは用途地域内に立地しています。また、燕地区では、県道沿線に広がる既存集落内にも立地しており、広いエリアが徒歩圏（800m）に含まれています。

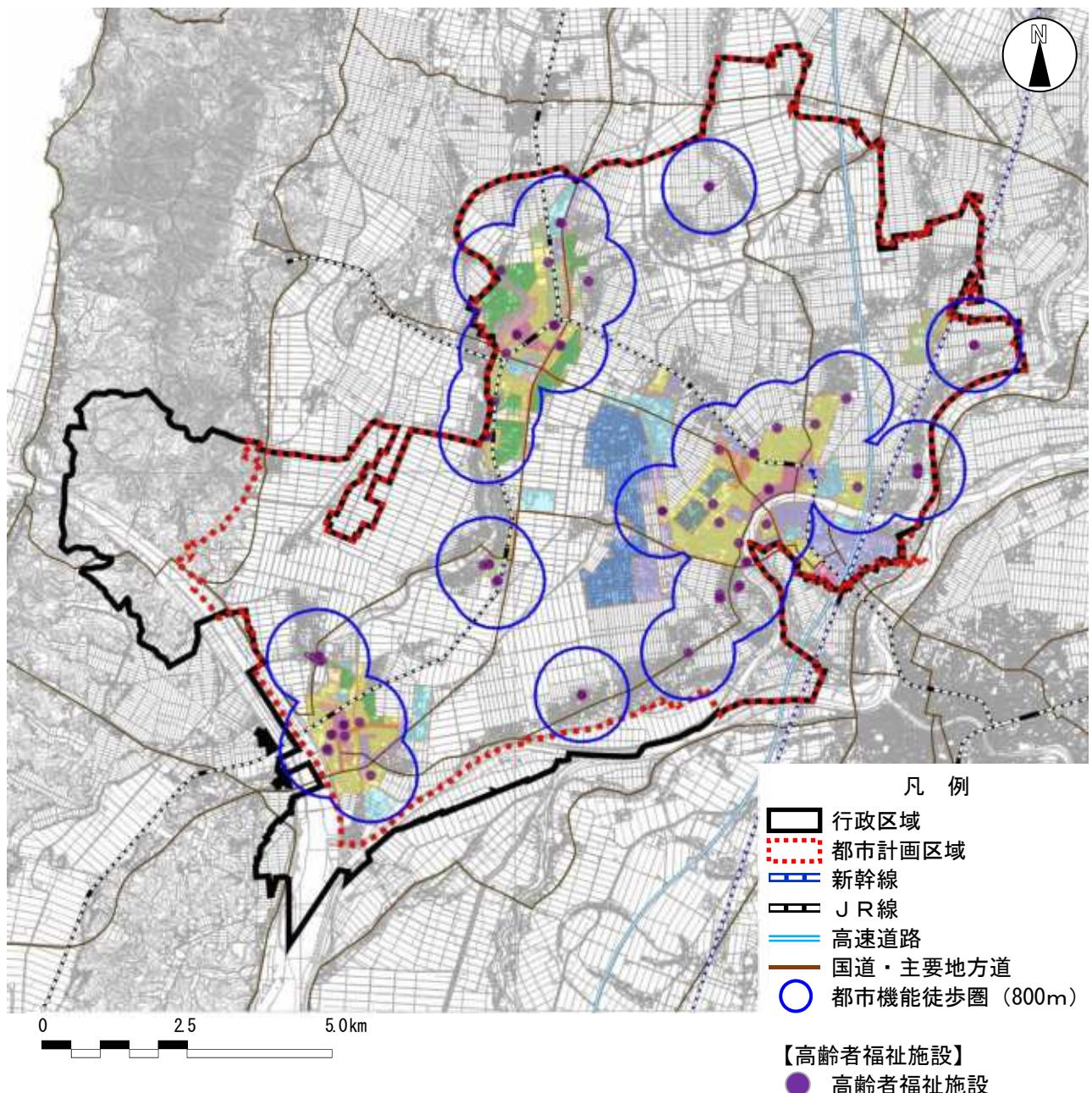


図 1-2-13：高齢者福祉施設の分布状況[令和 5 年度]（資料：燕市 H P）

また、2020年から2040年にかけての高齢者人口増減の状況と、高齢者福祉施設の分布状況を重ね合わせてみると、高齢者人口が著しく変化するエリアはなく、多様化するニーズにあわせて施設機能の変容を検討することが必要です。

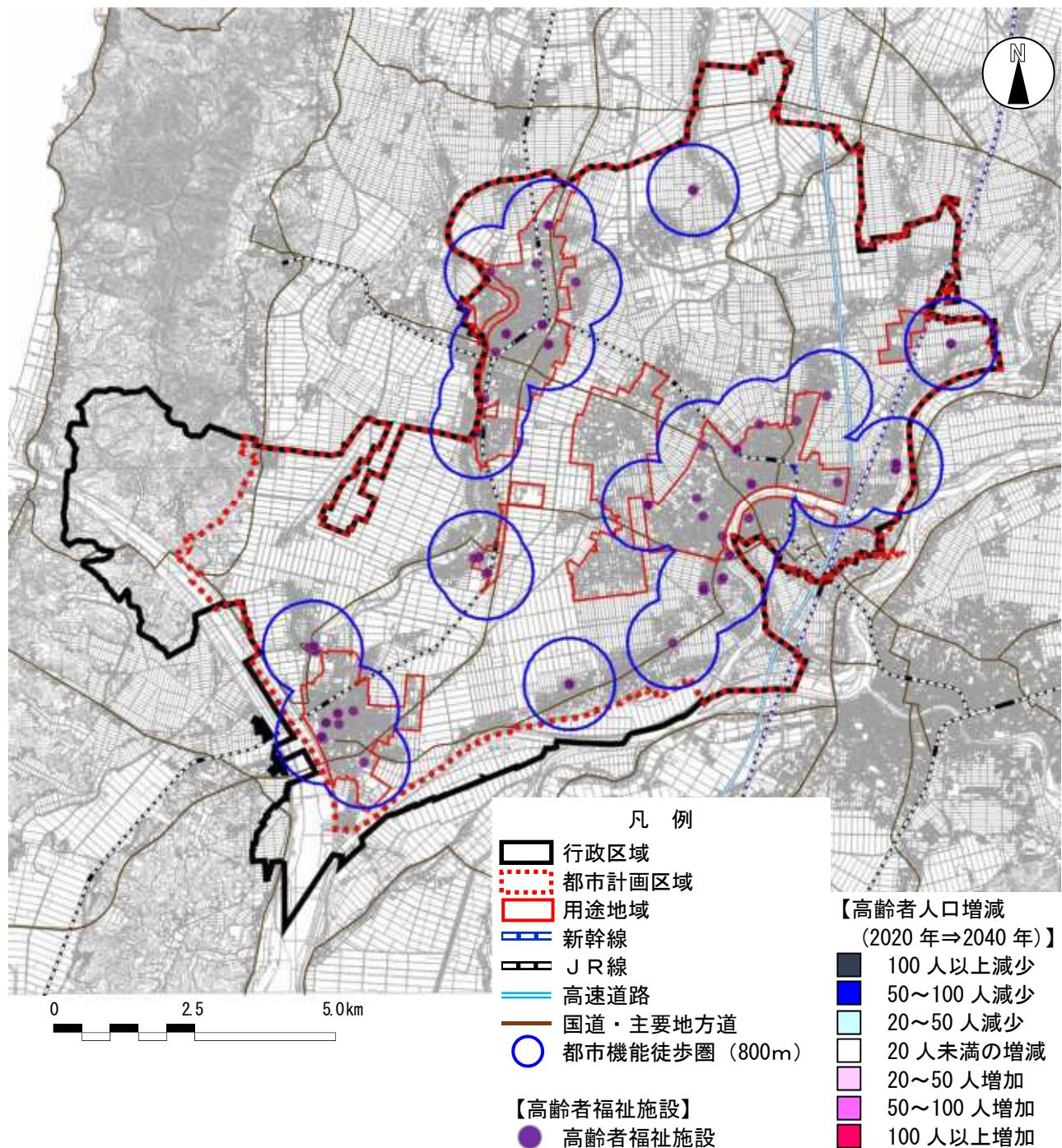


図1-2-14：高齢者福祉施設の分布状況と500mメッシュ別高齢者人口増減（2020年⇒2040年）

3) 子育て支援施設

子育て支援施設（保育園、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター等）は、概ね用途地域内に集積しています。燕地区では、県道沿線に広がる既存集落内にも立地しており、広いエリアが徒歩圏（800m）に含まれています。

住居系用途地域のうち、一部、吉田市街地の北側や分水地区の市街地中心部が徒歩圏から外れていますが、園児バスの活用や自家用車の送迎に対応する駐車スペースの確保等により、施設利用に係る利便性の向上を図っています。

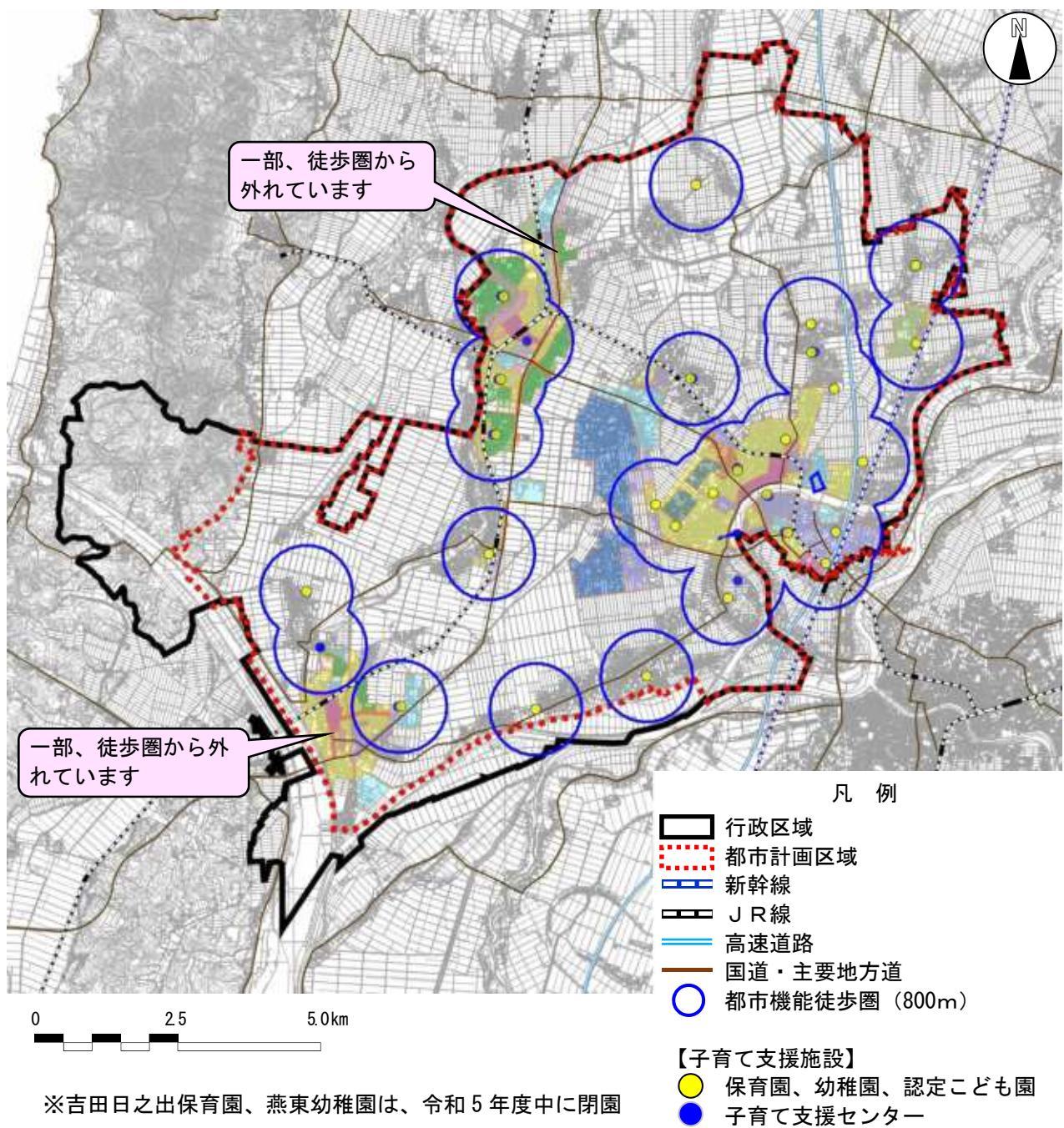


図 1-2-15：子育て支援施設の分布状況[令和5年度]（資料：燕市HP）

また、2020年から2040年にかけての人口増減の状況と、子育て支援施設の分布状況を重ね合わせてみると、燕地区、吉田地区では、人口が減少するエリアに多くの施設が立地している状況です。今後、将来的な園児数の推移や保育ニーズ、施設の老朽度を踏まえ、統廃合の必要性等施設の適正配置を検討していくことが必要です。

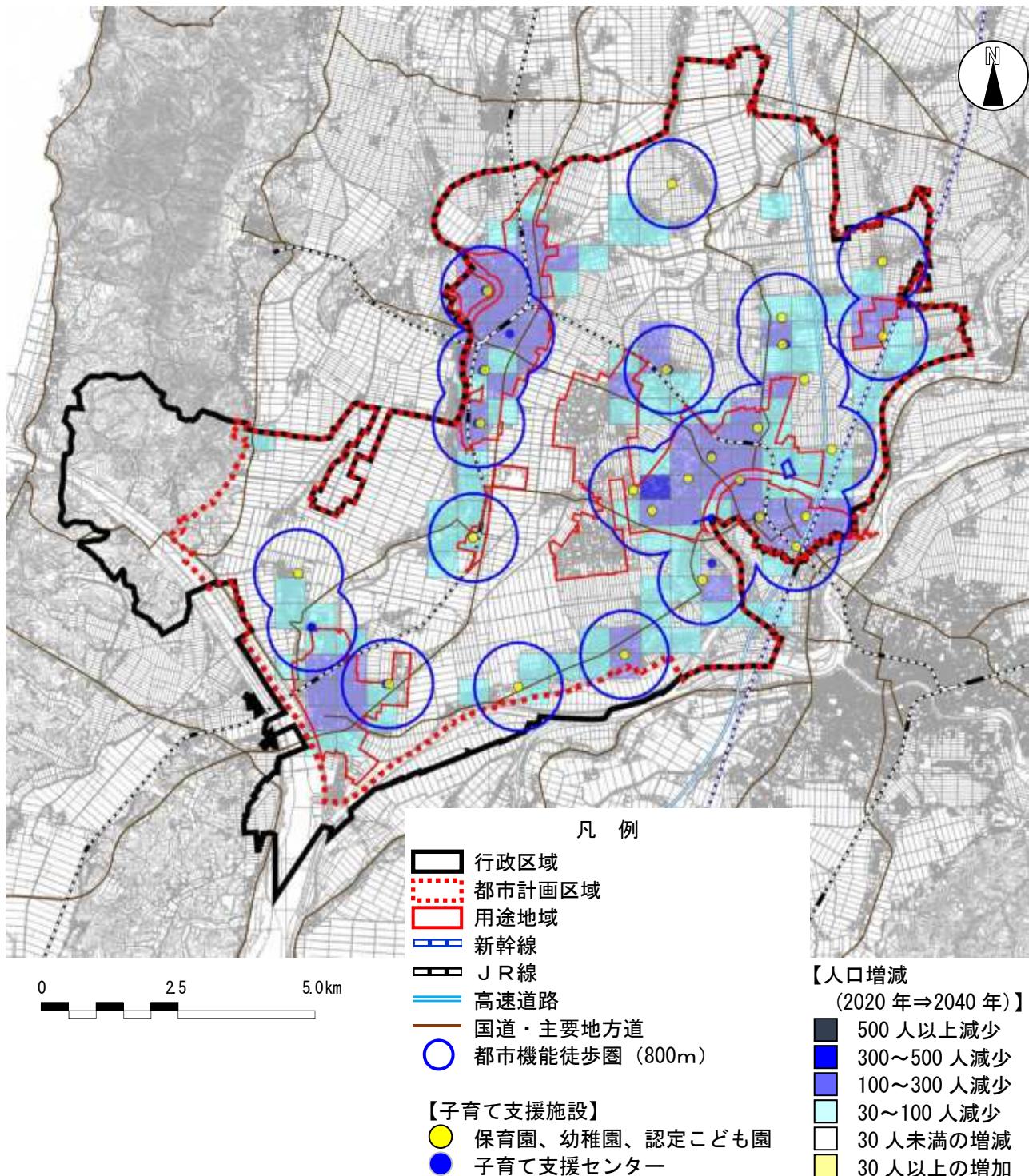


図1-2-16：子育て支援施設の分布状況と500mメッシュ別人口増減（2020年⇒2040年）

4) 学校施設

小・中学校は、用途地域内や既存集落を中心に立地しています。また、高等学校は、吉田地区と分水地区の用途地域内に位置する他、燕地区には中高一貫の燕中等教育学校が位置しています。

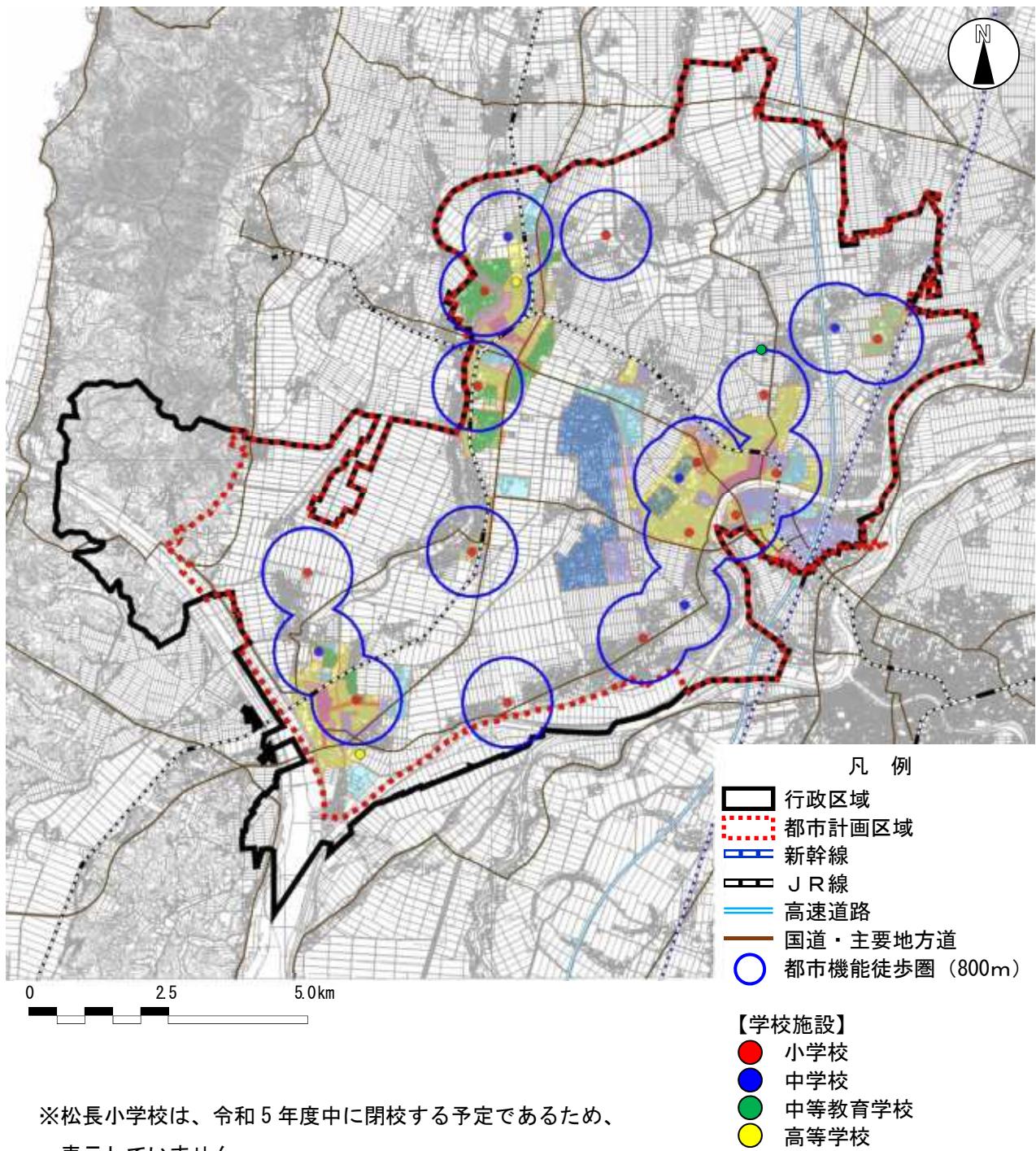


図 1-2-17：学校施設の分布状況[令和 5 年度]（資料：燕市 HP）

また、2020年から2040年にかけての人口増減の状況と、学校施設の分布状況を重ね合わせてみると、人口が減少するエリアに多くの学校施設が立地している状況です。今後、少子化の更なる進行等により、複式学級や空き教室が発生する可能性があるため、将来的な児童数の動向を踏まえ、統廃合の必要性など学校施設の適正配置を検討していくことが必要です。

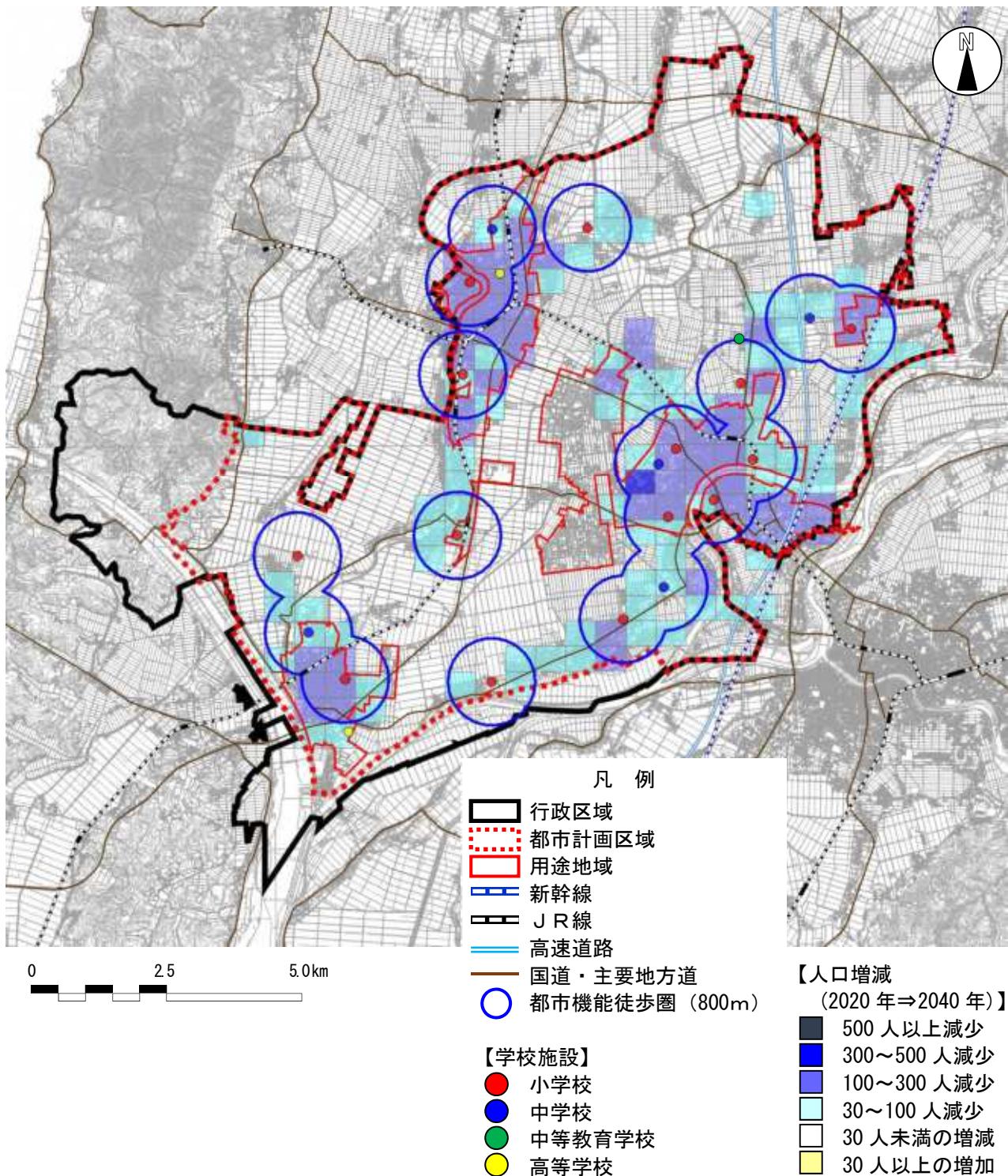


図 1-2-18：学校施設の分布状況と 500mメッシュ別人口増減（2020 年⇒2040 年）

5) 商業施設等

商業施設等の多くは、幹線道路の沿線に立地しており、このうちスーパーなどの商業施設（店舗面積1,000m²以上）は、その多くが既存の用途地域内に立地しています。また、コンビニエンスストアは、用途地域内や既存集落内にも立地しており、広いエリアが徒歩圏（800m）に含まれています。

住居系用途地域のうち、一部、分水市街地の北側が徒歩圏から外れていますが、デマンド交通（おでかけきららん号）や循環バス（スワロー号）等、複数の交通手段が確保されています。

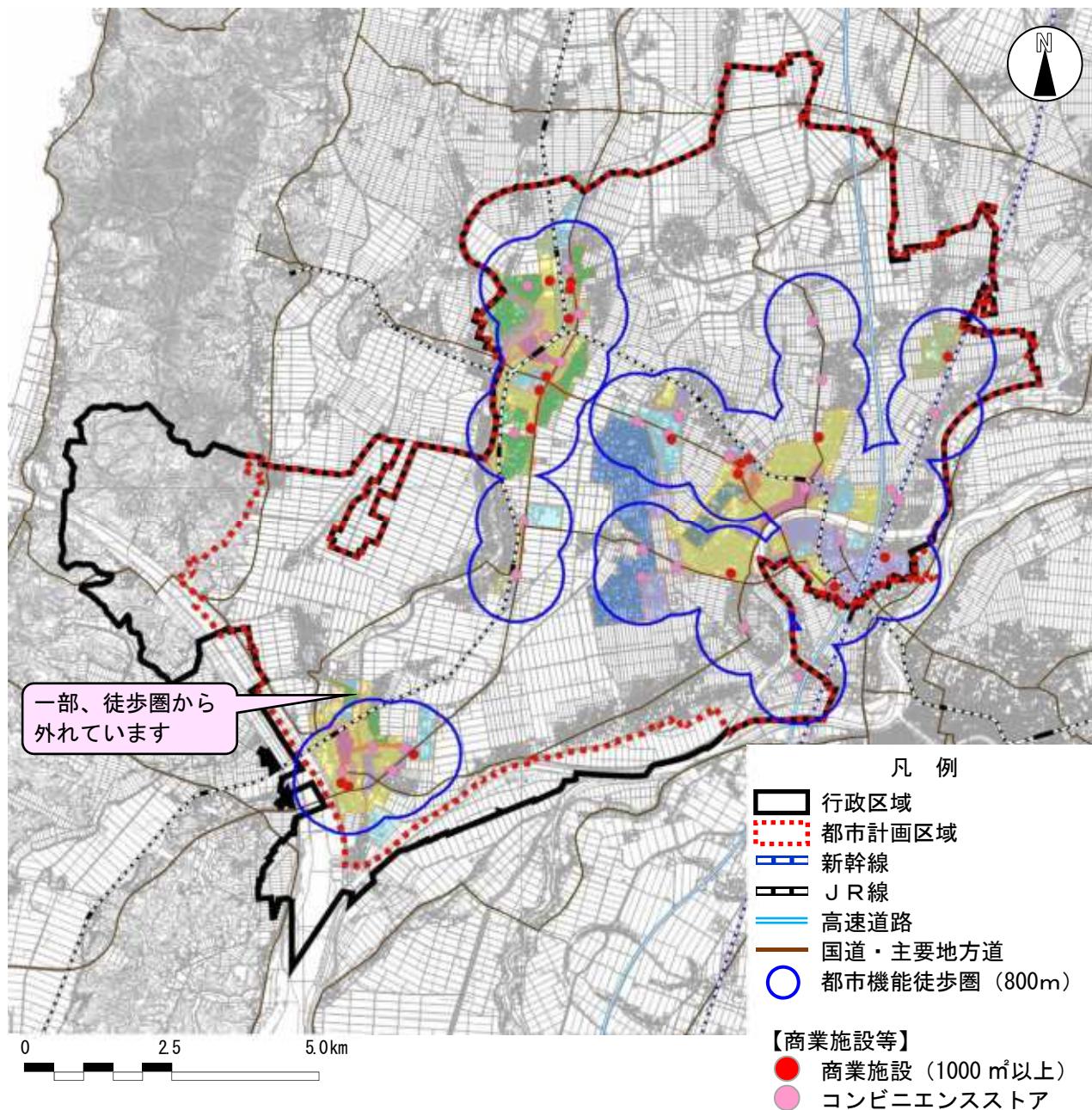


図1-2-19：商業施設の分布状況[令和5年度]（資料：新潟県資料「新潟県内大規模小売店舗一覧」）

※商業施設は、生鮮食料品等を扱うスーパー、ドラッグストア、ホームセンター等

また、2020年から2040年にかけての人口増減の状況と、商業施設等の分布状況を重ね合わせてみると、人口減少が著しいエリアに立地している施設も見受けられます。今後、生活に必要とされる施設数を維持していく必要があります。

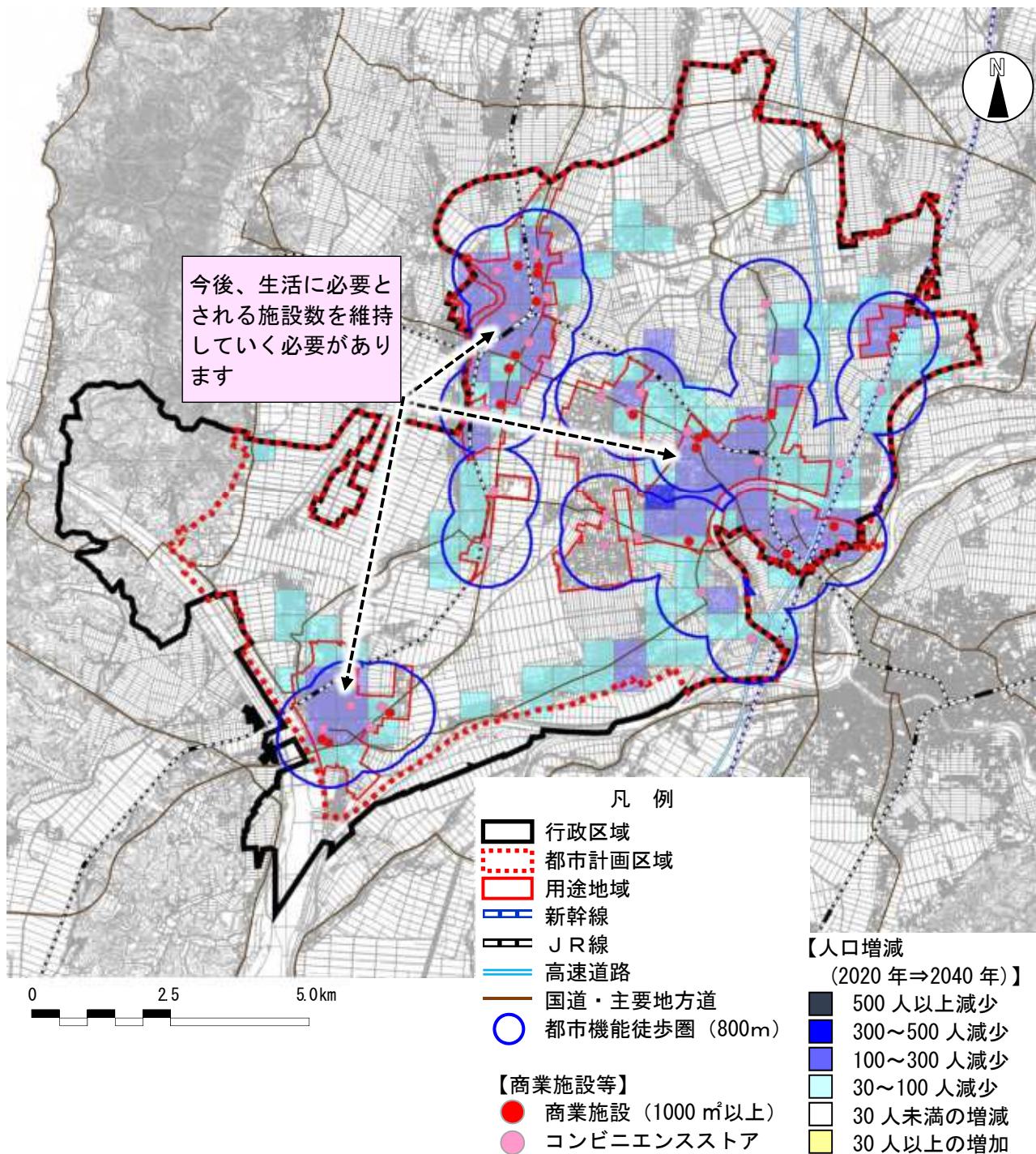


図1-2-20：商業施設の分布状況と500mメッシュ別人口増減（2020年⇒2040年）

6) 公民館、図書館

公民館、図書館は、概ね用途地域内や既存集落を中心に立地しています。

住居系用途地域のうち、吉田地区や分水地区の一部が徒歩圏（800m）から外れていますが、電子図書館サービスの導入など、サービスの利便性向上を図っています。

また、デマンド交通（おでかけきららん号）等、複数の交通手段が確保されています。

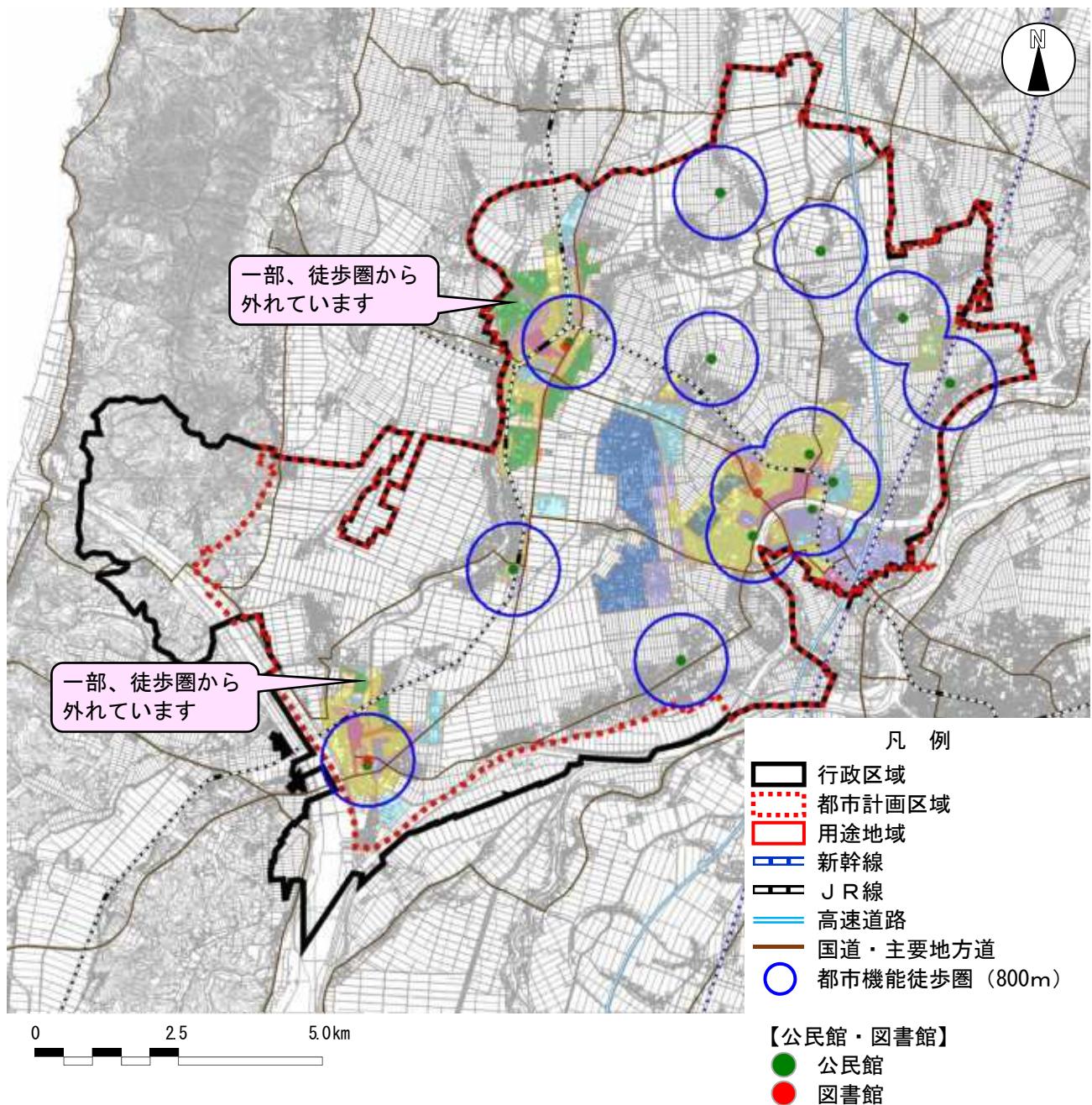


図 1-2-21：公民館、図書館の分布状況[令和 5 年度]（資料：燕市HP）

また、2020年から2040年にかけての人口増減の状況と、公民館および図書館の分布状況を重ね合わせてみると、人口が減少するエリアに多くの施設が立地しています。今後は、燕市における人口、財政等の将来見通しや公共施設の現状等を踏まえ、建物系公共施設の保有総量の適正化に係る取組方針をまとめた「燕市建物系公共施設保有量適正化計画」に基づく施設の適正配置や市民ニーズに応じた機能の充実等を推進し、地域コミュニティを維持していくことが必要です。

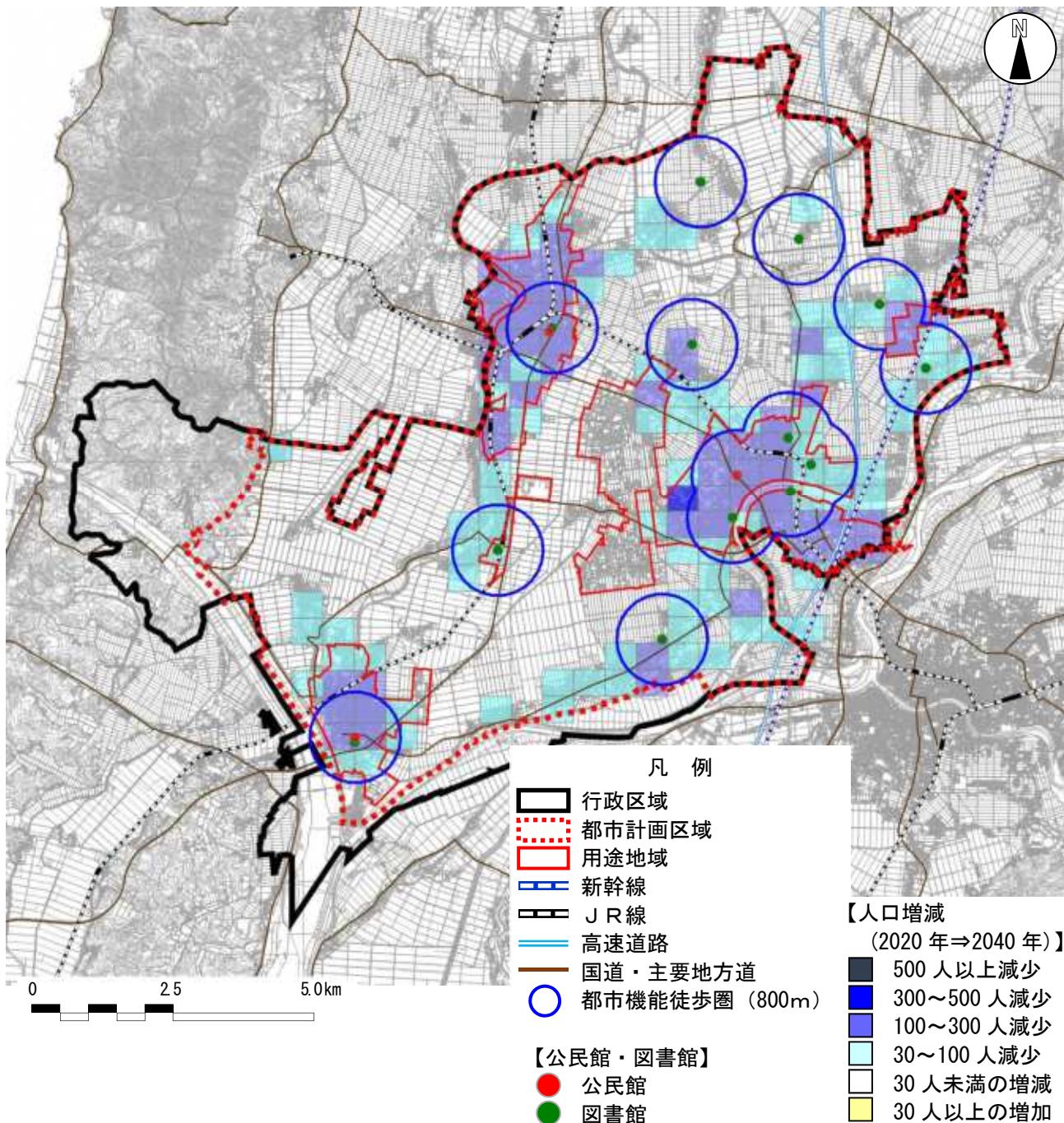


図1-2-22：公民館、図書館の分布状況と500mメッシュ別人口増減（2020年⇒2040年）

② 課題

○施設立地の実態と今後の人口減少に伴う影響等を考慮し、施設の適正配置やサービス、地域コミュニティの維持・向上に係る取組等を推進していくことが必要です。

(4) 経済活動・財政の動向

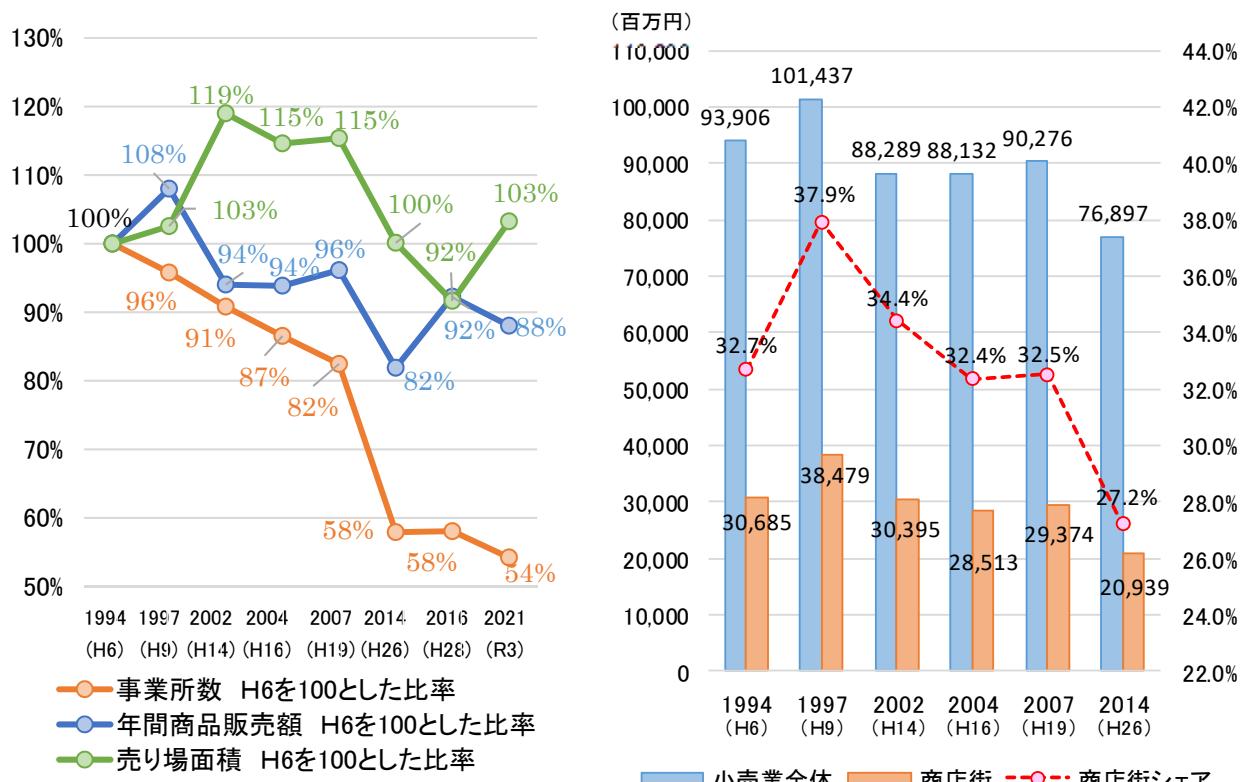
① 商業の動向

1) 現状

燕市全体の事業所数、年間商品販売額、売り場面積は、平成 19 年以降、すべて減少傾向にあります。また、平成 6 年と令和 3 年を比較すると、売り場面積は同規模であるものの、事業所数は 54% にまで減少していることから、中規模な商業施設の開設が行われている中、その影響で小規模な個人商店等の廃業が進んできたことが考えられます。

また、市全体の年間商品販売額に占める商店街のシェアは減少傾向であります。

そのため、新たなコミュニティの形成や若者等による賑わい創出など、引き続き商店街の活性化に向けた取り組みが必要となります。



グラフ 1-2-7 : 燕市の商業動向

(資料 : 商業統計調査)

グラフ 1-2-8 : 燕市の年間商品販売額に占める

商店街シェア(※) (資料 : 商業統計調査)

※平成 26 年商業統計調査における商店街の対象は以下のとおり

燕地区 : 秋葉町商店会、仲町商店会、宮町商店会、穀町商店会、本町商店会、中央通商店会、新幹線燕三条駅付近

吉田地区 : 学校町下町商店街、中町商店街、駅通商店街、旭町商店街、上町, 新田町, 新町商店街、東町国道沿い商店街

分水地区 : 本町商店街、諏訪町, 野中才商店街

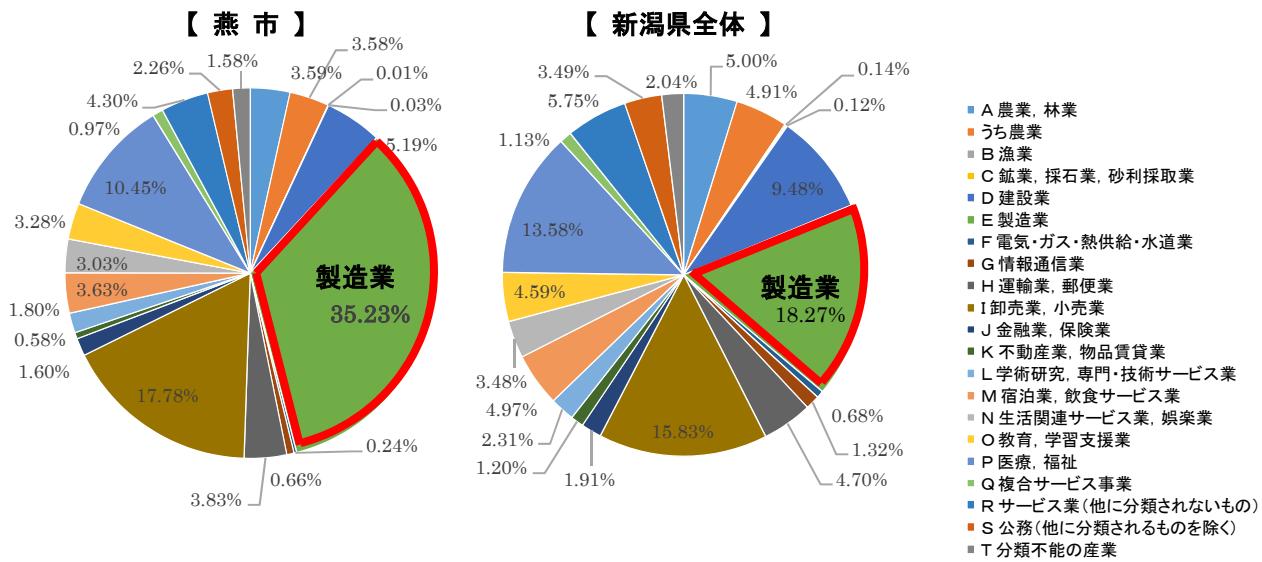
2) 課題

○商業を取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、商店街を中心に関係団体と連携し、引き続き新規創業や賑わい創出に向けた取組を行う必要があります。

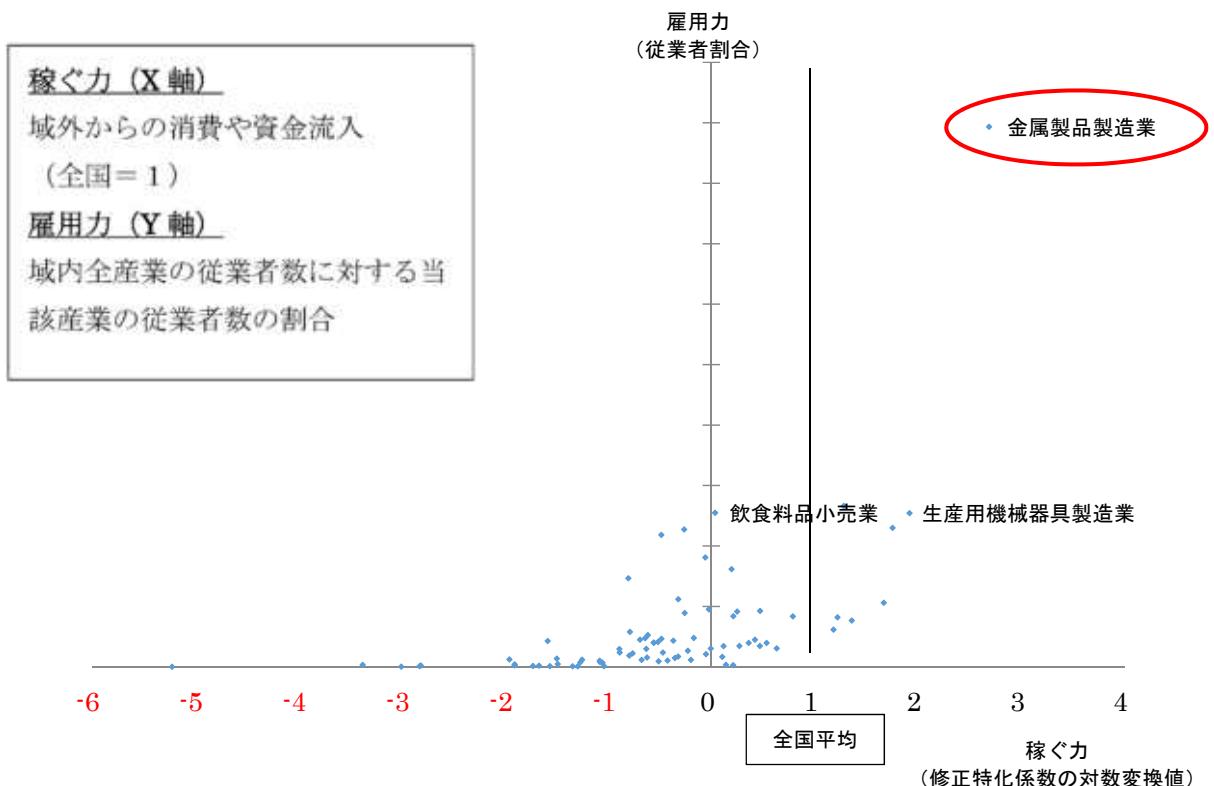
② 産業の動向

1) 現状

令和2年の産業(大分類)別15歳以上就業者割合をみると、製造業の割合が35.23%を占め、新潟県平均の18.27%を大きく上回っています。また、産業別の「稼ぐ力」、「雇用力」の状況によると、製造業の中でも金属製品製造業に特化しており、まさに燕市は“ものづくりのまち”といえます。



グラフ1-2-9：産業(大分類)別15歳以上就業者割合（資料：令和2年国勢調査）



グラフ1-2-10：燕市における産業別稼ぐ力と雇用力

(資料：平成26年経済センサスを総務省統計局にて加工)

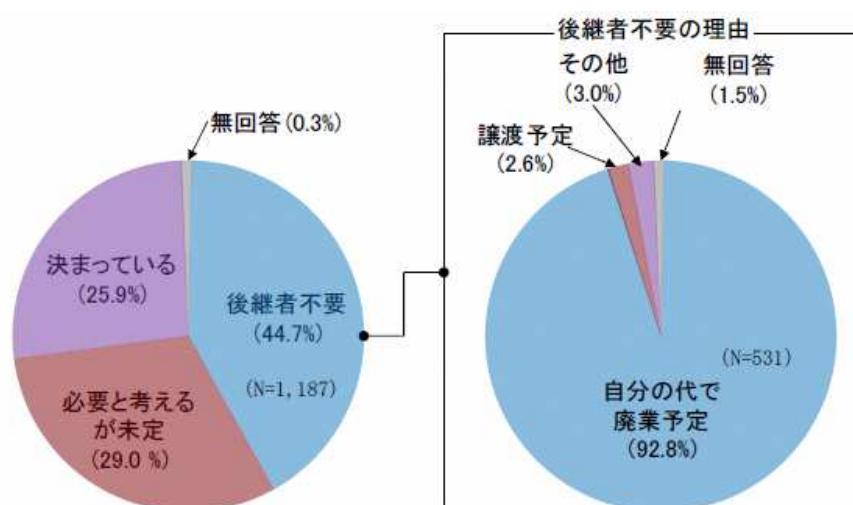
金属製品製造業の製造品出荷額等や従業者数の推移をみると、平成 22 年以降増加傾向にありましたが、令和元年度の製造品出荷額等は、前年度と比べて減少しています。

また、小規模事業者を対象としたアンケート調査によると、後継者不足の課題を抱える事業者が多い状況です。



グラフ 1-2-11：燕市の金属製品製造業における製造品出荷額等・従業者数の推移

(資料：工業統計調査、経済センサス-活動調査)



グラフ 1-2-12：小規模事業者の後継者について ※回答数のうち 64.2%が製造業の事業所

(資料：燕商工会議所 平成 26 年「小規模事業者アンケート」)

2) 課題

- 燕市のものづくり産業のさらなる発展のため、産業基盤の維持や活発な産業活動を促進していくとともに、後継者・人材不足等の解消にも取り組む必要があります。

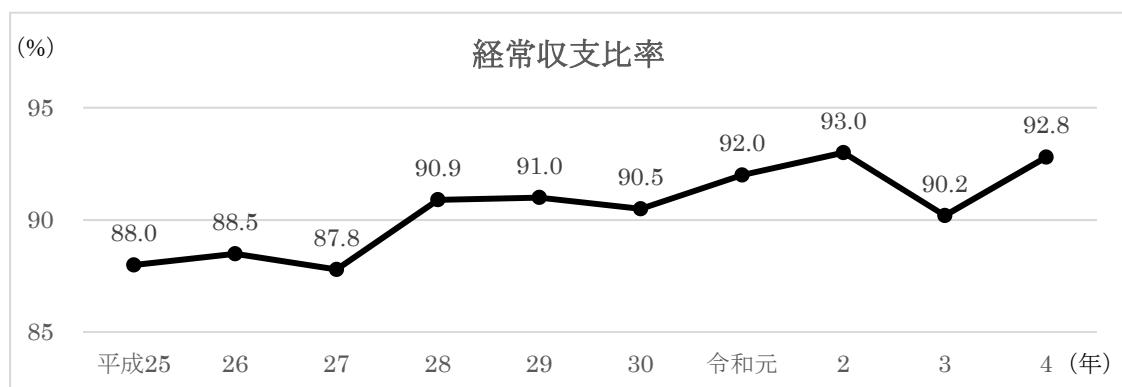
③ 岁入・歳出の状況

1) 現状

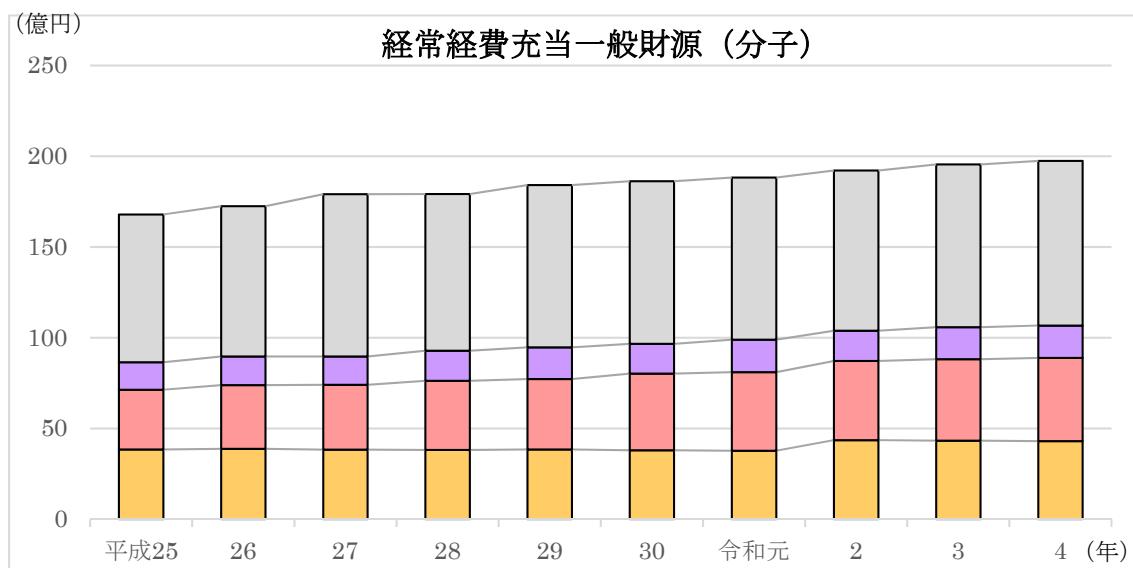
人件費等の義務的経費の増加により「経常収支比率」は悪化する傾向にあり、社会経済や行政需要の変化に対し、適切に対応できる財政構造の弾力性が徐々に失われています。

今後、人口減少により市税等の歳入の減少が見込まれる中、増加する扶助費や公共施設の更新費用に加え、人口減少対策はもとより、急速な社会環境の変化にも対応して取り組む必要があり、これらの行政需要に伴う歳出増が見込まれます。

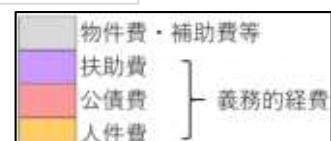
そのため、公共施設保有量の適正化をはじめ、自主財源の確保など不断の行財政改革の取組を継続していく必要があります。



グラフ 1-2-13：経常収支比率の変化（資料：燕市企画財政課資料）



グラフ 1-2-14：経常経費充当一般財源の変化（資料：燕市企画財政課資料）



2) 課題

- 引き続き事業執行に必要となる財源確保を適切に行うとともに、行財政改革に取り組み、将来にわたって持続可能な行財政運営の確保に努めていく必要があります。

第2章 まちづくりの方針

1. まちづくりの理念と将来像

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版である意義と役割を踏まえ、燕市都市計画マスタープランの「まちづくりの理念と将来像」を踏襲していくものとします。

まち 『人と自然と産業が共生する夢のある都市』 ～みんなが輝く持続可能なまちづくり～

この将来像を実現するため、燕市の土地利用の状況や特性を踏まえた4種類の「エリア」、新たな位置付けを含む相互に補完し連携する7種類の「拠点」、人々の移動や自然環境の連続性の維持・活用を図る3種類の「軸」を下記将来都市構造図のとおり設定しています。

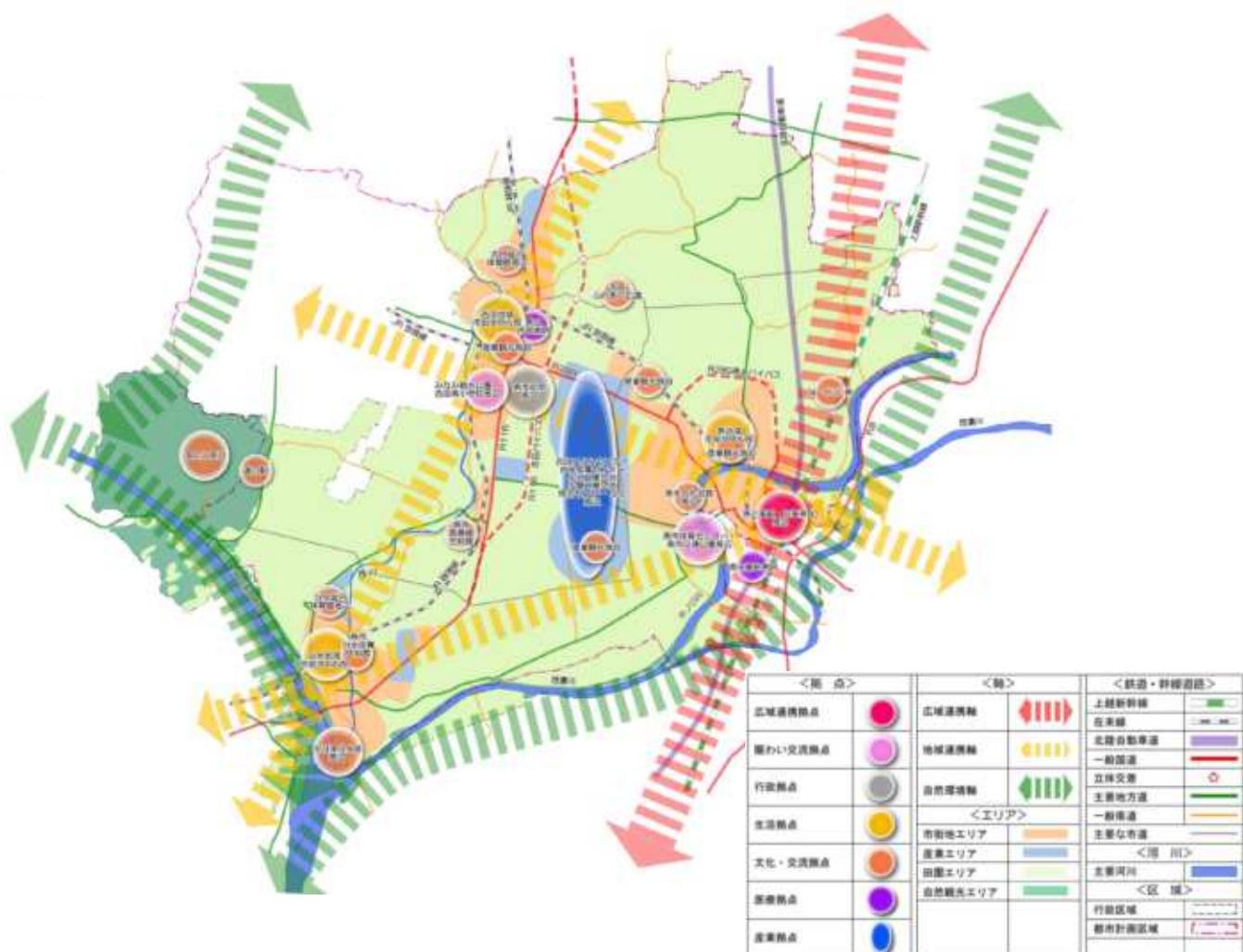


図 2-1-1：将来都市構造図
(資料：燕市都市計画マスタープラン(令和5年3月))

2. まちづくりの方針

燕市を取り巻く現状や課題と第3次燕市総合計画の基本的方向と戦略体系および燕市都市計画マスターplanの将来像との関連性から、本計画において特に対応すべき課題を抽出し、それらを踏まえ、今後のまちづくりの方針（ターゲット）を次のように設定します。

ものづくり産業の活性化と 働き盛り世代の移住・定住によるまちなか居住の促進

特に対応すべき課題①：後継者不足等の解消による地場産業の活性化

【課題解決のポイント】

- ・地場産業の振興に向けては、若い世代の転出等による後継者不足を解消するため、人材の育成や新たな就業の場の創出、拠点への集約、産業観光の促進等による『ものづくり産業の活性化』が必要

特に対応すべき課題②：人口減少下における都市活力の維持

【課題解決のポイント】

- ・都市の活力を維持するためには、『働き盛り世代を中心とした移住・定住の促進』が必要

特に対応すべき課題③：市街地の拡散、人口減少下における生活・公共交通サービス水準の維持

【課題解決のポイント】

- ・生活・公共交通サービス水準の低下を抑制するためには、人口密度の維持が必要
- ・財政の健全化や高齢化への対応の必要性を踏まえ、社会基盤の整った『まちなかへの居住の誘導』や『激甚化・頻発化する災害リスクの低減』等を推進することが必要

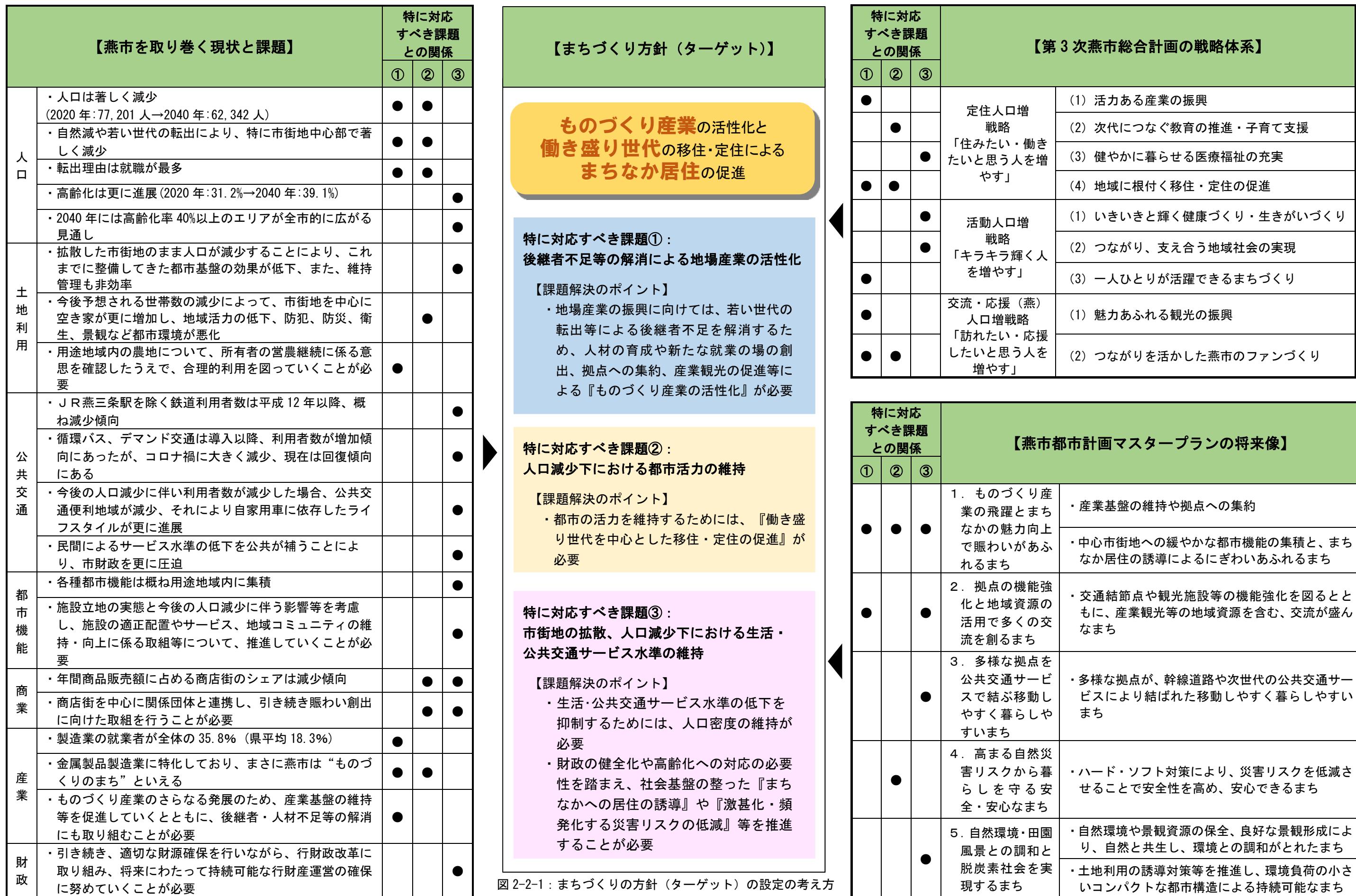


図2-2-1：まちづくりの方針(ターゲット)の設定の考え方

3. 目指すべき都市の骨格構造

人口減少・高齢化社会に適応する都市づくりやまちづくりの方針（ターゲット）を見据えながら、日常生活に不可欠な都市機能が集積する拠点を維持するとともに、公共交通の充実を図ることで、市民全体が暮らしやすい持続可能な都市構造を目指します。

(1) 拠点等の考え方

【生活拠点】

- JR 燕駅、JR 吉田駅、JR 分水駅周辺は、医療・福祉・商業・行政等の日常的なサービス機能を提供する生活拠点とします。
- 市庁舎が市域の人口や地理的重心を考慮して現位置に整備されたことや、燕市都市計画マスタープランの将来都市構造の考え方を踏まえ、3つの生活拠点が相互に補完しあう都市構造を目指します。

【広域連携拠点】

- JR 燕三条駅周辺は、隣接する三条市との連携を図る中で、交通利便性を活かした各種都市機能が集積する広域連携拠点とします。

【その他拠点】

- 燕市役所周辺は、行政機能の中枢となる行政拠点とします。
- 工業団地が集積する市の中央エリアは、地場産業を支え、職住近接の都市構造を実現する産業拠点とします。

【集落等エリア】

- 旧来からの市街地外に点在する既存集落や用途地域が定められている飛び市街地を集落等エリアとし、生活拠点と公共交通等でネットワークするとともに現在の都市基盤を有効活用し、生活利便性の維持・保全を図ります。

(2) 公共交通の考え方

【基幹公共交通軸】

- 生活拠点や広域連携拠点など、各拠点間を連絡する公共交通（JR 越後線、JR 弥彦線、路線バス、循環バス）を基幹公共交通軸として位置づけます。

【フィーダー(支線)公共交通網】

- 各拠点と集落エリア間など、基幹公共交通軸でカバーできないエリアを補完する公共交通（デマンド交通）をフィーダー(支線)公共交通網として位置づけます。



図 2-3-1：都市の骨格構造のイメージ

4. 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）

人口減少下において、燕市が抱える様々な課題に対応し持続可能な都市経営を行っていくためには、安定した財源の確保と効率的な都市構造への転換が必要です。本市では、特に若い世代が就学や就職を機に転出する傾向が強く、産業振興や経済に大きな影響を与えています。

安定した財源を「稼ぐ」ためには、「ものづくりのまち」である燕市の特性を最大限に活かすことが重要であり、それには、ものづくり産業を支えていく人材の育成やものづくり産業に係る付加価値の創出、魅力的な就業の場の提供等により、若い世代や働き盛り世代に「住み続けてもらうこと」、「住んでもらうこと」が必要です。

また、職住が近接する燕市の特性を活かし、職場にも近く都市基盤や生活サービス機能が充足する「まちなか」に住んでもらうことで、これらの機能が将来においても維持され、すべての人にとって生活しやすい持続可能な都市構造への転換が図られ、効率的・効果的な都市の運営が可能となります。

以上より、施策・誘導方針（ストーリー）を以下のとおり設定します。

ストーリー1 「ものづくり産業の活性化」

ものづくり産業の活性化にあたっては、後継者などの担い手の確保と育成を図るとともに、新たな産業基盤としての工業用地の供給のほか、新分野進出の支援や産業観光などに取り組みます。

ストーリー2 「働き盛り世代の移住・定住の促進」

移住・定住の促進を図るため、居住の誘導に係る魅力的なインセンティブを付与するとともに、「働き盛り世代」は「子育て世代」であることを踏まえ、子どもを産み育てやすい環境の創出などに取り組みます。

ストーリー3 「まちなか居住の促進」

まちなか居住を促進するため、誰もが安全で安心して暮らせる居住環境の充実を図るとともに、まちなかにおける生活サービス機能の維持や集約等による利便性の高いまちづくり、賑わいの創出に取り組みます。

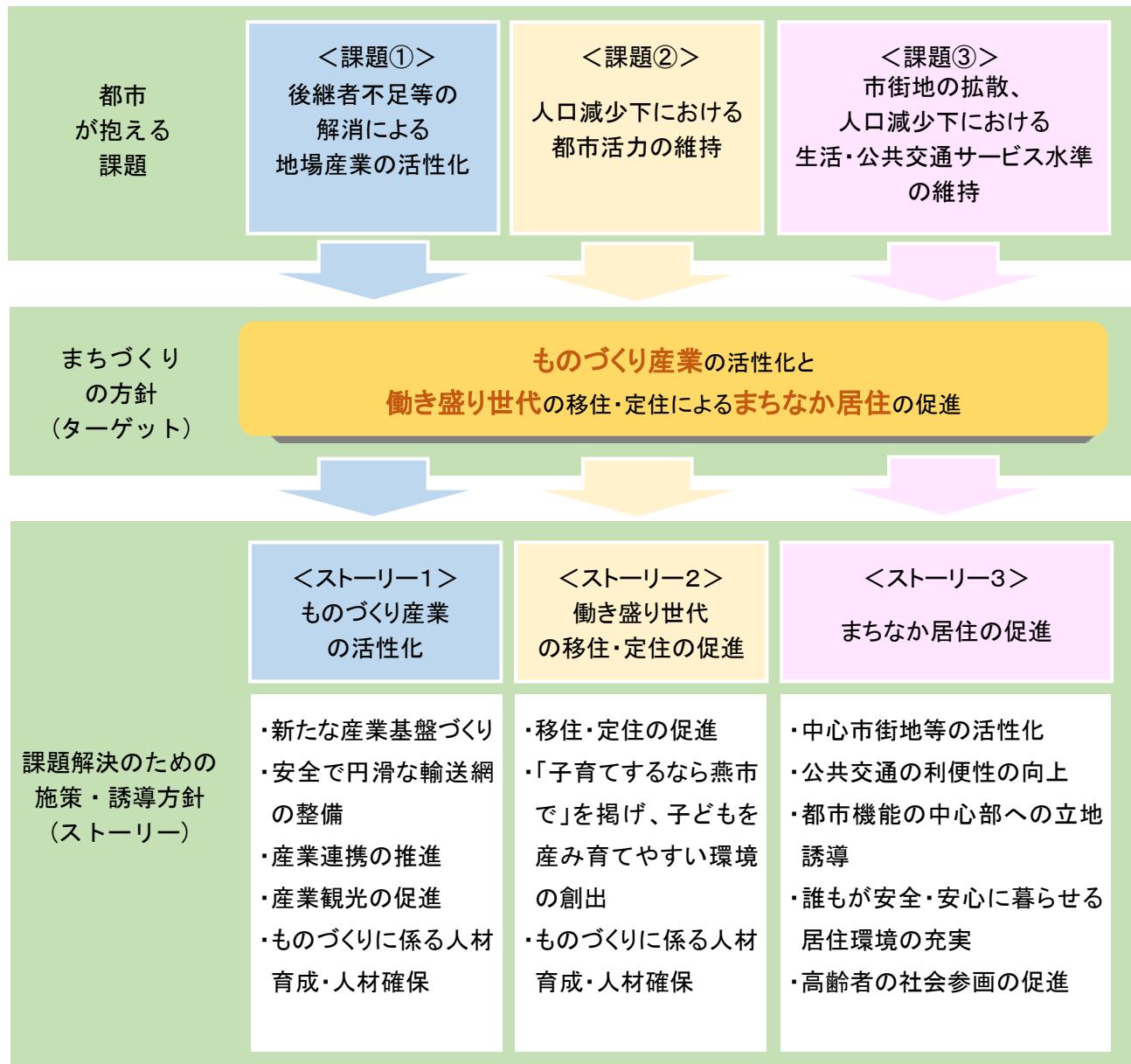


図 2-4-1：施策・誘導方針（ストーリー）の体系

第3章 誘導区域、誘導施設の設定

1. 都市機能誘導区域の検討

(1) 基本的な考え方

燕市が抱える課題やまちづくりの方針（ターゲット）、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）を踏まえつつ、次の基本的な考え方に基づき都市機能誘導区域を検討します。

各拠点における市街地の現状や都市機能、公共交通の状況、基幹的な道路等の配置、燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針等を踏まえ、河川等で分断されることなく徒歩等で容易に回遊することができる一体的なエリアとして設定します。

(2) 都市機能誘導区域の設定方針

基本的な考え方を踏まえつつ、次の方針に基づき具体的な都市機能誘導区域を検討します。

《都市機能誘導区域に含めることを基本とする区域》

- ① 生活拠点や広域連携拠点の中心となる鉄道駅の周辺で医療、福祉、商業等の都市機能が集積し、徒歩等で容易に回遊することができるエリア
※鉄道駅から概ね 800m
- ② 鉄道駅にアクセスするバス路線の沿線のうち、①と一体を成す区域で都市機能が集積するエリア
- ③ 商業地域（都市の中心として都市機能が集積）
- ④ 燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針に基づき設定する連携生活拠点のエリア

《都市機能誘導区域に含めない区域》

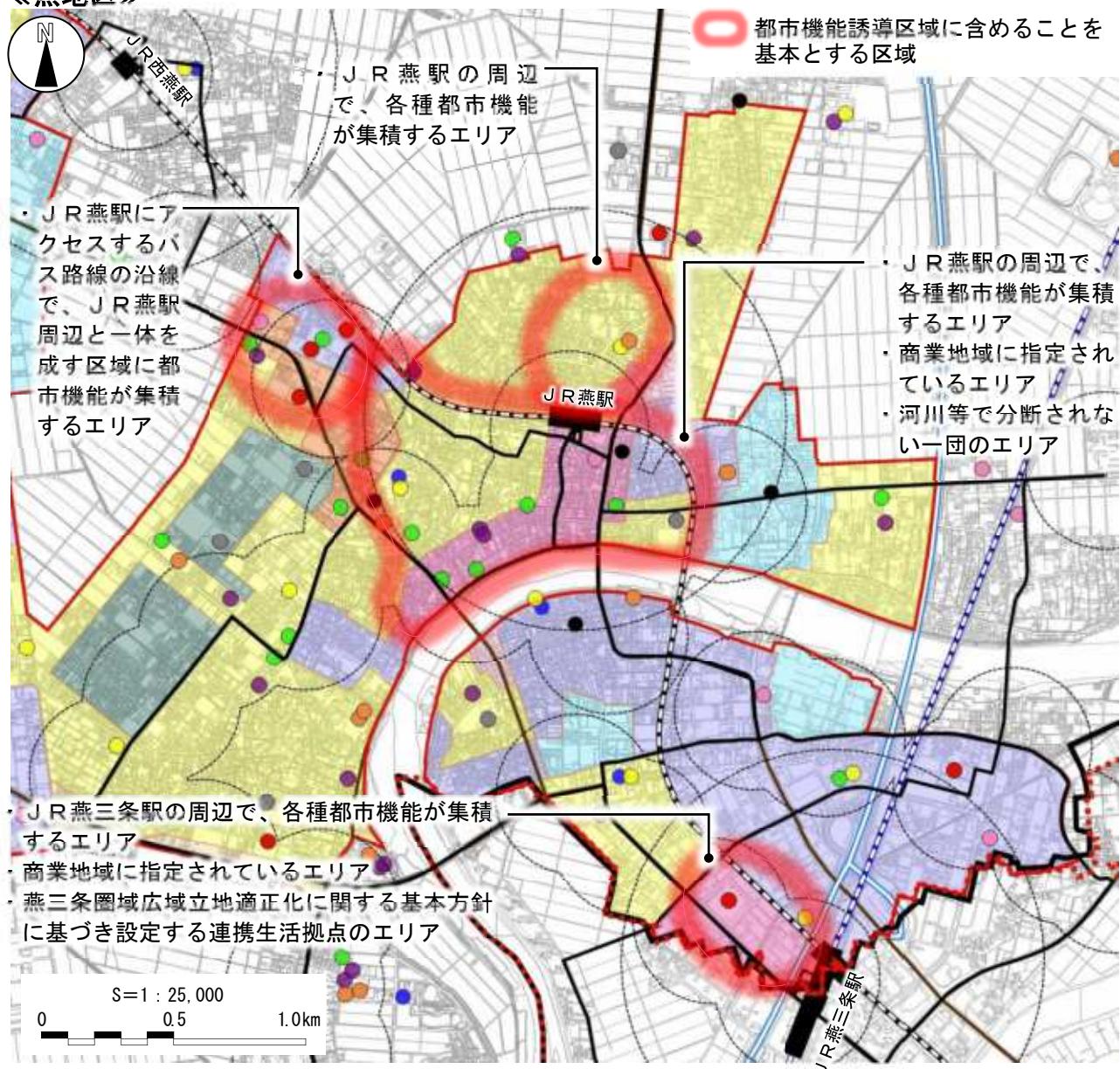
- ① 第一種低層住居専用地域（閑静な住宅地としての環境保全が必要）
※ただし、政策的な施設整備、公共施設の再編計画等がある場合は、この限りではない。

(3) 都市機能誘導区域の検討

① 都市機能誘導区域に含めることを基本とする区域の検討

都市機能誘導区域の設定方針を踏まえ、生活拠点や広域連携拠点の中心となる鉄道駅の周辺等で都市機能が集積し、市街地が分断されず一体を成すエリアを中心に検討します。

《燕地区》



凡 例

- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 新幹線
- JR線
- 高速道路
- 国道・主要地方道
- バス路線
- - - 公共交通徒步圏
- 鉄道(800m)
- バス(300m)

【都市機能】

- 病院
- 診療所（内科・外科）
- 高齢者福祉施設
- 保育園・幼稚園・認定こども園
- 子育て支援施設
- 学校施設
- 商業施設(1,000 m²以上)
- コンビニエンスストア
- 郵便局
- 公共施設

【用途地域】

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

《吉田地区》

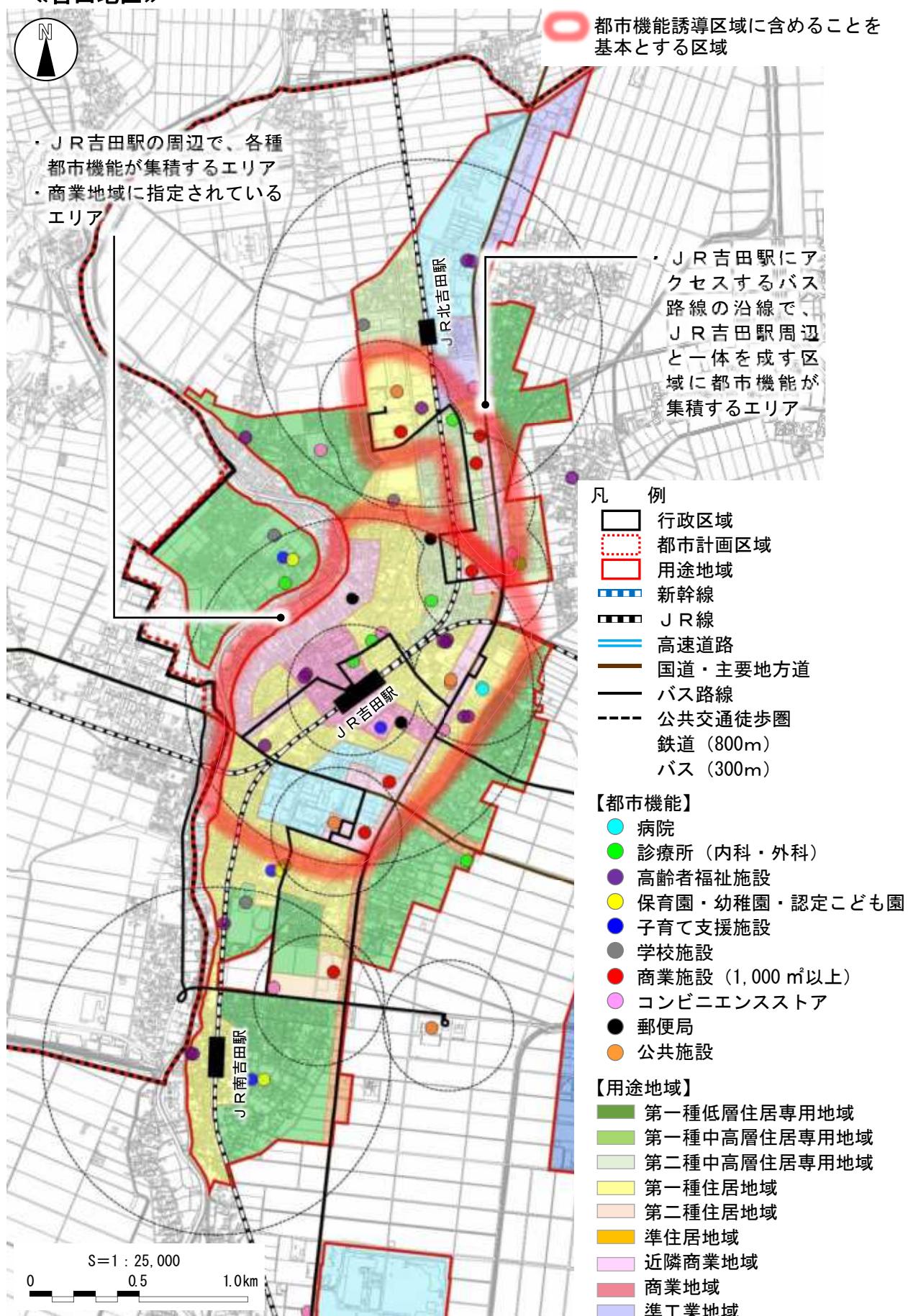


図 3-1-2 : 吉田地区都市機能誘導区域の検討

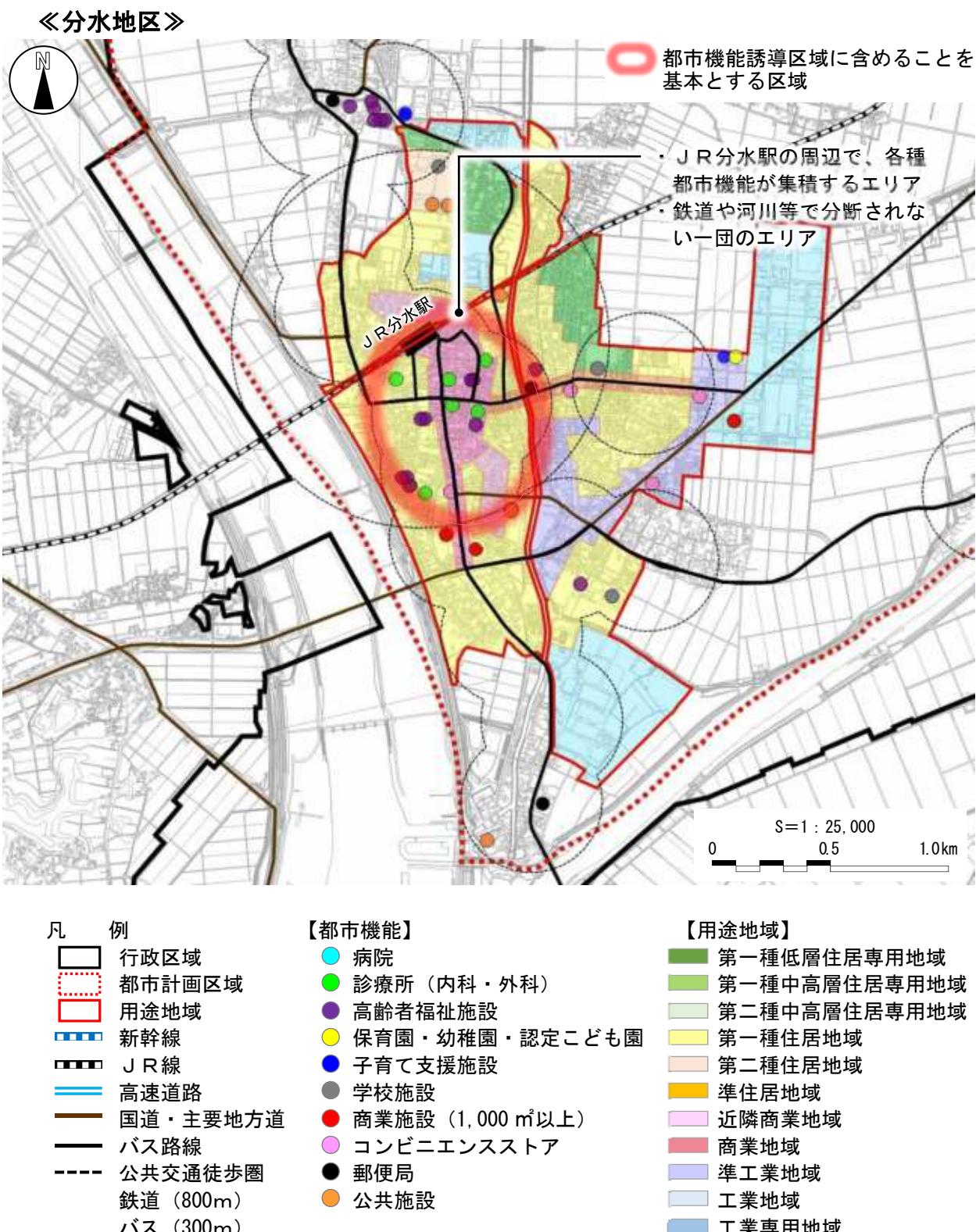


図 3-1-3：分水地区都市機能誘導区域の検討

② 都市機能誘導区域に含めない区域

《第一種低層住居専用地域》

閑静な低層住宅地としての環境保全を図る区域として、建ぺい・容積率が厳しく制限されている第一種低層住居専用地域には、都市機能誘導区域を設定しません。

ただし、政策的な施設整備、公共施設の再編計画等がある場合は、この限りではありません。

2. 誘導施設の検討

(1) 都市機能の必要性に係る検討

燕市では、人口減少や高齢化の進展、地場産業の衰退、市街地の拡散、厳しい財政状況等により生じる様々な都市の課題に対応するため、「ものづくり産業の活性化と働き盛り世代の移住・定住によるまちなか居住の促進」により、市民が快適に暮らし続けることができる健全な都市の持続を目指していきます。

この実現に向けては、まちなかでの暮らしに必要な機能、まちなかの魅力向上に必要な機能を維持または誘導することが重要です。

そこで、「第1章の2（3）都市機能の立地状況」で整理した都市機能を中心に、現状での充足状況や課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）に基づく将来的な需要、また、都市の骨格構造に与える影響等を踏まえ、誘導施設として位置づける必要性を検討します。

《まちなかでの暮らしに必要な機能》

- ・日常的な生活サービス機能である医療施設、高齢者福祉施設、子育て支援施設、学校施設、商業施設

《まちなかの魅力向上に必要な機能》

- ・子育て世代でもある働き盛り世代にとっての魅力となり得る、子育てや教育環境の充実に資する文化施設

表 3-2-1：誘導施設として位置づける必要性

都市機能	必 要 性
医療施設	<ul style="list-style-type: none">・市民の安心な生活を身近で支える診療所は、現状では概ね充足している状況です。しかし、将来にわたり誰もが安心して健やかに暮らしていくためには、「まちなか」における医療サービスの持続的な提供が必要と考えます。 このことから、『診療所(内科・外科)』、診療所と一体的に立地する『調剤薬局』を誘導施設に位置づけ、これらの維持・誘導を図ります。
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・今後、高齢化率は上昇するものの高齢者数は、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移する見通しです。また、高齢者福祉施設も現状では概ね充足している状況です。しかし、高齢者が「まちなか」において安全で安心して快適な生活を送るために、医療施設等のほか、高齢者の自立した生活の支援、日々の介護や見守りサービス等の持続的な提供が必要と考えます。 このことから、『地域包括支援センター』、『老人デイサービスセンター』、『小規模多機能型居宅介護施設』を誘導施設に位置づけ、これらの維持・誘導を図ります。

都市機能	必 要 性
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設等は、まちなか以外の既存集落等にも立地しており、今後も人口分布に応じて全市的に配置されるべき施設です。ただし、子どもを持つ働き盛り世代にとって働きやすく、子育てしやすい環境を創出するためには、「まちなか」における多様な子育てニーズへの対応が必要と考えます。 <p>このことから、『認定こども園』、『幼稚園』、『保育園』、『児童館』を誘導施設に位置づけ、これらの維持・誘導を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、少子化が進展する中、子どもを産み育てやすい環境を創出するためには、働き盛り世代の出産・子育て等に対する不安の解消や子育て世代間の交流促進など、身近な地域で子育てを支える仕組みが必要と考えます。 <p>このことから、『子育て支援センター』を誘導施設に位置づけ、維持・誘導を図ります。</p>
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校は、まちなか以外の既存集落等にも立地しており、今後も人口分布に応じて全市的に配置されるべき施設です。ただし、今後は、少子化に伴う児童、生徒数の減少が進む中、「まちなか」における機能の維持を念頭に、学校施設の再編・適正配置を推進する必要があると考えます。 <p>このことから、『小学校』、『中学校』を誘導施設に位置づけ、これらの維持・誘導を図ります。</p>
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> 食品スーパー等の商業施設は、概ね充足している状況です。しかし、将来にわたり、利便性の高い生活環境を維持していくためには、市民のまちなか居住を支える商業サービスの持続的な提供が必要と考えます。 また、一定規模以上の商業施設が郊外部に立地することで、都市の骨格構造に大きな影響を及ぼすことも懸念されます。 <p>これらのことから、『各種商品小売業、飲食料品小売業に該当する店舗で店舗面積が1,000 m²を超えるもの』を誘導施設に位置づけ、維持・誘導を図ります。</p>
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> 子育てや教育環境の充実が期待される文化施設としては図書館が考えられます。また、図書館は多世代の方が日常的に利用する施設であり、働き盛り世代のみならず、多世代のまちなか居住を促進する効果も期待されます。 <p>このことから、『図書館』を誘導施設に位置づけ、維持・誘導を図ります。</p>

(2) 誘導施設の設定

先の必要性を踏まえ、燕市における誘導施設を以下のとおり設定します。

表 3-2-2：誘導施設一覧

都市機能		法的位置づけ等
医療施設	診療所（内科・外科）	「医療法第1条の5」
	調剤薬局	「医療法第1条の2」
高齢者 福祉施設	地域包括支援センター	「介護保険法第115条の39」
	老人デイサービスセンター	「老人福祉法第5条の3」
	小規模多機能型居宅介護施設	「老人福祉法第5条の2」
子育て 支援施設	認定こども園	「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条」
	幼稚園	「学校教育法第1条」
	保育園	「児童福祉法第7条」
	児童館	「児童福祉法第40条」
	子育て支援センター	「児童福祉法6条の3」
学校施設	小学校	「学校教育法第1条」
	中学校	「学校教育法第1条」
商業施設	各種商品小売業、飲食料品小売業に該当する店舗で店舗面積が1,000 m ² を超えるもの	「大規模小売店舗立地法第2条」
文化施設	図書館	「図書館法第2条第1項」

また、燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針による連携生活拠点誘導施設は以下のとおりです。

なお、これらの施設の整備は三条市が行い、本市は三条市と連携を図りながら、両学校の安定した運営に向けた学生確保に関する取組（周知活動）、地元企業の発展や地域医療体制の充実に向けた両学校卒業生の地元就職等に関する取組（周知活動）を行います。

表 3-2-3：燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針による連携生活拠点誘導施設

教育施設	・ものづくりが将来にわたって存続していく上で欠かすことのできない人材を育成するため、実践に活かせる技能を高めるための実習や実学を中心とした大学 ・三条市立大学
	・慢性的な医療系人材不足を改善するため、看護職員の養成などを総合的に展開できる医療系高等教育機関 ・三条看護・医療・歯科衛生専門学校

3. 居住誘導区域の検討

(1) 基本的な考え方

燕市が抱える課題やまちづくりの方針（ターゲット）、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）を踏まえつつ、次の基本的な考え方に基づき居住誘導区域を検討します。

JR燕駅、JR吉田駅、JR分水駅、JR燕三条駅の周辺に広がる既存の用途地域を基本とし、人口密度水準を確保することで、都市機能が持続的に維持できる適正な規模で設定します。

(2) 居住誘導区域の設定方針

基本的な考え方を踏まえつつ、次の方針に基づき具体的な居住誘導区域を検討します。

《居住誘導区域に含めることを基本とする区域》

① 都市機能や人口が集積するエリア

※人口集積の目安は人口集中地区の基準やコンビニエンスストア等が存続できる利用圏人口等を考慮し40人/ha以上

② 都市の拠点に公共交通で比較的容易にアクセスできるエリア

※鉄道駅から800m、バス停から300m

③ ②の条件を満たし、整備された都市基盤を有効に活用すべきエリア

《居住誘導区域に含めない区域》

① 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

② 工業専用地域（住宅等の建設が制限）

《総合的な判断が必要な区域》

① 浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間）

② 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）

本市では、今後、著しい人口の減少や高齢化の進展が想定される市街地の中心部において、現在の人口や生活サービス機能等の維持・向上を図り、誰もが快適に暮らし続けることができるコンパクトなまちづくりに向けて、居住誘導区域を設定します。

＜整備された都市基盤を有効に活用すべきエリア＞とは

須頃郷土地区画整理事業（燕市施行）により基盤が整備されたJR燕三条駅周辺では、近年、様々な都市機能や住宅等の立地が進んでおり、市街化が進行しています。特に若い世代の進出が顕著で、2010年時点の高齢化率は概ね5%未満と極端に低く、若い世代にとって魅力のあるエリアとなっています。また、燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針に基づき連携生活拠点を形成することで、エリアの魅力・利便性は、今後、ますます高まるものと考えられます。

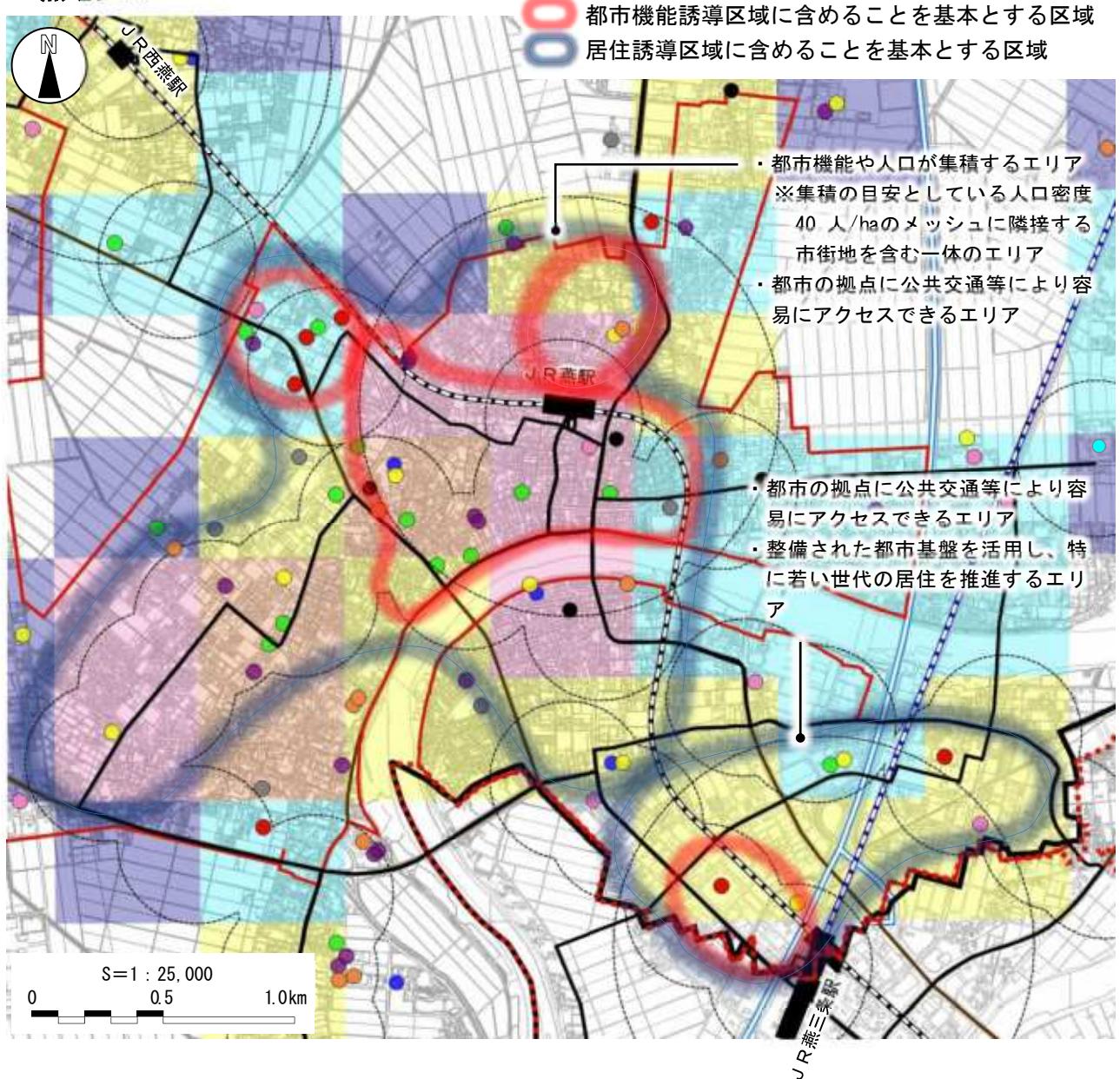
このため、当該エリアも居住誘導区域に位置づけ、様々な誘導施策を展開することで、若い世代の他都市への転出を抑制するとともに、用途地域外で行われる住宅地開発を抑制することで、居住の集約化を図ります。

(3) 居住誘導区域の検討

① 居住誘導区域に含めることを基本とする区域の検討

居住誘導区域の設定方針を踏まえ、都市機能や人口が集積し、都市の拠点に公共交通で比較的容易にアクセスできるエリアや、整備した都市基盤の活用が期待されるエリアを中心に検討します。

《燕地区》



凡 例

- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 新幹線
- J R 線
- 高速道路
- 国道・主要地方道
- バス路線
- 公共交通徒歩圏
鉄道 (800m)
バス (300m)

【都市機能】

- 病院
- 診療所 (内科 · 外科)
- 高齢者福祉施設
- 保育園 · 幼稚園 · 認定こども園
- 子育て支援施設
- 学校施設
- 商業施設 ($1,000 \text{ m}^2$ 以上)
- コンビニエンスストア
- 郵便局
- 公共施設

【人口密度】2020年

- | |
|-------------|
| 5人/ha未満 |
| 5~10人/ha未満 |
| 10~20人/ha未満 |
| 20~30人/ha未満 |
| 30~40人/ha未満 |
| 40人/ha以上 |
- ※500mメッシュ

図 3-3-1：燕地区居住誘導区域の検討（人口集積・都市機能）

《吉田地区》

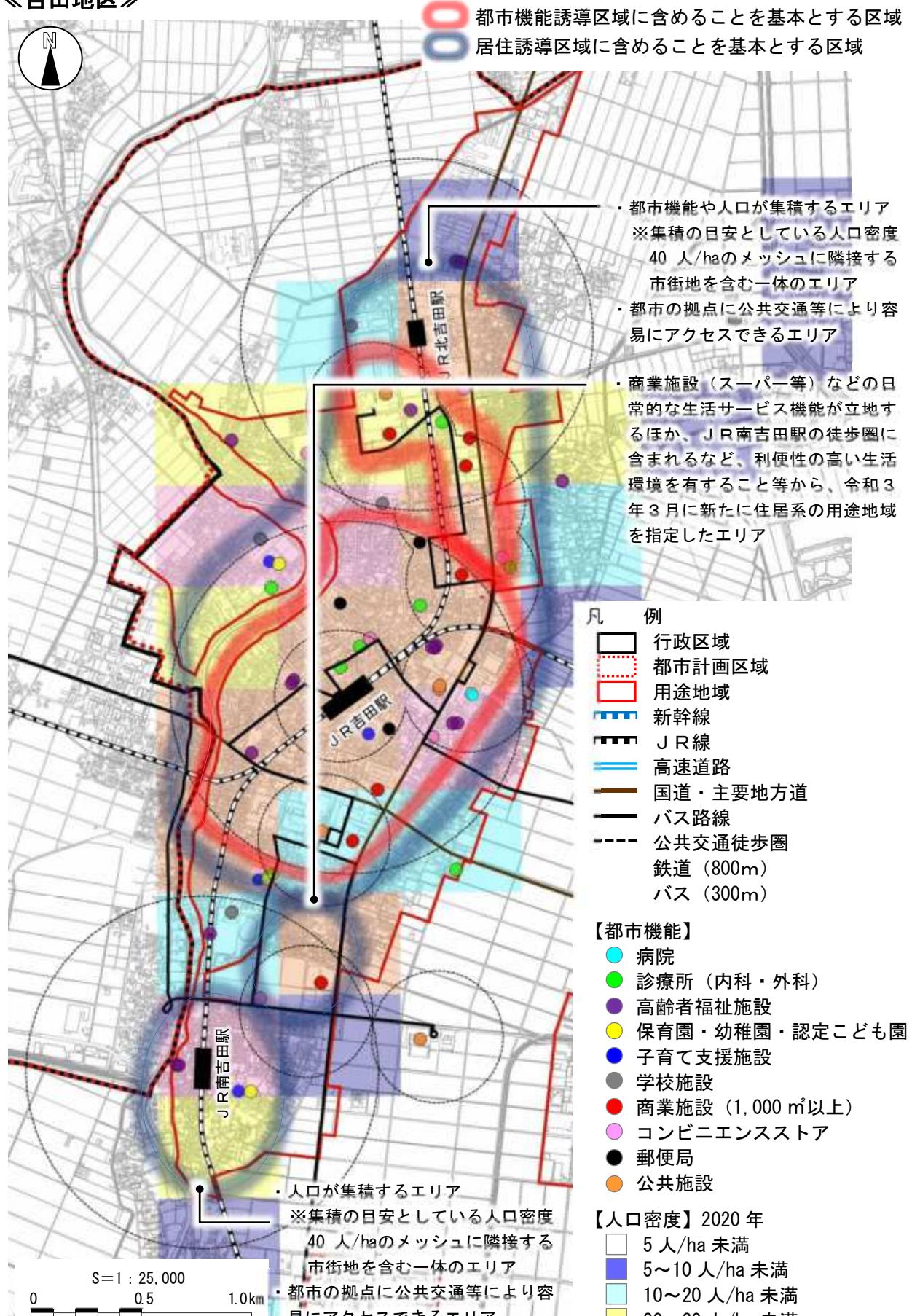
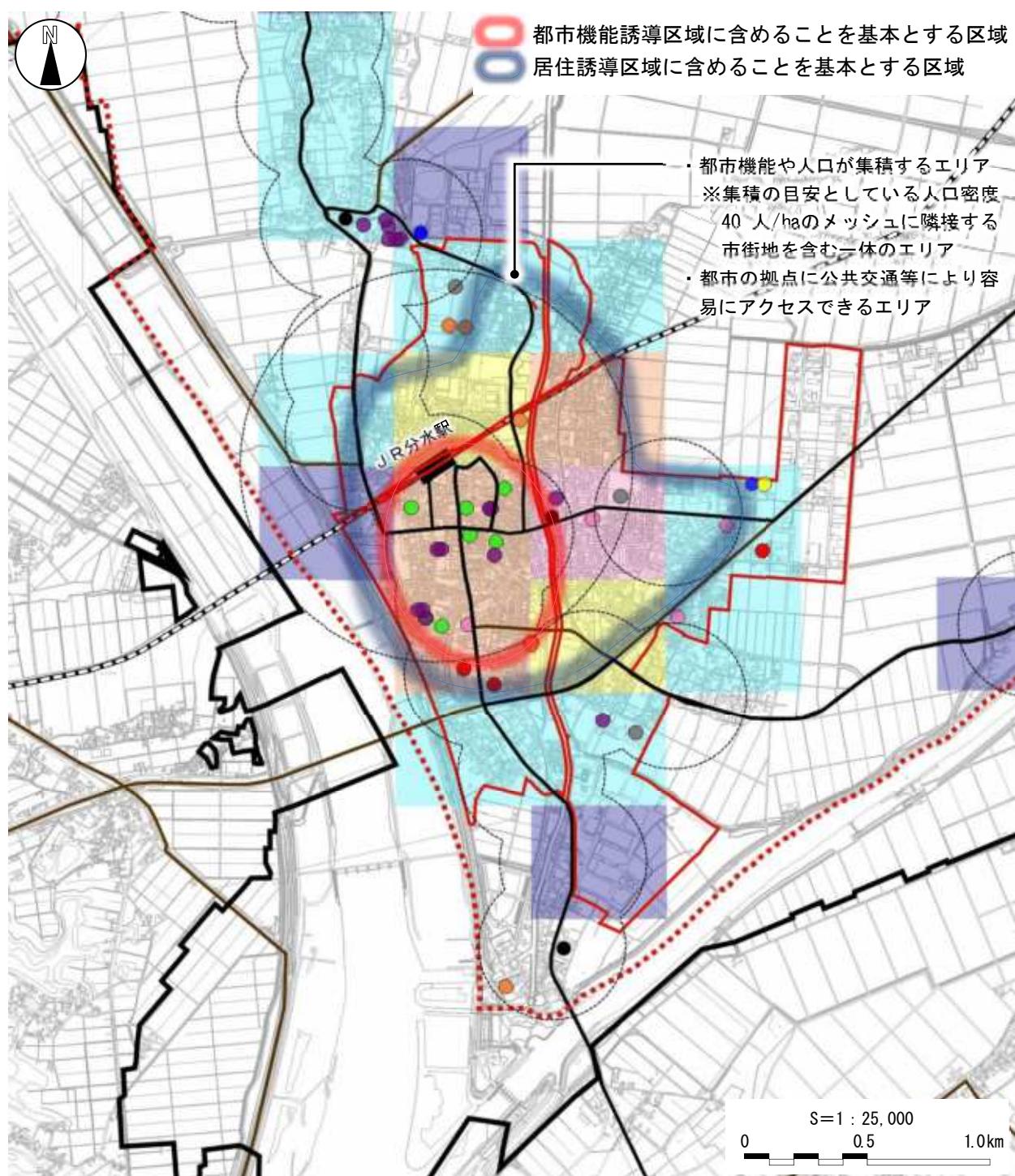


図3-3-2：吉田地区居住誘導区域の検討（人口集積・都市機能）

《分水地区》



凡 例

- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 新幹線
- J R線
- 高速道路
- 国道・主要地方道
- バス路線
- 公共交通徒歩圏
鉄道 (800m)
バス (300m)

【都市機能】

- 病院
- 診療所（内科・外科）
- 高齢者福祉施設
- 保育園・幼稚園・認定こども園
- 子育て支援施設
- 学校施設
- 商業施設 (1,000 m²以上)
- コンビニエンスストア
- 郵便局
- 公共施設

【人口密度】2020年

- | |
|-------------|
| 5人/ha未満 |
| 5~10人/ha未満 |
| 10~20人/ha未満 |
| 20~30人/ha未満 |
| 30~40人/ha未満 |
| 40人/ha以上 |
- ※500mメッシュ

図 3-3-3 : 分水地区居住誘導区域の検討（人口集積・都市機能）

② 居住誘導区域に含めない区域

《土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域》

国上地区の一部に、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）が指定されています。

居住誘導区域の設定を検討する用途地域内には指定されていません。

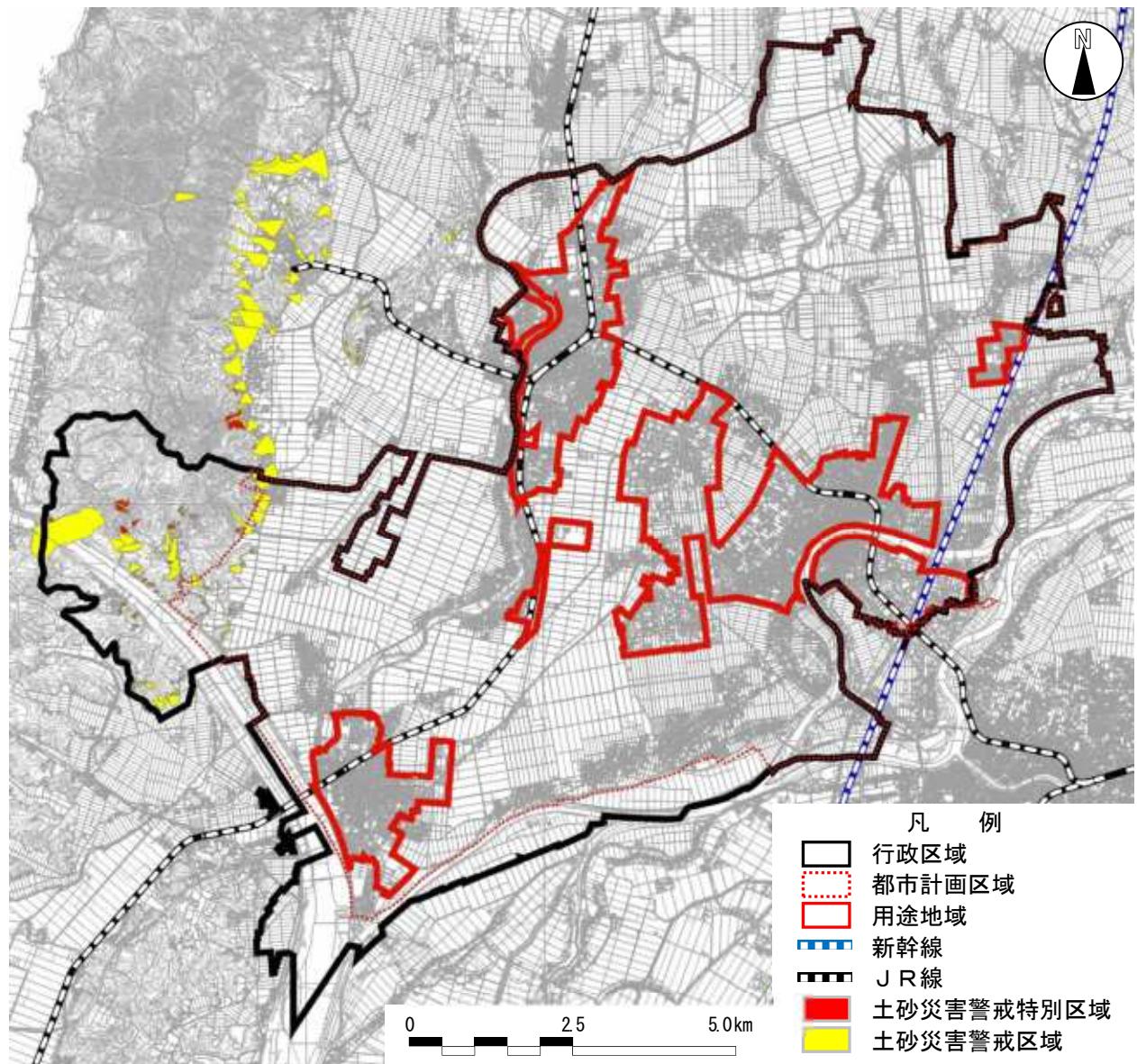


図3-3-4：土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域図（出典：燕市土砂災害ハザードマップ）

《工業専用地域》

法令により住宅の建設が制限されている工業専用地域には、居住誘導区域を設定しません。

③ 総合的または慎重な判断が必要な区域

《浸水想定区域》

都市機能や人口が集積する用途地域内の大部分が信濃川や大河津分水路等が氾濫した場合の浸水想定区域に含まれています。これらの区域を居住誘導区域から除外することは合理的でないことから、治水対策のほか、防災訓練の充実、防災体制・連携の強化、避難体制の強化、意識啓発、災害・防災情報の充実等といったソフト施策を講じることを前提に、居住誘導区域の除外要件にはしないこととします。

現在、大河津分水路の大規模改修（拡幅）やJR燕三条駅周辺での排水対策事業が行われており、水害に対する安全性は徐々に高まりつつあります。

《家屋倒壊等氾濫想定区域》

燕地区の中ノ口川沿岸、分水地区の大河津分水路沿岸等の一部が、家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれていますが、浸水想定区域と同様の考え方により、居住誘導区域の除外要件にはしないこととします。

(4) 居住誘導区域の適正規模の検証

- ・居住誘導区域の設定方針に基づいて設定した 2010 年における居住誘導区域内の人口密度は 36.9 人/ha となっています。2020 年には、34.9 人/ha まで減少しましたが、人口減少下においても一定の生活サービス機能を有する利便性の高い市街地環境を維持するためには、2010 年時点の人口密度を将来においても確保していくことが必要です。
- ・2040 年時点において、現在の居住誘導区域内人口密度を維持するには、居住誘導区域内の人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計よりも 7,722 人増やすことになり、これは居住誘導区域外に居住する人口（37,888 人）の 20% 程度に相当します。
- ・本計画では誘導施策の更なる推進と充実等により、転出人口の抑制（特に減少の著しい働き盛り世代）や区域外から区域内への居住誘導の推進等を図ることで、この目標を目指していくものとします。

表 3-3-1：居住誘導区域の適正規模の検証

	15 歳未満	15-64 歳	65 歳以上	合計	人口密度
a 2010(H22)年	4,208 人	19,513 人	8,146 人	31,866 人	36.9 人/ha
b 2020(R2)年	3,565 人	17,830 人	9,047 人	30,442 人	34.9 人/ha
c 2040 年	2,186 人	13,116 人	9,152 人	24,454 人	28.1 人/ha
d(c-a) 増減数	-2,022 人	-6,397 人	1,006 人	-7,412 人	-8.8 人/ha

※2020 年、2040 年の居住誘導区域の面積は約 871.6ha（当初計画時 863.2ha に吉田地区の拡大部分（8.4ha）を追加

	居住誘導区域	居住誘導区域外	全市人口
2010(H22)年 (国勢調査)	31,866 人 (38.9%)	50,010 人 (61.1%)	81,876 人 (100.0%)
2040 年 (国立社会保障・人口問題研究所)	24,454 人 (39.2%)	37,888 人 (60.8%)	62,342 人 (100.0%)
↓	↓	↓	
2040 年 (立地適正化による目標)	32,176 人 (51.6%)	30,166 人 (48.4%)	62,342 人 (100.0%)

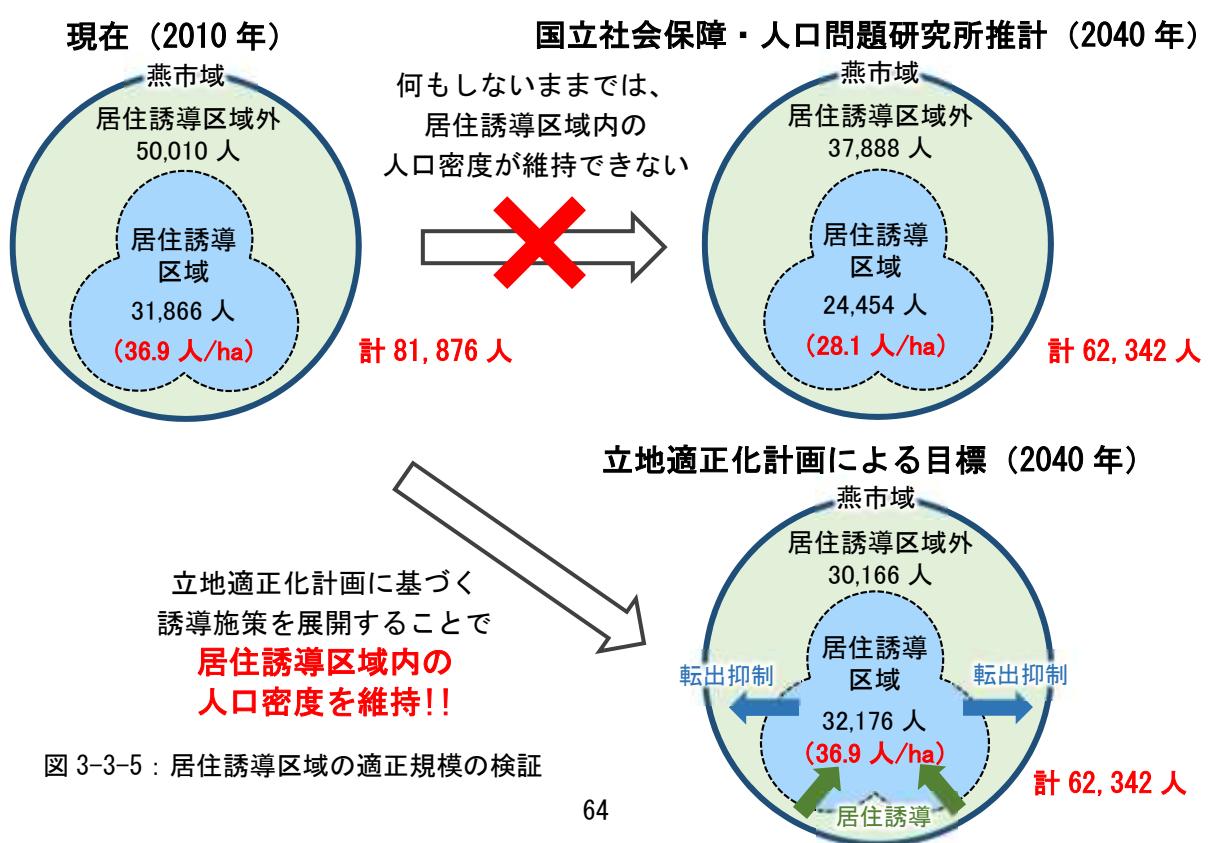


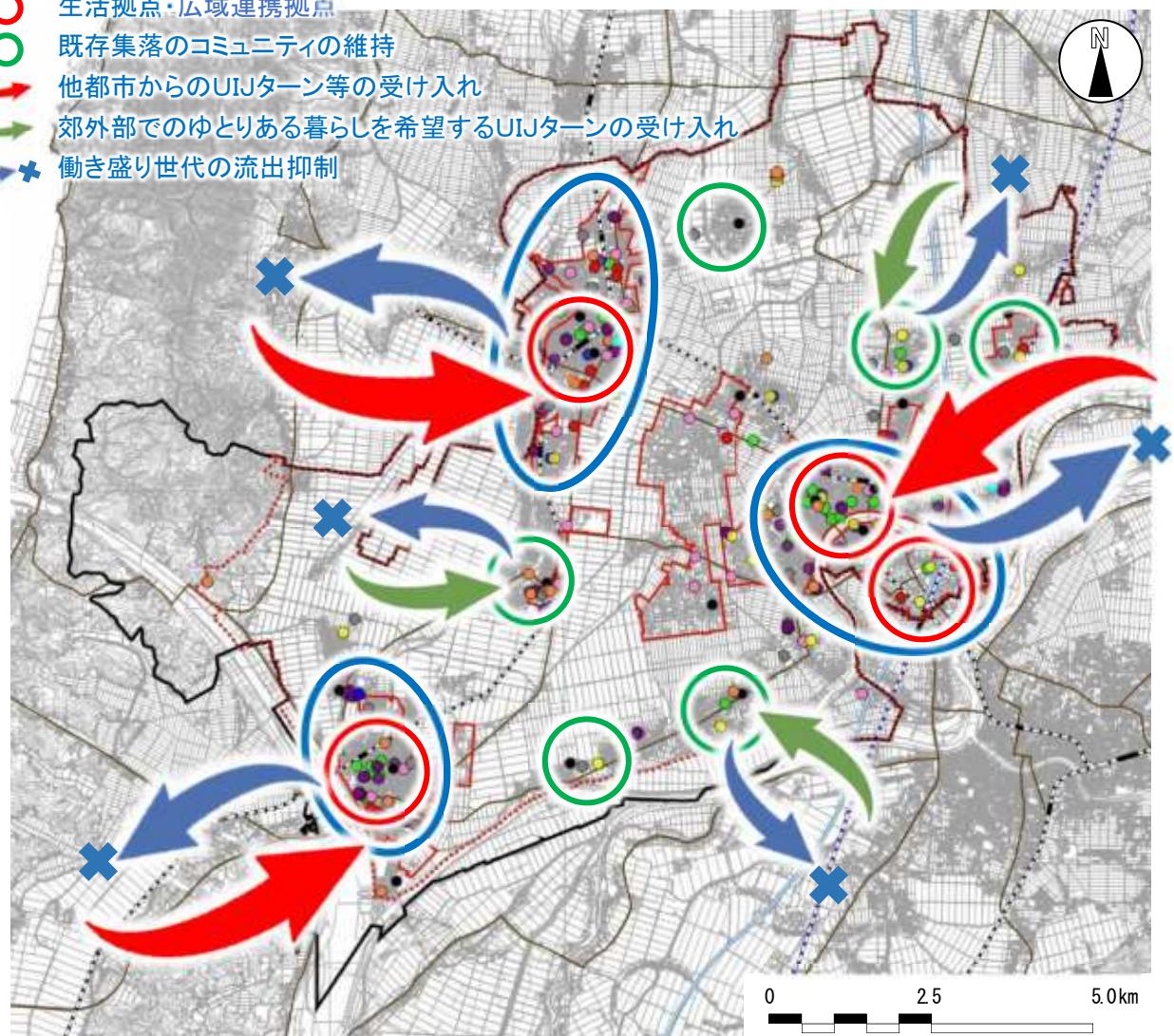
図 3-3-5：居住誘導区域の適正規模の検証

(5) 全市的な居住の誘導方針

居住誘導区域や集落等エリアを含め全市的な居住の誘導方針を次のように設定します。

- ① 燕市の医療・福祉・子育て・商業等様々な関係施策との連携を図りながら、若年層や働き盛り世代の人口流出の抑制、市外からの移住と市内での住替を促進し、持続的なコミュニティの維持を図ります。
- ② 都市部において、居住地としての魅力や付加価値を維持・向上させるほか、インセンティブの付与等により居住の誘導を促す「ゆるやかな誘導」を基本とします。
- ③ 居住を誘導する区域にすべての人口を集積させるものではなく、公共交通等の充実と自動車交通との分担を図ることで、集落等エリアの生活環境やコミュニティも維持します。

- 居住を誘導する区域
- 生活拠点・広域連携拠点
- 既存集落のコミュニティの維持
- 他都市からのUIJターン等の受け入れ
- 郊外部でのゆとりある暮らしを希望するUIJターンの受け入れ
- × 働き盛り世代の流出抑制



凡　例

- 行政区域
- - - 都市計画区域
- 用途地域
- ===== 新幹線
- ==== JR線
- ===== 高速道路
- 国道・主要地方道

【都市機能】

- 病院
- 診療所（内科・外科）
- 高齢者福祉施設
- 保育園・幼稚園・認定こども園
- 子育て支援施設

- 学校施設
- 商業施設（1,000 m²以上）
- コンビニエンスストア
- 郵便局
- 公共施設

図 3-3-6：居住誘導のイメージ

4. 都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定

(1) 燕地区

これまでの検証結果を踏まえ、燕地区的都市機能誘導区域、居住誘導区域を次のように設定します。

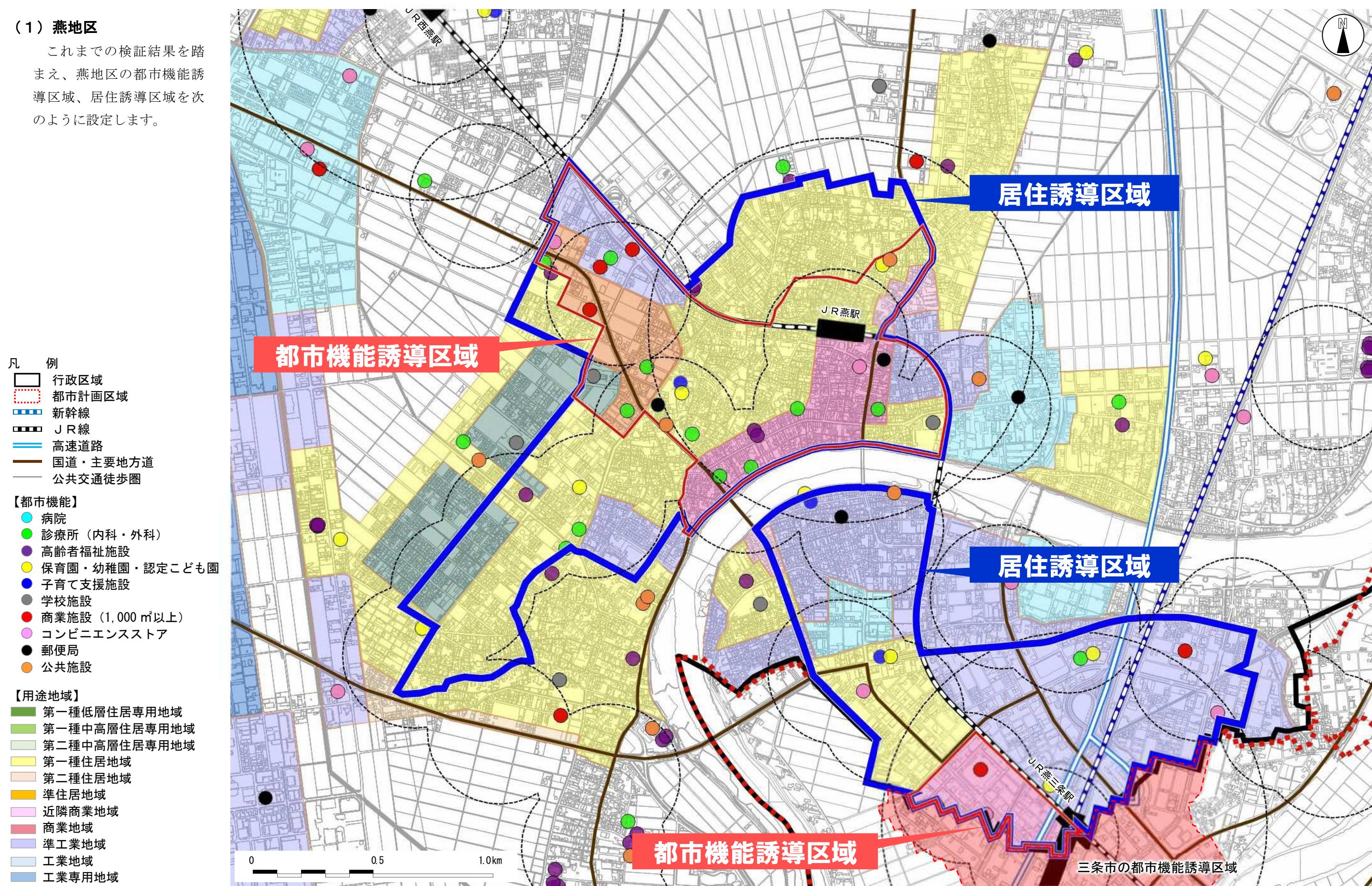


図 3-4-1 : 燕地区的誘導区域

(2) 吉田地区

これまでの検証結果を踏まえ、吉田地区の都市機能誘導区域、居住誘導区域を次のように設定します。

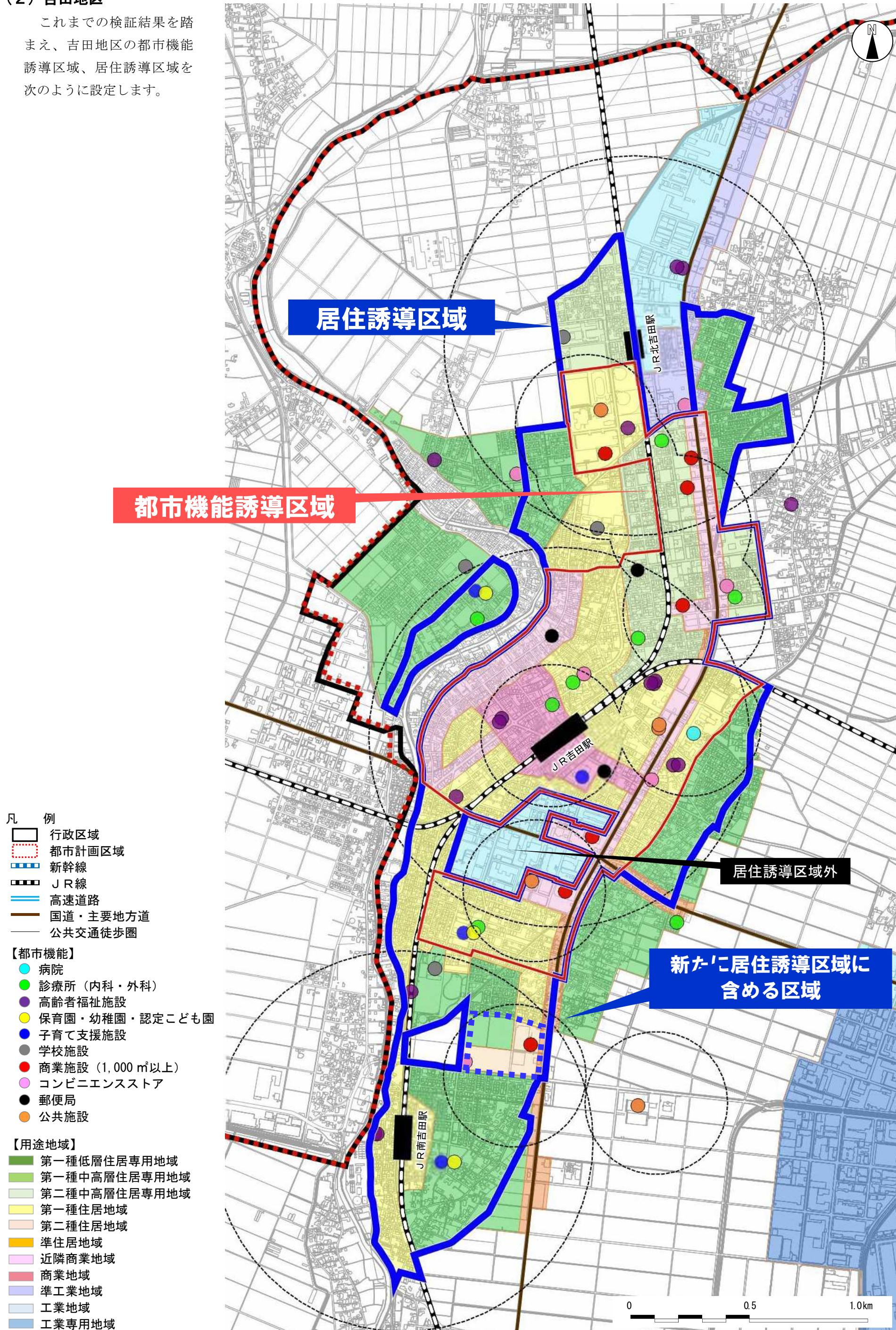


図 3-4-2 : 吉田地区の誘導区域

(3) 分水地区

これまでの検証結果を踏まえ、分水地区的都市機能誘導区域、居住誘導区域を次のように設定します。

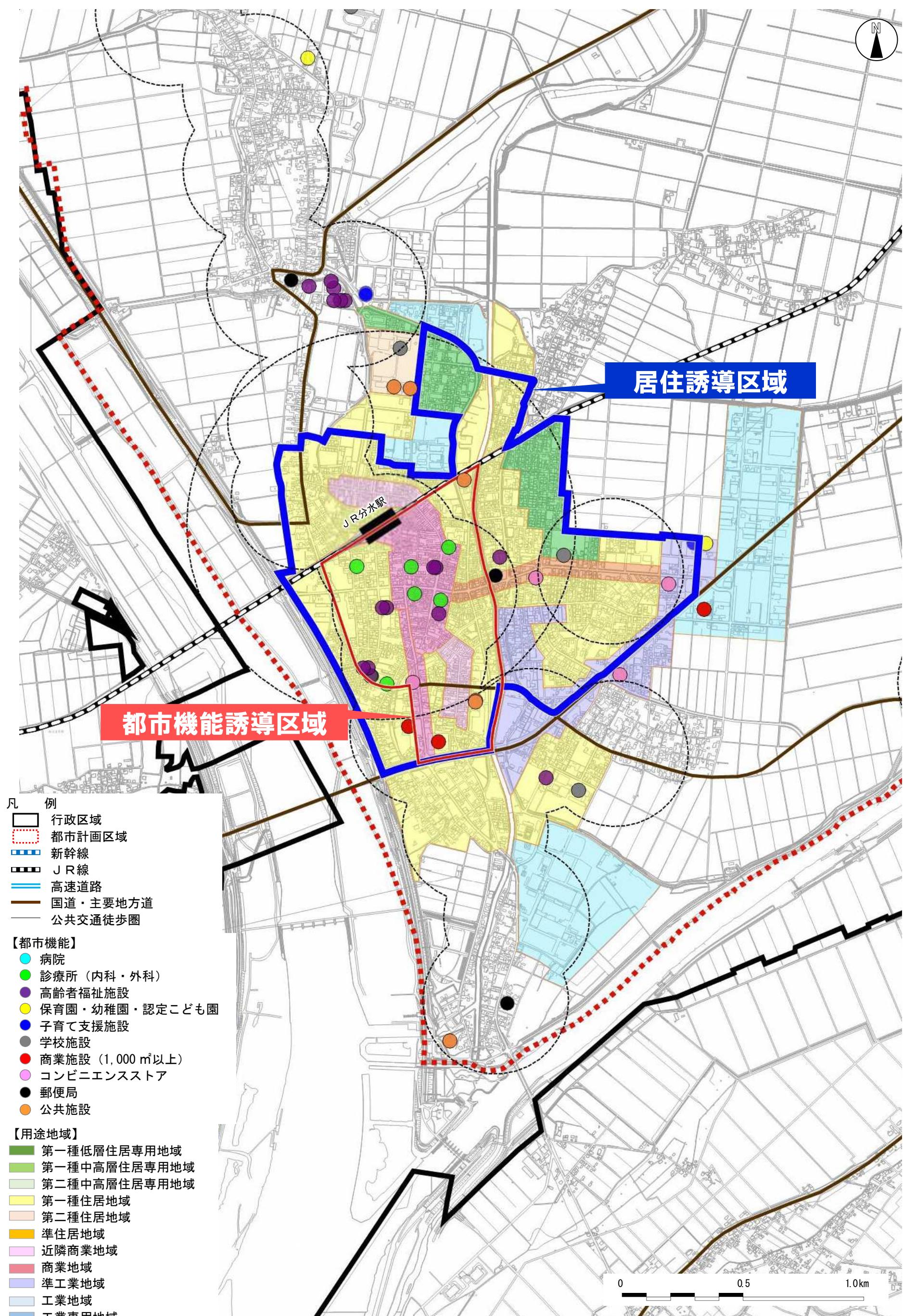


図 3-4-3 : 分水地区的誘導区域

第4章 誘導施策

1. 都市機能誘導区域および居住誘導区域内における誘導施策

課題解決のための施策・誘導方針で設定した3つのストーリー「ものづくり産業の活性化」、「働き盛り世代の移住・定住の促進」、「まちなか居住の促進」に基づき、都市機能誘導区域における都市機能の維持・誘導を図るための施策、また、居住誘導区域内に居住を誘導するための施策を総合的に展開します。なお、それらの施策に関しては、刻々と変わる社会経済情勢等を踏まえ、時代が求める社会的ニーズに柔軟かつ的確に対応していくほか、国の政策等を踏まえつつ、より効果の高い取組の実現に向けて、不断の見直し・検討を推進していくものとします。

また、誘導施策に位置づけた誘導施設や都市基盤等の整備については、社会資本整備総合交付金や空き家対策総合支援事業などの国の支援メニューを積極的に活用していきます。なお、立地適正化計画を作成することで、誘導施設（都市構造再編集中支援事業等の要件に合致する一部の施設）の整備について、国の支援が受けられる可能性があるほか、都市再生整備計画事業等についても交付額の嵩上げ等の支援措置を受けることができます。

（参考）活用が想定される社会資本整備総合交付金の基幹事業

- ・道路事業
- ・都市公園等事業
- ・都市再生整備計画関連事業（都市再生整備計画事業、都市構造再編集中支援事業、まちなかウォーカブル推進事業等）
- ・地域住宅計画に基づく事業
- ・バリアフリー環境整備促進事業
- ・街並み環境整備事業
- など

このほか、誘導施設の整備に関しては、建物系公共施設保有量適正化計画に基づき、公共施設の統廃合や複合化、民間活力の導入による遊休資産の利活用をあわせて推進することで、都市機能の拡散防止に努めるほか、利用者の利便性の向上、各種サービスの高度化、整備・運営コストの軽減などに取り組むものとします。

(1) ものづくり産業の活性化

ものづくり産業に係る新たな基盤づくりや産業連携による新たな魅力の創出、人材育成等により、職住近接の環境が整う居住誘導区域内への働き盛り世代の移住・定住を促進します。

これまで燕市では、「企業立地促進補助制度」や「新商品新技術開発支援補助金」等による支援、三条市との産業連携の推進等により、ものづくり産業の活性化を図っています。また、つばめ産学協創スクエア事業により、多くの企業がインターンシップの受入を行っており、ものづくり産業を支える若い人材の確保に向けた取組を進めています。

さらに、U・I・Jターン者など就業目的で移住する方を対象に家賃を補助し、市内企業の働き手の確保につなげます。

主な施策の内容	都市機能	居住
働き盛り世代の就業機会を創出し、移住・定住を促進する新たな産業基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> ●工業専用地域内等に点在する農地等の低未利用地を工業用地として供給することで職住近接の環境を充実 <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進補助制度による支援 ・産業用地開発事業奨励制度による支援 ●空き工場の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・空き工場等活用促進補助制度による支援 		●
産業基盤を支える安全で円滑な輸送網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ●産業の活性化に資する道路整備 		●
ものづくり産業の新たな魅力を創出し、働き盛り世代の移住・定住を促進する産業連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●新分野進出支援（産・学・官・民・金の連携による医療機器産業等への参入支援） <ul style="list-style-type: none"> ・新商品新技術開発支援補助金 ●産業観光（体験・オープンファクトリー）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・産業観光受入体制整備事業による支援 ●テレワーク・イノベーション拠点等へのオフィス進出の促進 ●三条市との産業連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・燕三条地場産業センターをプラットフォームにした産業連携の推進 		●
ものづくりに係る人材育成・人材確保による働き盛り世代の移住・定住の促進 <ul style="list-style-type: none"> ●ものづくり産業を支える若い人材の確保（産・学・官・金の連携によるインターンシップ等の推進）による働き盛り世代の定住促進 <ul style="list-style-type: none"> ・つばめ産学協創スクエア事業 ●就業目的の移住希望者への補助 <ul style="list-style-type: none"> ・移住者住宅支援事業補助金 ・移住・就業等支援事業補助金 		●

(2) 働き盛り世代の移住・定住の促進

まちなかでの住宅取得に係る支援の重点化、まちなかを中心に点在する空き家の紹介サービスや利活用の促進、密集市街地の改善による良好な住宅市街地の形成、子育て支援の充実、就業機会の充実等により、働き盛り世代のまちなか居住に係る住まい・生活・就業を支えることで居住誘導区域内へ居住を誘導します。

これまで燕市では、居住誘導区域内での住宅取得等に係る経済的支援の重点化（補助金額の加算、住宅ローンの金利引き下げ等）を図り、居住誘導区域内への移住・定住を促進しています。

また、「空き家・空き地活用バンク事業」や「住宅リフォーム助成事業」、「空き家改修費助成事業」の活用も進んでおり、各地区ともに活用実績の概ね半数以上が居住誘導区域内での実績となっています。

今後、さらに、移住・定住に向けた各種補助事業の利用を促進するほか、将来的な園児数の推移や保育施設に関する保育ニーズを踏まえた施設の適正配置等を検討していきます。

主な施策の内容	都市機能	居住
移住・定住の促進 <ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域内への居住の誘導に係るインセンティブの付与（既存補助金などのメリハリのある運用） <ul style="list-style-type: none"> ・「移住家族支援事業」、「まちなか居住支援事業」の居住誘導区域内での重点化 ・「フラット35 地域活性化型」の活用による居住誘導区域内での住宅ローンの金利引き下げ ●まちなかを中心に点在する空き家・空き地の利活用による居住誘導区域内への住み替え等の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域（自治会）等との連携による情報把握の推進 ・「空き家・空き地活用バンク事業」の活用促進、機能充実 ・「住宅リフォーム助成事業」、「空き家改修費助成事業」の活用による空き家の流通促進 		●
子どもを産み育てやすい環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> ●働き盛り世代のまちなか等での生活を支える子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園適正配置実施計画の推進 ・将来的な園児数の推移や保育ニーズを踏まえた保育サービスの向上 ・未満児保育や相談窓口の拡充等の推進 	●	●
ものづくりに係る人材育成・人材確保による働き盛り世代の移住・定住の促進 <ul style="list-style-type: none"> ●ものづくり産業を支える若い人材の確保（産・学・官・金の連携によるインターンシップ等の推進）による働き盛り世代の定住促進 <ul style="list-style-type: none"> ・つばめ产学研創スクエア事業 		●

(3) まちなか居住の促進

商店街の活性化や空き店舗の活用に係る支援、誘導施設の整備、公共交通の充実による周辺からのアクセス性の向上等により生活拠点としての魅力・ポテンシャルを高めるほか、民間活力の積極的な導入を図ることで都市機能誘導区域内へ都市機能を誘導します。

また、生活拠点の魅力の向上に加え、まちなかの快適な移動を実現する公共交通の充実や公共空間のバリアフリー化、医療体制の充実など、誰もが安全・安心に生活できる環境を整えることで居住誘導区域内へ居住を誘導します。

これまで燕市では、「商店街店舗リノベーション補助金」や「創業支援家賃補助金」等の店舗整備に係る支援を行い、中心市街地等の活性化に向けた取組を推進しています。各地区で実施されたこれらの事業のほぼ全てが、都市機能誘導区域内での実績となっています。

また、公共交通の利便性向上に向けては、県央基幹病院開院に合わせたスワロー号の路線およびダイヤの再編実施、燕北地区へのコミュニティバスの導入実証運行や経路検索システムによる情報提供を行っています。

今後、さらに、中心市街地の活性化に資する支援メニューの利用を促進するほか、公共交通の利便性の向上、すべての人が安全・安心に暮らせる環境づくり等を推進していきます。

主な施策の内容	都市機能	居住
中心市街地等の活性化による魅力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ●商店街活性化事業等によるまちなかの賑わい創出 <ul style="list-style-type: none"> ・小売商業活性化事業による支援（商店街店舗リノベーション補助金） ・小売商業活性化事業による支援（まちなかにぎわい創出事業） ・小売商業活性化事業による支援（ツバメルシェ開催事業） 	●	●
●空き店舗の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・創業活性化支援補助制度による支援（創業支援家賃補助金） 	●	●
まちなかでの快適な移動や、まちなかと周辺を結ぶ公共交通の利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ●利用者ニーズに応じた循環バス、デマンド交通の運行形態の見直し ●鉄道とバスの乗り継ぎ改善 ●ユニバーサルデザインに配慮したわかりやすい環境整備と情報提供 	●	●
都市機能の中心部への立地誘導による魅力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設や生活サービス機能の維持と中心部への立地誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設の整備（都市構造再編集中支援事業） ・都市機能誘導区域内に点在する農地等を都市機能用地として供給 ●公共施設の適正配置の推進 ●公共施設の再編と民間活力の導入による遊休資産の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFI 手法の導入検討 	●	
誰もが安全・安心に暮らせる居住環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●歩道空間の整備や公共施設のバリアフリー化等による安全かつ快適な環境づくり ●地域医療サービスの維持 ●空き家の維持管理の啓発および空き家の増加の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシ等の配布や空き家総合相談会等の実施による助言 ・「住宅リフォーム助成事業」、「空き家改修費助成事業」の活用による空き家の流通促進 ・関係事業者団体との連携による適切な管理 	●	
高齢者の社会参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> ●アクティビティシニアの活躍の場の充実 ●介護予防・日常生活支援総合事業（身近な場所での交流・活動の場の充実（空き家等の活用）） 		●

2. 燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針による 連携生活拠点区域における誘導施策

三条市が整備する施設において、両市が連携し、ものづくりに係る人材の育成・確保や地域医療体制の充実を図ります。

主な施策の内容
ものづくりに係る人材育成・人材確保 ●三条市立大学の安定した運営に向けた学生確保および、地元企業の発展に向けた卒業生の地元就職等に関する周知活動を行う。
誰もが安全・安心に暮らせる居住環境の充実 ●三条看護・医療・歯科衛生専門学校の安定した運営に向けた学生確保および、地域医療体制の充実に向けた卒業生の地元就職等に関する周知活動を行う。

3. 都市機能誘導区域、居住誘導区域における届出・勧告制度

届出・勧告制度は、都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動きや居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するためのものです。都市機能誘導区域外で誘導施設に係る開発行為等を行う場合、または居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発等を行う場合には、着手する30日前までに市長への届出が必要になります。

なお、届出により、誘導施設や居住の誘導等に何らかの支障が生じると判断された場合は、市長が勧告を行う場合があります。

(1) 都市機能誘導区域に係る届出・勧告

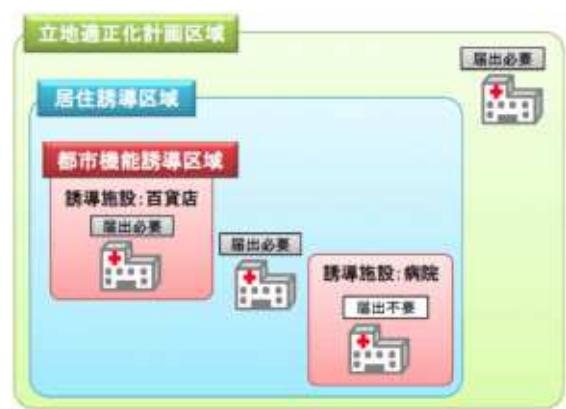
都市計画区域内かつ都市機能誘導区域外で行われる以下の行為が対象となります。

【開発行為(※1)】

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【開発行為以外】

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



(2) 居住誘導区域に係る届出・勧告

都市計画区域内かつ居住誘導区域外で行われる以下の行為が対象となります。

【開発行為(※1)】

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為(①)
(例 アパートやマンションなど)
- 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が $1,000\text{ m}^2$ 以上のもの(②)
(例 二世帯住宅など規模の大きい住宅)



【建築等行為(※2)】

- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 (例 アパートやマンションなど)
- 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

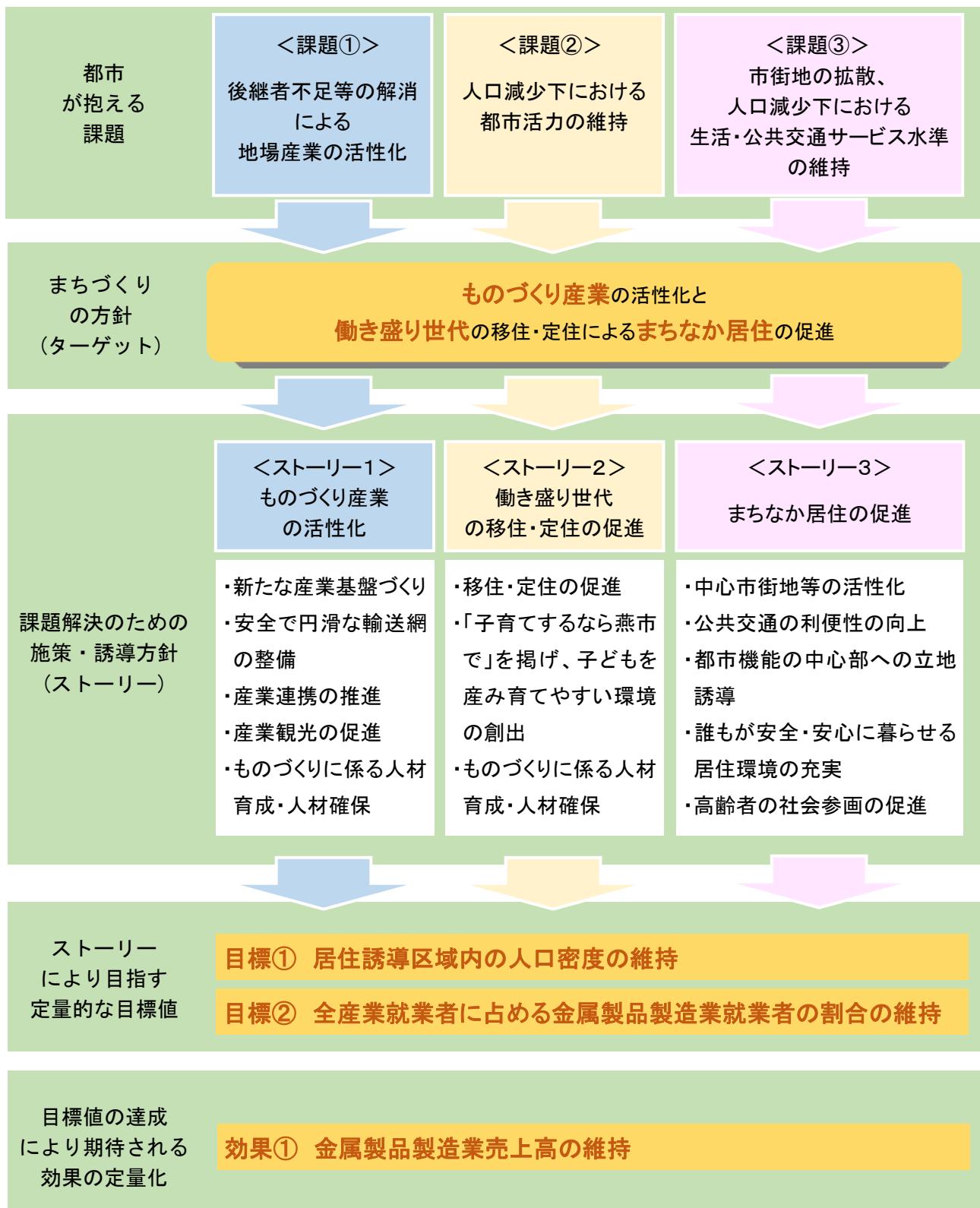
※1 開発行為とは、建築物の整備にあたって宅地造成（道路や水路の整備等）等を伴うもの

※2 建築等行為とは、建築物を新築、増築、改築、または移転するもの

第5章 定量的な目標値の設定

1. 目標指標の設定

まちづくりの方針（ターゲット）や課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）により目指す目標や、その達成により期待される効果を定量的に評価する指標を次のように設定します。



2. 従前値・目標値の設定

目標①	設定の考え方	従前値	目標値
居住誘導区域内の人団密度の維持	・今後の人団減少下においても、コンパクトなまちづくりの推進により、現在の生活サービス機能が維持された持続可能な都市としていくため、生産年齢人口をはじめとする居住の誘導により、居住誘導区域内の人団密度を維持します。	36.9人/ha (2010(H22)年)	36.9人/ha (2040(R22)年)

【従前値の算出根拠】

- ・居住誘導区域内人口（31,866人） ÷ 居住誘導区域面積（863.2ha）
- ・居住誘導区域内人口：居住誘導区域に含まれる500mメッシュ別人口（国勢調査）より集計
500mメッシュが居住誘導区域界で分断される場合は、市街地の状況により按分

【参考値（2020（R2）年）】

- ・居住誘導区域内人口（30,442人） ÷ 居住誘導区域面積（871.6ha） = 34.9人/ha

目標②	設定の考え方	従前値	目標値
全産業就業者に占める金属製品製造業就業者の割合の維持	・後継者不足等による地場産業の衰退を抑制し、都市の活力を維持するため、生産年齢人口の定住促進や、就業者・就業を志す人材の育成等により、市の産業を支えるものづくり（金属製品製造業）就業者の全産業就業者に占める割合を維持します。	17.2% (2014(H26)年)	17.2% (2040(R22)年)

【従前値の算出根拠】

- ・金属製品製造業就業者（7,903人） ÷ 全産業就業者数（46,007人）
- ・経済センサス_基礎調査（2014年）の「第8表 産業（小分類）、従業者規模（8区分）、経営組織（5区分）別全事業所数、男女別従業者数及び常用雇用者数—都道府県、市区町村」より設定

効果①	設定の考え方	従前値	目標値
金属製品製造業売上高の維持	・目標①「居住誘導区域内の人団密度の維持」や、目標②「全産業就業者に占める金属製品製造業就業者の割合の維持」により、人口減少下においても安定した生産体制を確保するほか、多様な産業振興策等を推進することで、地域の活力を支える金属製品製造業売上高を維持します。	858億円 (2014(H26)年)	858億円 (2040(R22)年)

【従前値の算出根拠】

- ・工業統計調査（2014年）の「2. 市区町村別、産業中分類別統計表—金属製品製造業の製品出荷額等」より設定

【参考値（2020（R2）年）】

- ・927億円

第6章 防災指針

防災指針とは

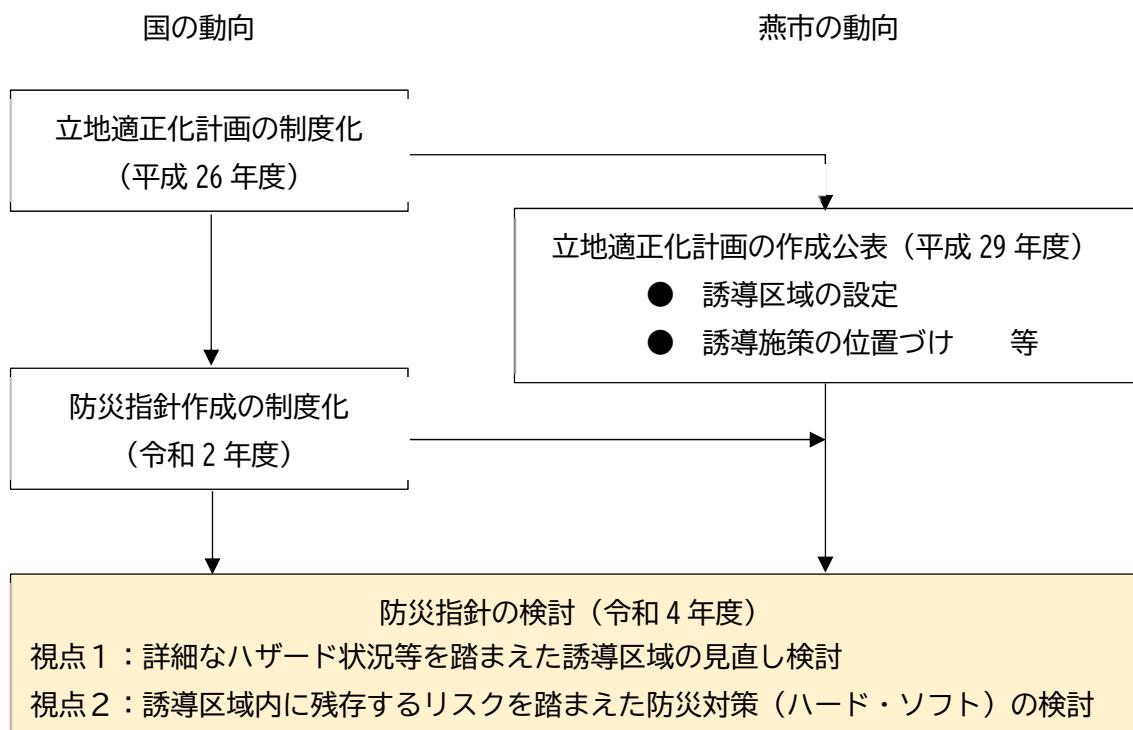
都市における今後のまちづくりは、全国的な人口の減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境の実現、財政面および経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

国は、このような背景を踏まえ、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の都市構造への転換が重要との考え方から、平成26年度に「都市再生特別措置法」を改正し、「立地適正化計画制度」を創設しました。

燕市では、平成29年度に「燕市立地適正化計画」を策定し、「燕市都市計画マスタープラン」の将来像を踏まえつつ、「ものづくり産業の活性化と働き盛り世代の移住・定住によるまちなか居住の促進」をまちづくりの方針として掲げ、具体化な取組を進めています。

このような中、近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、国は令和2年度に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画に災害リスクの分析・課題抽出を通じた防災・減災対策を位置づける「防災指針」の作成を義務付けました。

燕市においても、法改正の主旨を踏まえ、燕市域や居住誘導区域、都市機能誘導区域に係る浸水や土砂災害等の災害リスクについて詳細な分析を行い、誘導区域の見直しに係る考え方や誘導区域に残存するリスクに対する具体的な防災対策を検討し、防災指針として整理します。



1. 災害リスクの分析

(1) 燕市における災害履歴

確認できる災害履歴（浸水）としては、昭和 53 年 6 月豪雨、平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨、平成 17 年 8 月豪雨がある。昭和 53 年 6 月豪雨では、一団の農地を中心に浸水被害が発生したほか、燕地区、吉田地区、分水地区の居住誘導区域の一部でも浸水被害が発生しています。

燕地区：殿島 2 丁目周辺、秋葉町 2, 3 丁目周辺、水道町 4 丁目周辺

吉田地区：吉田文京町周辺、吉田浜首町周辺

分水地区：分水文京町、地蔵堂、中諏訪周辺、新興野周辺

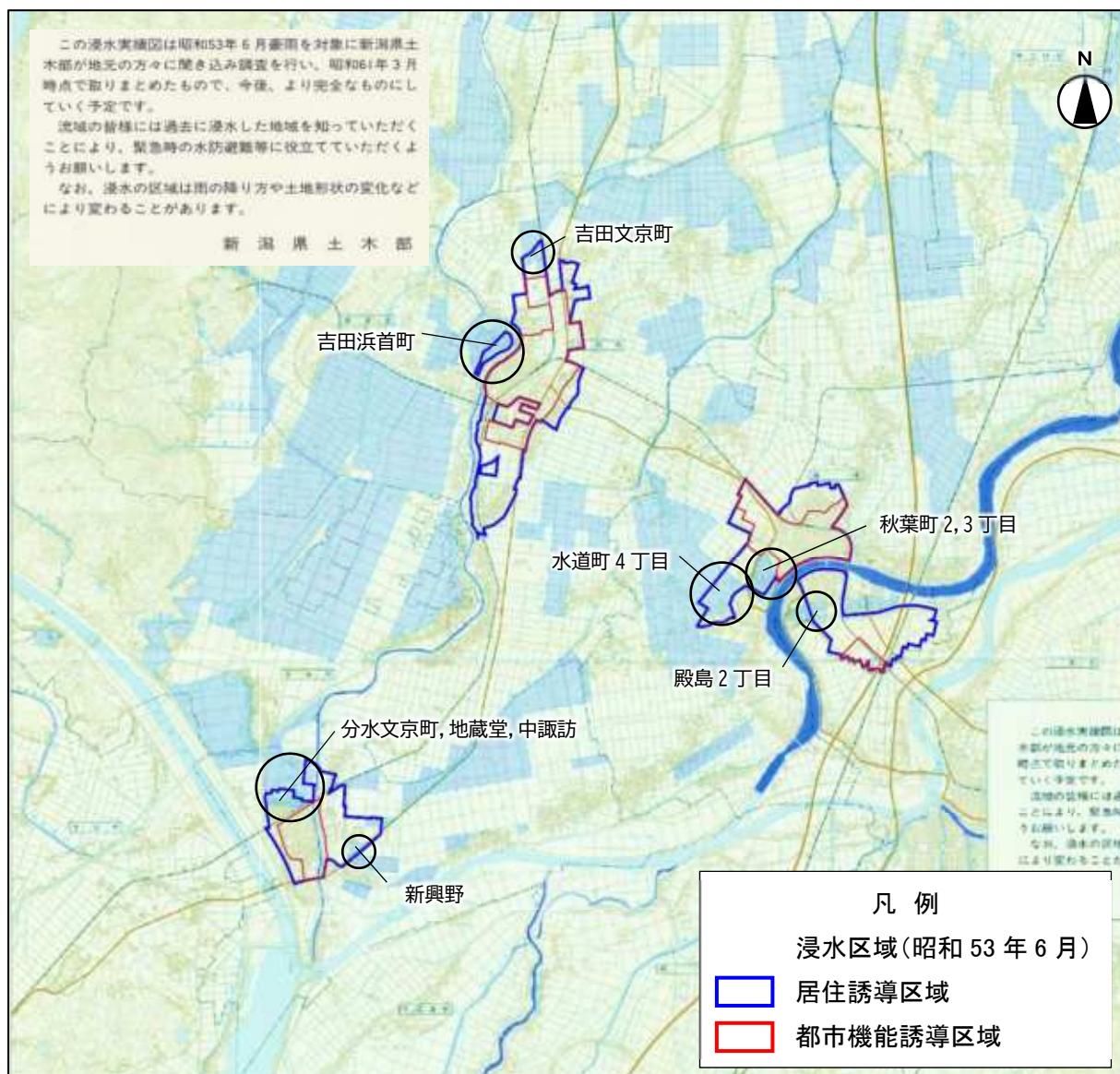


図 6-1-1：西蒲原地区浸水実績図（新潟県浸水実績図（その 1））

出典：西蒲原地区浸水実績図（新潟県浸水実績図（その 1））（新潟県土木部河川管理課）

※対象洪水：昭和 53 年 6 月 26 日

※主たる対象河川名：中ノ口川、西川、矢川、大通川

平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨、平成 17 年 8 月豪雨では、燕地区、吉田地区の居住誘導区域の一部において浸水被害が発生しています。

特に平成 17 年 8 月 9 日～17 日浸水区域が広範囲に広がっています。

燕地区：本町周辺、幸町周辺、白山町 3 丁目周辺、秋葉町 2 丁目周辺、

井土巻 3 丁目周辺、井土巻 4 丁目周辺

吉田地区：吉田神田町周辺、吉田上町、吉田新町、吉田堤町、吉田旭町 1, 2, 4 丁目

吉田栄町、吉田日之出町、吉田東栄町周辺

分水地区：本出典では確認できませんが、分水地区の一部で浸水被害が発生しています（燕市地域防災計画より）

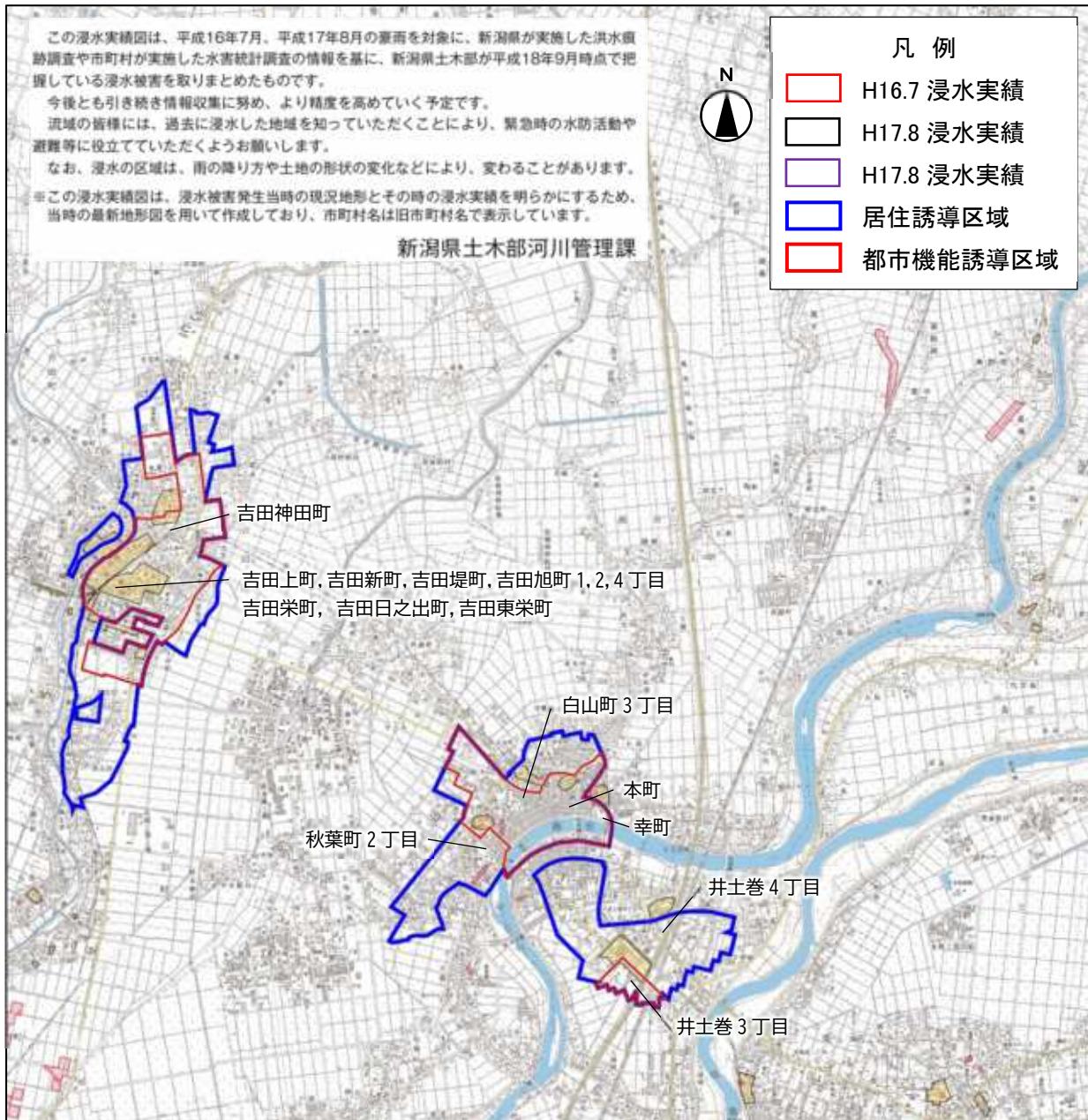


図 6-1-2：信濃川下流左岸地区浸水実績図（新潟県浸水実績図（その 2））

出典：信濃川下流左岸地区浸水実績図（新潟県浸水実績図（その 2））（新潟県土木部河川管理課）

※対象洪水：平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨、平成 17 年 6 月豪雨、平成 17 年 8 月豪雨

※主たる対象河川名：新川、西川、中ノ口川

燕市内においては、近年、上記以外でも豪雨による被害が発生しています。特にＪＲ燕三条駅周辺の須頃郷エリアで浸水被害が多発しています。このような状況を踏まえ、当該エリアでは、近年、雨水貯留施設の整備を行っています。

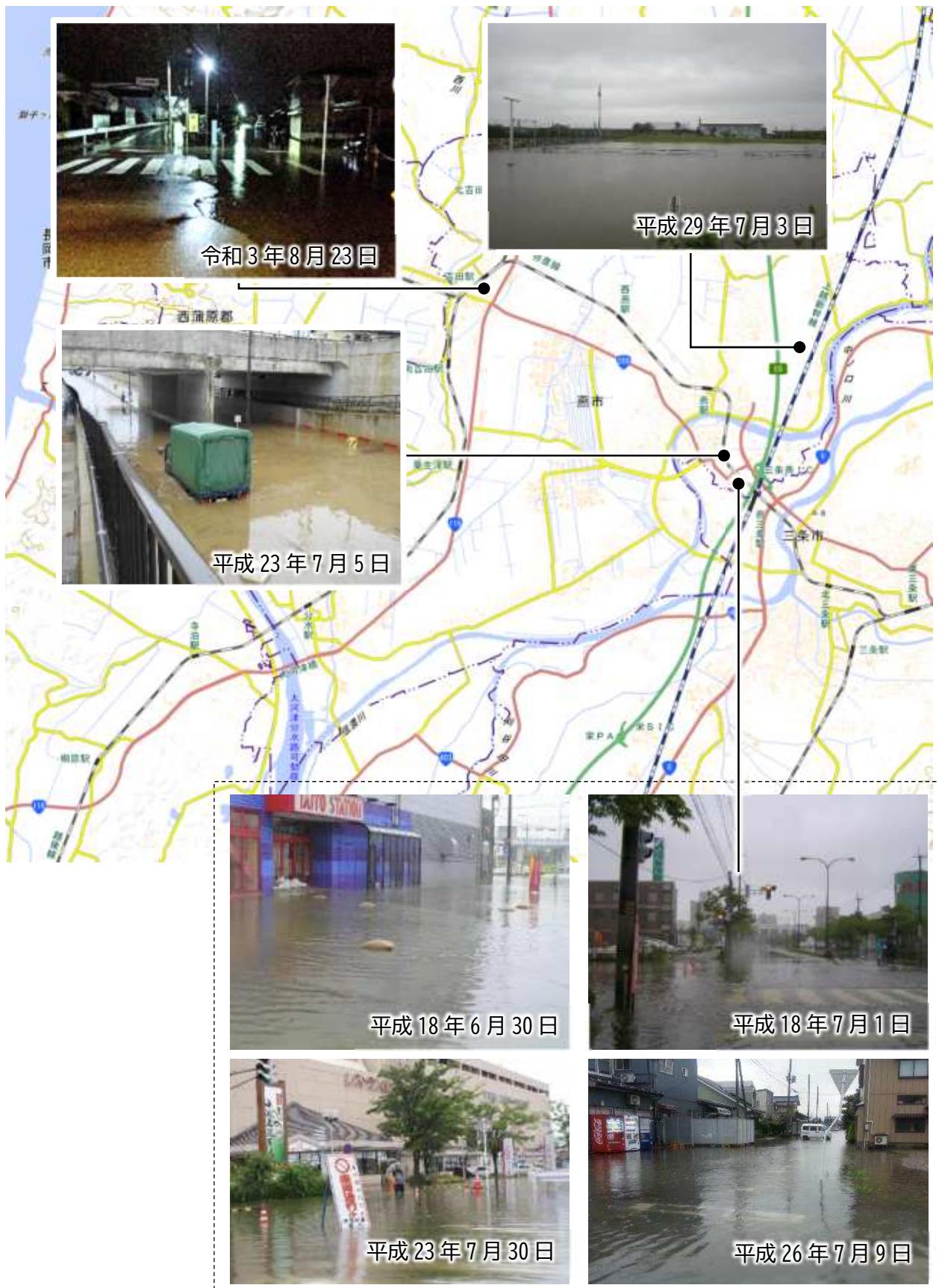


図 6-1-3：近年の浸水被害状況（資料：燕市防災課資料）

(2) 都市レベルの災害リスクの分析

① 洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域とは、対象とする河川が降雨によって破堤または溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域です。

洪水浸水想定区域は、水防法の規定に基づき対象となる河川毎に「計画規模」、「想定最大規模」が公表されています。「計画規模」、「想定最大規模」の定義は、以下の通りです。

◆ 洪水浸水想定区域 計画規模【レベル1（以下、L1）】

毎年1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/150の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの

◆ 洪水浸水想定区域 想定最大規模【レベル2（以下、L2）】

想定しうる最大規模の降雨（毎年1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/1000の降雨）に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの

浸水深と人的被害のリスク（参考：立地適正化計画作成の手引き R4.4 国土交通省）

- ・浸水による人的被害のリスクの程度は、以下の通り。



… 一般的な家屋の2階が水没する浸水深

- 2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状態に陥る

… 一般的な家屋の2階床下に相当する浸水深

- 平屋住宅または集合住宅1階の住民は、避難が遅れると危険な状態に陥る
- 2階以上の住宅に住む住民は、避難が遅れた場合、自宅2階等で安全を確保することが考えられる（垂直避難）

… 1階床高に相当する浸水深

- 居住スペース等への影響は少ないが、浸水深が膝以上（0.5m）になると、殆どの人が避難困難となる

出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）（H27.7 国土交通省）から抜粋した図を加工

燕市域において洪水浸水想定区域が公表されている河川は、下表に示す7河川となっています。このうち居住誘導区域内での洪水浸水が想定されている河川は、信濃川、大河津分水路、大通川の3河川です。

また、居住誘導区域での建築物の倒壊・流出をもたらすような氾濫等の発生が想定されているのは、大河津分水路、中ノ口川の2河川となっています。

その他の3河川（刈谷田川、猿橋川、渋海川）は、居住誘導区域内において、洪水による浸水リスク等は想定されていません。

燕市域において洪水浸水想定区域が公表されている河川	居住誘導区域への浸水リスク等の有無	
	洪水浸水想定区域	家屋倒壊等氾濫想定区域
①信濃川水系 信濃川	あり	なし
②大河津分水路	あり	あり
③新川水系 大通川	あり	なし
④信濃川水系 中ノ口川	なし	あり
⑤信濃川水系 刈谷田川	なし	なし
⑥信濃川水系 猿橋川	なし	なし
⑦信濃川水系 渋海川	なし	なし



中ノ口川



刈谷田川



猿橋川



渋海川

図 6-1-4 : 中ノ口川、刈谷田川、猿橋川、渋海川洪水浸水想定区域（想定最大規模）

出典：中ノ口川（左上）、刈谷田川（右上）、猿橋川（左下）、渋海川（右下）洪水浸水想定区域（想定最大規模）（新潟県土木部河川管理課）

1) 信濃川水系信濃川（下流）

1) - 1 計画規模（L1 : 150 年に 1 回程度の降雨規模）

計画規模の場合、中ノ口川の右岸一帯が浸水想定区域となります。

燕地区の居住誘導区域の一部（中ノ口川右岸）で、0.5m～3.0m未満の浸水が想定されます。

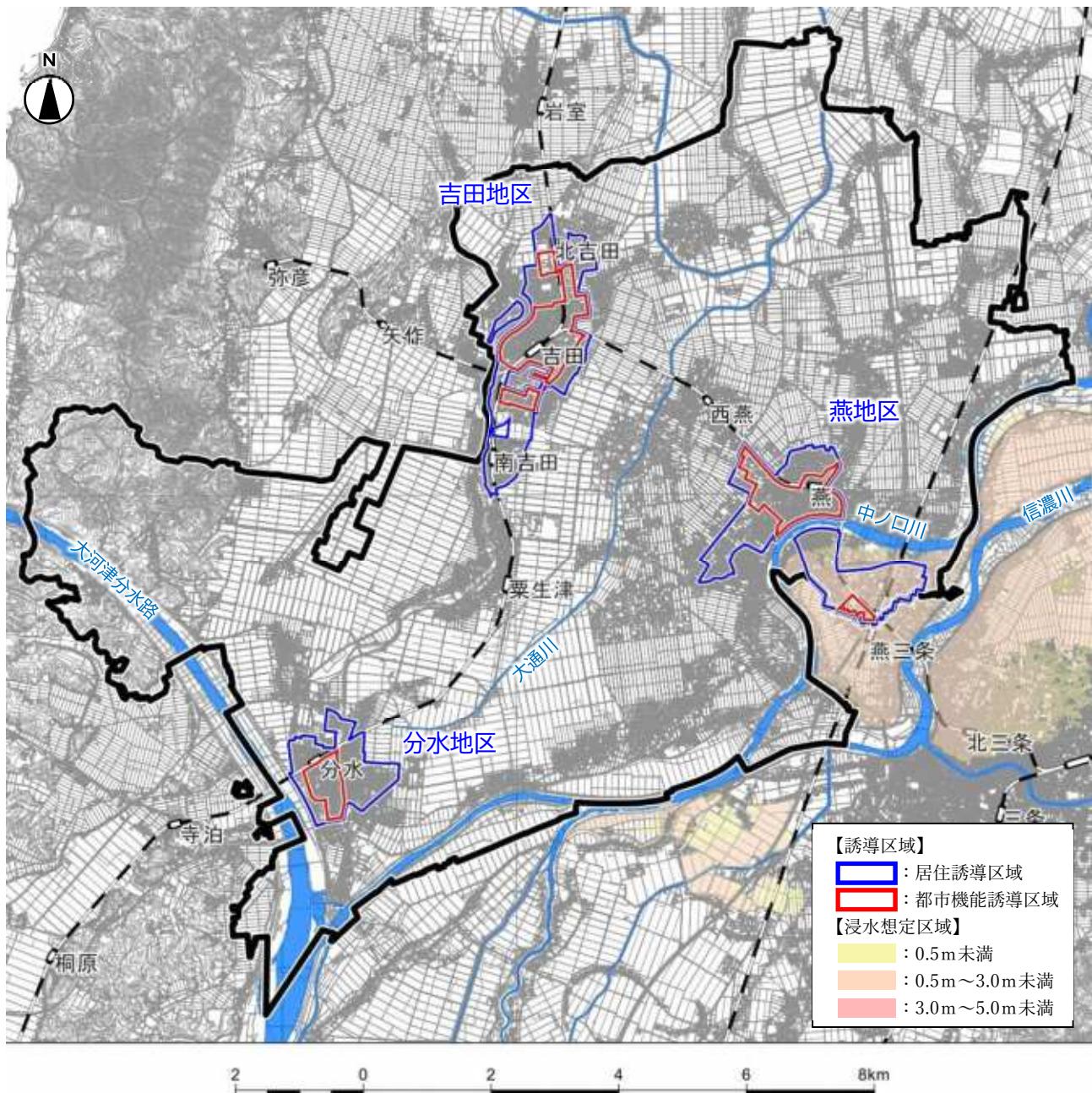


図 6-1-5：信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域図（計画規模）

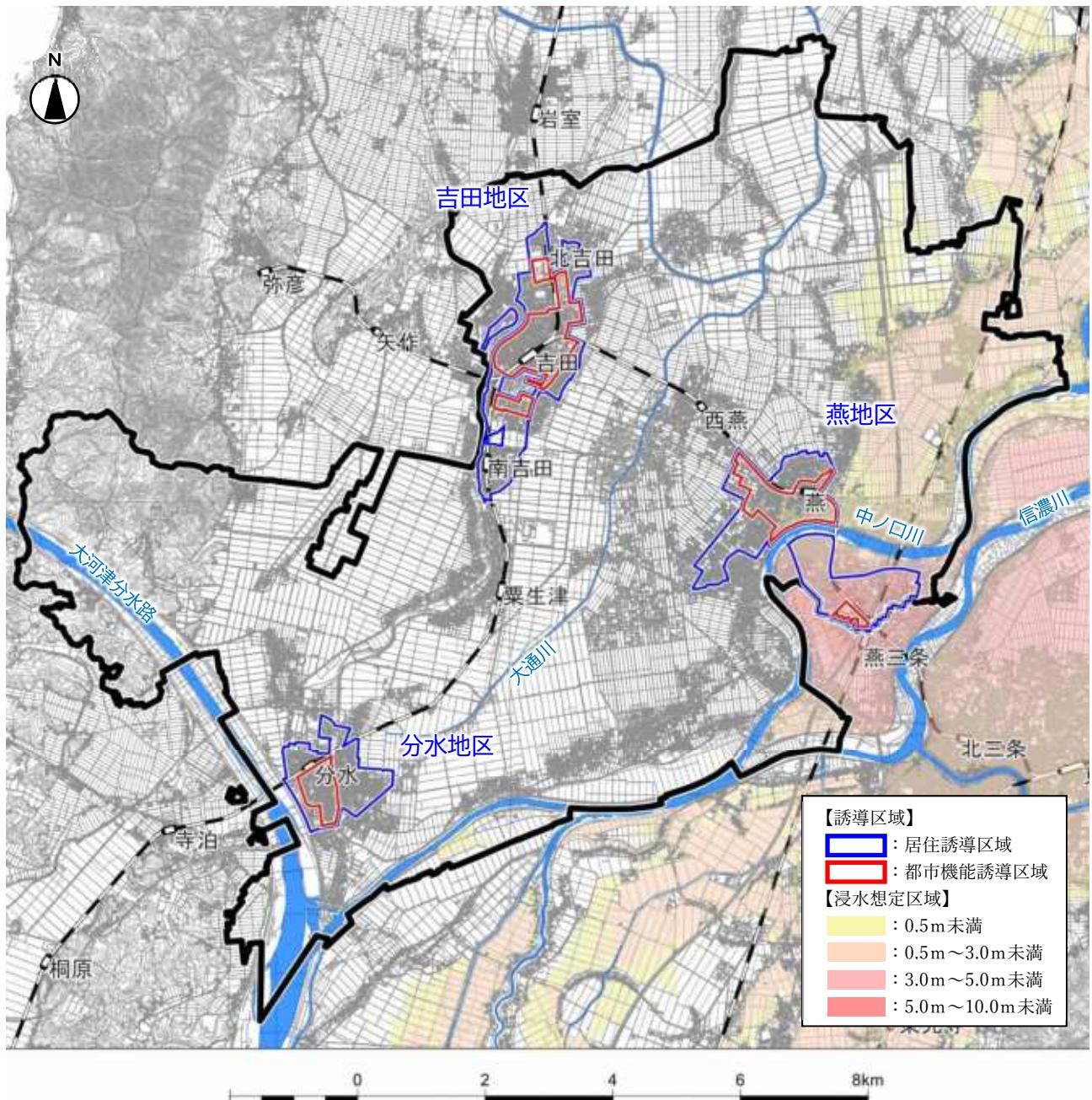
（出典：信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（計画規模）（信濃川下流河川事務所））

1) - 2 想定最大規模 (L2 : 1000 年に 1 回程度の降雨規模)

想定最大規模の場合、燕市域東側（行政界付近の一帯）が浸水想定区域となります。

燕地区の居住誘導区域の一部（中ノ口川右岸）で、最大 5.0m～10.0m未満の浸水が想定されます。

浸水は、中ノ口川左岸の居住誘導区域にも及びますが、浸水深は 0.5m未満となっています。



※上図の浸水深には、直轄管理区間以外の区間からの越水・溢水の流入を見込んでいます。

図 6-1-6 : 信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（想定最大規模、支川等溢水を表示）

〔出典：信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（想定最大規模、支川等溢水を表示）（信濃川下流河川事務所）〕

2) 大河津分水路

2) - 1 計画規模 (L1 : 150 年に 1 回程度の降雨規模)

計画規模の場合、東側の丘陵地や西側の一帯を除く燕市域の大部分が浸水想定区域となります。

燕地区の居住誘導区域の一部（北西部）、吉田地区の居住誘導区域の一部（JR吉田駅周辺やJR北吉田駅周辺等）では、概ね 0.5m未満の浸水が想定されます。

また、分水地区の居住誘導区域のほぼ全域で、概ね 0.5m～3.0m未満の浸水が想定されます。

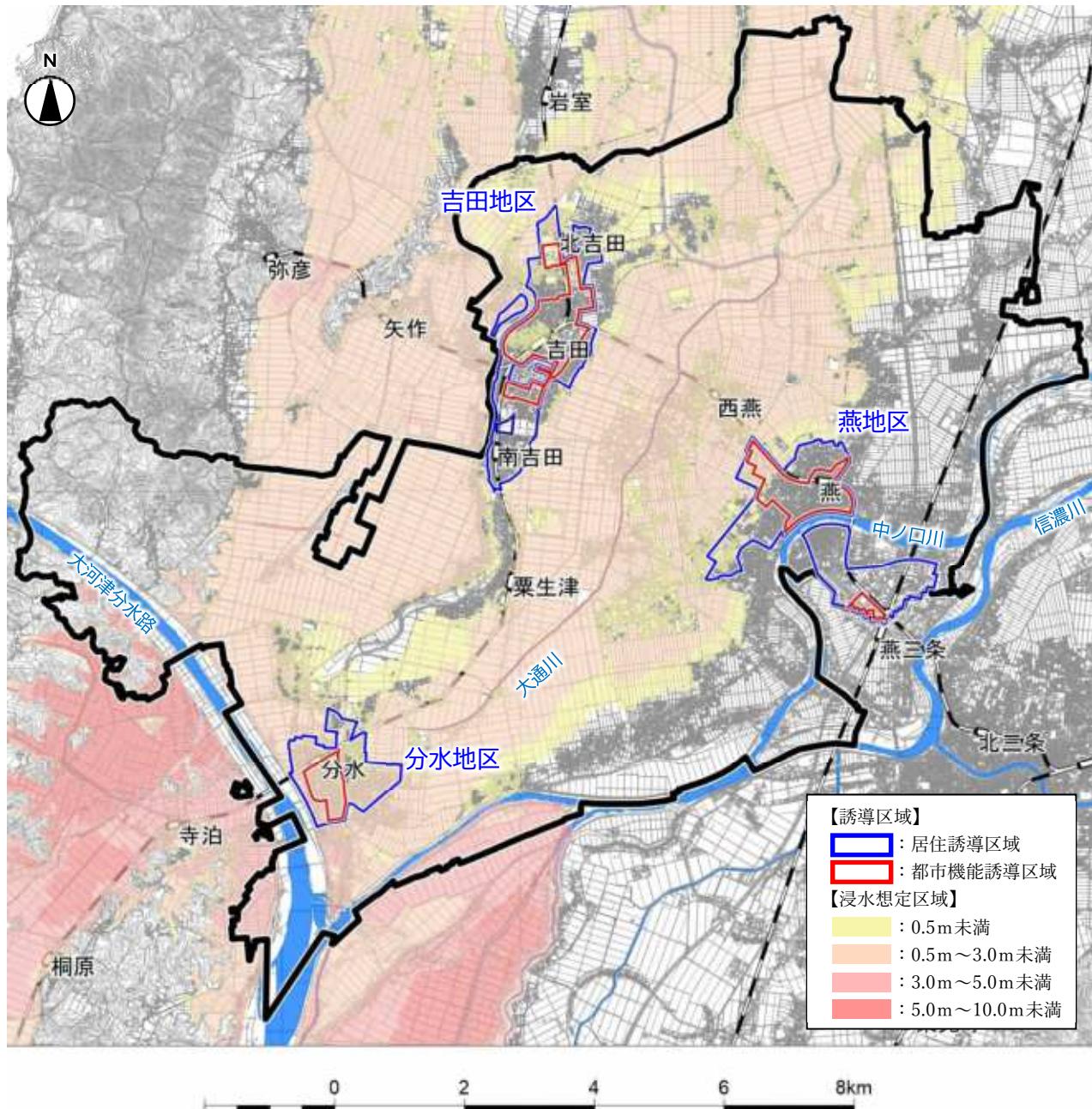


図 6-1-7：大河津分水路洪水浸水想定区域（計画規模）

(出典：大河津分水路洪水浸水想定区域（計画規模） (信濃川河川事務所))

2) - 2 想定最大規模 (L2 : 1000 年に 1 回程度の降雨規模)

想定最大規模と計画規模 (L1 : 150 年に 1 回程度の降雨規模) の浸水想定区域の範囲に大きな違いはありません。

想定最大規模の場合、燕地区の居住誘導区域の一部（北西部）では、0.5m～3.0m未満の浸水が想定されます。

吉田地区の居住誘導区域は、JR南吉田駅周辺を除くほぼ全域が浸水想定区域に含まれ、JR吉田駅周辺や北吉田駅周辺は、概ね 0.5m～3.0m未満の浸水が想定されます。また、吉田地区西部（西川左岸）では、最大 3.0m～5.0m未満の浸水が想定されます。

分水地区の居住誘導区域は、計画規模の場合と大きな違いはありません。

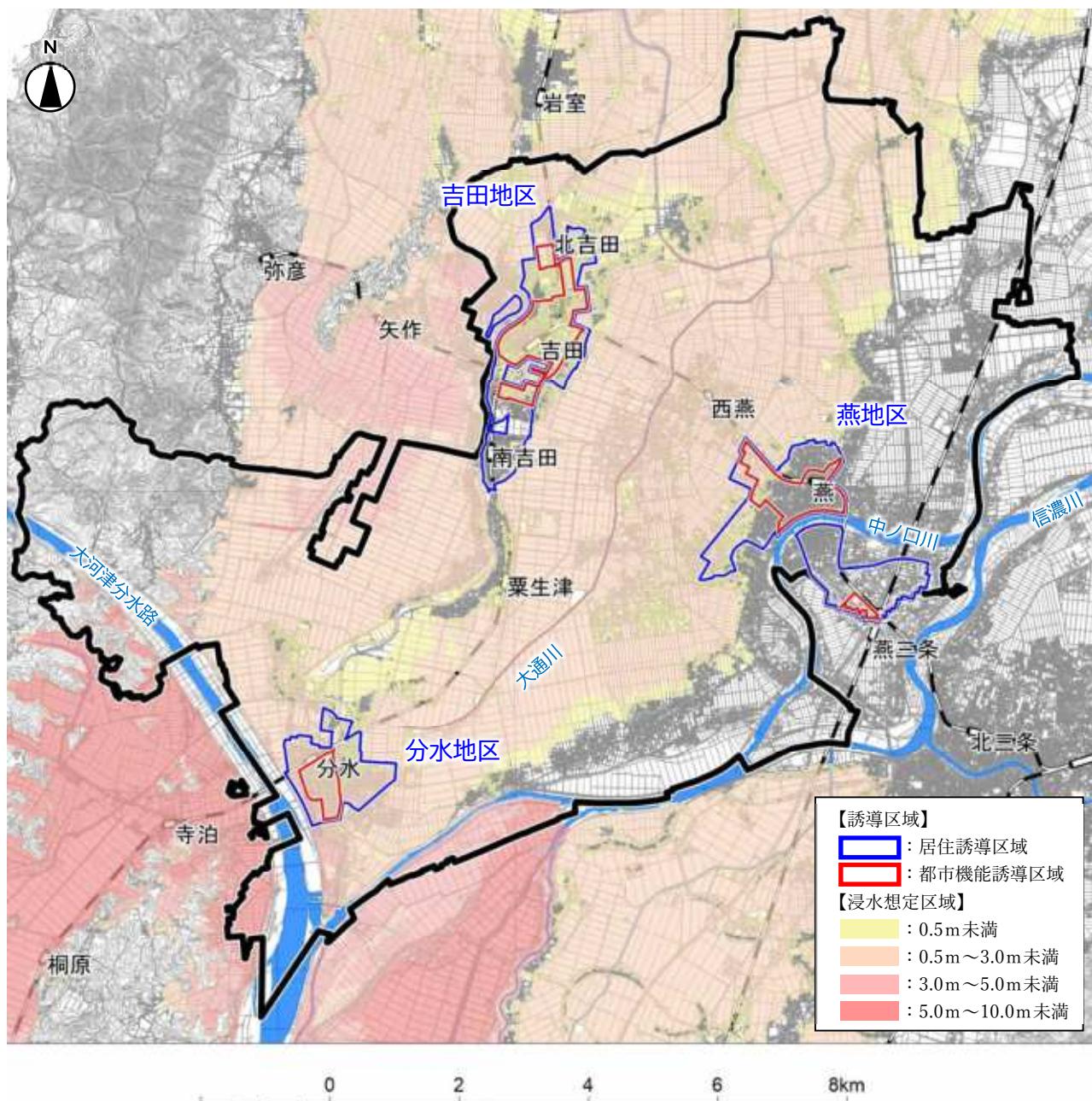


図 6-1-8：大河津分水路洪水浸水想定区域（想定最大規模）

(出典：大河津分水路洪水浸水想定区域（想定最大規模）（信濃川河川事務所))

3) 新川水系大通川

本河川を含む新川水系の洪水浸水想定区域は、計画降雨等により河川が氾濫した場合の浸水想定区域（外水氾濫）に加え、宅地や農地に降った雨が水路から溢れる現象（内水氾濫）が複合的に発生した場合の浸水想定区域（複合氾濫（外水氾濫+内水氾濫））が公表されています。

3) - 1 外水氾濫

3) - 1 - 1 計画規模 (L1 : 150 年に 1 回程度の降雨規模)

計画規模の場合、燕市域に浸水想定区域は存在しません。

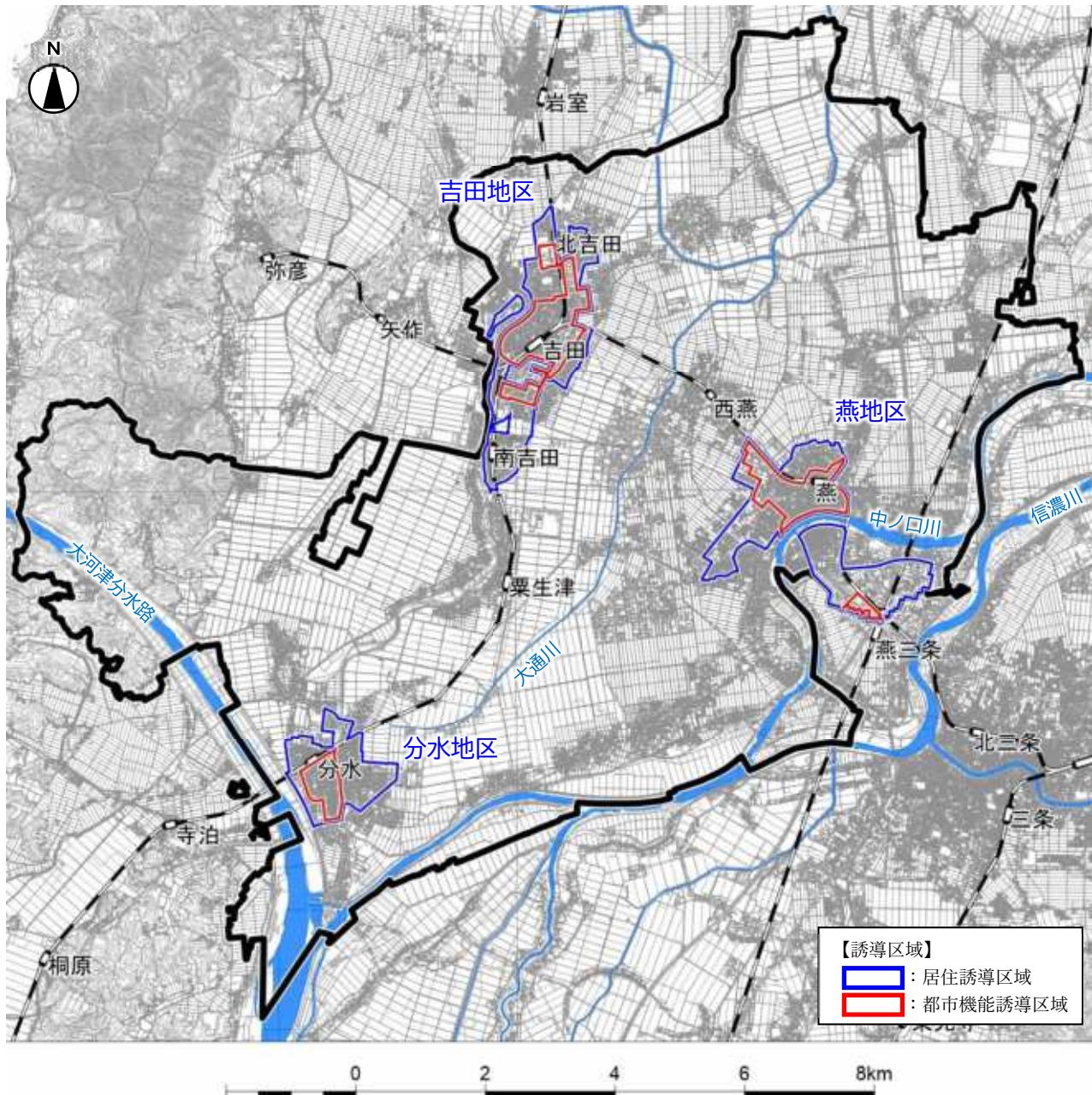


図 6-1-9 : 新川水系大通川洪水浸水想定区域（計画規模）（外水氾濫）

(出典：新川水系大通川洪水浸水想定区域（計画規模）（外水氾濫） (新潟県土木部河川管理課))

3) - 1-2 想定最大規模 (L2 : 1000 年に 1 回程度の降雨規模)

想定最大規模の場合、JR栗生津駅周辺で0.5m未満の浸水が想定されますが、各地区の居住誘導区域内に浸水想定区域は存在しません。

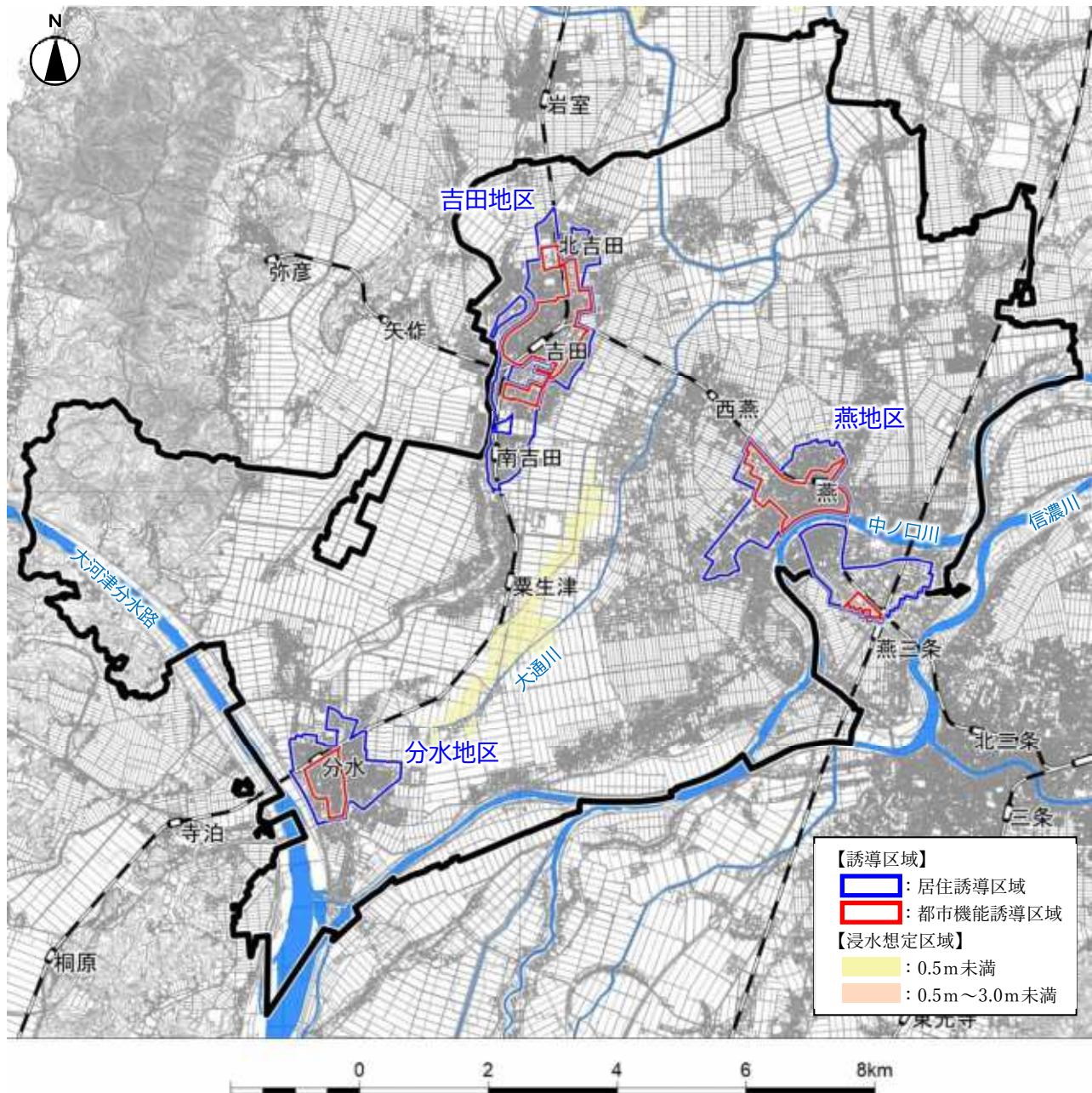


図 6-1-10：新川水系大通川洪水浸水想定区域（想定最大規模）（外水氾濫）

（出典：新川水系大通川洪水浸水想定区域（想定最大規模）（外水氾濫）（新潟県土木部河川管理課））

3) - 2 複合氾濫（外水氾濫+内水氾濫）

3) - 2-1 計画規模（L1：150年に1回程度の降雨規模）

複合氾濫の場合、西川以西にある燕市域の大部分が浸水想定区域となります。

計画規模の場合、吉田地区の居住誘導区域のほぼ全域、燕地区的居住誘導区域の一部（中ノ口川左岸）や分水地区の居住誘導区域の一部（西川右岸）で、概ね0.5m未満の浸水が想定されます。

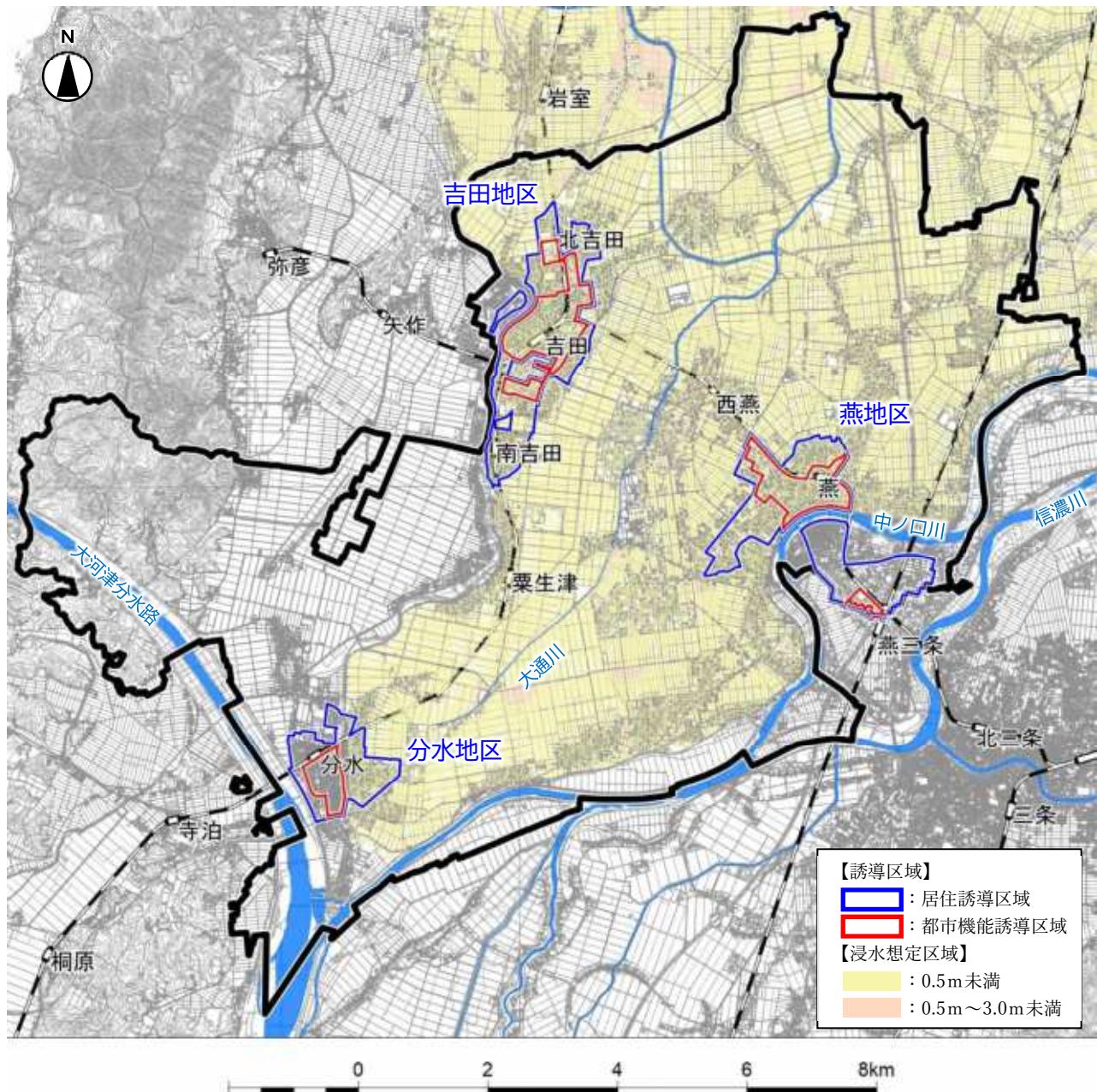


図 6-1-11：新川水系大通川洪水浸水想定区域（計画規模）（複合氾濫（外水氾濫+内水氾濫））

出典：新川水系大通川洪水浸水想定区域（計画規模）（複合氾濫（外水氾濫+内水氾濫））
(新潟県土木部河川管理課)

3) - 2 - 2 想定最大規模 (L2 : 1000 年に 1 回程度の降雨規模)

想定最大規模と計画規模 (L1 : 150 年に 1 回程度の降雨規模) の浸水想定区域の範囲に大きな違いはありません。

想定最大規模の場合、農地等を中心に 0.5m~3.0m 未満の浸水想定区域が広がり、各地区の居住誘導区域にも 0.5m~3.0m 未満の浸水想定区域が点在します。

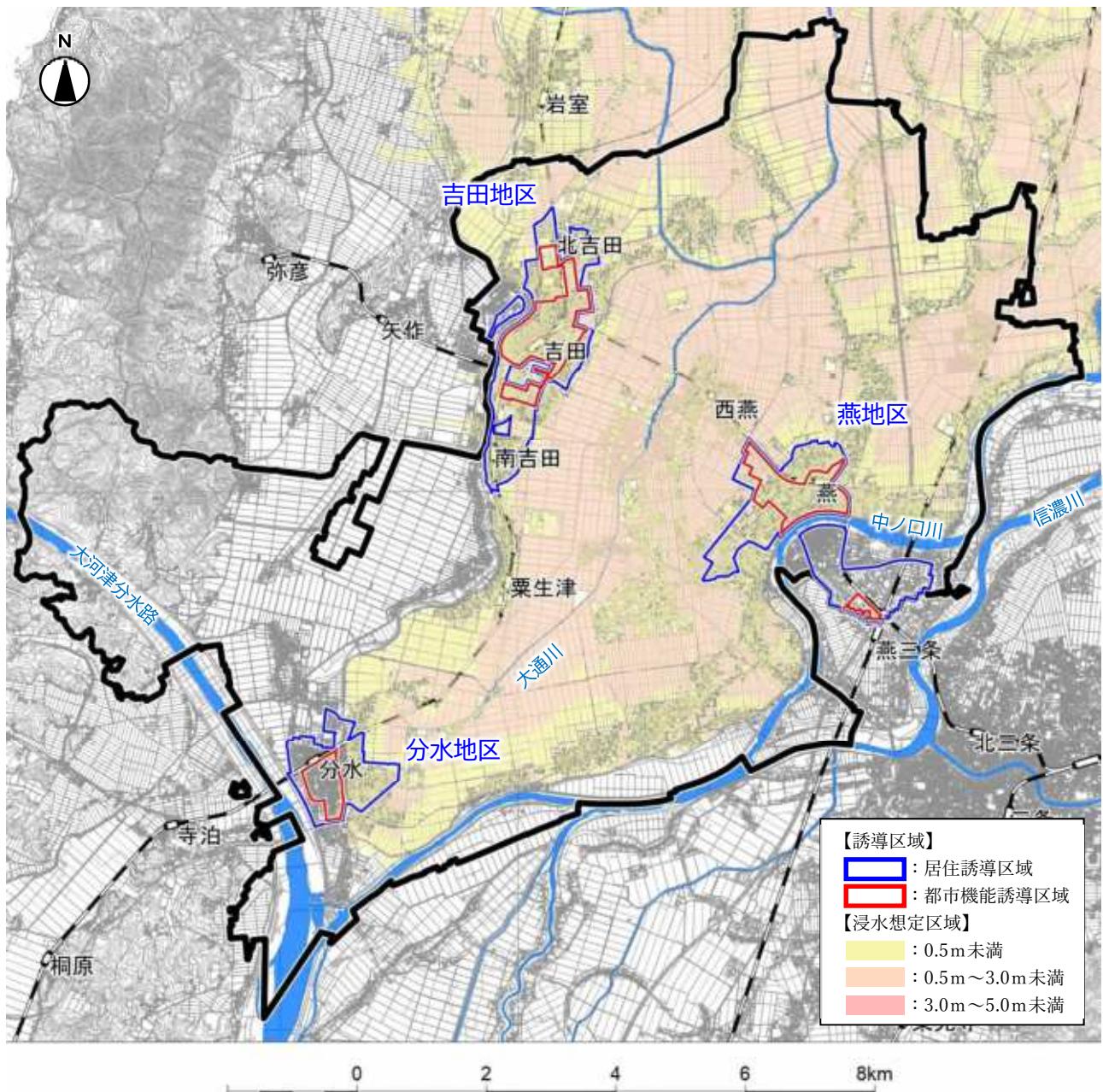


図 6-1-12 : 新川水系大通川洪水浸水想定区域（想定最大規模）（複合氾濫（外水氾濫+内水氾濫））

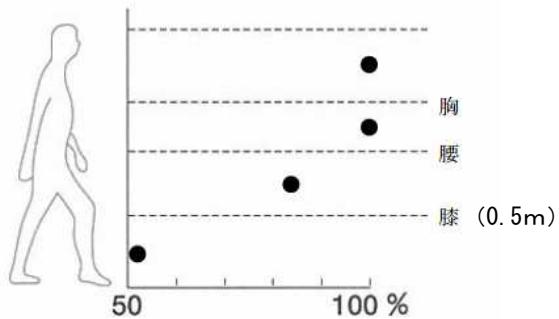
出典：新川水系大通川洪水浸水想定区域（想定最大規模）（複合氾濫（外水氾濫+内水氾濫））
 （新潟県土木部河川管理課）

② 浸水継続時間

浸水継続時間とは、想定最大規模 (L2 : 1000年に1回程度の降雨規模)の降雨による氾濫水到達後、一定の浸水深（屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある水深 0.5m*が基本）に達してからその浸水深を下回るまでの時間です。

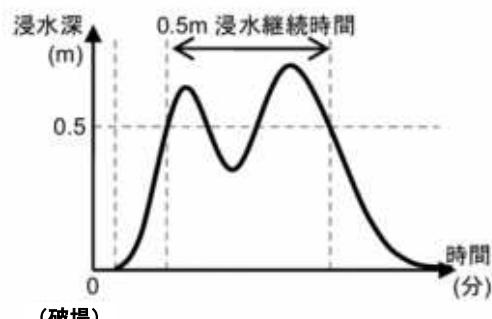
一旦水が引いて 0.5mを下回った後、再び増水して 0.5mを上回った場合は、最初に 0.5mを上回ってから、最終的に 0.5mを下回るまでの通算時間（0.5mを下回っている時間を含む）となります。

※小学校5～6年生では、水深0.2m以上になると避難が困難になるというデータもあります。



【浸水深別避難が困難となる人の割合】

出典：水害ハザードマップ作成の手引き
(R3.12 国土交通省)



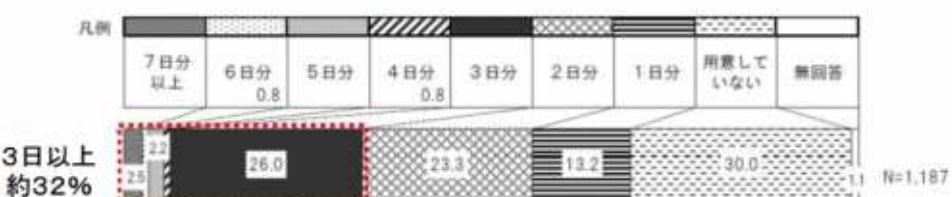
【浸水継続時間の定義】

出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）
(H27.7 国土交通省)

浸水継続時間と避難生活環境（参考：立地適正化計画作成の手引き R4.4 国土交通省）

- ・浸水継続時間が長い地域では、仮に洪水時に屋内での安全確保（垂直避難）により身体・生命を守れたとしても、その後の長期間の浸水により生活や企業活動の再開等に支障が出る恐れがある。
- ・各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがある。

Q あなたのお宅では、非常持ち出し用を含めて家族の何日分の食料を用意していますか。



Q あなたのお宅では、何日分の飲料水を備蓄していますか。
ご家族ひとり1日あたり3リットルで計算してください。



平成19年度東海地震についての県民意識調査(平成19年8月、静岡県総務部防災局防災情報室)⁶⁷

出典：水害の被害指標分析の手引 (H25 試行版) (H25.7 国土交通省)

1) 信濃川水系信濃川（下流）

中ノ口川の右岸一帯で浸水継続が想定されます。

燕地区の居住誘導区域の一部（中ノ口川右岸）は、ほぼ全域で浸水継続が想定されます。特に南側は、3日～1週間未満の浸水継続が想定されます。

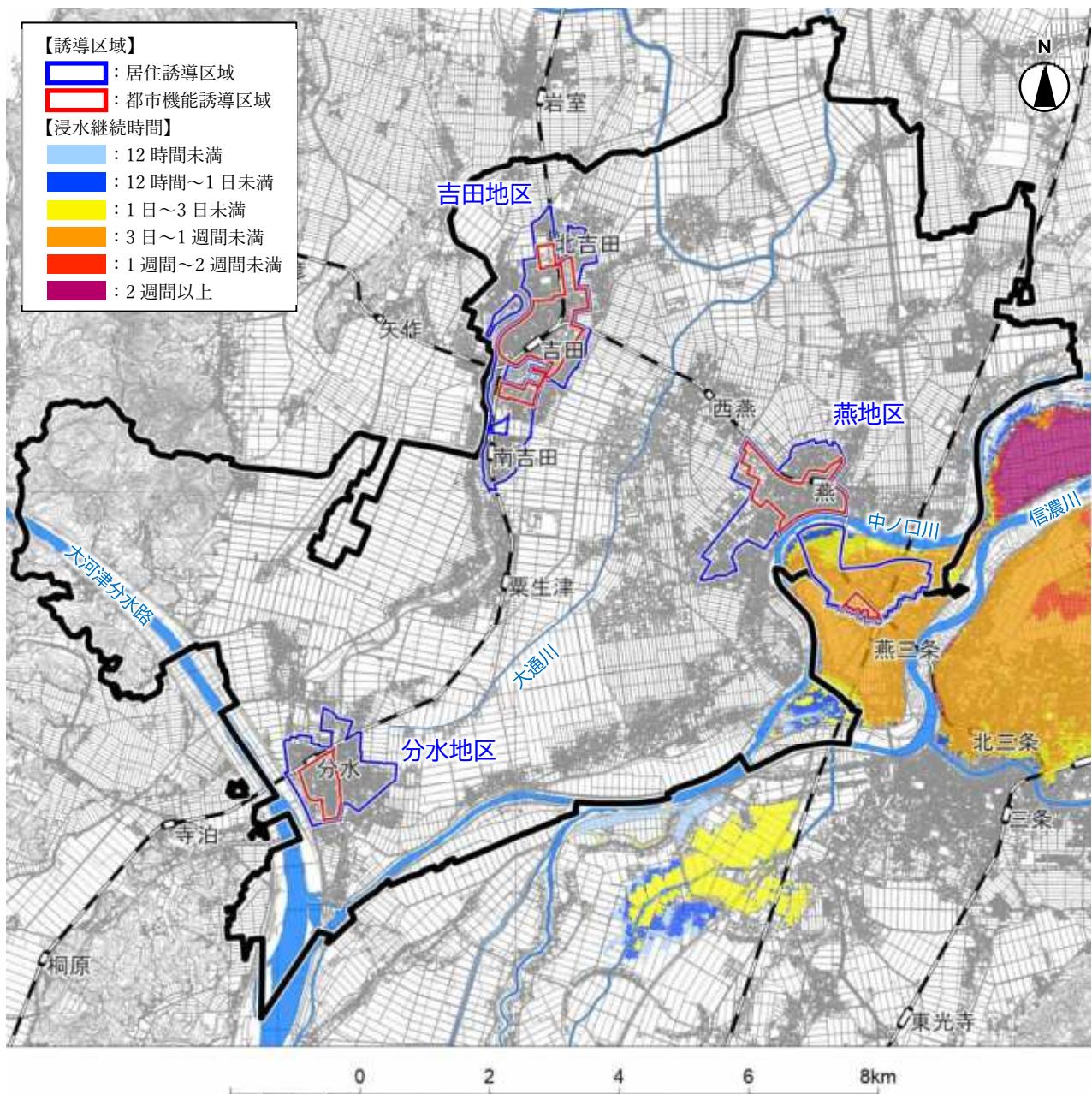


図 6-1-13 : 信濃川水系信濃川（下流）浸水継続時間

(出典 : 信濃川水系信濃川（下流）浸水継続時間 (信濃川下流河川事務所))

2) 大河津分水路

東側の丘陵地と西川に挟まれたエリアや燕市街地と吉田市街地の間に位置する一団の農地など、燕市域の大部分で浸水継続が想定されます。

燕地区の居住誘導区域の一部（北西部）、吉田地区の居住誘導区域の一部（JR吉田駅周辺やJR北吉田駅周辺等）で、12時間～1日未満、1日～3日未満の浸水継続が想定されます。また、吉田地区西部（西川左岸）の居住誘導区域では、最大1週間～2週間未満の浸水継続が想定されます。

分水地区の居住誘導区域のうち北東部を除くほぼ全域で、概ね1日～3日未満の浸水継続が想定されます。

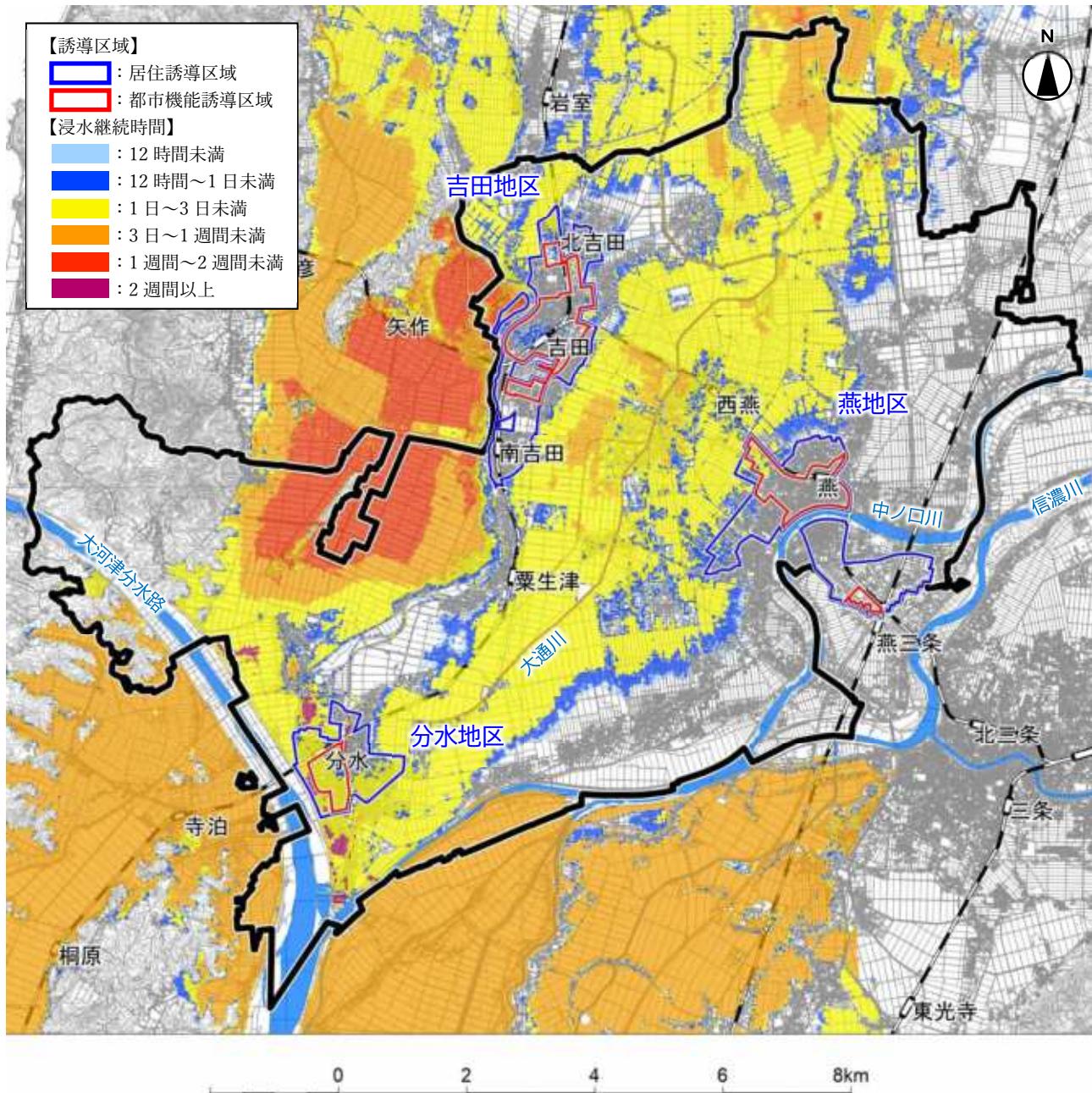


図 6-1-14 : 大河津分水路 浸水継続時間

(出典：大河津分水路 浸水継続時間 （信濃川河川事務所))

3) 新川水系大通川

3) - 1 外水氾濫

外水氾濫の場合、燕市域に浸水継続が想定されるエリアは存在しません。

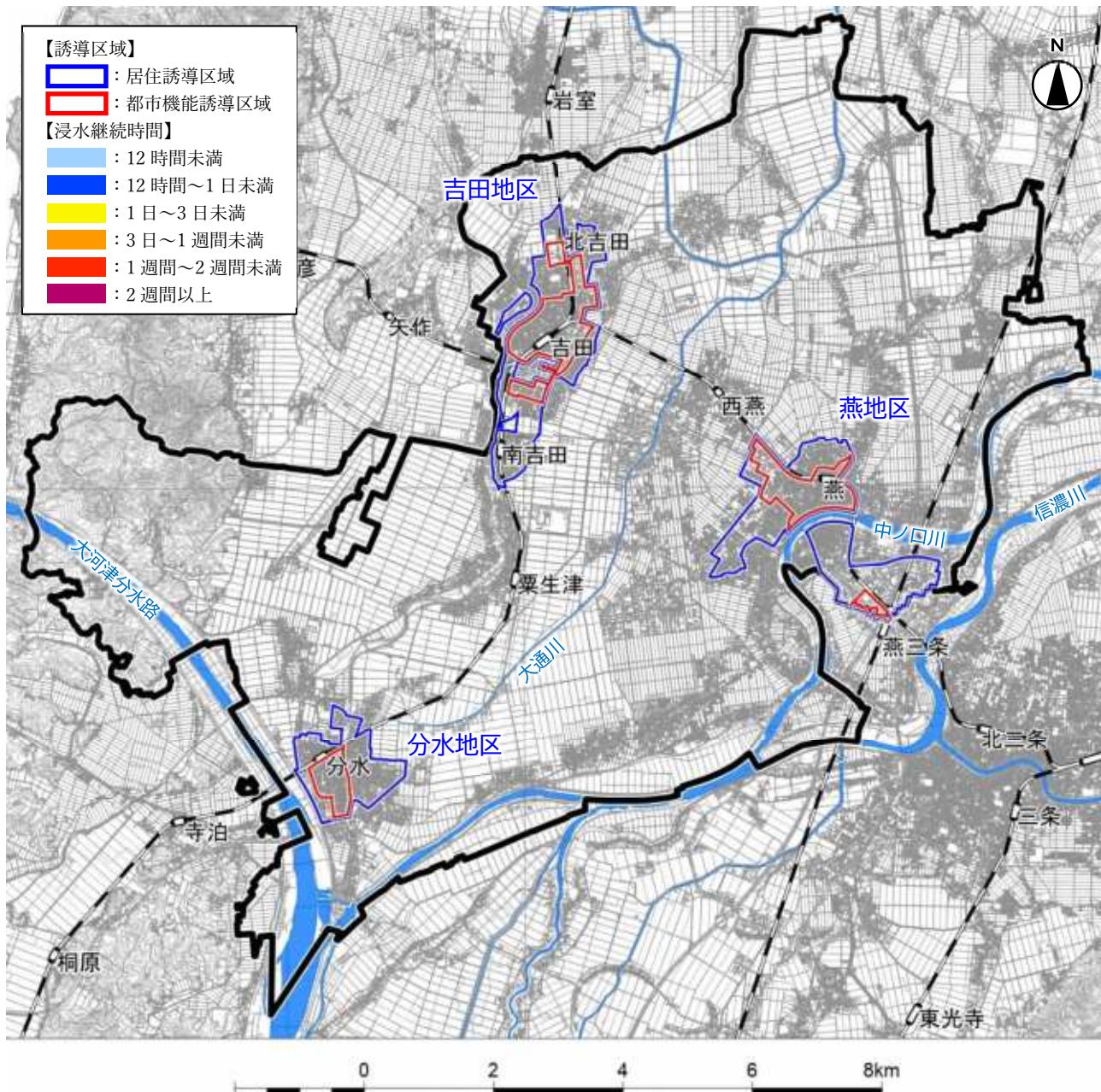


図 6-1-15 : 新川水系大通川 浸水継続時間 (外水氾濫)

(出典 : 新川水系大通川 浸水継続時間 (外水氾濫) (新潟県土木部河川管理課))

3) - 2 複合氾濫（外水氾濫+内水氾濫）

複合氾濫の場合、燕市街地と吉田市街地の間に位置する農地を中心に浸水継続が想定されます。

各地区の居住誘導区域にも浸水継続が想定されるエリアが存在しますが、大部分が12時間未満で、

3日以上の浸水継続が想定されるエリアは存在しません。

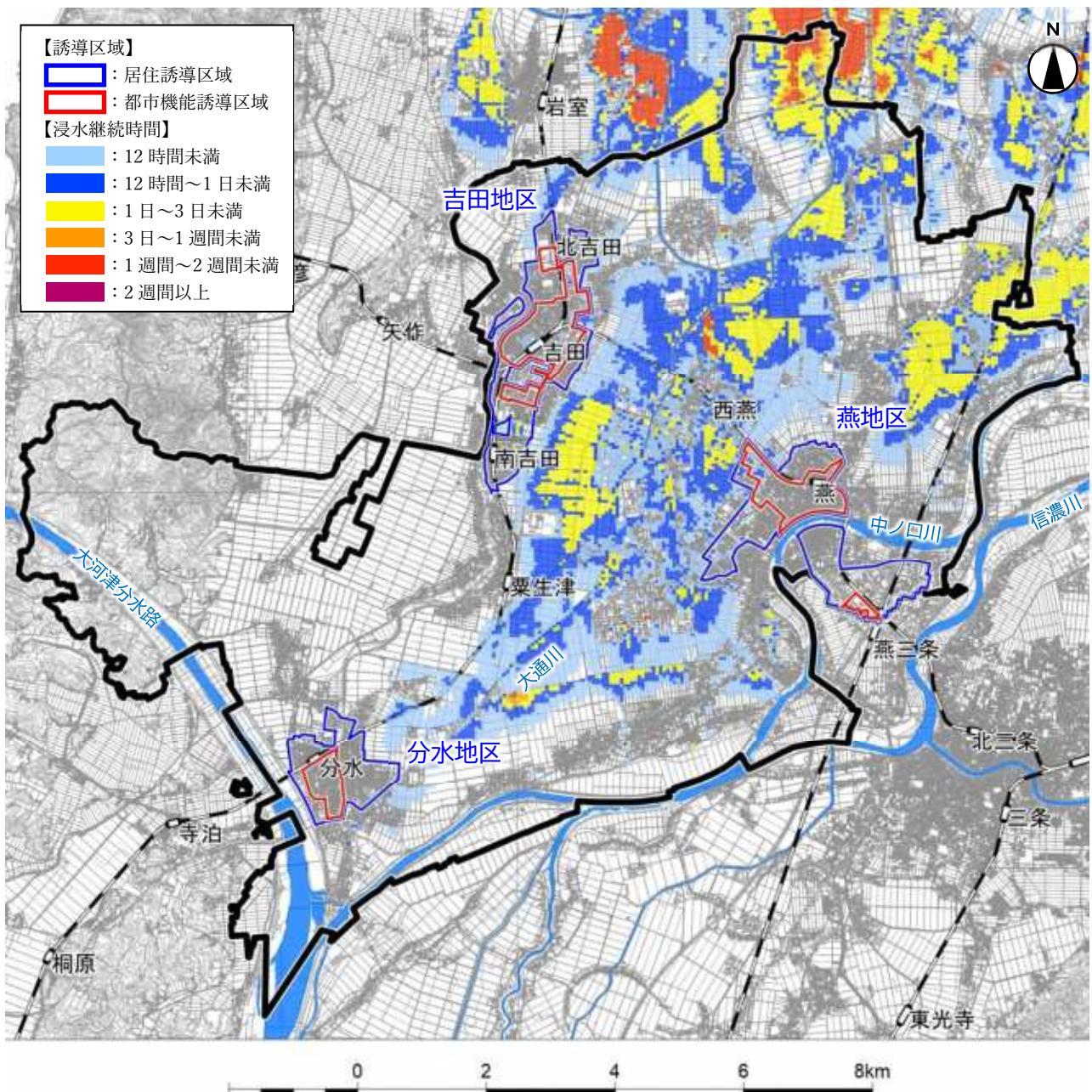


図 6-1-16 : 新川水系大通川 浸水継続時間（複合氾濫（外水氾濫+内水氾濫））

(出典：新川水系大通川 浸水継続時間（複合氾濫（外水氾濫+内水氾濫）） (新潟県土木部河川管理課))

③ 家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、想定最大規模 (L2 : 1000 年に 1 回程度の降雨規模) の降雨により、近傍の堤防が決壊した場合等に、現行の建築基準に適合する一般的な建築物の倒壊・流出をもたらすような氾濫等の発生が想定される区域です。この区域では、屋内での安全確保（垂直避難）ではなく、避難所等への水平避難※1が求められます。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、その要因から「氾濫流」によるものと「河岸浸食」によるものがあり、定義は、以下の通りです。

◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

一般的な構造の木造家屋について、洪水時の水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域

◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸浸食（木造・非木造の家屋の倒壊等）が発生するおそれのある区域



堤防決壊により家屋が流出した状況



堤防決壊による家屋の倒壊



浸食により家屋が流失した状況



河岸浸食による家屋の流失（朝日新聞社提供）

図 6-1-17：家屋倒壊の例

（出典：水害ハザードマップ作成の手引き（R3.12 国土交通省）から抜粋した図を加工）

※1 「水平避難」とは、避難所など安全な場所へ避難すること。

また、避難の仕方については、「水平避難」のほか、建物の高い所へ避難する「垂直避難」がある。

1) 信濃川水系信濃川（下流）

燕市域の信濃川沿岸に氾濫流や河岸浸食の発生が想定されるエリアは存在しません。

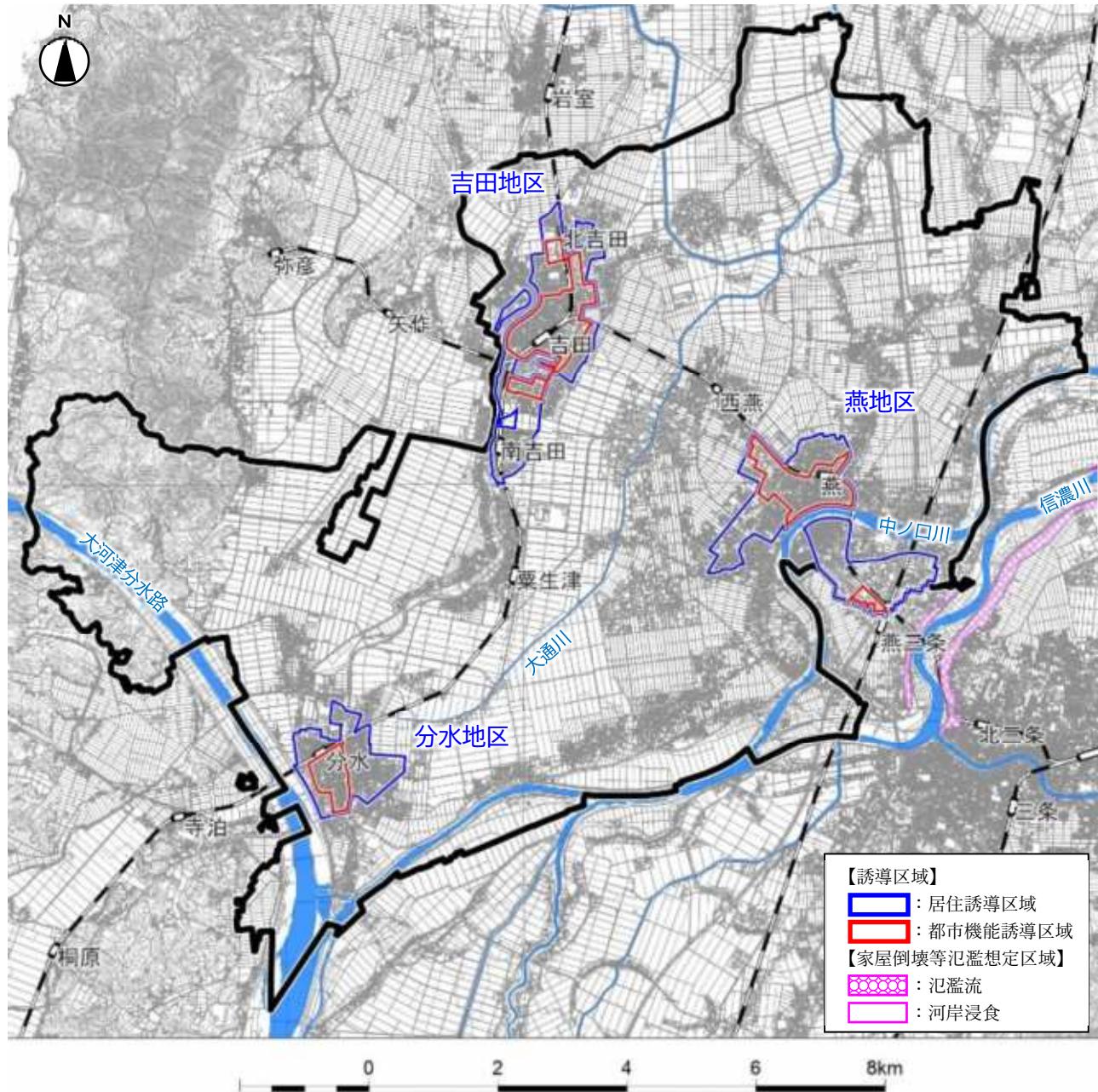


図 6-1-18 : 信濃川水系信濃川（下流）家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）

(出典 : 信濃川水系信濃川（下流）家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）(信濃川下流河川事務所))

2) 大河津分水路

燕市域の大河津分水路沿岸に、氾濫流の発生が想定されるエリアが存在し、分水地区の居住誘導区域西側が含まれます。

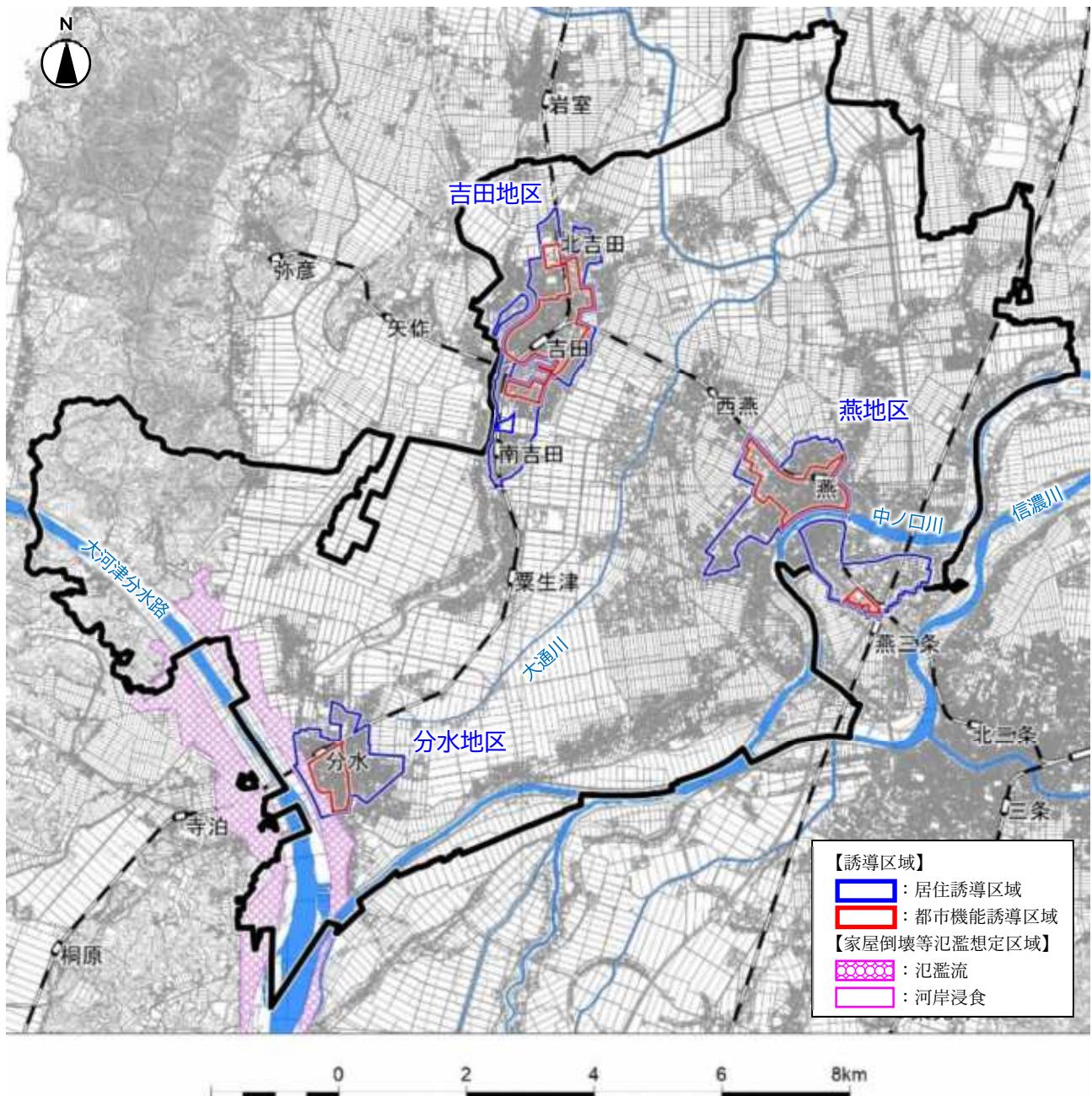


図 6-1-19 : 大河津分水路 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）

(出典 : 大河津分水路 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模） (信濃川河川事務所))

3) 新川水系大通川

燕市域の大通川沿岸に、河岸浸食の発生が想定されるエリアが存在しますが、各地区の居住誘導区域は含まれていません。

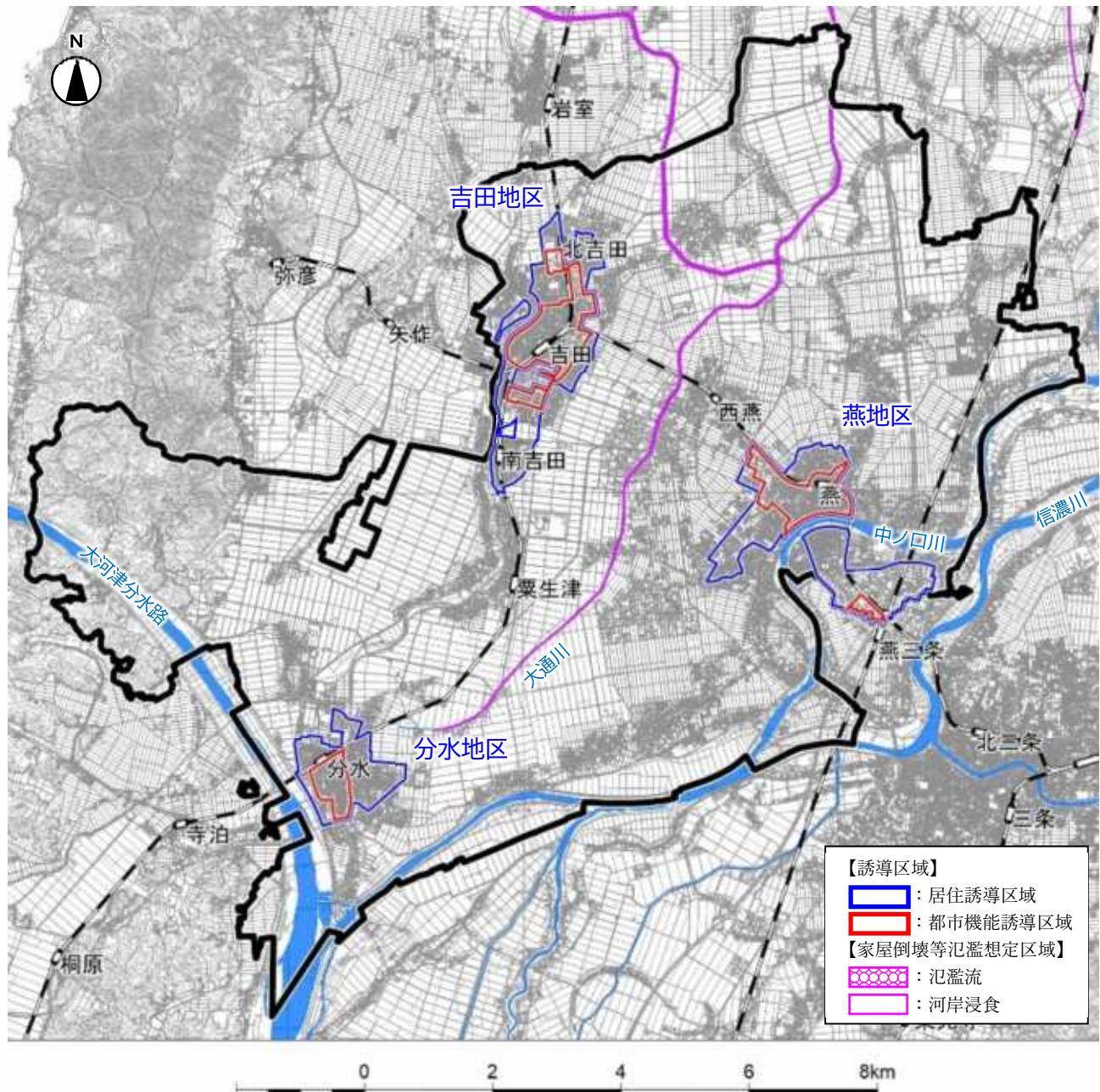


図 6-1-20 : 新川水系大通川 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）

(出典：新川水系大通川 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模） (新潟県土木部河川管理課))

4) 信濃川水系中ノ口川

燕市域の中ノ口川沿岸に、河岸浸食の発生が想定されるエリアが存在し、燕地区の居住誘導区域の一部が含まれます。

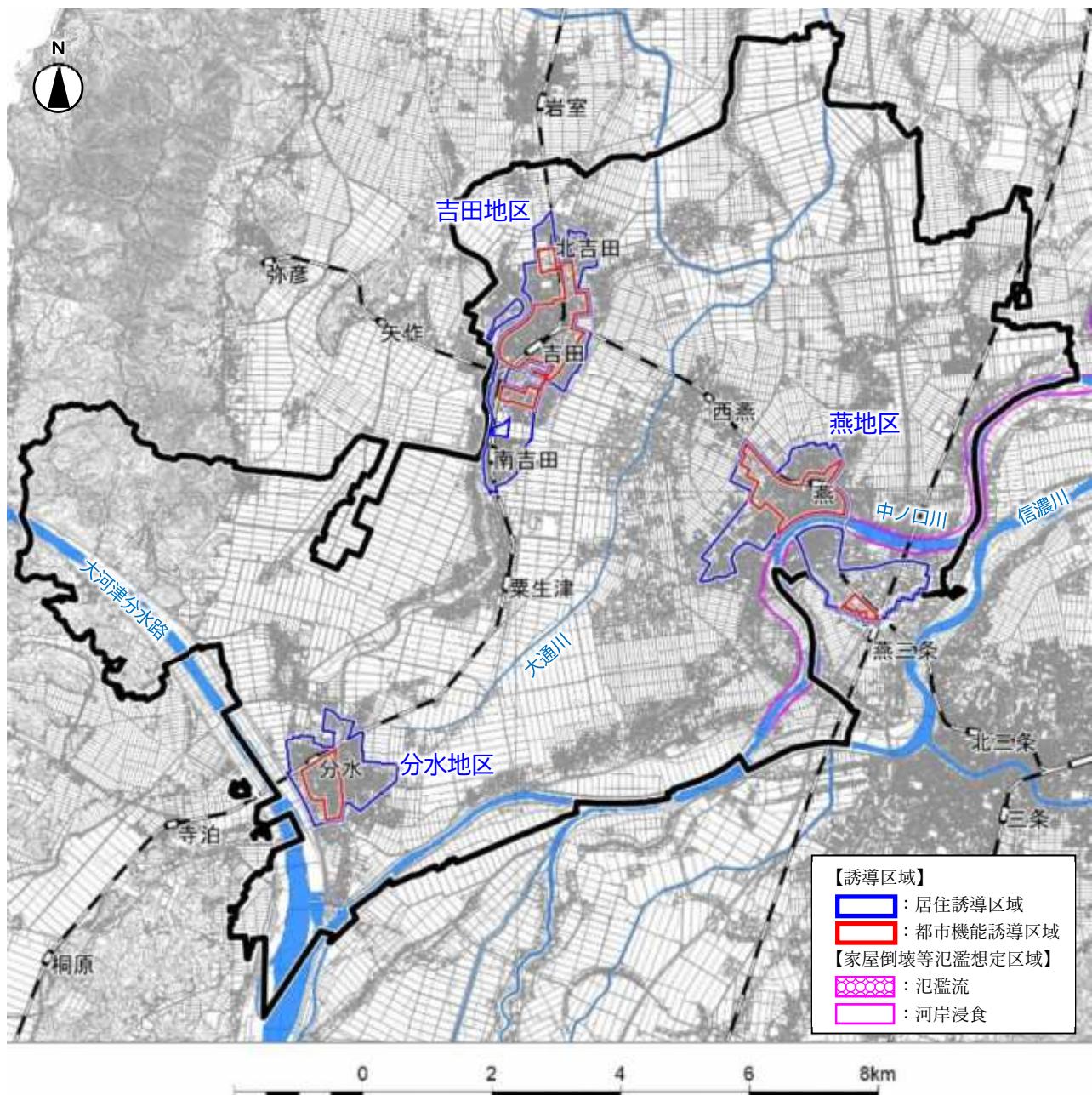


図 6-1-21 : 信濃川水系中ノ口川 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）

(出典：信濃川水系中ノ口川 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）(新潟県土木部河川管理課))

④ 津波浸水想定区域

将来発生すると予想される地震による津波に対し、津波浸水シミュレーションを行い、浸水深、浸水範囲、津波の到着時間等を明らかにしたものです。

想定した地震は、過去に新潟県に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、新潟県沿岸での津波高および発生確率を考慮し、「新潟県南西沖の地震」、「栗島付近の地震」、「佐渡北方沖の地震」の3地震を採用しています。

燕市全域において、地震などによる津波浸水想定区域は存在しません。

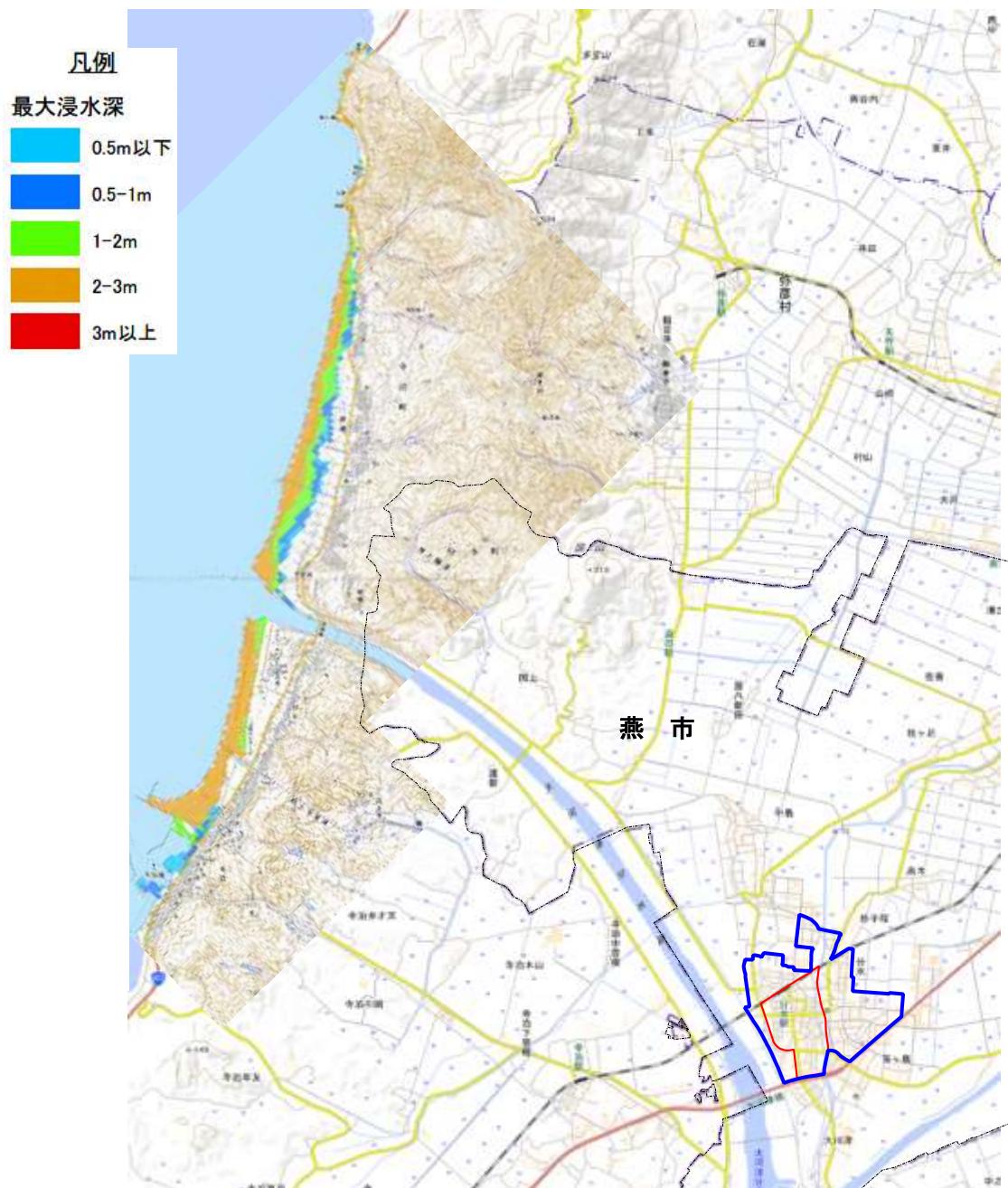
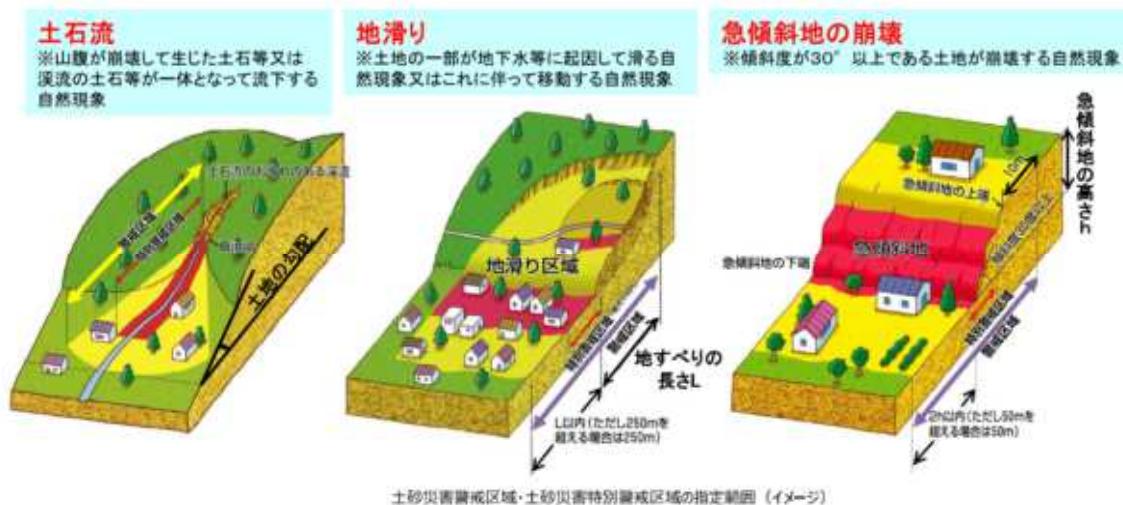


図 6-1-22 : 新潟県津波浸水想定図

出典：新潟県津波浸水想定図（新潟県防災局防災企画課）

⑤ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

大雨時等に土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊といった土砂災害のおそれがある区域は土砂災害警戒区域等に指定されます。



燕市域の西側（国上地区の一部）に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）が指定されています。各地区の居住誘導区域内において土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は存在しません。

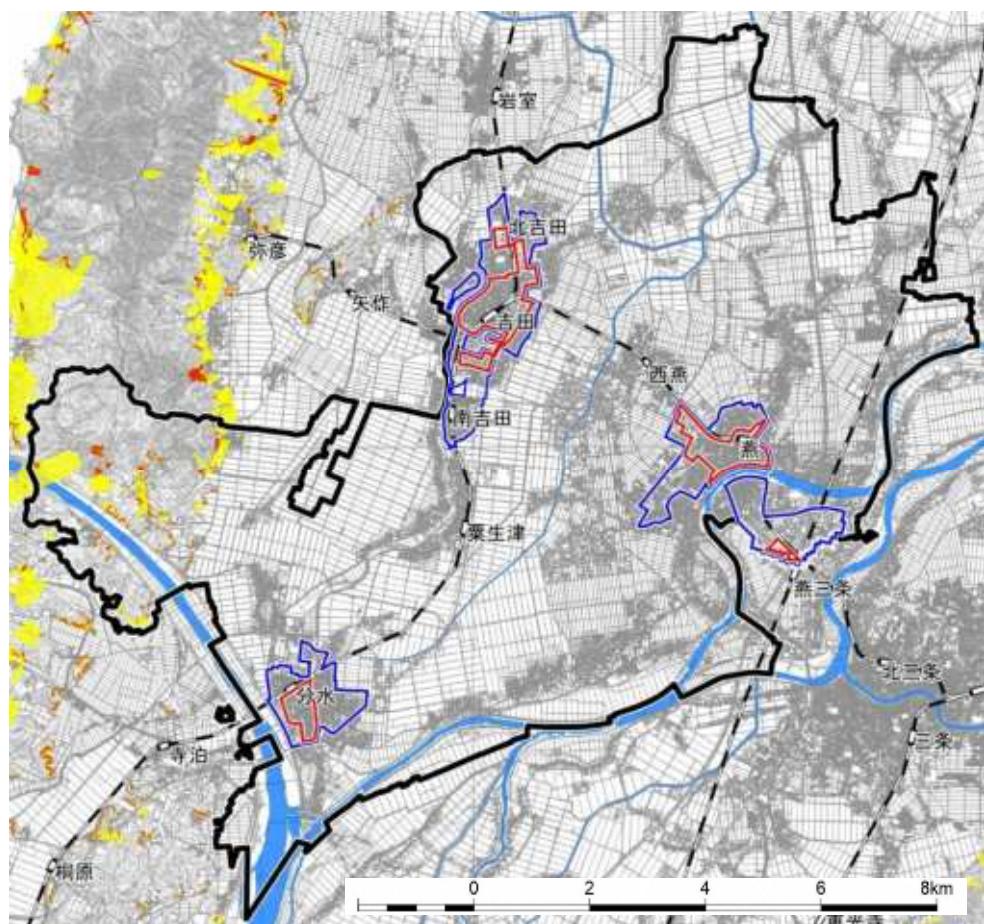


図 6-1-23 : 土砂災害警戒区域図

（出典：国土数値情報ダウンロードサービス「土砂災害警戒区域データ（新潟_令和3年）」）

⑥ 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地は、大規模地震発生時において滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて、安全性を確認すべき盛土です。

燕市では、**平成 30 年度**に、市の調査により**大規模盛土造成地が存在しない**ことを公表しています。

地方公共団体名	第一次スクリーニング※1				第二次スクリーニング※2				大規模盛土造成地の有無等の公表			備考	
	完了	現状 (未調査・調査中) ○)	完了年度 完了予定期間	着手	完了	存在しない ^{※3}	存在しないことを 公表した年度 公表予定期間	存在する ^{※4} (マップの位置)	マップの 公表年度				
新潟県													
指定都市													
新潟市													
新潟市	○	-	-	-	-	○	R1.5	-	-				
施行特例市													
長岡市	○	完了	R2			-	-	○	H30				
上越市	○	-	-	-	-	○	H29	-	-	市の調査により、大規模盛土造成地が存在しないことを確認			
その他の市町村													
三条市	○	完了	R2			-	-	○	R1				
柏崎市	○	完了	R2			-	-	○	R1				
新潟市	○	完了	H30	○		-	-	○	R2.2				
小千谷市	○	-	-	-	-	○	H30	-	-	市の調査により、大規模盛土造成地が存在しないことを確認			
加茂市	○	完了	R2			-	-	○	R2.2	国直結事業により第一次スクリーニングを実施中			
十日町市	○	完了	R2			-	-	○	R2.3				
見附市	○	-	-	-	-	○	H29	-	-	市の調査により、大規模盛土造成地が存在しないことを確認			
村上市	○	完了	R2			-	-	○	R2.1	国直結事業により第一次スクリーニングを実施			
燕市	○	-	-	-	-	○	H30	-	-	市の調査により、大規模盛土造成地が存在しないことを確認			
糸魚川市	○	-	-	-	-	○	H31	-	-	市の調査により、大規模盛土造成地が存在しないことを確認			
妙高市	○	-	-	-	-	○	H30	-	-	市の調査により、大規模盛土造成地が存在しないことを確認。R1.12に市において公表。			
五泉市	○	-	-	-	-	○	H30	-	-	市の調査により、大規模盛土造成地が存在しないことを確認			
阿賀野市	○	-	-	-	-	○	H30	-	-	市の調査により、大規模盛土造成地が存在しないことを確認			
佐渡市	○	-	-	-	-	○	H29	-	-	市の調査により、大規模盛土造成地が存在しないことを確認			

表 6-1-1 : 大規模盛土造成地マップの公表状況

(出典 : 大規模盛土造成地マップの公表状況等について(R3. 3. 31 時点) (国土交通省))

(3) 地区レベルの災害リスクの分析

① 分析の考え方

浸水等のハザード情報と人口密度や都市機能等の都市の情報を重ね合わせ災害リスクの高い区域を抽出します。

本市の特性を踏まえ、燕地区、吉田地区、分水地区の居住誘導区域毎に、以下の「ハザード情報と「都市の情報」の組み合わせにより分析を行います。

なお、ハザード情報は、各居住誘導区域に最も大きな影響を与えるハザードとします。

ハザード情報	都市の情報	分析の視点
洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	・人口密度 (500mメッシュ)	・比較的定住人口が多く、相対的にリスクの大きいエリアはどこか
	・避難所 (位置・階数) ・避難所圏域 (半径 500m)	・浸水時に避難施設が利用できるか ・避難困難区域 (避難所から半径500mの圏域に含まれない区域)はどこか
	・病院 (入院施設のある病院) (階数) ・高齢者等福祉施設 (階数) ・子育て施設 (階数) ・児童館・児童クラブ等 (階数)	・浸水時に施設が継続利用できるか
浸水継続時間	・避難所 ・病院 (入院施設のある病院) ・高齢者等福祉施設 (入所利用)	・3日以上孤立する可能性はないか
	・病院 (入院施設のある施設)	・救急搬送等への支障はないか (1日以上)
浸水到達時間	・避難所 ・高齢者等福祉施設 ・子育て支援施設	・住民や要配慮者の避難に問題はないか
家屋倒壊等氾濫想定区域	・建築物 (分布)	・河岸浸食や氾濫流による建築物倒壊の危険性はないか

② 地区レベルの災害リスクの分析

1) 燕地区

1) - 1 信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域

(想定最大規模 (L2: 1000 年に 1 回程度の降雨規模))

× 人口密度 (500mメッシュ) × 指定・予備避難所 (圏域 : 半径 500m)

中ノ口川左岸の居住誘導区域は、JR 燕駅周辺の旧市街地等人口が集積するエリアを含んでいますが、浸水リスクは比較的低く (想定される浸水深が 0.5m未満)、ほぼ全域が避難所まで 500mの圏域に含まれています。

一方、中ノ口川右岸の居住誘導区域は、総体的に浸水リスクが高い状況です。特にJR燕三条駅周辺の須頃郷地区土地区画整理事業区域は、大規模商業施設やホテル等の都市機能や共同住宅等の立地が多いエリアですが、概ね5.0m程度の浸水が想定されており、周辺には避難所も存在しないことから、浸水リスクが極めて高いエリアです。

また中ノ口川右岸の沿岸に広がる旧市街地は、一定の人口集積があり、0.5m～3.0m未満の浸水が想定されています。周辺に避難所があるものの、いずれの避難所も浸水深に応じて 1階または 2階部分までが使用不可となるおそれがあります。

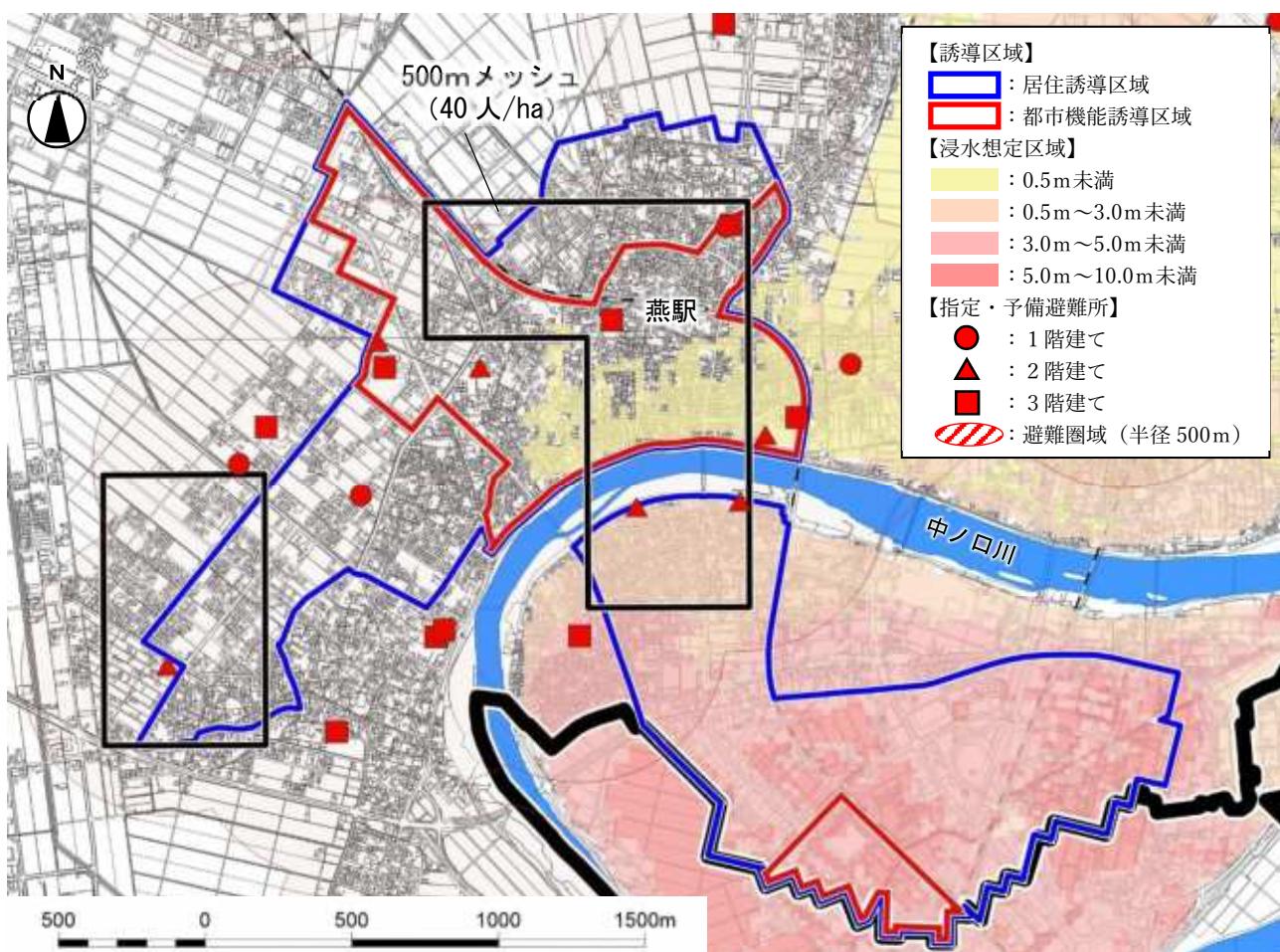


図 6-1-24 : 信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（想定最大規模）

× 人口密度 (500mメッシュ) × 指定・予備避難所 (圏域 : 半径 500m)

出典：信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域図（想定最大規模）、支川等溢水を表示）（信濃川

下流河川事務所）、人口密度 (500mメッシュ) （令和 2 年国勢調査）

指定・予備避難所 （燕市 HP 「指定避難所一覧」）

1) -2 信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域

(想定最大規模 (L2:1000 年に 1 回程度の降雨規模))

× 人口密度 (500m メッシュ) × 要配慮者利用施設等

中ノ口川右岸の浸水リスクが極めて高いエリア (5.0m 程度の浸水が想定) に、子育て施設が 3箇所 (いずれも平屋建て) 存在しており、これらの施設では早期の水平避難※1 が必要となります。

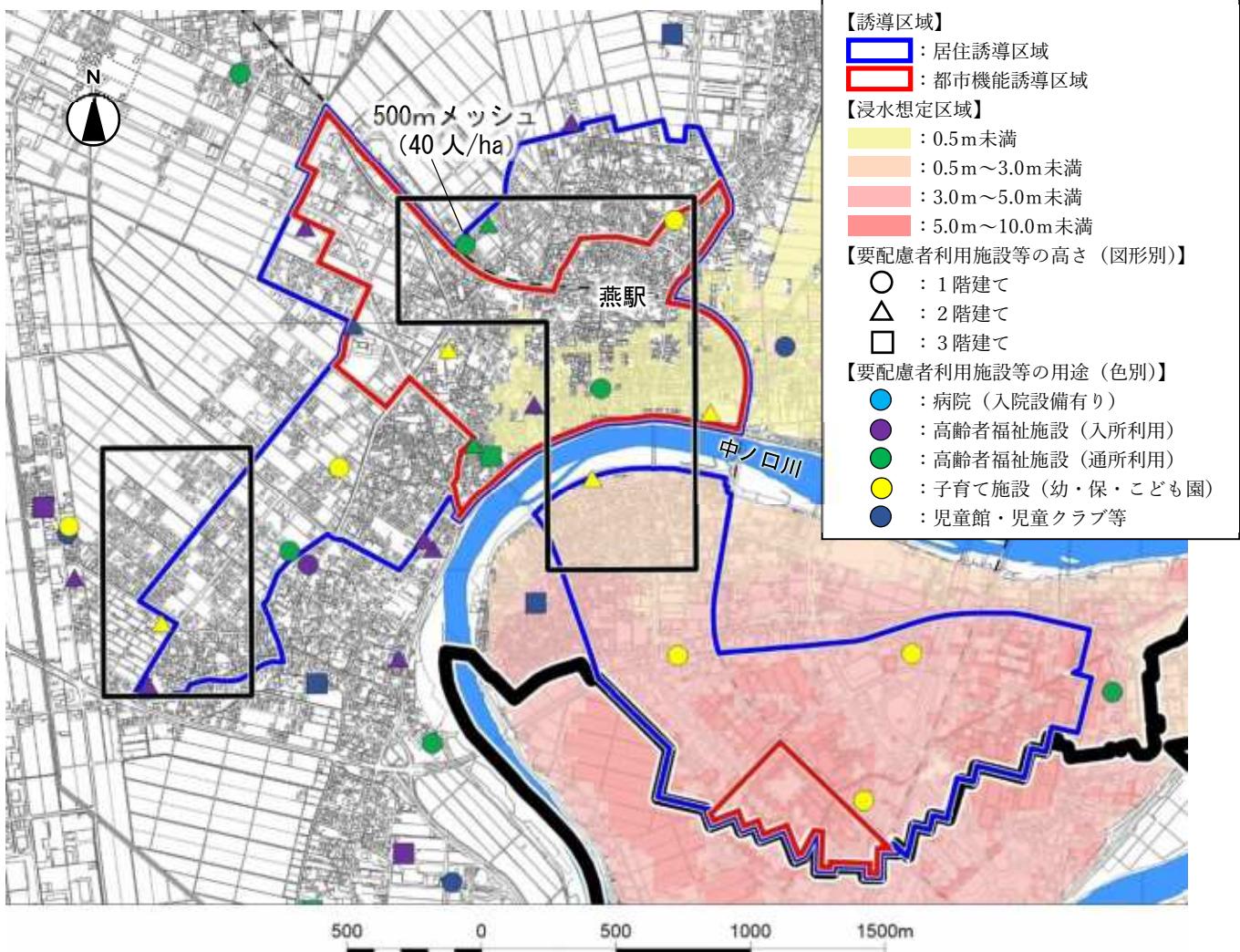


図 6-1-25 : 信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（想定最大規模）

× 人口密度 (500m メッシュ) × 要配慮者利用施設等

出典：信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（想定最大規模、支川等溢水を表示）（信濃川下流河川事務所）、人口密度 (500m メッシュ) （令和 2 年国勢調査）
要配慮者利用施設等

・病院（入院設備有り）（WEB サイト「病院なび」）

・要配慮者利用施設（燕市地域防災計画 資料編（平成 28 年度修正））

○福祉施設（入所利用、通所利用）

　高齢者施設（燕市 HP 「燕市内介護保険事業所一覧」）

　障がい者施設（燕市 HP 「燕市障がい福祉サービスガイドブック」）

○保育園・こども園・幼稚園（燕市 HP）

○児童館・児童クラブ等（燕市 HP）

※1「水平避難」とは、避難所など安全な場所へ避難すること。

また、避難の仕方については、「水平避難」のほか、建物の高い所へ避難する「垂直避難」がある。

1) -3 信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

× 指定・予備避難所、入院・入所施設

中ノ口川右岸の居住誘導区域は、総体的に浸水継続時間に係るリスクが高い状況です。特にJR燕三条駅周辺の須頃郷地区土地区画整理事業区域等は、ほぼ全域で3日～1週間未満の浸水継続が想定されており、浸水リスクが極めて高いエリアです。

当該エリアには、避難所が3箇所存在しますが、うち1箇所（燕南小学校）は浸水継続が3日～1週間以上のエリアに位置しており、状況によっては孤立するおそれがあります。

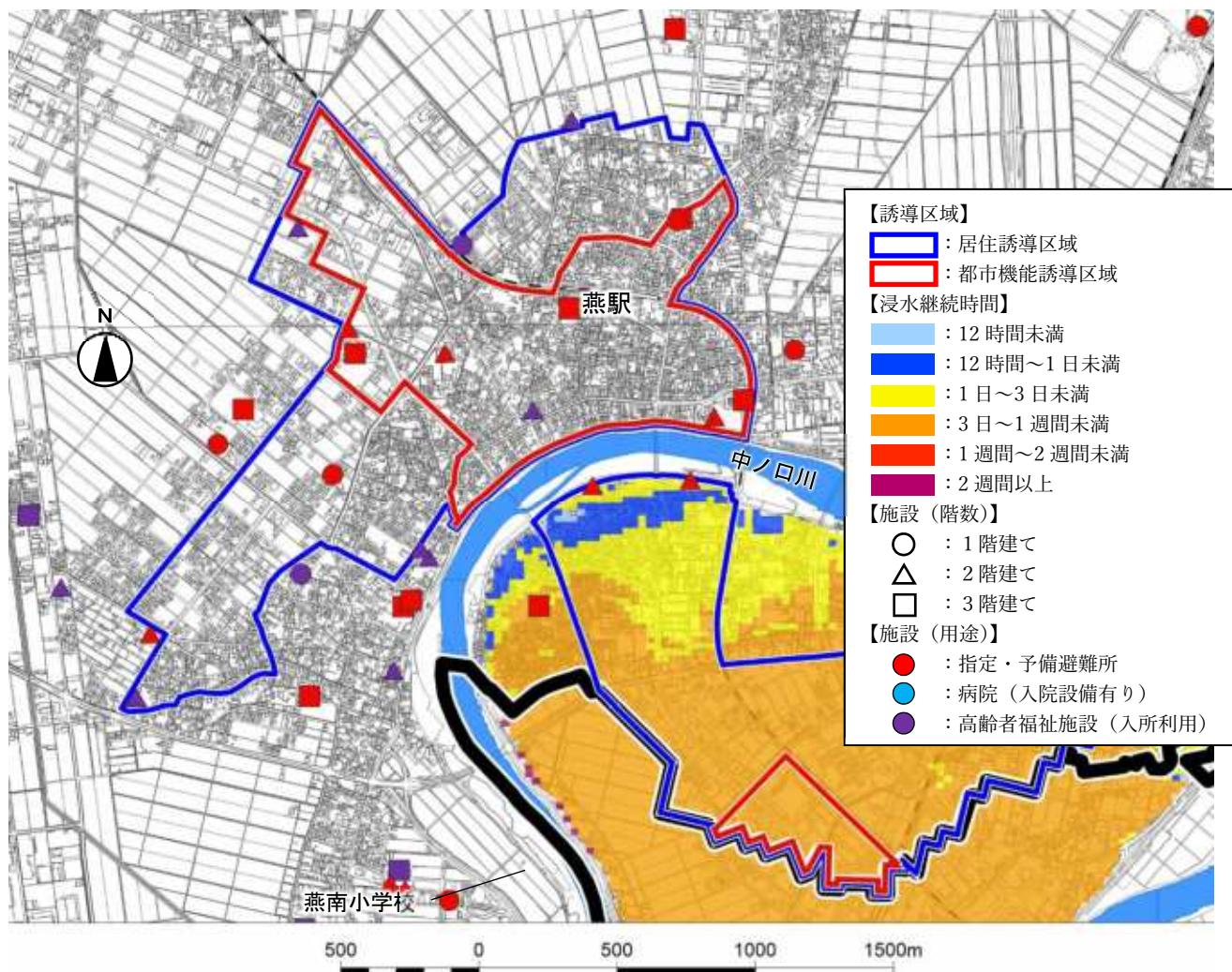


図 6-1-26 : 信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

× 指定・予備避難所、入院・入所施設

出典：信濃川水系信濃川（下流）浸水継続時間（想定最大規模）（信濃川下流河川事務所）

指定・予備避難所（燕市 HP「指定避難所一覧」）

要配慮者利用施設等

・病院（入院設備有り）（WEB サイト「病院なび」）

・要配慮者利用施設（燕市地域防災計画 資料編（平成 28 年度修正））

○福祉施設（入所利用）

高齢者施設（燕市 HP「燕市内介護保険事業所一覧」）

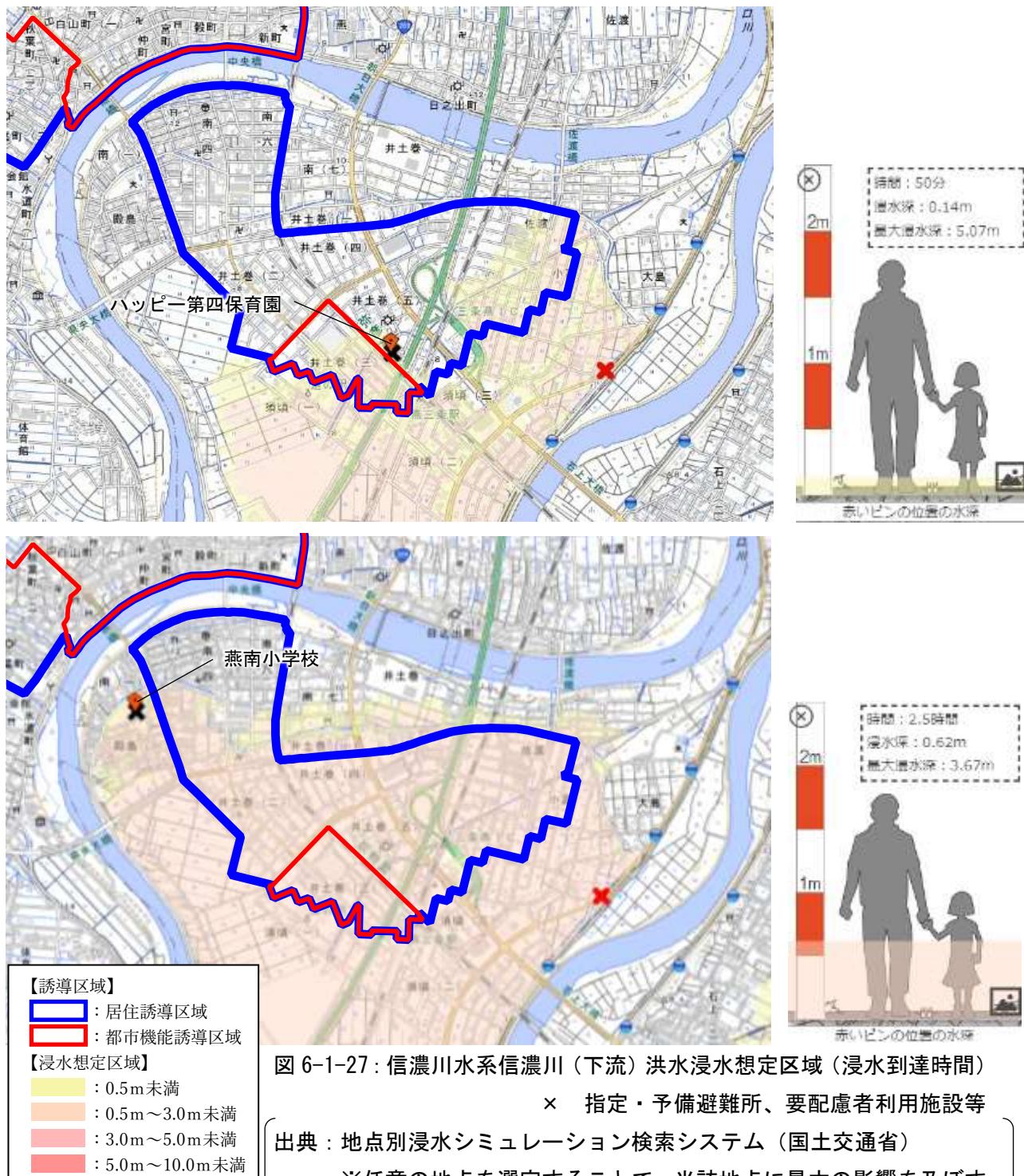
障がい者施設（燕市 HP「燕市障がい福祉サービスガイドブック」）

1) - 4 信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（浸水到達時間）

× 指定・予備避難所、要配慮者利用施設等

中ノ口川右岸の浸水リスクが極めて高いエリアは、図中X印の地点で堤防が決壊した場合、浸水リスクが最も高くなります。想定浸水深が深いことから、水平避難※1が必要となる子育て施設では、早いところで決壊から50分後に浸水が到達します。

また、最寄りの避難所である燕南小学校には決壊から2時間30分後に浸水が到達します。



※1「水平避難」とは、避難所など安全な場所へ避難をすること。

また、避難の仕方については、「水平避難」のほか、建物の高い所へ避難する「垂直避難」がある。

1) - 5 信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

× 中ノ口川洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））

× 建物分布

信濃川沿岸に家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）が存在するが、燕地区の居住誘導区域への影響はありません。

一方、中ノ口川の沿岸には、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が存在し、堤防沿いに立地する一部の建築物が区域に含まれています。

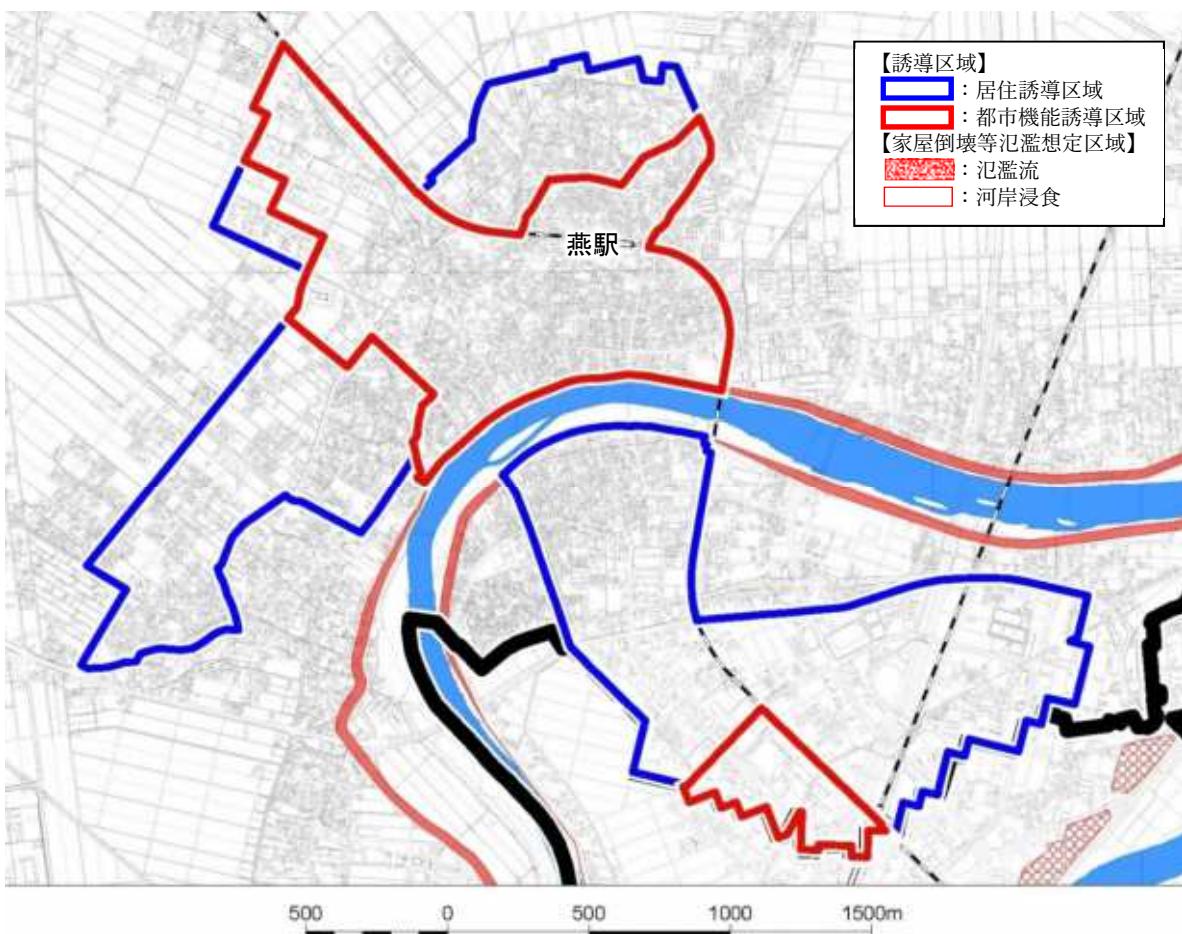


図 6-1-28 : 信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

× 中ノ口川洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）） × 建物分布

出典：信濃川水系信濃川（下流）家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）（想定最大規模）（信濃川下流河川事務所）

信濃川水系中ノ口川家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（想定最大規模）（新潟県土木部河川管理課）

2) 吉田地区

2) - 1 大河津分水路洪水浸水想定区域

(想定最大規模 (L2: 1000 年に 1 回程度の降雨規模))

× 人口密度 (500mメッシュ) × 指定・予備避難所 (圏域: 半径 500m)

吉田地区の居住誘導区域
は、総体的に浸水リスクが低い状況です。

JR吉田駅周辺やJR北吉田駅周辺は、一部0.5m～3.0m未満の浸水が想定されていますが、ほぼ全域が避難所まで500mの圏域に含まれており、浸水時に1階部分が使用不可となる避難所もわずかです。

また、JR南吉田駅の周辺は、一部で避難困難区域が広がるもの、浸水に係るリスクはほぼ皆無です。

一方、西川左岸の居住誘導区域は、一定の人口集積があり、一部3.0m～5.0m未満の浸水が想定されています。避難所は 2 カ所存在しますが、よしだ保育園は水没により使用不可となるおそれがあります。

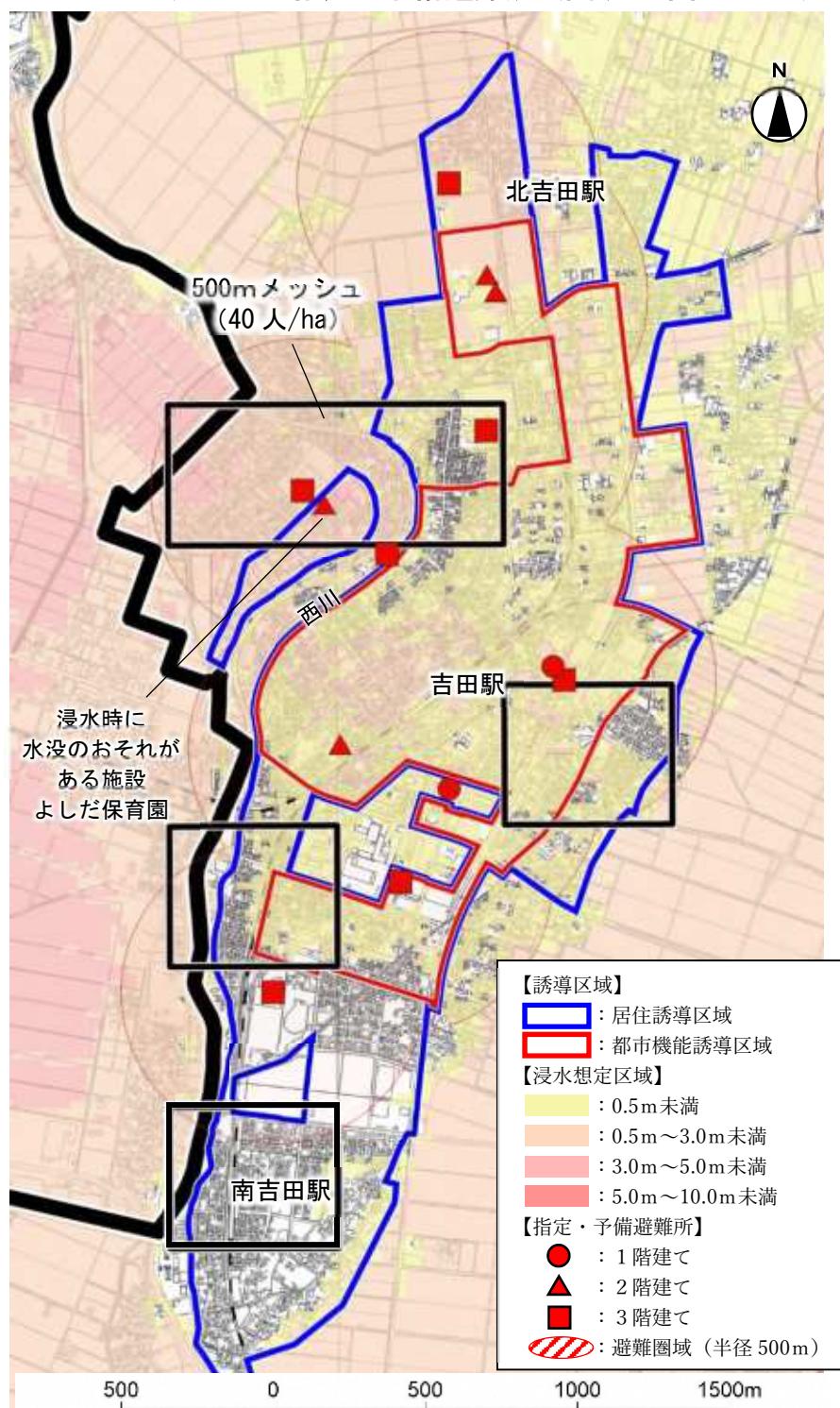


図 6-1-29 : 大河津分水路洪水浸水想定区域 (想定最大規模)

× 人口密度 (500mメッシュ) × 指定・予備避難所 (圏域: 半径 500m)

出典 : 大河津分水路洪水浸水想定区域 (想定最大規模) (信濃川河川事務所)

人口密度 (500mメッシュ) (令和2年国勢調査)

指定・予備避難所 (燕市 HP 「指定避難所一覧」)

2) -2 大河津分水路洪水浸水想定区域

(想定最大規模 (L2:1000年に1回程度の降雨規模))

× 人口密度 (500mメッシュ) × 要配慮者利用施設等

浸水エリアに多くの都市機能が立地していますが、そのほとんどが浸水深 0.5m未満のエリアとなっています。

一方、西川左岸の一部には、浸水時に水没するおそれのある施設が存在しており、これらの施設では早期の水平避難※1が必要となります。

【誘導区域】	
■	居住誘導区域
■	都市機能誘導区域
【浸水想定区域】	
■	: 0.5m未満
■	: 0.5m~3.0m未満
■	: 3.0m~5.0m未満
■	: 5.0m~10.0m未満
【要配慮者利用施設等の高さ (図形別)】	
○	: 1階建て
△	: 2階建て
□	: 3階建て
【要配慮者利用施設等の用途 (色別)】	
●	: 病院 (入院設備有り)
●	: 高齢者福祉施設 (入所利用)
●	: 高齢者福祉施設 (通所利用)
●	: 子育て施設 (幼・保・こども園)
●	: 児童館・児童クラブ等

※1「水平避難」とは、避難所など安全な場所へ避難をすること。

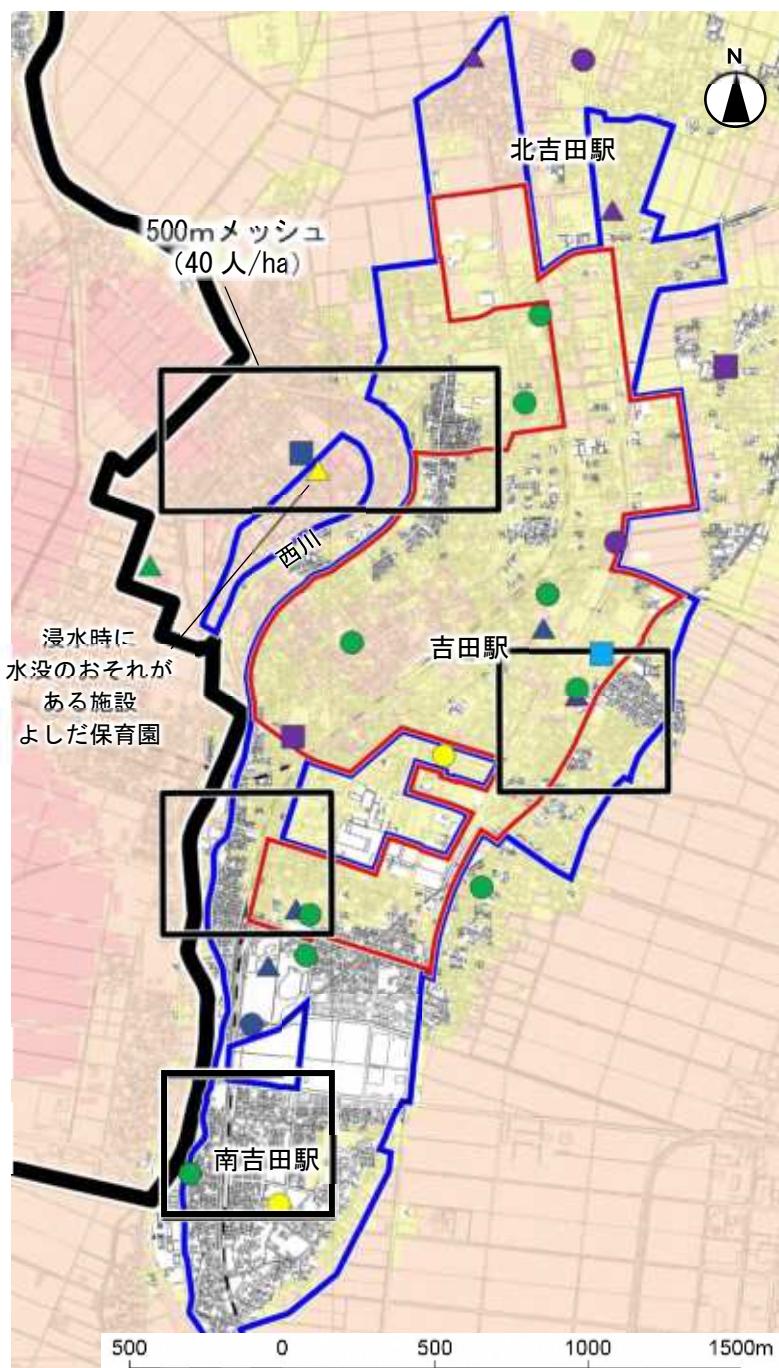
また、避難の仕方については、「水平避難」のほか、建物の高い所へ避難する「垂直避難」がある。

図 6-1-30 : 大河津分水路洪水浸水想定

区域 (想定最大規模)

× 人口密度 (500mメッシュ)

× 要配慮者利用施設等



出典：大河津分水路洪水浸水想定区域（想定最大規模）（信濃川河川事務所）

人口密度 (500mメッシュ) (令和2年国勢調査)

要配慮者利用施設等

- 病院 (入院設備有り) (WEB サイト「病院なび」)

- 要配慮者利用施設 (燕市地域防災計画 資料編 (平成28年度修正))

- 福祉施設 (入所利用、通所利用)

- 高齢者施設 (燕市 HP 「燕市内介護保険事業所一覧」)

- 障がい者施設 (燕市 HP 「燕市障がい福祉サービスガイドブック」)

- 保育園・こども園・幼稚園 (燕市 HP)

- 児童館・児童クラブ等 (燕市 HP)

2) - 3 大河津分水路洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

× 指定・予備避難所、入院・入所施設

吉田地区の居住誘導区域

は、総体的に浸水継続時間に
係るリスクが低い状況です。

一部、JR北吉田駅の周
辺で1日～3日未満の浸水
継続が想定されるエリアが
あります。

また、西川左岸で最長1
週間～2週間未満の浸水継
続が想定されており、西川
左岸に位置する避難所は、
状況によって孤立するおそ
れがあります。

【誘導区域】

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域

【浸水継続時間】

- | | |
|---|------------|
| ■ | ：12時間未満 |
| ■ | ：12時間～1日未満 |
| ■ | ：1日～3日未満 |
| ■ | ：3日～1週間未満 |
| ■ | ：1週間～2週間未満 |
| ■ | ：2週間以上 |

【施設（階数）】

- 1階建て
- △ 2階建て
- 3階建て

【施設（用途）】

- 指定・予備避難所
- 病院（入院設備有り）
- 高齢者福祉施設（入所利用）

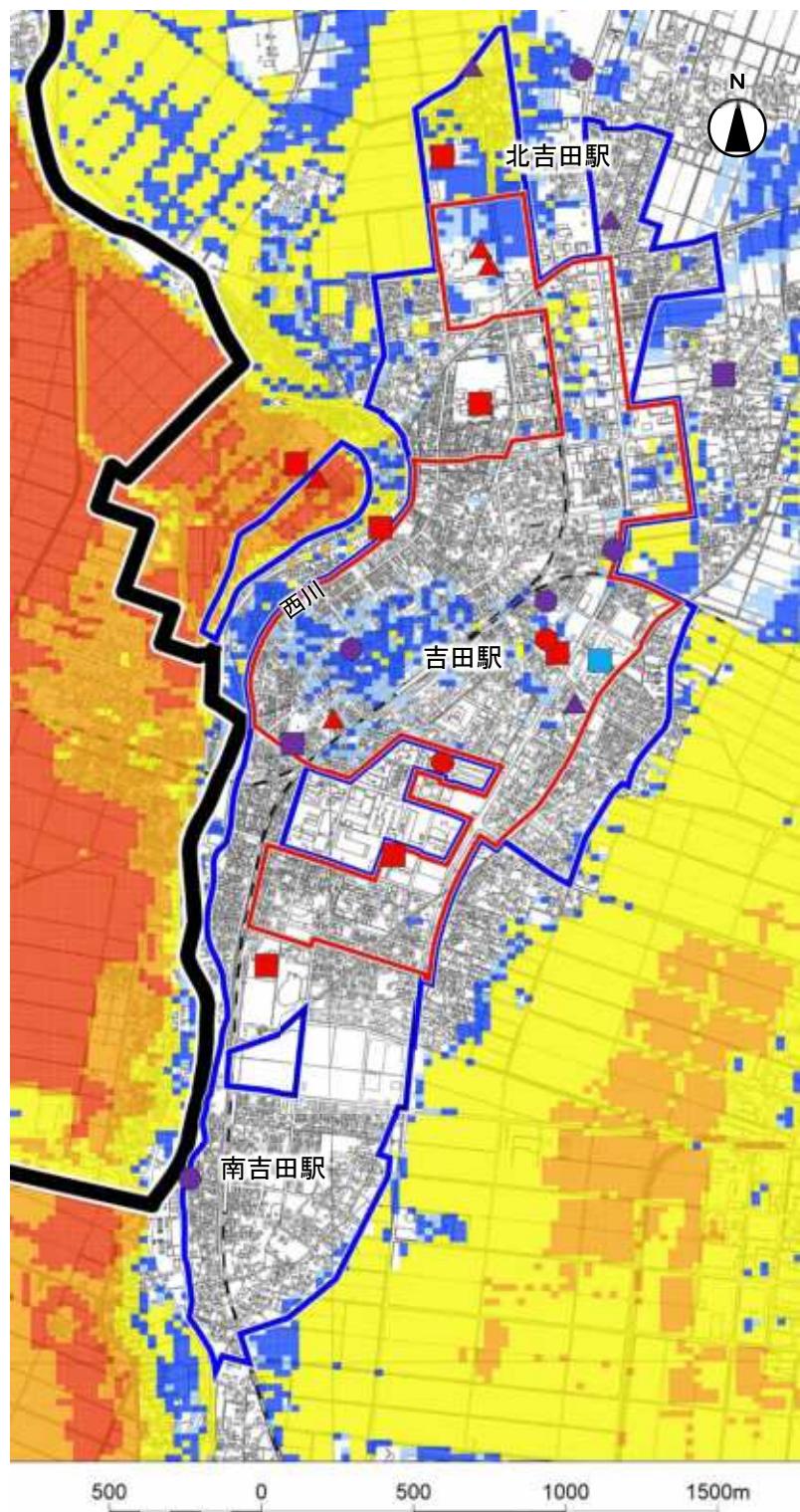


図 6-1-31 : 大河津分水路洪水浸水
想定区域（浸水継続時間）
× 指定・予備避難所、
入院・入所施設

出典：大河津分水路浸水継続時間（想定最大規模）（信濃川河川事務所）

指定・予備避難所（燕市 HP「指定避難所一覧」）

要配慮者利用施設等

- ・病院（入院設備有り）（WEB サイト「病院なび」）
- ・要配慮者利用施設（燕市地域防災計画 資料編（平成 28 年度修正））

○福祉施設（入所利用）

高齢者施設（燕市 HP「燕市内介護保険事業所一覧」）

障がい者施設（燕市 HP「燕市障がい福祉サービスガイドブック」）

2) - 4 大河津分水路（下流）洪水浸水想定区域（浸水到達時間）

× 指定・予備避難所、要配慮者利用施設等

吉田地区の居住誘導区域は、図中X印の地点で堤防が決壊した場合、浸水リスクが最も高くなります。最も早く洪水が到達する地点は西川左岸エリアで、堤防決壊から5時間後となっています。
また0.5m～3m未満の浸水が想定されるJR吉田駅周辺やJR北吉田駅周辺は、堤防決壊から9時間後となっています。

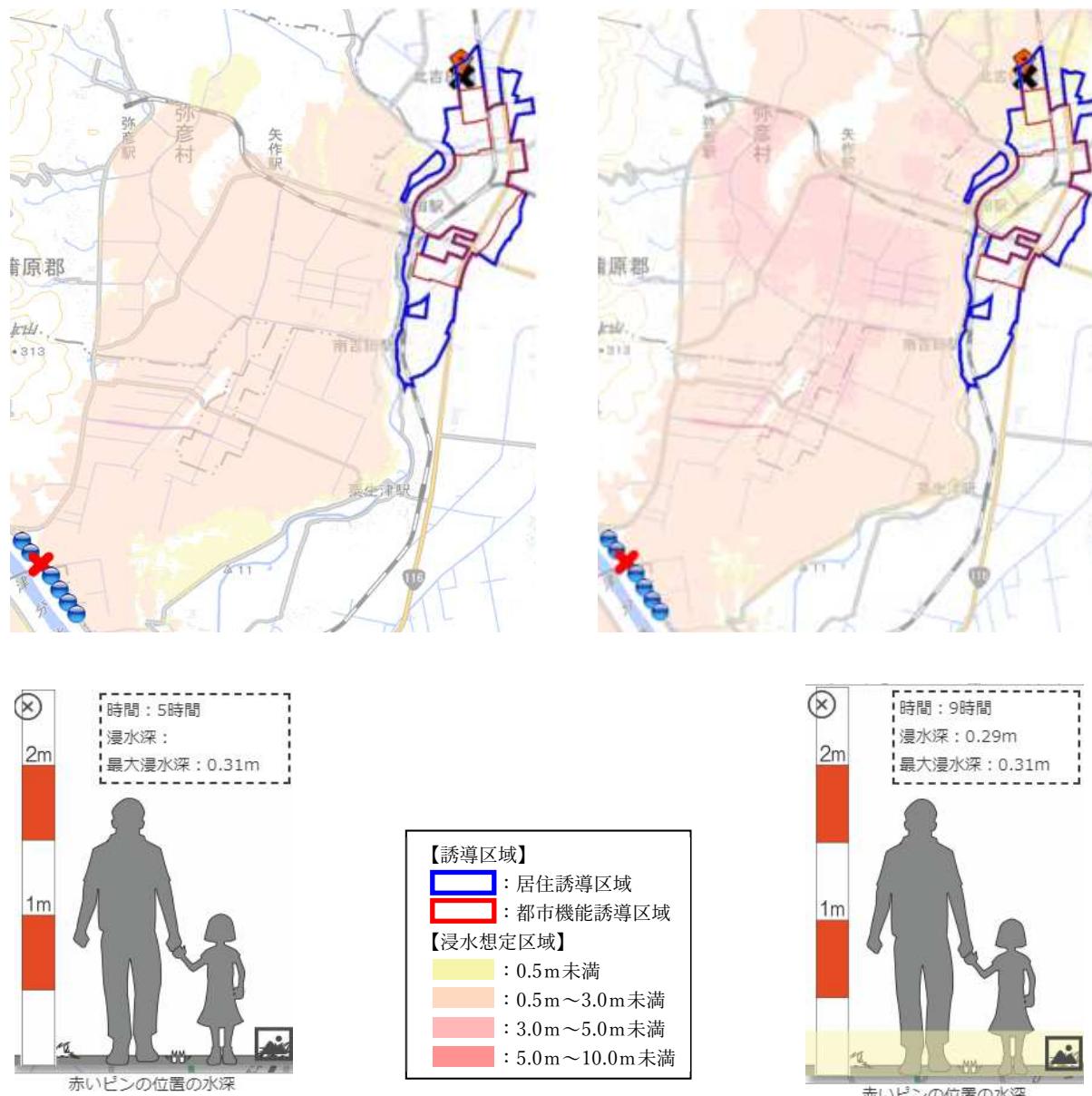


図 6-1-32 : 大河津分水路（下流）洪水浸水想定区域（浸水到達時間）

× 指定・予備避難所、要配慮者利用施設等

出典：地点別浸水シミュレーション検索システム（国土交通省）

※任意の地点を選定することで、当該地点に最大の影響を及ぼす想定破堤箇所（図中Xの地点）をシステムが選定し、浸水深や浸水到達時間等が確認できる

3) 分水地区

3) - 1 大河津分水路洪水浸水想定区域

(想定最大規模 (L2: 1000 年に 1 回程度の降雨規模))

× 人口密度 (500mメッシュ) × 指定・予備避難所 (圏域: 半径 500m)

分水地区の居住誘導区域は、ほぼ全域が浸水想定区域となっています。JR 分水駅の東側や西川沿岸等を除く大部分が 0.5m~3.0m未満の浸水想定となっています。これらのエリアは、ほぼ全域が避難所まで 500mの圏域に含まれますが、いずれの避難所も浸水時には 1 階部分が使用不可となるほか、平屋建ての分水児童館に関しては、水没により使用不可となるおそれがあります。

また、大河津分水路右岸沿岸部は、3.0m~5.0m未満の浸水が想定されているほか、一部エリアは避難困難区域に位置するなど、比較的浸水リスクが高いエリアとなっています。

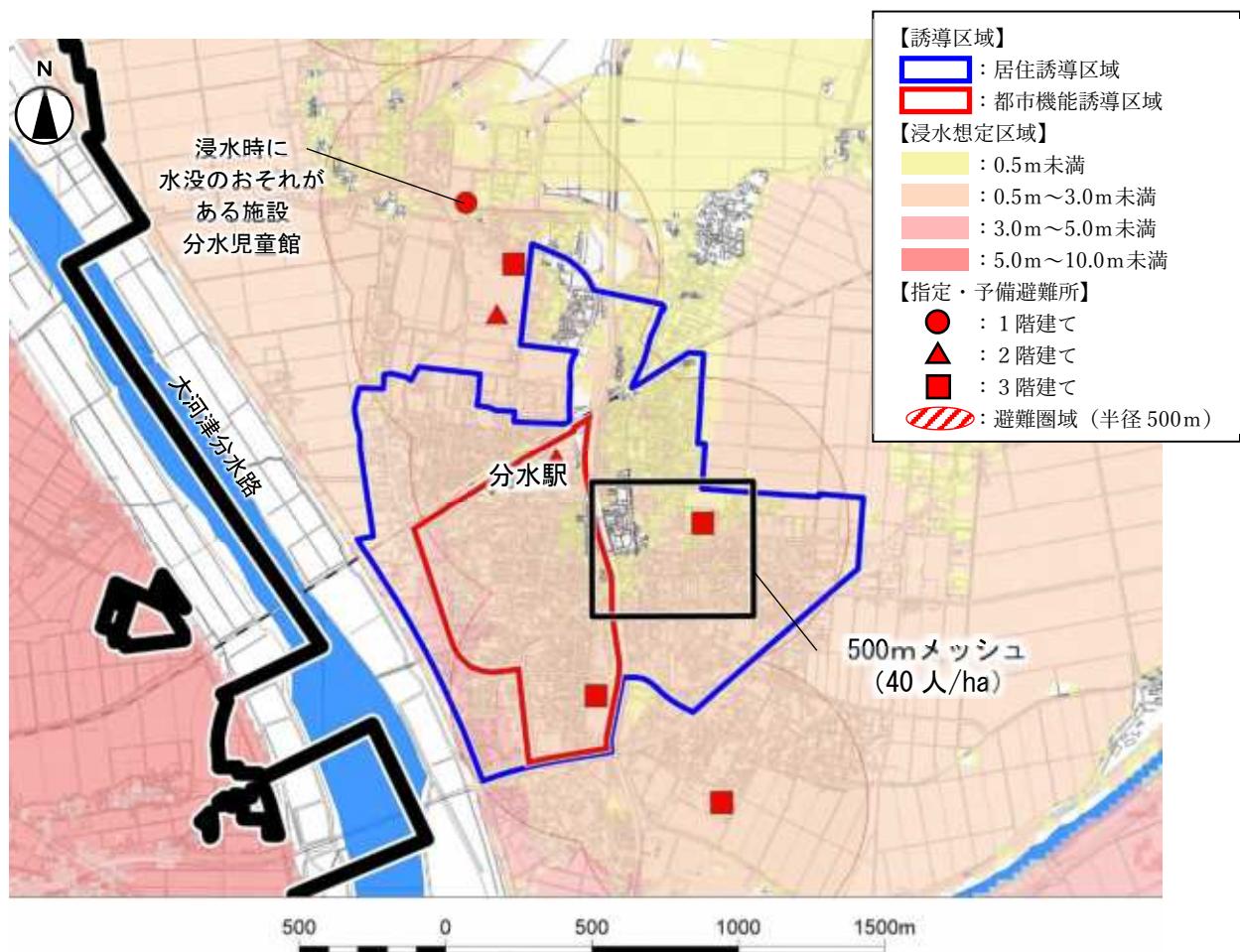


図 6-1-33 : 大河津分水路洪水浸水想定区域 (想定最大規模) × 人口密度 (500mメッシュ)

× 指定・予備避難所 (圏域: 半径 500m)

出典：大河津分水路洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（信濃川河川事務所）

人口密度 (500mメッシュ) (令和 2 年国勢調査)

指定・予備避難所 (燕市 HP 「指定避難所一覧」)

3) - 2 大河津分水路洪水浸水想定区域

(想定最大規模 (L2:1000年に1回程度の降雨規模))

× 人口密度 (500mメッシュ) × 要配慮者利用施設等

JR分水駅の南側に位置する旧市街地に病院や福祉施設が立地しています。浸水深が0.5m~3m

未満のエリアであるため、垂直避難が困難な場合には、早期の水平避難※1が必要となります。

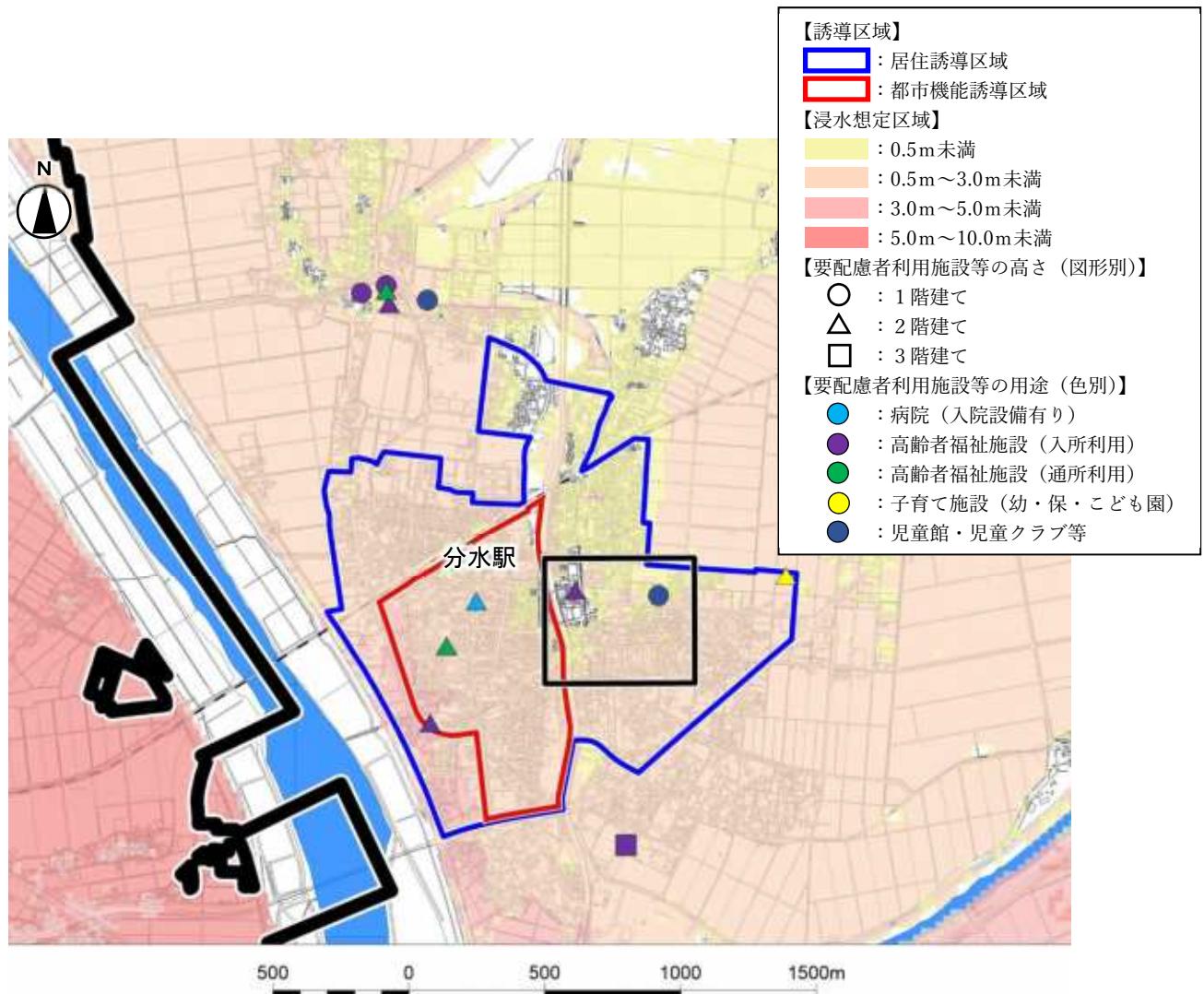


図 6-1-34 : 大河津分水路洪水浸水想定区域（想定最大規模）×人口密度（500mメッシュ）

×要配慮者利用施設等

出典：大河津分水路洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（信濃川河川事務所）

人口密度（500mメッシュ）（令和2年国勢調査）

要配慮者利用施設等

・病院（入院設備有り）（WEBサイト「病院なび」）

・要配慮者利用施設（燕市地域防災計画 資料編（平成28年度修正））

○福祉施設（入所利用、通所利用）

高齢者施設（燕市HP「燕市内介護保険事業所一覧」）

障がい者施設（燕市HP「燕市障がい福祉サービスガイドブック」）

○保育園・こども園・幼稚園（燕市HP）

○児童館・児童クラブ等（燕市HP）

※1「水平避難」とは、避難所など安全な場所へ避難すること。

また、避難の仕方については、「水平避難」のほか、建物の高い所へ避難する「垂直避難」がある。

3) -3 大河津分水路洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

× 指定・予備避難所、入院・入所施設

JR分水駅周辺の旧市街地や国道116号北側の市街地で1日～3日未満の浸水継続が想定されています。また、大河津分水路右岸沿岸部の一部は、浸水継続が2週間に及ぶエリアが存在します。

旧市街地にある入院設備+のある病院は、1日～3日未満の浸水継続が想定されているため、救急搬送等が困難となります。

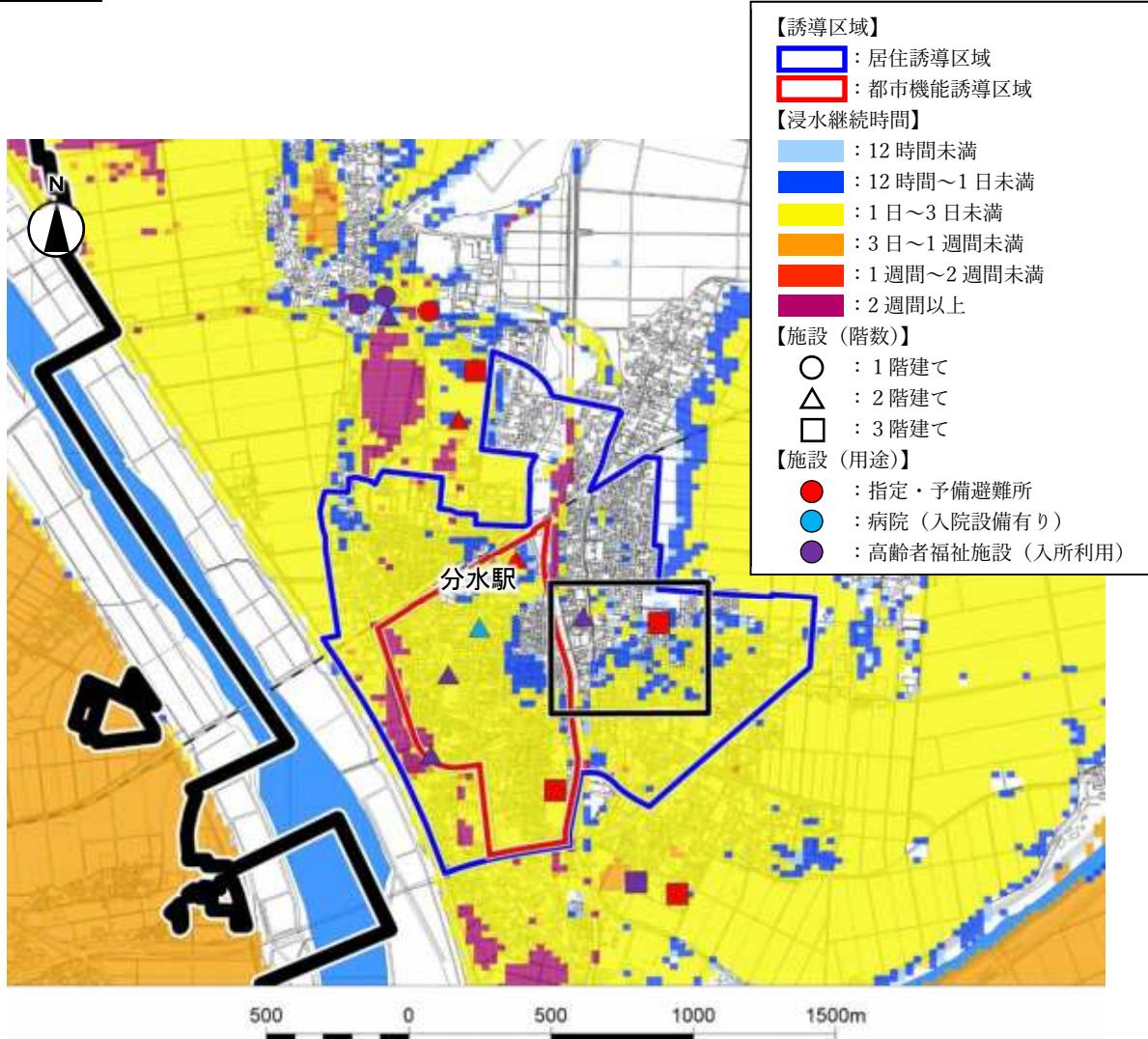


図 6-1-35 : 大河津分水路洪水浸水想定区域（浸水継続時間） × 指定・予備避難所、入院・入所施設

出典：大河津分水路浸水継続時間（想定最大規模）（信濃川河川事務所）

指定・予備避難所（燕市HP「指定避難所一覧」）

要配慮者利用施設等

・病院（入院設備有り）（WEBサイト「病院なび」）

・要配慮者利用施設（燕市地域防災計画 資料編（平成28年度修正））

○福祉施設（入所利用）

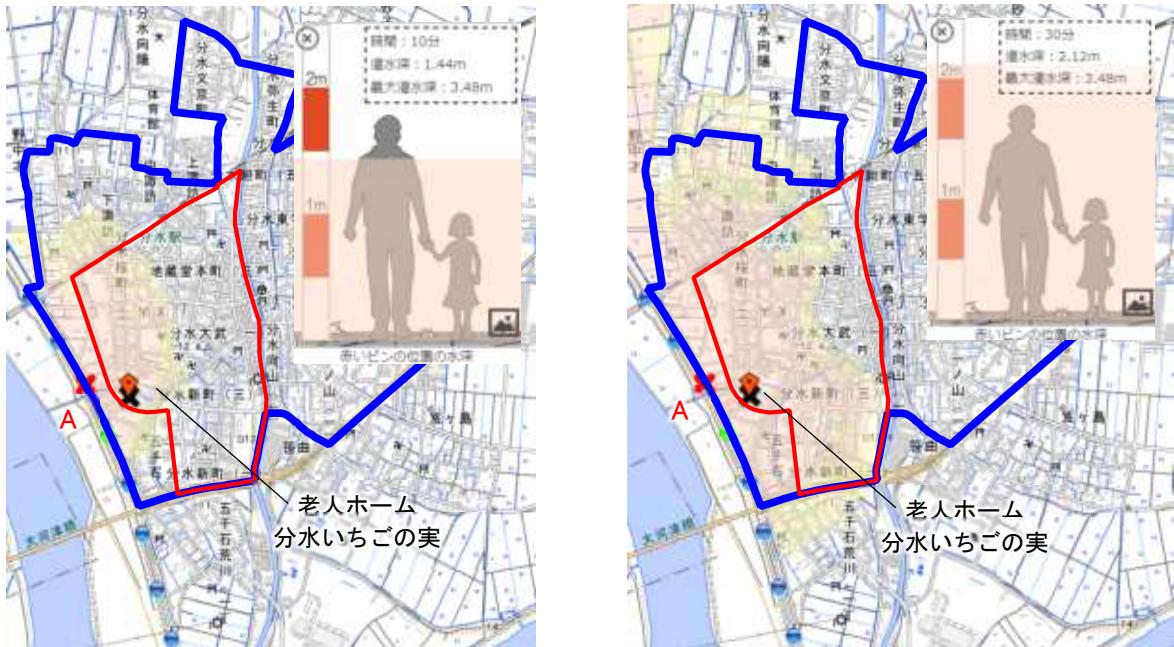
高齢者施設（燕市HP「燕市内介護保険事業所一覧」）

障がい者施設（燕市HP「燕市障がい福祉サービスガイドブック」）

3) - 4 信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（浸水到達時間）

× 指定・予備避難所、要配慮者利用施設等

分水地区の居住誘導区域のうち、西川左岸に位置する旧市街地は、図中A地点で堤防が決壊した場合、浸水リスクが最も高くなります。堤防決壊から30分以内にエリアの大部分が浸水し、沿岸付近に立地する福祉施設は、決壊後10分で約1.5mまで浸水します。



分水地区に位置する避難所のうち、分水公民館は、図中B地点で堤防が決壊した場合に最も早く浸水が到達します（決壊後20分で0.5m以上の浸水）。

また、分水小学校は、図中C地点で堤防が決壊した場合に最も早く浸水が到達します（決壊後60分で約0.2m以上の浸水）。

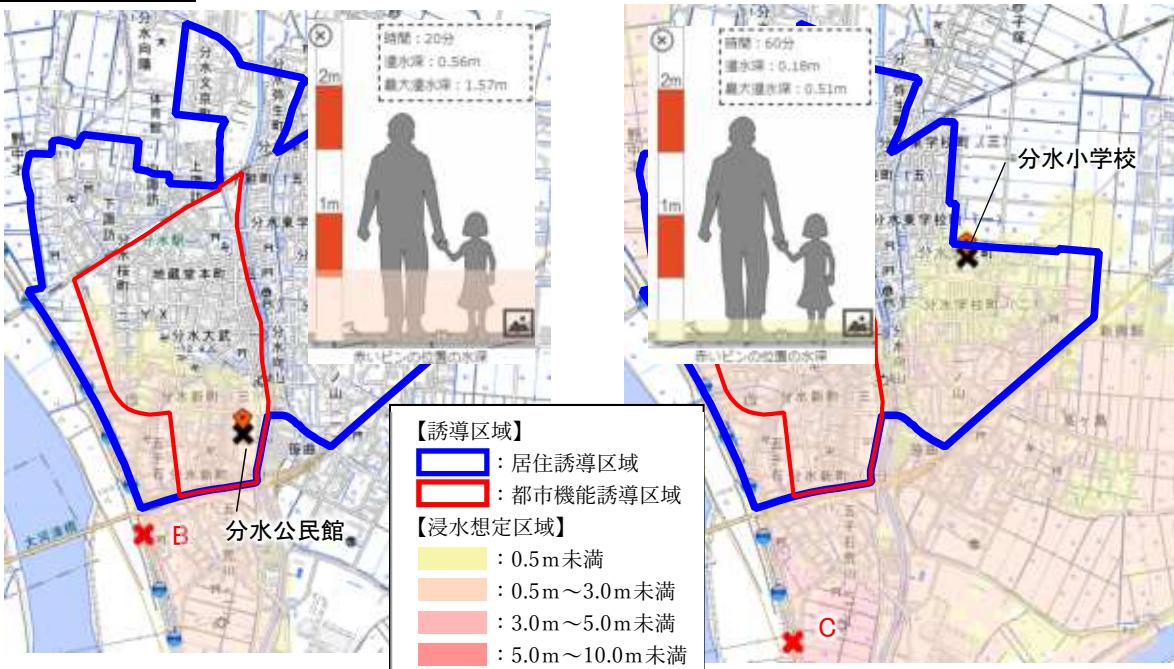


図 6-1-36 : 信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（浸水到達時間）

× 指定・予備避難所、要配慮者利用施設等

出典：地点別浸水シミュレーション検索システム（国土交通省）

※任意の地点を選定することで、当該地点に最大の影響を及ぼす想定破堤箇所（図中Xの地点）をシステムが選定し、浸水深や浸水到達時間等が確認できる

3) -5 大河津分水路洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

× 大通川洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））

× 建物分布

大河津分水路の沿岸に家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）が存在し、堤防沿いに立地する一部の建築物が区域に含まれています。

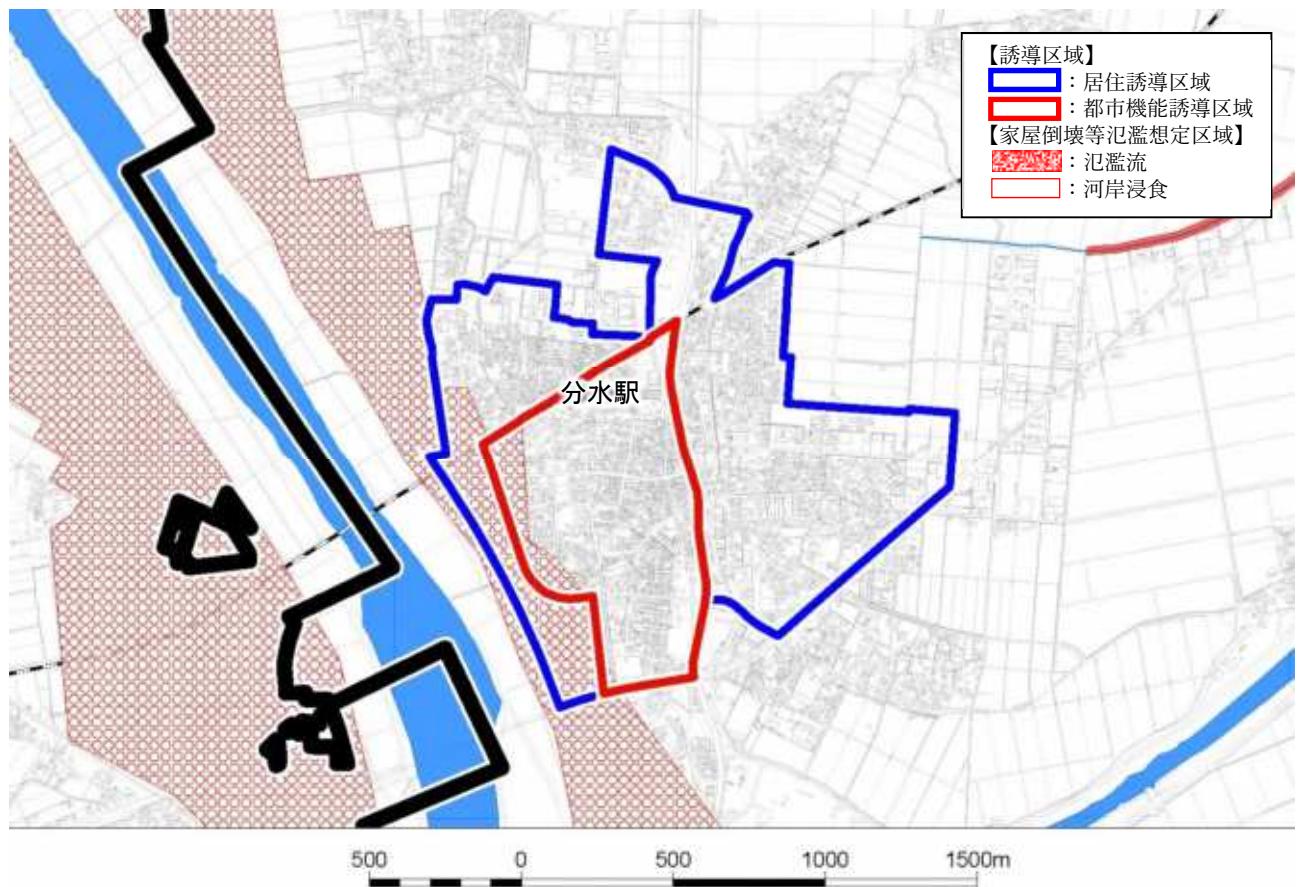


図 6-1-37 : 大河津分水路洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

× 大通川洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）） × 建物分布

(出典 : 大河津分水路 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）(想定最大規模) (信濃川河川事務所))

2. 地区ごとの防災上の課題の整理

(1) 燕地区

中ノ口川右岸に位置する居住誘導区域の浸水リスクが極めて高い状況です。特に須頃郷地区土地区画整理事業区域周辺は、JR燕三条駅周辺に位置する立地特性から共同住宅や集客力の高い大規模商業施設等の立地が多く、これらの状況を踏まえた対策が必要です。

洪水浸水 | 浸水継続

- 人口密度・高齢化率が高い旧市街地を含むエリア
- 3m未満の浸水、3日未満の浸水継続リスクがある
- エリア内に避難所が2ヶ所存在するが、いずれの施設も浸水時1階使用不可

洪水浸水 | 浸水継続

- 3m以上5m未満の浸水リスクがあるため2階建て未満の建物は垂直避難が困難
- 3日以上の浸水継続リスクがある

洪水浸水 | 浸水継続 | 避難困難

- 比較的新しい市街地で共同住宅の立地が多いエリア
- 5m以上の浸水リスクがあるため、建物の多くは垂直避難が困難
- 3日以上の浸水継続リスクがある
- 全域が避難困難区域



図 6-2-1：防災上の課題（燕地区）

出典：信濃川水系信濃川（下流）洪水浸水想定区域（想定最大規模、支川等溢水を表示）（信濃川下流河川事務所）、大河津分水路洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（信濃川河川事務所）

(2) 吉田地区

総体的に浸水リスクは小さいですが、JR吉田駅やJR北吉田駅等の鉄道駅の周辺で洪水浸水、浸水継続に係るリスクが存在します。また、西川左岸に位置するエリアは、1週間以上の浸水継続が想定されるエリアとなっています。

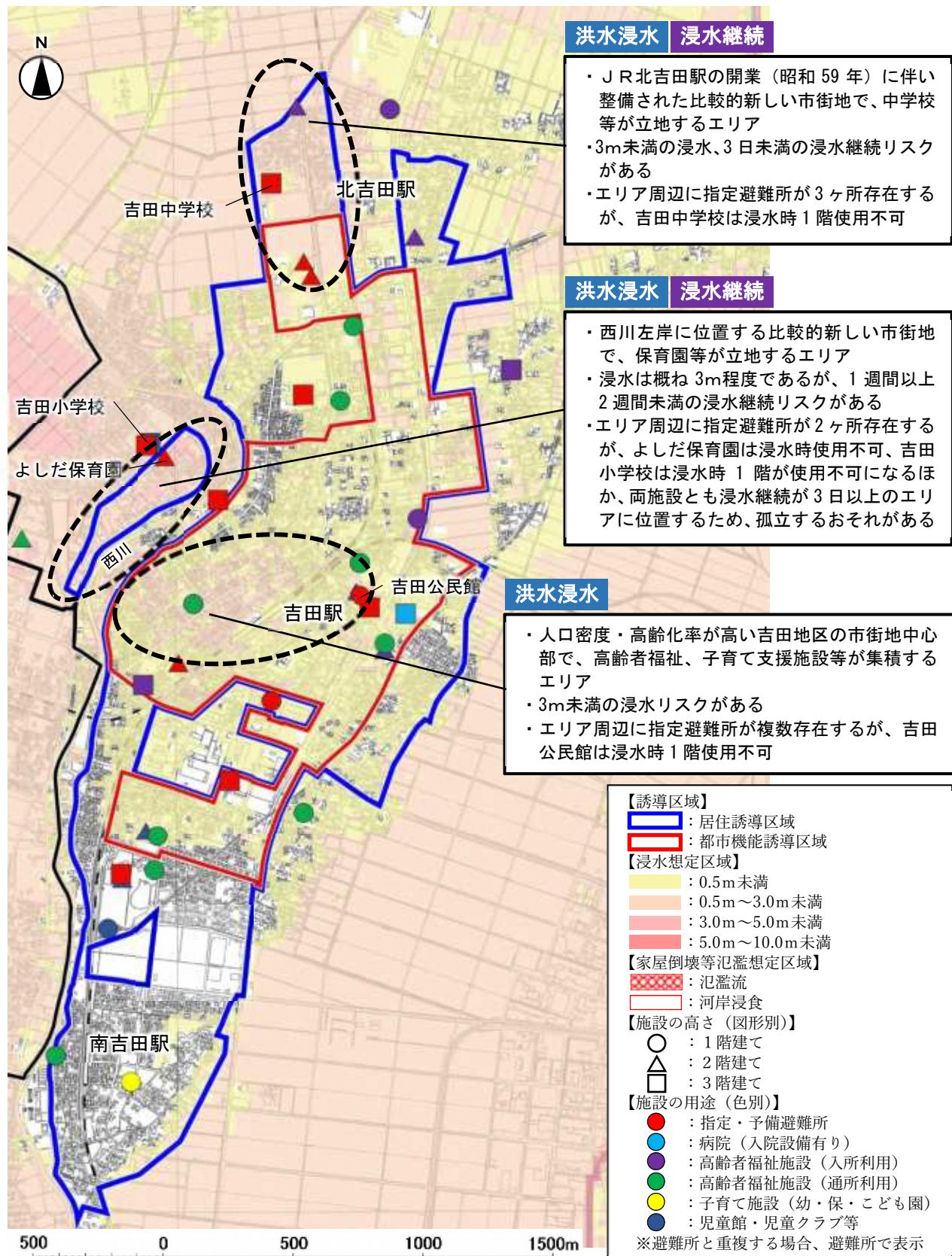


図 6-2-2：防災上の課題（吉田地区）

（出典：大河津分水路洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（信濃川河川事務所））

(3) 分水地区

居住誘導区域の西側（西川左岸の市街地中心部）や区域南側に洪水浸水、浸水継続、浸水到達等に係るリスクが存在します。特に大河津分水路が決壊（任意の地点）した場合の浸水到達時間は、エリアの大部分が30分未満と短い状況です。

また、大河津分水路の沿岸に位置するエリアは、氾濫流による家屋倒壊等のリスクが存在します。

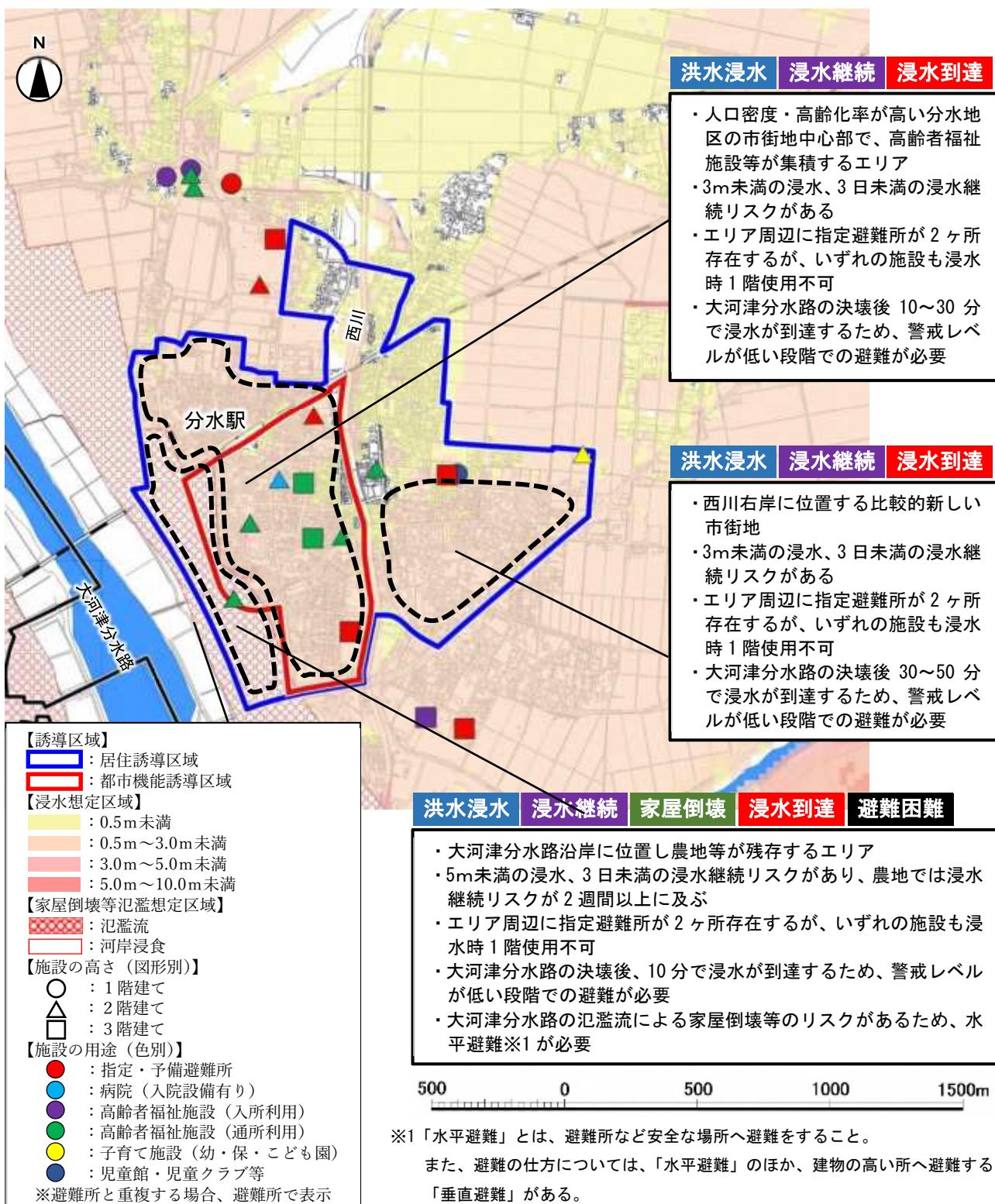


図 6-2-3：防災上の課題（分水地区）

（出典：大河津分水路洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（信濃川河川事務所））

3. 防災まちづくりの将来像と取組方針の検討

(1) 防災まちづくりの基本方針

防災指針は「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地および立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針」です。

また、「燕市都市計画マスターplan」において、目標の一つとして、「激甚化・頻発化する災害への対応として、ハード対策やソフト対策により、災害リスクを低減させることで安全性を高め、安心できるまち」を目指し、「高まる災害リスクから暮らしを守る安全・安心なまち」を掲げています。

以上のことと踏まえ、以下の視点に基づく取組を総合的に組み合わせて、「高まる災害リスクから暮らしを守る安全・安心なまち」を推進することを基本とします。

高まる災害リスクから暮らしを守る安全・安心なまち

視点Ⅰ 災害リスクの抑制

- ・災害ハザードそのものに対する対策

視点Ⅲ 災害リスクの低減

- ・ハード、ソフトの防災・減災対策

視点Ⅲ 機能継続

- ・災害時でも都市生活を停滞させない対策

(2) 地区ごとの課題を踏まえた取組方針

先に整理した各地区の課題と、防災まちづくりの基本方針を踏まえ、地区毎の取組方針を次のように設定します。

表 6-3-1：対策の視点と取組方針（●：各地区で該当する取組方針）

対策の視点	取組方針	燕地区	吉田地区	分水地区
I 災害リスクの抑制	1. 河川の洪水対策	●	●	●
	2. 雨水の流出抑制	●	●	●
II 災害リスクの低減	1. 訓練の充実	●	●	●
	2. 防災体制・連携の強化	●	●	●
	3. 避難体制の強化	●	●	●
	4. 意識啓発	●	●	●
	5. 災害・防災情報の充実	●	●	●
III 機能継続	1. 都市機能の継続	●	●	●
	2. 避難・防災拠点の整備	●	●	●

4. 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

(1) 取組方針に基づく具体的な取組およびスケジュール

① 防災まちづくりに係る具体的取組

取組方針を踏まえ、防災まちづくりの基本方針である「高まる災害リスクから暮らしを守る安全・安心なまち」に向けた具体的取組を次のように設定します。

なお、具体的な取組に関しては、以下の上位・関連計画との整合を図りつつ、設定しました。

1. 新潟県国土強靭化地域計画アクションプログラム 2021（令和3年12月 新潟県）
2. 燕市国土強靭化地域計画に基づく主な取組一覧（令和2年2月 燕市）
3. 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく信濃川下流域の減災に係る取組方針（案）（平28年8月（令和3年5月一部変更） 水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会※）
4. 信濃川水系河川整備計画（令和4年12月 国土交通省北陸地方整備局）
5. 信濃川水系流域治水プロジェクト（令和4年3月 信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会※）
6. その他地区レベルの関係計画（都市再生整備計画事業事後評価 等）

※水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会の構成員

※信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会の構成員

- ・信濃川下流域沿岸市町村（新潟市、長岡市、三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町）の首町
- ・新潟県関係各課（防災局、農林水産部、農地部、土木部）
- ・北陸農政局
- ・下越森林管理署
- ・中越森林管理署
- ・森林整備センター
- ・新潟地方気象台
- ・北陸地方整備局

② 具体的取組のスケジュール

具体的な取組のスケジュールは、参照した上位・関連計画の考え方を踏襲するほか、取組の関連性等を踏まえ設定します。

スケジュールを検討する期間は、燕市立地適正化計画の計画期間と同じ令和22年度までを基本とし、その中で、完了時期が明確に示されている取組や短期（令和10年度を目指す）に重点化すべき取組等は、その概要を備考欄に掲載しました。備考欄に記載がない取組は、基本的に計画期間である令和22年度以降も継続する取組です。

表 6-4-1：対策の視点や取組方針に対応する具体的な取組（燕市全域）

対策の視点	取組方針	具体的な取組		主体	燕	吉田	分水	備考
I 災害リスク の抑制	1. 河川の洪水対策	I-1-① 大河津分水路、信濃川の改修	信濃川（河道掘削、堤防整備、堰・水門耐震対策等） 大河津分水路（山地部掘削・低水路拡幅、浸透対策等）	国	●	●	●	
		I-1-② 河川の流下能力の維持（浚渫・樹木伐採等）		国/県	●	●	●	※令和 20 年度まで
	2. 雨水の流出抑制	I-2-① 田んぼダムの整備促進		国/県/市/農業者	●	●	●	
		I-2-② 下水道施設（雨水ポンプ）の機能維持		市	●			
		I-2-③ 洪水調整池等の整備促進		市/事業者	●	●	●	
		I-2-④ 路面排水施設の機能保全・補修（側溝の泥上げ、側溝修繕等）		市/市民/事業者	●	●	●	
II 災害リスク の低減	1. 訓練の充実	II-1-① 関係機関等が連携した防災訓練の実施（情報伝達・水防実働訓練等）		県/市	●	●	●	
		II-1-② 地域や各種団体における防災訓練の充実		市/市民/事業者	●	●	●	
	2. 防災体制・連携の強化	II-2-① 関係機関と水防団、または水防団相互の連携強化による防災活動の充実		市	●	●	●	
		II-2-② 自主防災組織の充実による地域の防災力の強化		市民	●	●	●	
		II-2-③ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成		市/事業者	●	●	●	短期（令和 10 年度を目指す） で重点取組、以後継続
		II-2-④ 民間施設の一時避難場所（垂直避難）としての使用に関する協定の検討		市/事業者	●	●	●	
	3. 避難体制の強化	II-3-① 関係機関と連携した防災行動計画（タイムライン）の作成		市	●	●	●	
		II-3-② 地域・家庭におけるマイ・タイムライン の作成促進	マイ・タイムライン燕市版の作成・配布	市	●	●	●	作成・配布済
			燕市公式 LINE への登録とライン上でのマイ・タイムラ インの作成促進	市民	●	●	●	短期（令和 10 年度を目指す） で重点取組、以後継続
	4. 意識啓発	II-4-① 小中学校等における水災害教育を実施		市	●	●	●	
		II-4-② ハザードマップの普及と説明会、出前講 座、防災キャラバン等による意識啓発	ハザードマップの作成・配布	市	●	●	●	作成・配布済
			意識啓発活動	市	●	●	●	
	5. 災害・防災情報の充実	II-5-① 迅速で的確な情報伝達（防災行政無線、防災つばめヘルの登録やラジオ、燕市 SNS 等の普及啓発）		市	●	●	●	短期（令和 10 年度を目指す） で重点取組、以後継続
III 機能継続	1. 都市機能の継続	III-1-① 民間企業 BCP 策定支援（都市機能の継続）		市/事業者	●	●	●	
	2. 避難・防災拠点の整備	III-2-① 応急的な退避場所の確保		市	●	●	●	
		III-2-② 水防資機材の配備や非常用物資の備蓄の推進		市/市民/事業者	●	●	●	
		III-2-③ 緊急輸送道路の整備	国道 116 号吉田バイパス	国	●	●	●	※完了時期未定
			国道 289 号燕北道路	県	●	●	●	※完了時期未定

ハード： ソフト：

③ 地区別の取組

先に整理した具体的な取組を基に、各地区の実態・特性を踏まえた地区別の取組を整理します。各地区の居住誘導区域においては、災害リスクの抑制・低減に係る取組を推進し、「高まる災害リスクから暮らしを守る安全・安心なまち」を目指すのですが、取組は一定期間の中で継続的に実施されるもので、直ちに上記のような安全・安心な環境が整うわけではありません。

このような中、災害時に市民の安全・安心を確保するためには、地域の特性を踏まえた適切な避難行動の在り方を共有しつつ市民一人ひとりが避難に係る意識を高めるなど、「避難」に係る取組を充実させることが重要です。

このため、地区別の取組では、国が示す「避難情報に関するガイドライン」に基づく4つの行動※（避難場所）や「燕市洪水・土砂災害ハザードマップ」や「マイ・タイムライン 燕市 保存版」が示す避難情報（5段階）別の取るべき行動等を踏まえつつ、エリア別の避難行動の在り方についても整理します。

※4つの避難行動（避難場所）については、国の資料を基に、「指定避難場所」「指定避難場所以外で避難可能な場所」「安全が確保できる屋内」の3タイプとします。



図 6-4-1：新たな避難情報に関するポスター・チラシ
(出典：新たな避難情報に関するポスター・チラシ 内閣府)

表 6-4-2: 警戒レベルの基準と取るべき行動 (燕市洪水・土砂災害ハザードマップ、マイ・タイムライン 燕市 保存版より抜粋)

警戒 レベル	取るべき行動	避難情報	警戒レベルの基準 (洪水浸水の場合)			
			信濃川下流 (尾崎)	信濃川下流 (荒町)	中ノ口川 (道金)	信濃川下流 (大河津)
5	すでに安全な避難ができず 命が危険な状態 警戒レベル 5 緊急安全確保 の発令を待たずに 行動することが必要	緊急安全確保 (燕市)	氾濫 が発生	氾濫 が発生	氾濫 が発生	氾濫 が発生
4	・避難場所へ速やかに避難 (指定 避難所への避難が危険な場合 は「指定避難場所以外で避難可 能な場所」か「安全が確保でき る屋内所」へ避難)	避難指示 (燕市)	氾濫	危険	水	位
3	・避難に時間要する方 (高齢 者、障害のある方、乳幼児など) とその支援者は避難を開始 ・その他の方はいつでも避難で きるよう準備(「防災気象情報」 や「水位情報」等に注意し、危 険を感じた段階で早期避難)	高齢者等避難 (燕市)	避難	判断	断水	位
2	・テレビ・ラジオ・携帯メール等 にて、気象情報、大雨や河川状 況の確認 ・ハザードマップ等で避難所・避 難ルートの確認 ・防災グッズの準備、避難者カー ドの確認、自宅保全	各種注意報 (気象庁)	8.7m	8.5m	7.8m	13.4m
1	・テレビ・ラジオ・携帯メール等 にて、気象情報、大雨や河川状 況の確認 ・ハザードマップ等で避難所・避 難ルートの確認 ・防災グッズの準備、避難者カー ドの確認、自宅保全	早期注意情報 (気象庁)	8.2m	8.0m	7.5m	12.5m

④ 地区別の取組（主に避難行動について）

1) 燕地区

1) - 1 信濃川

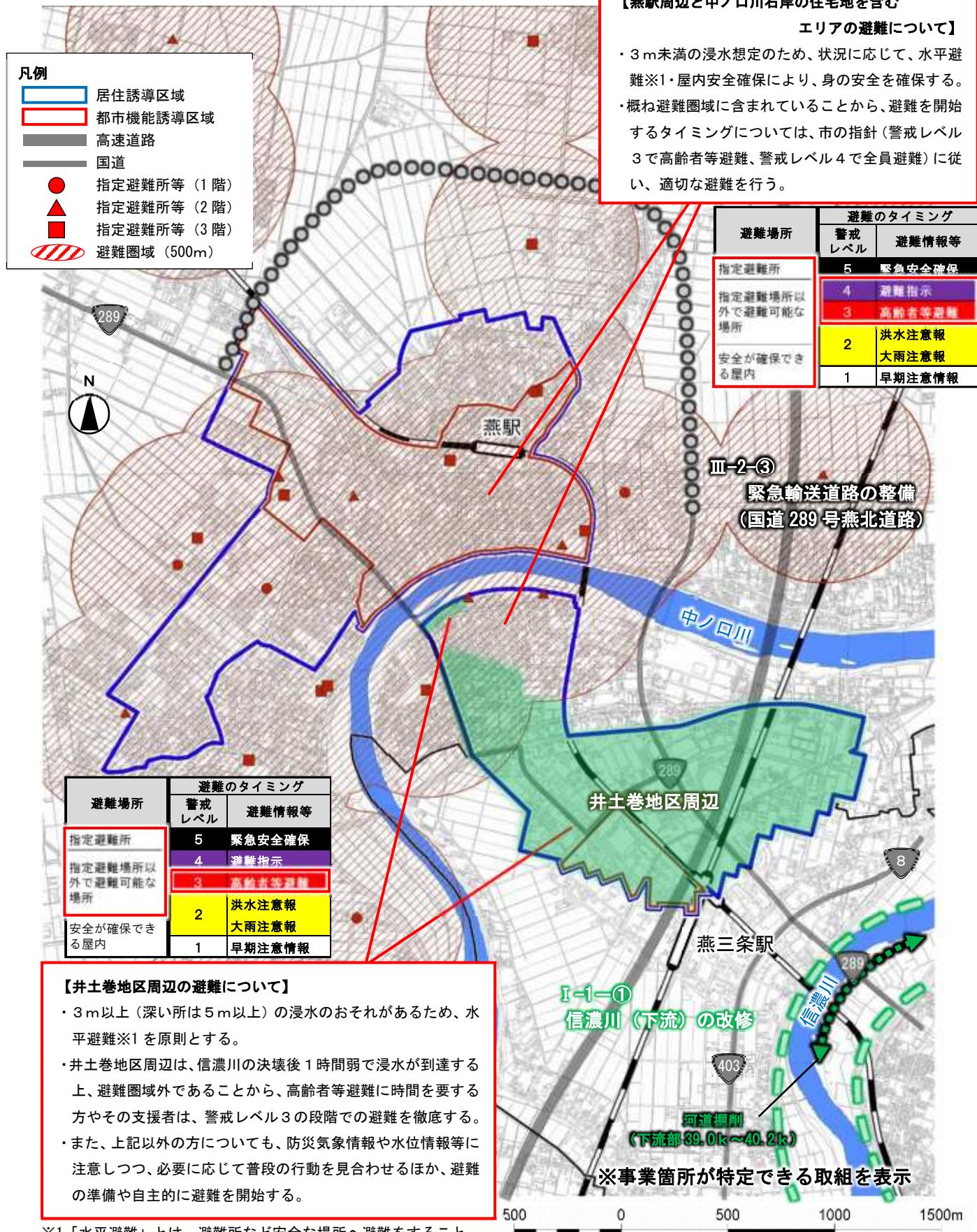


図 6-4-2：地区別の取組（主に避難行動について）燕地区・信濃川

1) - 2 大河津分水路

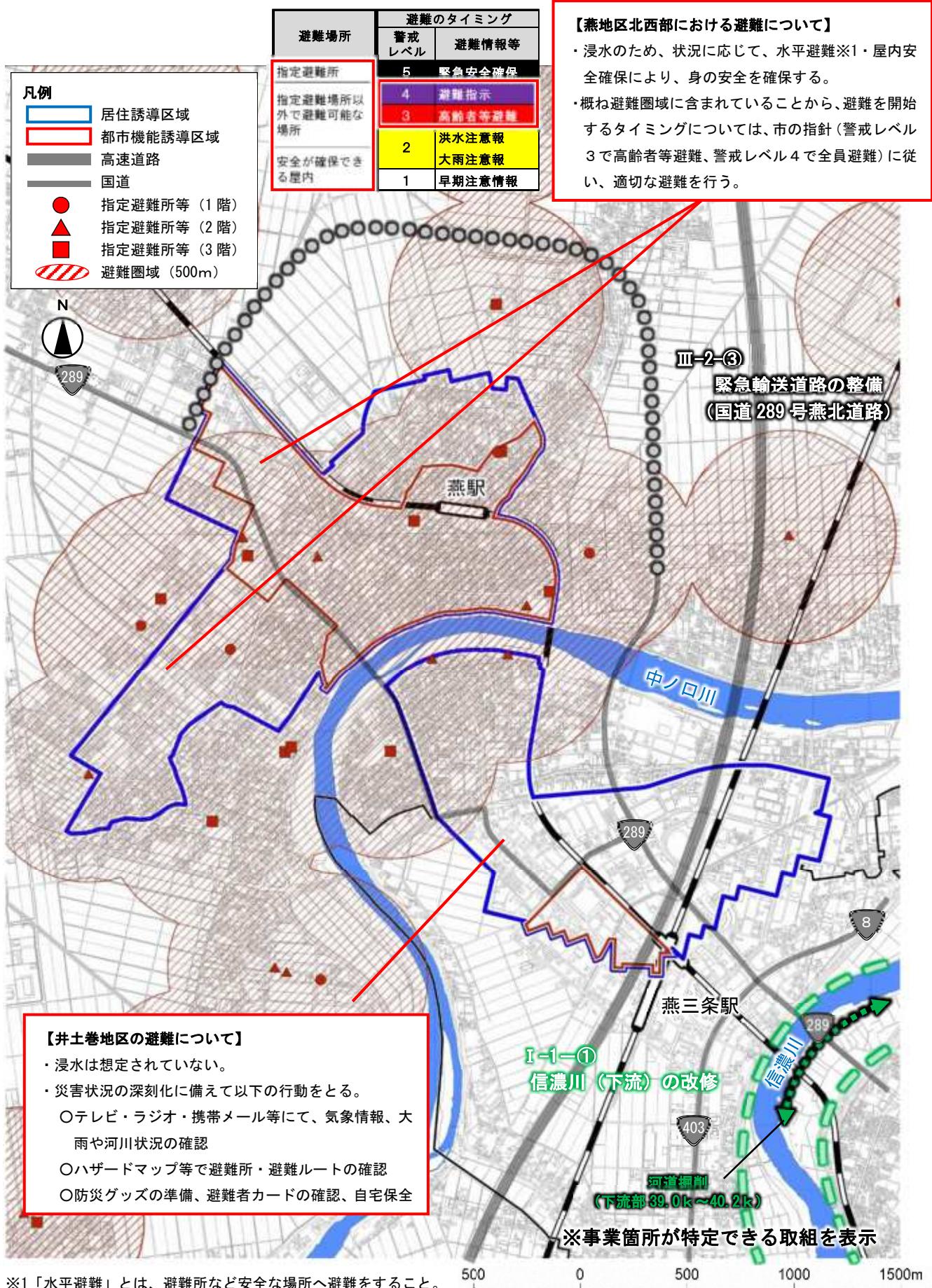


図 6-4-3：地区別の取組（主に避難行動について）燕地区・大河津分水路

2) 吉田地区

2) - 1 信濃川

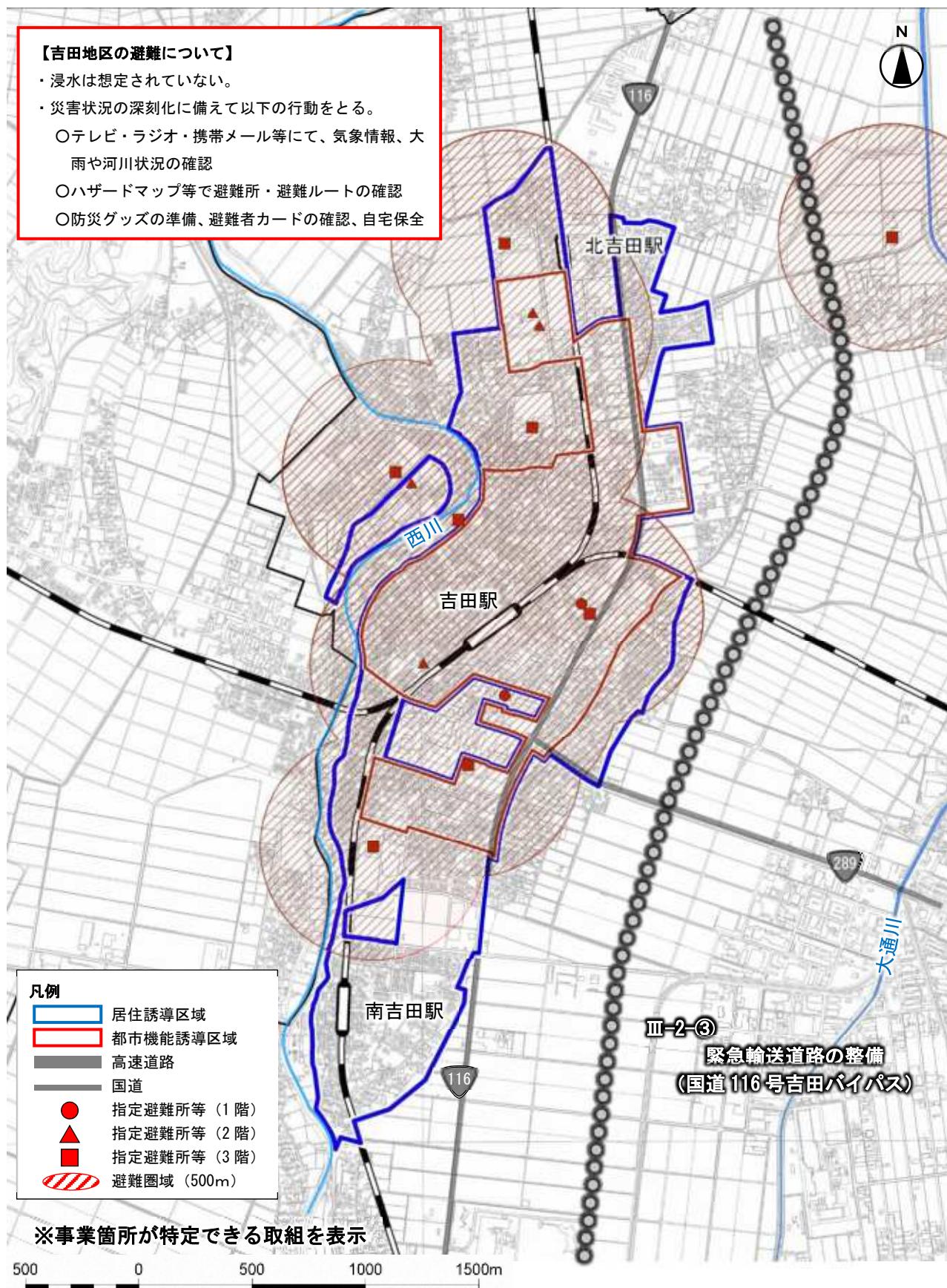


図 6-4-4 : 地区別の取組（主に避難行動について）吉田地区・信濃川

2) - 2 大河津分水路

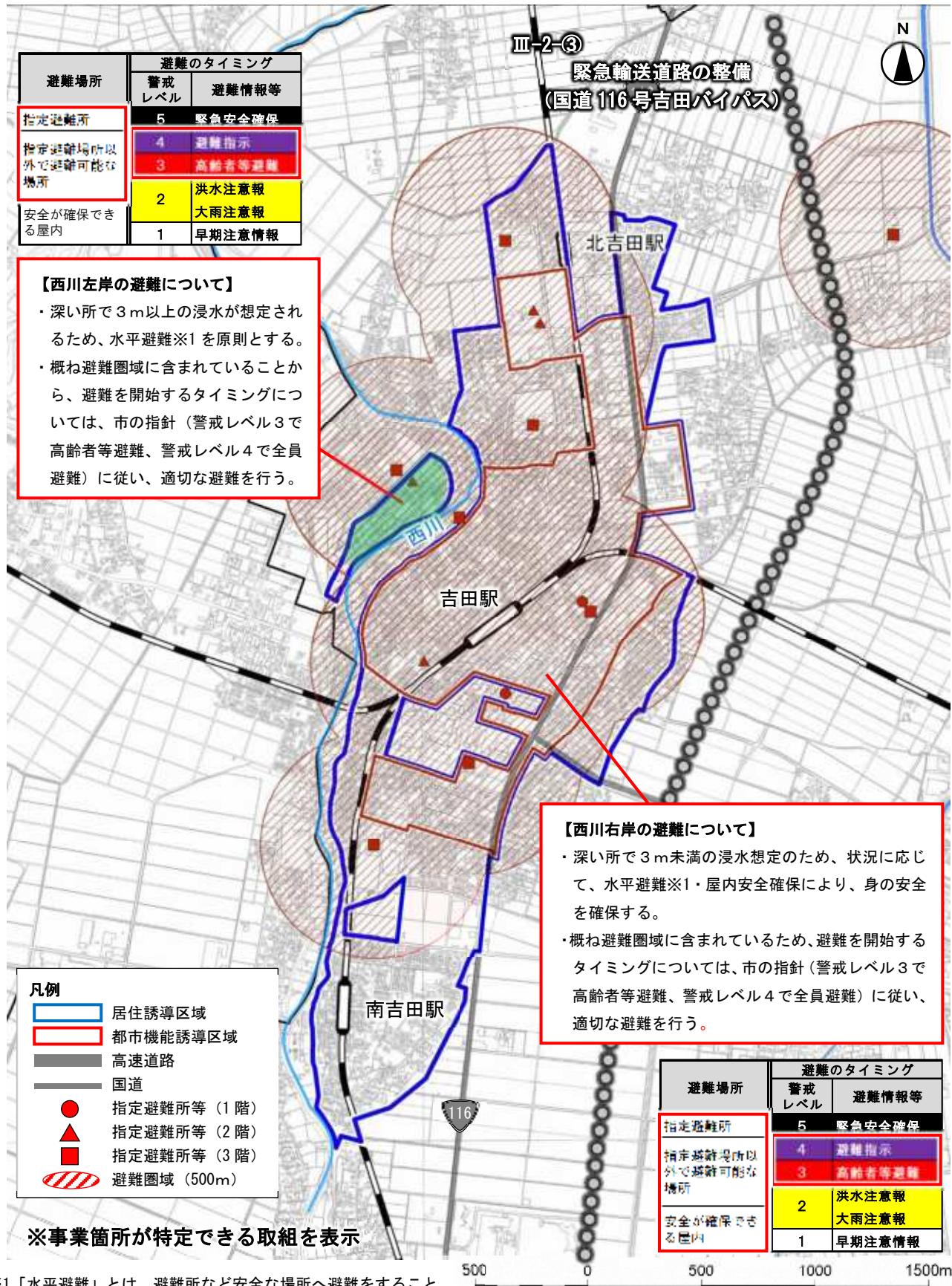


図 6-4-5 : 地区別の取組（主に避難行動について）吉田地区・大河津分水路

3) 分水地区

3) - 1 信濃川

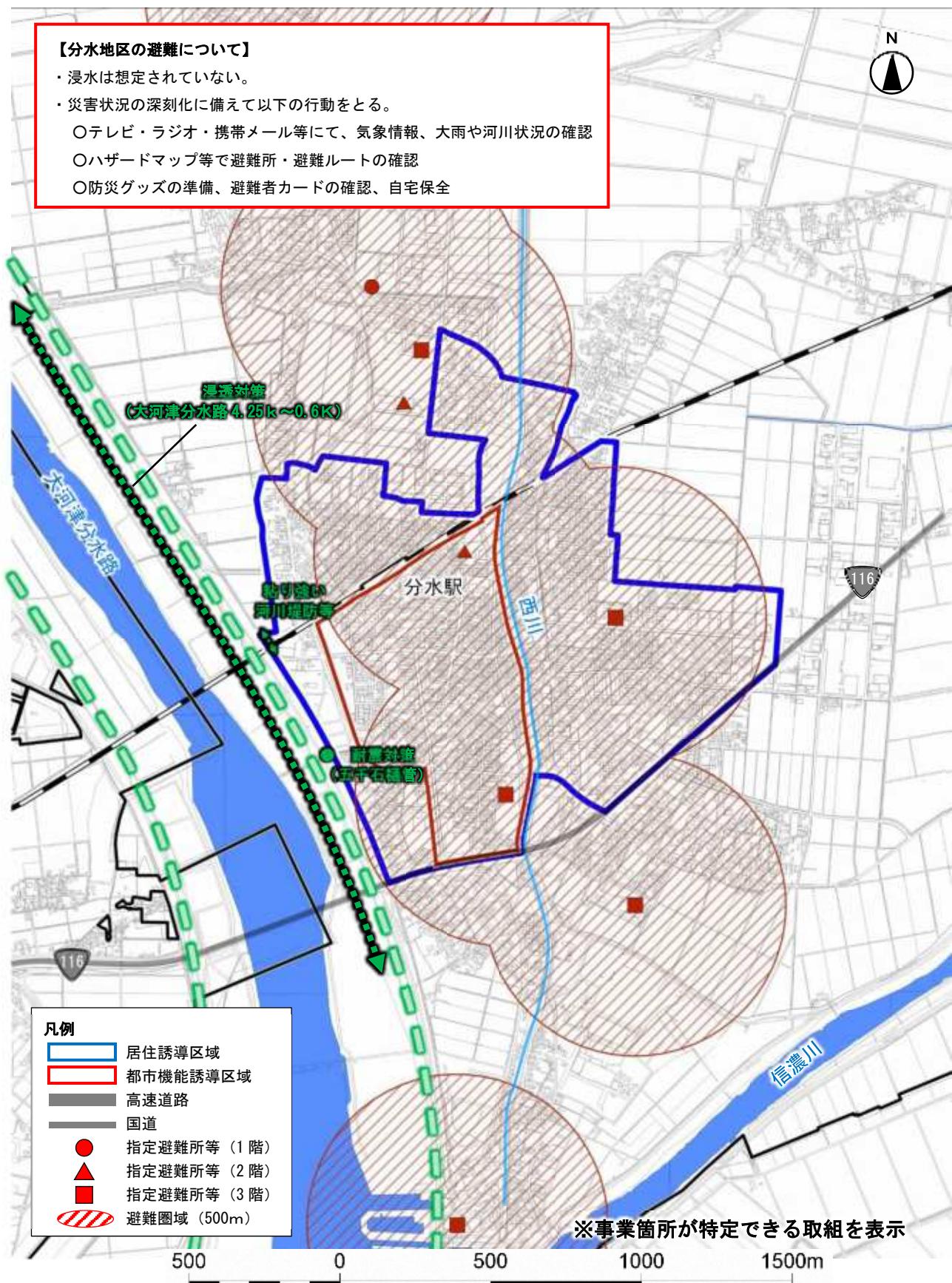
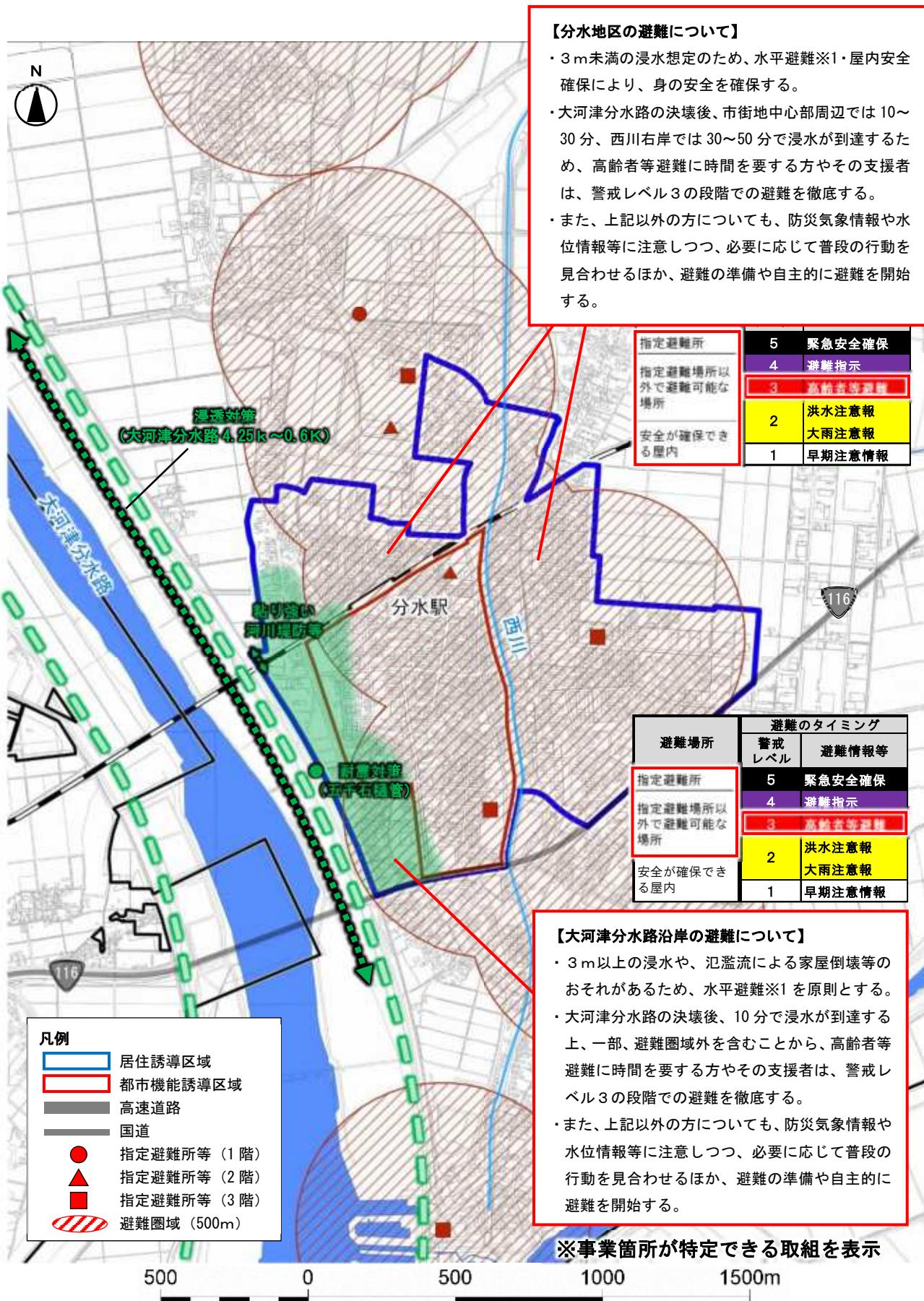


図 6-4-6 : 地区別の取組（主に避難行動について）分水地区・信濃川

3) - 2 大河津分水路



※1「水平避難」とは、避難所など安全な場所へ避難すること。

また、避難の仕方については、「水平避難」のほか、建物の高い所へ避難する「垂直避難」がある。

図 6-4-7：地区別の取組（主に避難行動について）分水地区・大河津分水路

(2) 定量的な目標値の設定

① 目標指標の設定

取組の実施にあたっては、先に設定した防災まちづくりの基本方針を踏まえつつ計画的に推進するとともに、目標年次に至るまでの達成目標を設定することが望まれます。

達成目標は、その効果を市民等にわかりやすく示すため、定量的な目標設定を行うことが必要です。

洪水浸水に係るハザードが顕著な本市のような場合には、わかりやすい指標の一例として「浸水想定区域内の居住人口の抑制」等が考えられますが、燕地区のように市街地形成の経緯等から、想定最大規模の洪水浸水が深いエリアでも居住誘導区域に含まれざるを得ない地区が存在する本市の特性を踏まえると、効果的な指標とはいえません。

上記のようなエリアでは、災害リスクが顕在化した際に、いかに速やかに安全に避難できるかが人命を守る上で重要であると考えられることから、避難に焦点をあてた指標を設定します。

指標1 燕市公式LINEアカウントに登録している市民の割合

- ・災害時における避難情報の周知やマイ・タイムラインの作成が可能な燕市公式LINEアカウントの登録者数を増やすことで、災害時に迅速かつ適切な避難ができる市民の割合を高める。

指標2 ハザードマップ等を用いた防災に係る啓発活動の実施回数

- ・防災出前講座や防災キャラバン等の実施により、ハザード情報の共有と地域の特性に応じた適切な避難に係る意識啓発を図り、「燕市公式LINEアカウント」や「防災つばめヘル」への登録者数を増やす（=災害時に迅速かつ適切な避難ができる市民の割合を高める）。

② 従前値・目標値の設定

各指標について、次の考え方に基づき、従前値、目標値を設定します。

指標 1	設定の考え方	従前値	目標値
燕市公式 LINE アカウント に登録している 市民の割合	<p>【計測の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燕市の全市人口（住民基本台帳人口）に対する「燕市公式LINEアカウント」に登録している市民の割合。 <p>※緊急情報は全登録者に発信するので、防災情報を受信している人に特定しない</p> <p>【従前値の計測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5年3月末時点の登録者数：11,638人 ・R5年3月末時点の全市人口：77,021人 ・登録している市民の割合 : 15.1% <p>【目標値の設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年度から令和4年度までの3年間ににおける「燕市公式LINEアカウントに登録している市民の割合」の傾向から、令和22年度における登録割合を推計（31.2%）。 ・推計した令和22年度の登録割合と、別途推計した本市の令和22年度の人口から、令和22年度の登録者数を算出（約19,420人）。 ・R22年度の登録者数 : 19,420人 ・R22年度の全市人口（別途推計）: 62,342人 ・登録している市民の割合（推計）: 31.2% <p>※当該指標については、増加傾向にある登録者数と減少傾向にある全市人口の相反する要素を踏まえ推計する必要があることから、人数ではなく登録割合で設定することとした。</p>	15.1% (11,638人)	31.2% (19,420人)

指標2	設定の考え方	従前値	目標値
ハザードマップ等 を用いた 防災に係る啓発活 動の実施回数	<p>【計測の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災出前講座や防災キャラバン等の防災に関する啓発活動の平均実施回数。 <p>【従前値の計測】</p> <ul style="list-style-type: none"> 燕市主催の啓発活動の実施回数 : 23回 <p>【目標値の設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期期間において積極的な啓発活動を実施し、指標1、2に関連する登録者数の増加を目指すことから、短期期間（R5～R10年度）における平均実施回数の増加を目指す。 	23回/年 2022 (R4) 年度	従前値 よりも増加 2040 (R22) 年度

第7章 施策の達成状況に関する評価方法の検討

1. 計画の評価と見直しについて

本計画は、概ね20年後（2040年度）を展望する長期的な計画ですが、都市再生特別措置法や都市計画運用指針では、概ね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について、調査・分析および評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討し、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましいとされています。

燕市においても概ね5年毎を目安に、目標指標や効果指標のほか、「都市構造の評価に関するハンドブック」に基づく指標の評価を行い、効果を持続させる視点、状況を改善する視点を持って、都市機能や居住の適切な立地誘導に向けた施策の見直しを行います。

なお、その際は、都市計画審議会に評価および見直しの過程や結果を諮り、その結果を市報などにより広く市民へ公表することを基本とします。

また、評価、見直し等にあたっては、関連性の深い燕市都市計画マスターplanの進行管理とも整合を図ることとします。

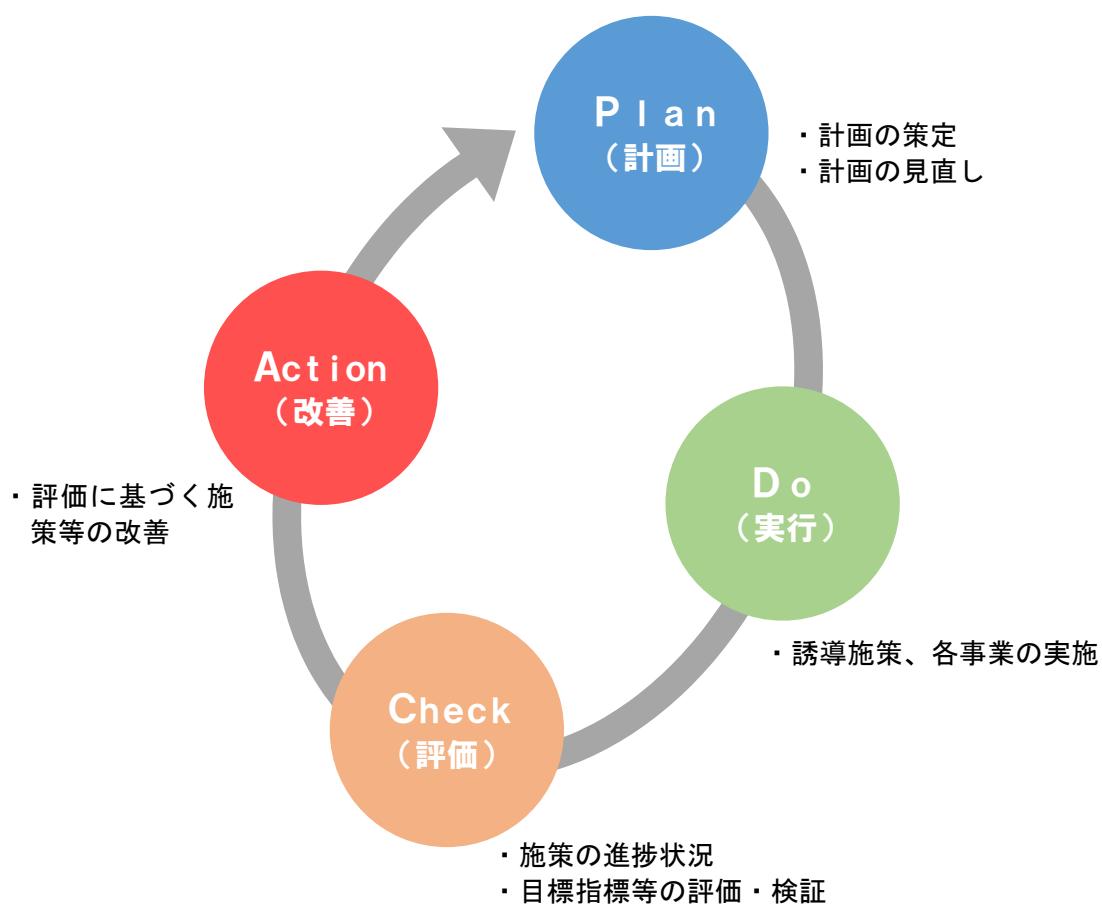


図 7-1-1 : PDCAサイクルによる計画の進行管理のイメージ

2. 評価方法

前章で設定した目標指標や効果指標により評価を行うほか、都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月、国土交通省都市局都市計画課）に基づき評価対象分野ごとの評価（従前値との比較）を行います。

表 7-2-1：都市構造に係る評価項目

評価対象分野	評価指標	利用データ	算出方法
生活利便性	□公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	住宅・土地統計調査 都道府県編「最寄交通機関までの距離別住宅数」	市町村別の最寄交通機関までの距離別住宅数の総数に占める、駅まで1km圏内、もしくはバス停まで200m圏内の住宅数の割合
	□市民一人当たりの自動車総走行台キロ	道路交通センサス	乗用車の市区町村別自動車走行台キロ（台キロ/日）を都市の総人口で除して算出
健康・福祉	□市民一人当たりの自動車総走行台キロ	(再掲)	(再掲)
	■高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合	住宅・土地統計調査 都道府県編「最寄医療機関までの距離別住宅数」	市町村別の最寄医療機関までの距離別住宅数の総数に占める500m以上の住宅数の割合
	□歩道整備率	道路交通センサス	歩道が設置された道路延長を一般道路実延長で除して算出
	■高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	住宅・土地統計調査 都道府県編「最寄公園までの距離別住宅数」	市町村別の最寄公園までの距離別住宅数の総数に占める500m以上の住宅数の割合
安全・安心	□歩道整備率	(再掲)	(再掲)
	■市民一万人あたりの交通事故死亡者数	(財)交通事故総合分析センター 全国市区町村別交通事故死者数	1万人あたり死者数
	■最寄り緊急避難場所までの平均距離	住宅・土地統計調査 都道府県編「最寄の緊急避難場所までの距離別住宅数」	最寄の緊急避難場所までの距離別住宅数に、距離帯の中間値を乗じた値を合計し、住宅総数で除して算出
	■空き家率	住宅・土地統計調査	空き家数（その他住宅）を住宅総数で除して算出
地域経済	■従業者一人当たり第三次産業売上高	経済センサス 第3次産業（電気・ガス、情報通信業、運輸業、金融業等の業務分類（F～R））の売上金額合計	第三次産業売上高を第三次産業従業者人口で除して算出
	■空き家率	(再掲)	(再掲)
行政運営	□市民一人当たりの歳出額	統計で見る市区町村のすぐた「歳出決算総額」	歳出決算総額を都市の総人口で除して算出
	□財政力指数	統計で見る市区町村のすぐた、または、総務省 地方公共団体の主要財政指標一覧「財政力指数」	財政力指数
	■市民一人当たり税収額（個人市民税・固定資産税）	統計で見る市区町村のすぐた「市町村民税」、「固定資産税」	市町村民税および固定資産税の総額を都市の総人口で除して算出
	■従業者一人当たり第三次産業売上高	(再掲)	(再掲)
エネルギー/ 低炭素	■市民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量	(自動車走行台キロ) 道路交通センサス（台キロあたりガソリン消費量）国土交通白書	小型車の自動車交通量（走行台キロ/日）に、実走行燃費を除して燃料消費量を求め、燃料別CO ₂ 排出係数（ガソリン）を乗じて、年換算してCO ₂ 排出量を算出
	□市民一人当たりの自動車総走行台キロ	(再掲)	(再掲)

※■は、項目の代表的な指標

□は、■の指標を代替、または補完する参考資料

（資料：都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月、国土交通省都市局都市計画課））

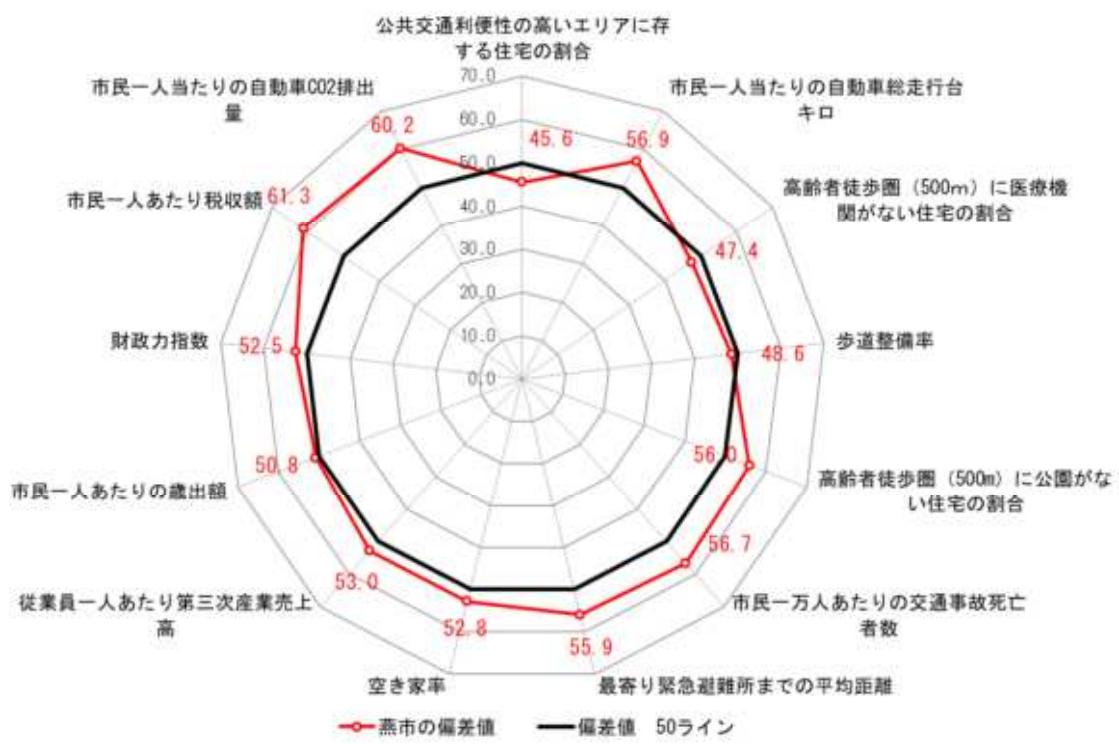
(参考) 従前値の状況

人口 10 万人以下の同規模都市との比較では、生活利便性（公共交通等）や健康・福祉、安全・安心に係る評価の一部で全国平均を下回る状況がありますが、地域経済や行政運営、環境負荷(低炭素) は、全国平均を上回る結果となっています。

表 7-2-2 : 都市構造に係る同規模都市との比較

評価分野・評価軸		評価指標	燕市	全国平均 (人口10万人以下)	評価	年次
生活利便性	◎居住機能の適切な誘導	□公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	46 %	52 %	×	2013 (H 25)
		□市民一人当たりの自動車総走行台キロ	7.9 台キロ/日	14.5 台キロ/日	○	2021 (R3)
健康・福祉	◎徒歩行動の増加と市民の健康の増進	□〈再掲〉市民一人当たりの自動車総走行台キロ	7.9 台キロ/日	14.5 台キロ/日	○	2021 (R3)
	◎都市生活の利便性向上	■高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合	64 %	60 %	×	2013 (H 25)
	◎歩きやすい環境の形成	□歩道整備率	49 %	52 %	×	2021 (R3)
		■高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	45 %	60 %	○	2013 (H 25)
安全・安心	◎歩行者環境の安全性の向上	□〈再掲〉歩道整備率	49 %	52 %	×	2021 (R3)
	◎市街地の安全性の確保	■市民一万人あたりの交通事故死亡者数	0.26 人	0.49 人	○	2020 (R2)
		■最寄り緊急避難場所までの平均距離	535 m	749 m	○	2013 (H 25)
	◎市街地荒廃化の抑制	■空き家率	6.1 %	7.3 %	○	2013 (H 25)
地域経済	◎サービス産業の活性化	■従業者一人当たり第三次産業売上高	14.5 百万円	13.3 百万円	○	2010 (H 22)
	◎健全な不動産市場の形成	■〈再掲〉空き家率	6.1 %	7.3 %	○	2013 (H 25)
行政運営	◎都市経営の効率化	□市民一人当たりの歳出額	432 千円	481 千円	○	2019 (R元)
		□財政力指数	0.63	0.57	○	2019 (R元)
	◎安定的な税収の確保	■市民一人当たり税収額(個人市民税・固定資産税)	129 千円	98 千円	○	2020 (R2)
		■〈再掲〉従業者一人当たり第三次産業売上高	14.5 百万円	13.3 百万円	○	2016 (H 28)
エネルギー/低炭素	◎運輸部門の省エネ・低炭素化	■市民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量	0.69 t-CO ₂ /年	1.23 t-CO ₂ /年	○	2010 (H 22)
		□〈再掲〉市民一人当たりの自動車総走行台キロ	7.9 台キロ/日	14.5 台キロ/日	○	2021 (R3)

○ : 全国平均を上回る × : 全国平均を下回る



グラフ 7-2-1：都市構造に係る同規模都市との比較



燕市 立地適正化計画

令和 6 年 2 月版

編集・発行：燕市 都市整備部 都市計画課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

【TEL】0256(77)8263 【FAX】0256(92)2118

【URL】<https://www.city.tsubame.niigata.jp/>